

## 平成22年第4回志布志市議会定例会

### 目 次

第1号(11月29日)		頁
1. 議事日程		12
2. 出席議員氏名		13
3. 欠席議員氏名		13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		13
5. 議会事務局職員出席者		13
6. 開 会・開 議		14
7. 日程第1 会議録署名議員の指名		14
8. 日程第2 会期の決定		14
9. 日程第3 報告		14
10. 日程第4 認定第1号 平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について		14
11. 日程第5 認定第2号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について		36
12. 日程第6 認定第3号 平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ いて		36
13. 日程第7 認定第4号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について		36
14. 日程第8 認定第5号 平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて		36
15. 日程第9 認定第6号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて		36
16. 日程第10 認定第7号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について		36
17. 日程第11 認定第8号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて		36
18. 日程第12 認定第9号 平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について		36
19. 日程第13 議案第58号 平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について		45
20. 日程第14 議案第63号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について		46
21. 日程第15 議案第64号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について		47
22. 日程第16 議案第65号 平成22年度志布志市一般会計補正予算(第8号)		51

23. 追加日程第1 発議第10号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書の提出について	52
24. 散 会	54

## 第2号（12月6日）

1. 議事日程	55
2. 出席議員氏名	56
3. 欠席議員氏名	56
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	56
5. 議会事務局職員出席者	56
6. 開 議	57
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	57
8. 日程第2 議案第66号 志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	57
9. 日程第3 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	58
10. 日程第4 議案第68号 志布志市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	60
11. 日程第5 議案第69号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について	62
12. 日程第6 議案第70号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	70
13. 日程第7 議案第71号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	74
14. 日程第8 議案第72号 損害賠償の額を定め、和解することについて	82
15. 日程第9 議案第73号 字の区域変更について	83
16. 日程第10 議案第74号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	83
17. 日程第11 議案第75号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	92
18. 日程第12 議案第76号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	93
19. 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	94
20. 散 会	95

## 第3号（12月7日）

1. 議事日程	96
2. 出席議員氏名	97
3. 欠席議員氏名	97
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	97
5. 議会事務局職員出席者	97

6 . 開 議	98
7 . 日程第1 会議録署名議員の指名	98
8 . 日程第2 議案第77号 平成22年度志布志市一般会計補正予算(第10号)	98
9 . 日程第3 一般質問	101
西江園 明	102
立山 静幸	127
小野 広嗣	141
長岡 耕二	168
10 . 散 会	177

#### 第4号(12月8日)

1 . 議事日程	178
2 . 出席議員氏名	179
3 . 欠席議員氏名	179
4 . 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	179
5 . 議会事務局職員出席者	179
6 . 開 議	180
7 . 日程第1 会議録署名議員の指名	180
8 . 日程第2 一般質問	180
毛野 了	180
平野 栄作	187
丸山 一	200
金子 光博	215
9 . 散 会	222

#### 第5号(12月9日)

1 . 議事日程	223
2 . 出席議員氏名	224
3 . 欠席議員氏名	224
4 . 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	224
5 . 議会事務局職員出席者	224
6 . 開 議	225
7 . 日程第1 会議録署名議員の指名	225
8 . 日程第2 一般質問	225
小園 義行	225

鶴迫 京子	251
下平 晴行	268
9. 散 会	278

## 第6号(12月22日)

1. 議事日程	279
2. 出席議員氏名	280
3. 欠席議員氏名	280
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	280
5. 議会事務局職員出席者	280
6. 開 議	281
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	281
8. 日程第2 報告	281
9. 日程第3 議案第66号 志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置 条例の一部を改正する条例の制定について	281
10. 日程第4 議案第69号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について	283
11. 日程第5 議案第71号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	293
12. 日程第6 議案第72号 損害賠償の額を定め、和解することについて	296
13. 日程第7 議案第74号 平成22年度志布志市一般会計補正予算(第9号)	296
14. 日程第8 議案第75号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)	305
15. 日程第9 議案第76号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)	307
16. 日程第10 陳情第14号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡 充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書	308
17. 日程第11 議案第78号 損害賠償の額を定め、和解することについて	309
18. 日程第12 議案第79号 平成22年度志布志市一般会計補正予算(第11号)	320
19. 日程第13 発議第11号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡 充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出につ いて	322
20. 日程第14 発議第12号 「国立大隅青少年自然の家」の国運営存続を求める意見書の 提出について	323
21. 日程第15 議員派遣の決定	324
22. 日程第16 閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	325
23. 閉 会	325

平成22年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
11月29日	月	本会議	開会 会期の決定 21年度決算関係(委員長報告・採決) 議案上程
30日	火	休 会	
12月 1日	水	休 会	
2日	木	休 会	
3日	金	休 会	
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	本会議	議案上程
7日	火	本会議	一般質問
8日	水	本会議	一般質問
9日	木	本会議	一般質問
10日	金	委員会	(文教厚生常任委員会)
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	委員会	(産業建設常任委員会)
14日	火	委員会	(連合審査会)(総務常任委員会)
15日	水	委員会	(総務常任委員会)
16日	木	休 会	
17日	金	休 会	
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	
21日	火	休 会	
22日	水	本会議	委員長報告・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第58号	平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第63号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第64号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第65号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
議案第66号	志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	志布志市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
議案第70号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第71号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第72号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第73号	字の区域変更について
議案第74号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
議案第75号	平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第76号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
議案第78号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第79号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第14号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書
発議第10号	環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書の提出について
発議第11号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について
発議第12号	「国立大隅青少年自然の家」の国運営存続を求める意見書の提出について
議員派遣の決定	

閉会中の継続調査申し出について

( 総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長 )

3.一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 西江園 明	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	この事業の入札は適正か。 事業の進捗状況を問う。 施設運営事業者との協定について問う。 実施設計業務委託契約解除に係る訴訟の経過について問う。 難視聴地区の対策は。 有明町開発農協との協議の進捗状況を問う。	市長
	2 行政組織の在り方について	組織の再編をどのように考えるか。 係の在り方について問う。	市長 教育委員長
2 立山 静幸	1 平成23年3月九州新幹線全線開通に伴う観光振興について	県が平成22年3月策定した大隅地域将来ビジョンの中で、観光振興を目的とした志布志市内の事業計画はどのようなものがあるか。 九州新幹線全線開通に伴う今後の観光振興として、志布志市単独事業として平成22年度・23年度においてどのような事業を想定しているか。	市長 教育委員長
	2 肉用牛生産と肥育経営について	先進的な肥育農家が求める子牛づくりと肥育農家の飼養技術向上について、研修会の開催は考えられないか。	市長
3 小野 広嗣	1 高齢者対策について	移動手段がない高齢者を中心とする「買い物弱者」が増えている。生活支援が必要な方々の現状をどう把握し、対応しようとしているのか。	市長
	2 子育て支援について	本市の児童虐待の現状把握の状況と防止対策について問う。 こんにちは赤ちゃん事業の推進状況について問う。	市長
	3 広報広聴の取り組みについて	本市における広報広聴の本来の目的とあるべき姿について示せ。 今後の市報しぶしの在り方をはじめ、ホームページを活用して市をPRする戦略的な取り組みなど、広報広聴ツールの改善並びに拡充への取り組みについて問う。	市長
	4 図書館行政について	インターネットを使って電子図書を貸し出す「Web図書館」の導入について検討する考えはないか。	教育委員長



質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
4 長岡 耕二	1 組織機構見直し計画について	各支所の現状と市民の意見をどのように捉えているか。 総合支所方式から本庁方式へ移行しなければならない理由。 各支所の住民サービスをどのように考えているか。	市長
	2 畜産生産基盤施設整備事業について	事業内容の見直しは考えられないか。	市長
5 毛野 了	1 産業振興について	市有遊休地の活用及び企業誘致の取り組みの現状と、その見通しを伺う。	市長
	2 県道と市道の整備要請と計画について	県道塗木大隅線の整備要請の考えはないか。 市道町原弓場ヶ尾線の進捗状況と今後の取り組みについて問う。	市長
	3 体育振興について	志布志運動公園武道館の観覧席の整備計画について問う。	教育委員長
6 平野 栄作	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	進捗（加入等）状況について。 行政サービス向上にこの事業をどのように活用していくのか。	市長
	2 高齢者福祉行政について	3月定例会で、シルバー人材センター事業についての質問を行ったところであるが、その後の経過について問う。	市長
	3 環境行政について	ポイ捨て防止条例施行後も、相変わらず不法投棄やポイ捨ては減少していない状況にある。現状の認識と、今後の対策をどのように進めていく考えか。	市長
7 丸山 一	1 海岸清掃について	海岸漂着物処理推進法に基づく対応について問う。	市長
	2 保安林（松林）について	市有林の維持管理について問う。	市長
	3 普現堂池の管理・運営について	現在の指定管理から切り離れた管理・運営は考えられないか。	市長
	4 道路整備について	海岸（一丁田付近）での緊急時避難用の道路新設を排水対策と併せて急ぐべきではないか。 県営ラフォーレ松原団地周辺の道路整備を急ぐべきではないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の方 相手
8金子光博	1 農業後継者対策について	本市の基幹産業である農業を持続的に発展させるために、農業後継者として就農する際の支援が必要ではないか。	市長
	2 道路行政について	県道塗木大隅線内（やっちくふれあいセンター入口から市ノ原バス停付近区間）の歩道改良の必要があるのではないか。	市長 教育委員長
9小園義行	1 組織機構再編計画について	組織機構見直し計画について、どういった議論をし今回の提案になったのか。 旧町ごとの人口動態や住民要求に対する事務量の把握をしっかりとつかんでの提案か。	市長 教育委員長
	2 環境対策について	粗大ごみの出し方について、現在の方法と併せて年に2回ぐらい集荷場所を決めて出せるようにできないか。	市長
	3 経済対策について	住宅リフォーム助成制度の創設で地域経済の活性化を図る考えはないか。	市長
	4 高齢者福祉について	敬老祝金の75歳以上全員支給に対する検討はどうされたのか。	市長
	5 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について	本市経済への影響は国が示している試算でどの程度になると認識しているか。	市長
10鶴迫京子	1 少子・高齢化社会について	本市の出会いサポート事業の経過と現状を。 県の世話やきキューピッド事業との連携を図り合同での実施は考えられないか。 多発する高齢者の交通事故防止のため、運転免許証の自主返納を促進するよう警察と協力して自主返納者に対して支援制度を始める考えはないか。 入浴時の突然死を防ぐため、12月から2月を防止策キャンペーン期間として、市民に市報やチラシ等で周知し防災無線や車を使って注意を促すことはできないか。	市長
	2 観光行政について	観光活性化のまちづくりについて、最重要と考えている構想は。 それに対する市長の本気度は。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11下平晴行	1 事務事業の執行の在り方について	<p>組織機構見直し計画について グループ制の計画があったが、導入しない理由は何か。 縦割り行政による弊害の解消とあるが、どこが解消されるのか。 住民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置に努めるとあるが、これまでの人員配置との違いは。 市民の要請、要望の対応について問う。</p>	市長
	2 雇用促進対策について	<p>市の厳しい経済及び雇用情勢の中、市の活性化（市民の雇用の拡大）を図るために、多業種を対象に新規雇用など、雇用促進を図る考えはないか。</p>	市長
	3 観光施設の管理について	<p>ディーゼルカーの改装を行ったが、本体の基礎部分が改修されていないためにひび割れが生じている。早急に改修する必要があるがどうか。 ディーゼルカー及び機関車の維持管理について、今後の取り組みをどのように考えているか。</p>	市長

## 平成22年第4回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成22年11月29日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第58号 平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 議案第63号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第64号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第65号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第1 発議第10号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書の提出について

### 出席議員氏名（23名）

1番 平野 栄作	2番 下平 晴行
3番 西江園 明	4番 丸山 一
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇一
9番 毛野 了	10番 立平 利男
11番 本田 孝志	12番 立山 静幸
13番 小野 広嗣	14番 長岡 耕二
15番 金子 光博	16番 林 勇作
18番 東 宏二	19番 小園 義行
20番 上村 環	21番 鬼塚 弘文
22番 丸崎 幹男	23番 福重 彰史
24番 野村 公一	

### 欠席議員氏名（1名）

17番 岩根 賢二

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田 修一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝秀	総務課長 中崎 秀博
情報管理課長 徳満 裕幸	企画政策課長 溝口 敏久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏史	税務課長 外山 文弘
福祉課長 山下 修一	農政課長 上原 登
耕地林務水産課長 立山 広幸	畜産課長 中崎 章文
建設課長 中迫 哲郎	松山支所長 白坂 照雄
志布志支所長 小辻 一海	水道局長 井手 佐喜雄
会計管理者 楠川 昭博	農業委員会事務局長 堀苑 智之
教育総務課長 五代 豊一	学校教育課長 金久 三男
生涯学習課長 津曲 兼隆	国保対策監 若松 光正

### 議会議務局職員出席者

事務局長 今井 善文	次長兼議事係長 徳田 弘美
調査管理係長 坂元 正知	議事係 武田 賢一郎

午前10時00分 開会 開議

**議長（上村 環君）** ただいまから、平成22年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

### **日程第2 会期の決定**

**議長（上村 環君）** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの24日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの24日間に決定しました。

### **日程第3 報告**

**議長（上村 環君）** 日程第3、報告を申し上げます。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第14号につきましては、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第234条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第19期事業報告書及び決算書、第20期事業計画書及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

### **日程第4 認定第1号 平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について**

**議長（上村 環君）** 日程第4、認定第1号、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（本田孝志君）** ただいま議題となりました認定第1号、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、10月14日、15日、及び18日から20日までの五日間にわたり、各課・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

それでは、審査順に従い、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

まず、財務課分について御報告申し上げます。

この4年間の合併特例債の運用がほぼ計画どおりに適正に行われているのか。また、財務諸表を作成して公開するという流れの中で、分かりやすい公表方法を調査研究するという点についてただしたところ、合併特例債の状況は21年度末現在で41億8,060万円の借り入れであり、中期財政計画で当初考えていた総体のおおむね40%強である。総体の利活用の計画については、10年間で毎年8億円程度であるが、特種事情として、畑かんの償還に15億円となり、10年間で合わせて95億円の利用を考えている。

また、財務諸表は現在ホームページ等で公表はしている。市町村の財務状況を分かりやすく公表するという点で、作成が始まって2か年であり、前向きに取り組んでいきたいとの答弁でありました。

財務諸表は、ポイントを時系列で養った眼で見ていくというようなことをしないと専門家ですら大変であり、連結、第三セクターが入ってくるとなおさら分かりづらい。また、それを分析してどこが問題なのか、どこを見てほしいのかというところまで積極的に開示されないと、この諸表を作る市民の目線の意義が薄れるのではという気がする。今後検討してほしいとただしたところ、この制度は始まって実質2年目であり、どこまで開示できるか、第三セクターとの協議で情報をどこまで開示していいのか、新公会計制度において法的にどこまで開示していいのか等を検討させていただき、極力開示できる部分は開示していくような形で取り組みたいとの答弁でありました。

健全化判断比率について、地方債が238億円あるが、財務課としてそこについての考え方、財政の取り組みはどうなのか。また、資産の有効活用について保有する資産の見直しを考えていないのかとただしたところ、21年度も6億数千万円の臨時財政対策債を発行している。この分は国が100%償還部分を交付税としてみるとなっているが、今回財政計画を見直す中で総体的な起債の抑制が必要だということで、23年度以降はそれが一つの課題になると考えている。

臨時財政特例債を除いた普通建設事業債については、毎年抑えていくということで起債の抑制を考えている。

また、資産の活用については、特に普通財産で利用されていない土地で将来的に利活用計画のない部分については、極力売却、あるいは貸し付け等の有効活用をしようということで、本年度中にその具体策を出すための作業を進めているとの答弁でありました。

行政財産については、担当課の管理ではあるが、財産運用検討委員会に至る過程での所管課長の判断の仕方について内部協議はどのようになっているのかとただしたところ、行政財産は財産の所管の責任が担当課長ということで、財産の運用については、まず担当課で判断するということになる。例えば赤線等では、現在担当課で台帳はあるが、現場がどこかということ等の具体的なことは恐らくしていないが、現状を見れば将来市として必要か不必要かという判断はできると思うので、まずは航空写真等で現場を把握していく流れになっていくとの答弁でありました。

旧大隅伝染病棟は、郡内と旧高山町を含めた地域を網羅するという意味で造られたが、その運

用はどのようになっているのか。また、介護保険組合の事務所として利活用しているが、介護保険組合から施設運営に関する賛助金は発生しないのかとただしたところ、償還金については、平成10年に構成している関係市町村の協議の上に解散となったが、旧有明町が有明町に建っているということから解散時の決算剰余金等施設を引き継ぐとなり、その当時債務が5,342万8,000円残っており、平成34年まで毎年旧有明町が払うということで、合併後もその分を市で引き継いで償還している。

また、合併前の平成17年12月に介護保険組合と平成18年度から平成24年度までは無償とする変更契約がされている。平成25年度以降は、両者協議の上、取り決めを行うということになる。

また、平成18年から平成24年度までの貸付料は、17年4月に一括納付がされ、契約上無償という形に変更がされている状況であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について御報告申し上げます。

志のあふれるまちづくり事業の成果はよく分かるが、取り組む体制がほとんど職員でされており、その役割分担、また成果説明書の問題点の志のまちのアピールが必要であるのも分かるが、逆に志布志はこんな志を持っているのだというのがないとか何か反対ではないのかという気がして、形だけではないのかとただしたところ、ソフト的な事業であり、今後志布志をいろんな形で市民もおもてなしの心を伸ばしたりして、いろんなまちづくりの基本は市民であり、その市民に志のまちなんだと、熱いまちなんだということを広めていくのが事業の最大の目的であり、21年度は市民の健康づくりというテーマで健康づくり宣言を行い、宮下純一さんの講演も行った。

今後は、志布志の日、4月24日だけではなく、年間を通じた事業に持っていくべきであるとの議論をしているとの答弁でありました。

志のあふれるまちづくり事業で、本年の場合は北京オリンピック競泳メダリストの宮下さんを講師に呼んでいるが、その方に決まった経緯についてただしたところ、去年は健康づくりというテーマで、鹿児島県出身でオリンピックもあり、そういった話題の方ということで、非常に講演料も安くお願いできた経緯がある。また、志布志には旧志布志町からプールがあり、山口君をはじめ多くの水泳選手も出ていて、日本代表として頑張っていており、多くの子供たちがその宮下さんの話を聞きに来てくれたことで、将来志布志を背負って立つ子供たちがそういった人の話を聞くことで、また一つの志のきっかけになればということと呼んだとの答弁でありました。

地方公共交通特別対策事業について、平均乗車密度が0.23人とあるが、13系統での平均はどれくらいか。また、費用対効果で果たして1,180万円の税金を使って13系統を維持していくことについての考え方についてただしたところ、乗車密度は1便当たり6.3人となっており、この事業の約半分の額は志布志押切野方線であり、企画政策課でも交代で何日間かこの路線に乗り、乗客や運転手の方に質問等もして調査したところである。高齢者や交通手段の対応に弱い方々からは、何人かであろうと必要であるというアンケート調査も出ているが、今後どうあるべきかということについて検討しているところである。



隣接市町でも、この事業に独自で取り組んでいるが、どこも赤字状態で膨大な税金を支出しているというのが実情である。

福祉課で合併以前から福祉タクシーということで取り組んでおり、このことについても議論している。現在、業者間の関係で、営業の中で旧町を超えられないというのが実情であり、それについても現在福祉課とも議論をしているところであるが、非常に厳しい状況にあるとの答弁でありました。

ふるさとづくり委員会事業について、その地域によって取り組み方の姿勢に違いもあり、経費等の問題もあるので、一律に50万円を強制的に交付するのではなく、内容に応じて予算書を作成して、それに応じた交付がいいのではないかとただしたところ、全地区予算書を作っていたいでいる。実際、ヒアリング方式をとり、基本的に50万円ありきではなく、査定をしてその範囲で交付している。今後意見も聞きながら、限度額が50万円でもいいか、50万円を段階的にそのメニュー等に基づいてすべきか検討していきたいとの答弁でありました。

国際交流の強化についての方向性をただしたところ、実際志布志市に来ていただいているいろいろやっており、E Uジャパンフェスト委員会があり、その中で外国に子供たちが2回ほど招待されている。これは最初、松山キッズ合唱団を立ち上げて、受け入れもして交流をお互いに継続していき、子供たちに招待が来て、2回行った。漏れた方々には一人8万円ほどを手出しをしてでも行きたいとの動きもあり、目的を理解していただいているから行かれた。今後継続的にこれがあるとすれば、日本の代表としてふさわしい合唱団を作るべきだと有志の皆さんと指導に当たられた人が中心となり、音楽の合唱団を設立しようという動きで、今募集も掛けているとの答弁でありました。

定額給付金事業について、本市における経済効果についてただしたところ、世帯の申請率で90%、額で99.46%で、ほぼ申請がされたと考えている。一人1万2,000円、6歳以上ないしは18歳以下については2万円が支給されて、この事業については終了している。

特に、子供を持つ家族については、非常に効果があったと言われているようである。その他、そのようなお金が支給されたから、例えば市内でいいものを買うとか、料理を食べに行こうと、旅行をしようとか、効果はあったと考えているとの答弁でありました。

男女共同参画推進事業について、女性の地位は向上していると思うが、いまだに偏見な目で見られている家庭や地域もないとは言えず、離婚率も相当高くなってきていると言われている。女性支援のための相談窓口については、複雑なケースが増加しているとあるが、その内容についてただしたところ、毎月2回、女性支援相談室を開設し、志布志、有明、松山を巡回して相談に当たっている。そのほかに、常に電話で相談を受けられるようにフリーダイヤルも平成19年度から開設しているが、年々相談内容が深刻化しているというケースがある。平成21年度は、市職員が警察に3回同行をしている。

内容は、ドメスティックバイオレンスが増加傾向にあり、一人の方の相談が何か月にも及び、ずっと関わっていかねば解決できないという結果で増加してきている。その他、女性の持つ

ているいろいろな問題、例えば離婚問題や、ほかに地域とのトラブル、相続問題とかあるが、それらについては庁舎内の関係課と連携を取って相談に乗ってもらっているのもある。

この業務に関して一番連携を取っているのは、福祉課、保健課、そして県と密に連絡を取っているところであるとの答弁でありました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について御報告申し上げます。

行政評価導入支援事業について、特に問題点として改革改善の検討が必要とあり、現状とあまり変わりがないのではないかという感じを受ける。成果では、全ての事業の評価が実施できたところがあるが、問題点では職員の意識改革が求められているとあり、整合性が合わない気がするが、この改革改善についてただしたところ、一次評価で改革改善の評価となった事業は69.1%であり、これは有効性・効率性・公平性という面から、改革改善をしなければならないという職員の評価結果であるが、実際職員が業務をする中で必要であると思いつつもなかなか改革改善ができない現状である。

昨年も改革改善をする事業について特別に研修を実施して、その結果を市長を含めた本部会議の中で発表してもらった。今年度も六つの課で改革改善の研修に取り組んでおり、今後職員の資質向上という面から進めていかなければいけないと考えているとの答弁でありました。

交通安全施設設置事業について、即危険だからとして要望がある箇所はすぐ対応すべきだが、補助金の関係で年2回に分けてカーブミラー等を入札している。これは一般財源を使わずに補助金で行うべきものかとただしたところ、この事業については、改革改善ということで、現在行政評価で改革を行っているところである。今後、要望があった所には瞬時に付けるという対応については、一般財源等を活用する検討をしなければならないと考えているとの答弁でありました。

自治会助成金事業について、役員をしたくない、加入しなくても問題はない等から、自治会離れが多い状況であるが、未加入者対策についてどのように考えているのかとただしたところ、未加入世帯の加入推進を図っているが、なかなか加入がないところである。現在3,800の未加入世帯があり、農村部は加入率は高いが、町部は借家等があり、加入率が低いと認識している。加入促進については、自治会の在り方検討委員会を設置して検討してはいるが、良い案がなかなかない現状である。

また、現在窓口で転入手続きをする際に、加入の呼び掛けのお願いを行ってはいるが、加入率が伸びていない。行政改革でも各課協議はしているが、なかなか促進が図れないという現状である。

「市報しぶし」作成事業について、自治会長の負担軽減のため各課からの文書を市報に集約しているとあるが、ページ数が増えて情報が多くなると結果的には市民が読まないのではないかと。問題点でも「ページ数が多くなってきている」とあるが、そこについての検討状況をただしたところ、ページ数が21年度の平均で42.7ページとなり、冊子という形になっている。今後は広報の編集委員やアンケート等を実施して紙面の内容や、ページ数を検討したいが、また来年度から全戸に行政告知端末が入ればお知らせは告知端末を利用してできるので、それらを含めて検討して

いきたいとの答弁でありました。

消防行政について、予定では平成22年度末までに広域化の計画があるようだが、現在の配置状況とレスポンスタイム等についてただしたところ、消防署の出動状況については、平成20年度ぐらいまでは火災の約30倍の救急出動だと聞いていたが、21年度は火災17件に対して、救急出動が市内で1,200件程度と約70倍程度になっている現状である。

レスポンスタイムについては、今年の4月から分駐所が稼働して、市内の中では有明の川西、野神、蓬原、山重については随分短縮された。しかし、大崎と通山に各1台の計2台はいるが、志布志の町部に1台、田之浦の救急発生には大崎から出るとなり、レスポンスタイムが短縮されていない事例もあるとの答弁でありました。

防災マップの作成について、21年度は松山地区の防災マップが作成されたということだが、全市の進捗状況について、また市としての活用計画についてただしたところ、21年度は松山の3地区で作成したところである。22年度は、有明の山重、原田、野神、蓬原の4地区で取り組んでいる。来年度の予定としては志布志地区の海岸以外の地区を計画しており、総務課の計画では24年度の有明地区を最後にコミュニティ活動支援事業で防災マップ等を作成したいと考えている。

活用については、災害があった場合にはこのマップを取り出して、要援護者等のこともあるので、地域の方々、消防団、地域防災推進員と連携しながら活用していかなければならない。また、自主防災組織も市内では68.3%の設置率であり、地域防災推進の協力もいただきたいと考えているとの答弁でありました。

防災で重要なのは、海岸部のゼロメートル地帯、河川周辺、それから山間部であり、そういった所は先に図上演習等の何らかの手を打つ必要があるのではないかと。行政の中核と防災組織との連携を取るだけでも大分違ってくると思うが、その点についてただしたところ、沿岸部については、旧志布志町、有明町は、津波を予想した避難訓練を実施している。合併後はまだ1回も訓練はしていないが、消防の幹部会でも訓練が必要ではないかという意見も出ている。県も図上訓練が大事だと言われている。市長とも協議をしながら、図上訓練を海岸部でモデル地区を指定して取り組むように考えていきたいとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について御報告申し上げます。

昨年12月に新たな農地制度が始まり、違反転用の罰則強化など農業委員会の権限が強化され、農地の状況を把握してよみがえる農地復元対策事業等に生かしていくとのことだが、その現状についてただしたところ、21年11月から法改正により農業委員会等の権限が重くなり、業務量も約1.8倍になった。その中で農地パトロール、農地利用状況の把握があり、市内全体の農地の戸籍を作るようになり、農業委員会の協力を得ながら、農地の利用状況調査を9月から10月に実施したが、本年度については実績としては上がってきていない。21年度実績では、全体で6,870haほどの農地が市内にあると把握しているが、約570haが耕作放棄地であり、そのうち約360haは何とか復元できるのではないかと把握しているとの答弁でありました。

農地法3条、4条、5条については、県への進達となっているが、以前そのことについては、

責任の所在があるので委員会ではできないという答弁であった。この申請については、責任の所在を委員会とすれば市で対応でき、早く解決ができると思うが、その点についての考え方をただしたところ、3条、4条、5条の県許可分が、市は意見書を付けて進達するとなっており、権限移譲を受けた市町村よりも二十日から1か月ほど許可が下りるのに長くかかっている。県内で11市町村が権限移譲を受けており、9月に権限移譲の説明会もあったが、農業委員会総会の際に農業委員にも報告をして今後について協議をしていただき、権限移譲を受けずに今のままでいいのではないかと結論をいただいたとの答弁でありました。

農業委員会の定数の在り方について、委員30名で報酬1,600万円と多額になっているが、合併して定数の在り方についてただしたところ、委員30名中、公選が22名、ほかに各種団体の推薦等で8名となっている。合併により委員は全体的に減った関係で、受け持ち区域が広がったと考えている。現在、定数については、適正な人数であると思っているとの答弁でありました。

昨年始まった新たな農地制度により、条件付きの一般株式参入も認められたが、これによる本市に与える農地への影響についてただしたところ、現在大隅衛生が利用権の設定ということで1件上がってきている。規制緩和があったので、今後は増える方向ではないかと思っているとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業の詳細についてただしたところ、市単独事業として21年度から実施しているが、なかなか実績が上がらず、要綱の見直し等も検討しなければいけないと思っている。今の単価基準は国の基準であり、また条件も緩和して認定農家ではなくてもいいのではないかと等、要綱を整理しながら検討をしていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、税務課分について御報告申し上げます。

不納欠損処分について、監査意見書で法にのっとって適正に処理されているとあり、税の公平性から差し押さえ等も含めて、当局側の強い姿勢を示すことでどうかというのがあがるが、基本的に10年前と現在の不納欠損の捉え方は全然違ってきており、今後この不納欠損を抑えていくために、どうしようと考えているのかとただしたところ、5年時効と言われる漫然と滞納処分もせずに時効となる不納欠損処分は、最近減ってきている。日頃から時効中断のための手続き、催告書発送や誓約書の徴収等は、その都度努力はしているとの答弁でありました。

新築家屋調査業務委託について、調査方法及び新築・改築についての状況をしっかり把握しているかとただしたところ、調査については事前に職員が家を建てた方に連絡を取って日程調整を行い、職員1名と業者2名の3名体制で現地に伺い、職員が課税手続き等の説明を行い、業者が調査を行っている。新築・改築物件等の把握については、建築確認申請、浄化槽の補助金申請等の情報収集と農地転用関係、また時期を定めて職員が住宅地図を持って巡回して把握しているとの答弁でありました。

滞納整理について、現年課税分を繰り返しさせないための基本的な考え方をただしたところ、いかに現年分を繰り越さないかというのが原則だと思う。滞納繰越にしないために、ここ2年ほど現年課税分について収入未済額が減少しており、そういう意味で滞納繰越額が増えるのを抑え

る形では進めているとの答弁でありました。

滞納整理について、税を含めて、給食費、住宅料等の滞納者は同じ方ということで、全体的なリストを挙げて滞納整理をすることにより、滞納額の解消になると思うが、全市的な処理の仕方、取り扱いをどのように考えているのかとただしたところ、この点については、財務課が事務局である債権対策委員会の中で、税をはじめ住宅使用料、保育料、奨学金まで含めて協議の場を設けている。そこには滞納整理指導官も入っていただき、市全体として、それぞれの取り組み状況等を検討しているとの答弁でありました。

次に、基準点設置事業の詳細についてただしたところ、旧志布志町については3年間かけて復元してきて完了した。旧有明町は、全部ではないが、一旦終わっている。旧松山町は全然ないようで、測量会社からも言われており、新橋と尾野見、泰野の何箇所か路線ごとに復元をしなければいけないと思っている。

建設課、耕地林務水産課からは、工事発注の際はその復元の話があり、県道施工においても地籍に相談があるが、件数としてはまだ少ない状態である。基準点の復元設置については、年次的になるべく早くやっていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、保健課分について御報告申し上げます。

生活・介護支援サポーター養成事業について、21年度に立ち上げて、実質22年度から活用が始まるが、介護人材の確保ということで必要な事業と思うが、この事業について問題点はなかったのかとただしたところ、問題点としては似たような活動をしているアドバイザー、また民生委員も近隣の方々の相談事を聞いて似たような活動をする中で、このカリキュラムを受けた方とそうでない方をどう区別しないといけないか、した方がいいのかということで、話し合いを持たせていただいたとの答弁でありました。

温泉保養所利用料助成事業について、温泉施設でないと対象にならないということがあるが、蓬の郷は利用できないのかという声も市民の中にはある。そういう声を聞き上の方へ上げていくということを検討されていないのかとただしたところ、対象者で年齢が上の方の利用が多く、若い方の利用が少ない状態であることと、温泉に限定しているところも現在検討中である。市民の方の声は聞いているので十分検討していきたいとの答弁でありました。

生きがい対応型デイサービス事業について、20年度の利用者は何名であったのか。また問題点に、未利用者は、ほかの事業への参加・呼び掛けが必要と思われるとあるが、一つはニーズがありながら、未利用者という形でサービスを受けられずにいるという方を把握されているということかとただしたところ、20年度の利用者は1,974人である。また、生きがい対応型デイサービス事業は介護保険対象外となっており、一応申請の数になるので、希望するけどという人の把握はできていないとの答弁でありました。

食の自立支援事業について、21年度は1,187名利用とあるが、利用者は前年度と比べて減少傾向なのかとただしたところ、20年度は1,383名の利用であり、21年度は若干減っている状況であるとの答弁でありました。

終末医療について、二次医療の病院などに入っておられる方で、終末医療になり家に帰りたい等の相談は来ていないかとただしたところ、昨年2件ほどあったが、実際実現はしなかった。一人は、鹿児島市内の病院から本人が帰りたいと言うので、指定を受けた医療機関を紹介してほしいということであったとの答弁でありました。

ふるさと志基金を活用して、21年度は唯一保健課分で体成分分析器を購入され、市民に利活用していただくとなったが、これにはふるさと志基金によって購入したと周知ができるようになっているのかとただしたところ、分析器に基金で購入したという旨のシールが貼ってあるとの答弁でありました。

市としては医療予防事業として、何かしているのかとただしたところ、医療費の関係があり、健康づくりの意識づくりということで始めた元気はつらつ志民健康づくり事業の中で、いきいき教室は県の事業であるが、これ以外は市の事業であるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について御報告申し上げます。

障害者日常生活用具給付事業について、問題点には、手帳の更新の必要のない方にも通知をとり、例えば耳が聞こえない方には、ファックス購入で5年経過すれば更新で再購入できること等の周知がしっかりとされていないとなかなか救済にならないが、どう考えているのかとただしたところ、例えば、ファックスについては、耐用年数を過ぎている場合は新たに申請をするのは可能であり、それについては最初の時に、志布志市障害者のしおりで窓口で説明はしている。また、長い間手帳を持っていない方への周知については、火災報知器の義務付けもあったので、一昨年高齢者福祉分、障害者福祉分と2回にわたり広報に載せたとの答弁でありました。

地域子育て支援センター事業について、志布志のアピアの隣と通山保育園の2か所あるが、松山地区にはないため、松山地区の方が利用するには少し遠いと思うが、そこに対する考え方は。また、各センターの年間の利用者数についてただしたところ、現在は有明と志布志との二本立てで考えている。松山地区については、志布志を利用していただく方向で考えており、松山地区については巡回相談という形で行っている。

また、利用実績は、直営分が合計で2,957名、通山が2,866名、合わせて5,823名であるとの答弁でありました。

放課後児童健全育成事業について、基本的には小学校3年生までという法の縛りがあるが、園によっては自主事業として小学校6年生まで受け入れている所もある状況の中で、この問題点の解決をどう図ろうとしているのかとただしたところ、放課後児童クラブの充実が市長の公約の中にもあり、将来的には小学校4年、5年生まで延ばすべきだと感じているが、現状を見ると、小学校3年生まででいっぱいになっているところもあるので、これらを十分考慮した中で判断していかなければならないとの答弁でありました。

生活保護世帯について、廃止件数は20年度で63件、21年度が54件とあり、自立支援へ向けた取り組みを一生懸命されていると思うが、この状況についてただしたところ、就労阻害要因のない方には、就労指導をしている。具体的には、担当ケースワーカーと同行してのハローワーク訪問

や志布志支所にいる相談員に就労相談をする、あるいはハローワークを同行訪問するというところを行っているとの答弁でありました。

シルバー人材センター運営補助事業について、基本的には60歳以上の方がシルバー人材センターに勤められ、医療費抑制も含めて趣旨は分かるが、民間業者からはシルバーセンターが事業を取って仕事がないと聞く。この兼ね合いについての考え方をただしたところ、民間業者の事業をシルバーが受ける部分も出てくるのは確かだが、高齢者の能力を生かすという部分でのシルバーであり、市としては当然そこら辺りをバックアップしなさいと法の中でもうたわれているので、事業を取ってはいけないとは言えない。シルバー自体が成り立たなくなるという部分もあり、シルバーもそれなりに営業努力をしなければならぬと考えているとの答弁でありました。

児童扶養手当について、不正受給については調査権が付与されているとあるが、その対応はどのようなになっているのかとただしたところ、母子世帯がかなり増えてきているのに伴い、通報も非常に増えてきている。通報があったときは、必ず会って事情を聞けるまで調査を行っている。そして、事実婚状態にある場合は支給停止をしており、そういう例が増えているとの答弁でありました。

母子生活支援施設事業について、問題点に、施設の老朽化が進み、民営化も含めて協議ということであるが、この点はそういう形で進めた方が財政的な面も含めていいのではないかと思うが、これに対する考え方についてただしたところ、まだ正式に協議を行っているわけではないが、建物も古くなり入所者も少なくなっている状況であり、施設を見ただけで嫌だと言われて入所されない場合もある。今後は、施設の老朽化が進んでいるので、市で行うのであれば建て替え、あるいはもう民営化する等の協議を正式に市長と行う時期に来ているかとのことで、問題点に記載していたとの答弁でありました。

生活保護世帯について、住民から扶助費をもらっている方がスナックやパチンコ店等に平気で行っていると聞くが、この点についてはちゃんと指導はしているのかとただしたところ、パチンコ店へ入店という通報があった場合は、その場で駆け付けて、そこにいるかどうかを確認して見つけた場合は、即やめるよう指導している。全体的に年1回「保護のしおり」を全世帯に配布して、その中でパチンコ等、ギャンブルは自立助長を阻害するものであり、しないようにと指導をしているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について御報告申し上げます。

環境基本計画作成事業について、問題点に、市衛生自治会、各種団体との連携とあるが、衛生自治会は通常の自治会と関連しているので1年ごとに変わってしまい、本当に関心がある人でないと理解はできないと思う。一番良いのは、公民館長は3年から4年、長い人で七、八年するので、そこに関心を持たせることであると思うが、そこについて連携を図ることについての考え方をただしたところ、公民館長に衛生自治会の役員をやっていただいております、今年から役員改選で長くやっていただくような形になっているとの答弁でありました。

環境パトロールについては、シルバー人材センターに委託しているが、働いている人は年金をもらっている人である。それよりは仕事がないという人を優先的に雇用していくべきではないか

とただしたところ、以前決算委員会でも意見があり、シルバー人材センターにお願いはしているが、雇用はシルバーであり、そこまで限定できないが、なるべく年金をもらっていない方に新陳代謝を図っていかねばいけないというお願いはしている。なお、環境パトロールの実績は、19年度が12.6t、20年度が10.5t、21年度が3月中旬まで8.9tであり、そのうち7割が資源ごみで分別をしているとの答弁でありました。

レジ袋有料化の現状と評価についてただしたところ、147店舗でスタートはしたが、1店舗がされなかったことから波及して、現在市内の7割くらいの消費がある店舗も外れていったので、市としては市長も含めて3回、担当者でも再三本社に行っている。

また、マイバッグ持参率は、アピア、コープでは今でも80%、サンキューは40%、タイヨーは70%、Aコープあおぞら店は約93%であり、市民の間でマイバッグ持参率は上がっており、マイバッグの持参イコールレジ袋は要らないということでの成果はあったと思う。今、レジ袋有料化、マイバッグの旗を作っており、一方協力店舗と奨励するというとも考えているとの答弁でありました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

鳥インフルエンザ防止対策等防疫関係が予算化されているが、本市におけるそれらの病気の現状についてただしたところ、本市での発生を未然に予防する観点から予防接種が定められている分については、市の衛生協議会を通じて予防接種に取り組んでおり、牛については、5種混合が6,172頭、ヘモフィルス接種が6,162頭、異常産三種混合が4,186頭、炭疽(そ)病が2,291頭、豚については、オーエスキー病接種が13万5,486頭、日本脳炎・豚パルボ混合が3頭予防接種をしている。このほか豚については、PRRSについても過去農場等の各経営者が予防接種等を実施している。

また、鳥インフルエンザ発生予防については、各農家の防疫設定に取り組んでいただく観点から、消毒資材の一部支援をしている。

こういった取り組みや各農家等の協力の成果で本市における発生が防げている。今後も引き続き本市の発生を阻止するということで取り組んでいきたいとの答弁でありました。

高齢者等畜産奨励金について、生産農家の45.6%が70歳以上であり、恐らくこういう生産農家は減少していくと懸念される。問題点には、この事業は継続が必要とあるが、意欲を持っていただくためには1頭につき5,000円という額を増額することも検討すべきではないかとただしたところ、奨励金については合併前、旧松山町が3,000円、旧志布志町、旧有明町が5,000円であったが、合併の時点で見直しをして5,000円となり、現在までその水準を維持してきている。21年度から高齢者の飼養管理の軽減等の支援として、既存牛舎の改修事業に別途手当を始めたこともあり、高齢者奨励金の引き上げについてはもう少し見合わせてみようと整理してきたとの答弁でありました。

高齢者等畜産奨励金について、昨年振興券で配ったことに対して市民からの意見はなかったかとただしたところ、21年度は事業スタート前に肉用牛部会長の方々と意見交換を行い、市内の地



域振興にも貢献、つながるような対応を取りたいということで理解を得て、地域振興券を活用して、農協を含めて振興券提携事業所の利用をお願いした。毎回、新たな対象者にはそういった趣旨の文書を付けて地域振興券を発送した。結果、対象から直接的な不満や苦情については聞くことはなく、受け入れてもらったと思うとの答弁でありました。

生産農家の45.6%が70歳以上とあるが、離農された方は何名いるのか。また、飼養頭数は減少したのかとただしたところ、肉用牛生産農家は、21年1月1日の調査では916戸、8,160頭であったが、22年1月1日では827戸、8,200頭と戸数は減っているが、飼養頭数は総体では増加している状況である。また、酪農では、21年1月1日、16戸、665頭が、22年1月1日、15戸、646頭。養豚農家は、21年1月1日、68戸の13万4,574頭が、22年1月1日は61戸、12万1,620頭。ブロイラー農家は、21年1月1日、29戸、140万528羽が、22年1月1日は30戸の144万1,536羽。なお、採卵鶏については2戸で、異動なしである。肉用牛肥育は、21年1月1日が40戸、5,258頭、22年1月1日は44戸の5,685頭となっている状況であるとの答弁でありました。

畜産生産基盤施設整備事業について、補助率と限度額が決まっているが、現実に近い事業には考えられないかとただしたところ、合併前からそれぞれの地区で取り組みをしている事業で、事業補助額についてはメニューの追加に伴い1割カットしたのが実情である。補助は2分の1以内を基本にしているが、実際の水準は4分の1から3分の1程度である。畜産振興を図る上からメニューの追加、補助率の改善は協議をしていかなければならないが、財政当局との協議で補助事業についても、同じような尺度で公正な補助の在り方というものも現在補助金の見直し等も含め検討されているので、財政状況を踏まえなければならないということを理解していただきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

緊急間伐対策事業について、現在円高等により木材価格は非常に厳しいと思うが、実際間伐が必要な山は多いと思う。間伐に対しては補助金を出して採算はとれるのか。また、この事業はどのように生かされているのかとただしたところ、21年度の間伐の1m<sup>3</sup>当たりの平均は7,000円程度であった。間伐を26年生から推進しているが、間伐をした場合、国・県が10万円、市が1ha当たり3万円、組合が2万円助成して補助金が15万円あるが、木材代が17万5,000円である。しかし、市場の経費や3年間の保険を掛けているので、1haでマイナス4,000円となる。31年になればプラス8,000円という試算をしているが、森林組合に聞いたところ、ほとんどがゼロ精算である。森林組合と協議をしながら間伐を推進しているとの答弁でありました。

農地有効利用支援整備事業について、転倒ゲートの整備を行ったと、これは揚水機改修と思うが、旧町時代、排水路に関してはできるが、用水路に関してはできないということであった。野井倉地区の揚水機改修というのはどちらになるのかとただしたところ、この事業は平成21年度の国の新規事業で、これを活用して55%の助成を受けて、さらに一般財源についても地域活性化・経済危機対策臨時交付金で見られるとのことで、21年度実施した。なお、22年度はこの補助事業がなくなり、現在実施していないとの答弁でありました。

農地・水・環境保全向上支援事業について、地域によっては例えば道路のこう配の関係や、地域の事業者を使うなど事業の在り方が違うのではないかと。また、この事業は23年度までで終了となり、各組織と協議していく必要があるとあるが、国が打ち切れれば別にできないのかとただしたところ、作業内容のばらつきについては、この事業は農家、非農家を含めた活動であり、業者に委託して労働作業をすることはないに等しい。原材料や重機を借りて実施している部分はあると思うが、全体で委託費は0.8%であり、13の組織のほとんどが自分たちで活動していると考えている。日当は約40%、リース等約27%、その他燃料費、研修費等が20%となっている。

また、事業が23年度までで終了となる点については、国が補助事業をしなくなれば一般財源で全てすることはできないため、各組織から続けてほしいという要望があり、現在全国の市町村から事業継続の要望を上げているとの答弁でありました。

それから、漁獲量調査は毎年実施しているのかとただしたところ、平成21年度水揚げ量は、約2,618kg、金額で401万2,000円程度で、20年度はは量で3,573kg、金額で536万8,000円であり、前年度と比較すると減少傾向にある。放流を休止したのが平成21年度で、それ以前は一定量を放流していたが、漁業者の減少、操業日数の問題等と、必ずしもその資源が少なくなっているという部分において減少しているとは言えないと考えているとの答弁でありました。

本市の林業について、林業者の高齢化が問題点にあるが、何戸あり、平均年齢は幾つかとただしたところ、平成17年農林業センサスで1ha以上の林家は1,063戸であるが、この中で専門的に林業に従事しているのは49名である。そうした場合、65歳を優に超えている方々がほとんどであるとの答弁でありました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

低コスト茶産地育成事業について、現在の茶価の低迷を考えると、その原因に品種改良が必要ではないかとただしたところ、この事業は簡易土地改良事業ということで、改植、新植の際には場条件を少しでも良くする、そういった意味で2枚の畑を1枚にする、段差をなくするという形の事業に対しての助成であり、作年度は5軒の農家が5か所で2.4ha造成して、3分の1の事業費に対して助成をしたとの答弁でありました。

緑茶ファン拡大事業の詳細についてただしたところ、消費者と産地との交流、それから北九州で鹿児島島の志布志のお茶をPRというような取り組みを行ったとの答弁でありました。

茶品質向上緊急対策事業について、費用対効果がなければいけないと思うが、この事業はどう生かされたのかとただしたところ、有機質肥料の施肥を推進して強いお茶を作りたいという思いでこの事業をスタートして、市内の茶園面積995haに対して、2億2,954万2,142円、補助金として5,548万1,000円を支出し、茶農家に有機質の施肥をお願いした。なお、22年の一茶については、21年の一茶の生産が23億1,000万円であったのが、30億6,000万円まで実績が回復しており、この回復には少なからず有機質肥料の施用の効果があつたと捉えているとの答弁でありました。

やっちくふるさと村指定管理委託事業について、やっちくふるさと村及び道の駅松山が適切に管理されていると成果にはあるが、地域の特産品や農産物を含めて対応をしていくのが道の駅で

あり、その点からはどうであったのかとただしたところ、道の駅で地元の特産品を多くの方々に購入をしていただく、またそのPRに努めるというのが大きな役割であると思っているが、昨年の場合、なかなか地域産品を並べても売れないということで、だんだん出品者の方々がいなくなったという現実を聞いているとの答弁でありました。

農業農村家業再生支援事業について、事業を導入して2年間ぐらいで辞めてほかの職業に就いたりした場合、その投資効果が全くないのではないかと思うが、規則で最低何年ぐらいとなっているのか。また、この点について申請の際には話をしているのかとただしたところ、現在までに18名の方を認定しており、21年度は645万円の支援であった。要綱で補助金の支給完了後5年以内に転出、または離農の場合には補助金の返還をお願いするようになっており、最低5年以上は農業を続けて地域農業に努めていただかないとこの趣旨に反すると理解している。この要綱については、支給決定、交付の時にそれぞれの方々にお願いしているとの答弁でありました。

農業公社事業について、農村部で高齢化が進み、今後に対して非常に危機迫る感がある中で、最近目立ってこの事業が増えてきているが、事業内容に変化はあるのかとただしたところ、志布志の農地が約6,700haだが、そのうち約1,200haは茶園であり、残りの約5,000haのうち延べ3,000haを市農業公社で作業受託という形で行っているが、それほど大きく作業内容が変わったということはないとの答弁でありました。

市内で新規就農者はどれくらいいるのかとただしたところ、新規就農者研修事業を農業公社でしており、平均で年に3組6名の方が新規就農となる。この方々は現在ピーマンの研修をしており、ハウスを建てるとなると最低で6反ぐらいの畑が必要になり、そこは公社が探して集積を図るということになる。なお、新規就農の推移は22年度18名、21年度25名、20年度18名、19年度19名と、ほかの自治体に比べると新規就農研修事業を行っているので、多くの方が就農していると理解しているとの答弁でありました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

水ヶ迫線について、成果に交付金の平成23年概算要望を行うための県ヒアリングを実施することができたとあるが、この実施時期は21年度と理解していいのか。また、当初の計画を含め今後の見通しはどうかとただしたところ、概算要望は前年度ということで、21年度である。

また、水ヶ迫線と六月坂安良線は、当初1本で、六月坂安良線ということで計画をして進めてきた。1期工事で六月坂安良線ということで、計画より二、三年ほど遅れているが、1期工事が終わるめどのところで2期工事に入り、今年から水ヶ迫線も用地買収を行っている。1期のめどが立ち2期目に手を付けたということで、国の補助の該当をいただけるようになった。

なお、香月交差点の旧ベスト電器の所も現在調査に入っており、そういうところで地元の方に理解をいただきながら事業を進めているとの答弁でありました。

水ヶ迫線について、最終的にグリーンロードの所から香月交差点の所までの完成年度は大体どうなるのかとただしたところ、今回整備計画の水ヶ迫線の箇所は、六月坂安良線の交差点から国道までである。現在、六月坂安良線については、地権者との同意に時間を要している。

また、水ヶ迫線については、今年度から国の交付金対象路線と認定され、国に対しては5年間という目標を立てているとの答弁でありました。

公園管理について、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等を使い、整備等を行ったということだが、老朽化施設遊具の補修は委託しても一遍にはできないと思うが、ちょっとけがをした等の報告は上がっているのか。また、トイレについては、場所によっては汚いと言われる所があるが、それに対してどう捉えているのかとただしたところ、今のところけがをした等の報告は受けていない。また、トイレについては各団体に清掃を委託しており、今のところ苦情等があった場合は早急に対応をしていて、別に問題は起きていないと認識しているとの答弁でありました。

住宅使用料について、21年度分の家賃の滞納で退去をしていただいた所があるのか。また、家賃の滞納額で一番大きな額は幾らかとただしたところ、21年度では退去はないが、22年度については検討しているところで、数名に対して退去命令の催告書を出している。現在滞納額で一番多いのは、119万1,000円の方がいるとの答弁でありました。

登記に係る測量委託について、登記の未処理分を土地家屋調査士会に委託しているが、通常の登記申請額とほとんど変わらない単価の状況であり、額の設定は公的な機関ということで対応できないのか。どのような形で委託しているのかとただしたところ、未登記分については現地を測量して分筆を行うのが調査士会に委託する分である。単価については、土地家屋調査士会と単価契約をして、連続した箇所を測ってもらうことで安くなるような手法を取っているとの答弁でありました。

道路維持作業について、作業をお願いしても時間がかかり、対応がまずく、業者に頼んだ方が対応が早いと聞くが、その点についてどう考えているかとただしたところ、現在囑託の道路作業員が有明地区8名、志布志地区5名、松山地区5名で、各地区の道路の維持管理として主に伐採作業を行っている。計画的な集落伐採や業者委託以外の所、交通量の多い所で年1回か数回しないといけない所を計画的な作業計画で行っているが、二、三日で入れる所で遅れが生じているのではないかと考えている。また、機動力を掛けないといけない所については、21年度から3町での合同作業という手法も取っており、作業効率を上げていくということもできたと思うが、今年はいろんなことで人事交流もやっていきたいと考えているとの答弁でありました。

集落伐採について、志布志地区の2回を松山、有明地区に合わせて1回にしたということだが、1回にするのではなく、良い方に合わせるという合併の基本的な考え方として、松山、有明地区を2回に増やすべきではなかったのかとただしたところ、集落伐採については集中して数をかけ、市道の半分近くを今1回行っているが、予算面や過去に松山地区は無償であったこと等を加味して1回となった。今までの2回分については、道路維持作業班を増やして充実させていくということとなったところであり、今の体制を維持して様子を見させてほしいとの答弁でありました。

砂防事業について、問題点を見ると市当局がその危険性を十分把握しているが、手を出さずにこう着状態であるように受け取れるが、このような状態が多いのかとただしたところ、市内には急傾斜地の危険箇所が312か所あり、その中で手を施している箇所は40%という状況で、まだ6割

以上が手付かずであり、用地交渉が進まないというのが遅れている所の原因であるとの答弁でありました。

特殊地下壕対策事業の詳細についてただしたところ、今回行っている事業は県の補助事業で、金額的に案外安い地下壕の壕口封鎖となっている。また、今回単独で行った分についても、急きょ見つかった所について壕口の封鎖を行っているとの答弁でありました。

緊急経済対策により補助事業の対象にならなかった所が完了したりしているが、やらなければならない補助対象外の地域、道路等はまだまだ数多くあるのかとただしたところ、集落からの要望を受けて集落の整備ということで調査を行った分と、前年度で残っている分を合わせると30数箇所は確実にまだ手付かずで、行いたい所があるとの答弁でありました。

行いたい手付かずである30数箇所については、次の緊急経済対策等がない限りできないということになるのかとただしたところ、旧3町で今集落道に500万円ずつ配分しているが、年間1,500万円のできる箇所は限られ、非常に厳しいところであり、前年度の緊急経済対策等の事業を待っているところであるとの答弁でありました。

住宅使用料の滞納額が一番大きい方の支払いのめどについてただしたところ、滞納額が一番大きい方は17年度末に退去されている。この方の徴収に何度も足を運ぶが、病気を患っていたりして長い間収納が途絶えている。税の滞納もあるということで、連携して徴収することで今進めているが、生活状況が非常に苦しい点、資産調査を税の方で行っているが、徴収することが困難な状況であり、今後の進め方については、税と連携しながら進めていきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課及び給食センター分について御報告申し上げます。

学校教育用コンピューター導入事業について、パソコン購入のほかに、インクジェット複合機、レーザープリンター等を購入されているが、この入札はどのように行われているのか。また、単価についてただしたところ、入札は一括して行っている。また、単価については、仕様書でパソコン本体と周辺機器という形で上げており、各機器1台ごとの価格というのはいけないとの答弁でありました。

21年度中に精神的な病気で長期休養を余儀なくされた教員はいるのかとただしたところ、21年度に休職した職員は1名いるが、その職員は22年度に復職しているとの答弁でありました。

21年度における児童生徒の不登校、引きこもりの原因の詳細についてただしたところ、不登校の要因はさまざまであるが、主なものとして学校生活に関するもの、友人関係に関するもの、家庭生活に関するもの等が実態として挙げられるとの答弁でありました。

パソコンやインクジェット複合機等も量販店で購入すれば相当安いと思うが、そのような視点に立った購入についての検討状況についてただしたところ、今回の導入は、文科省の2分の1の導入事業とその裏として地域活性化対策事業を使っているため、量販店から個別に購入という形での対応はできなかったとの答弁でありました。

量販店を通じての購入について考えるべき時ではないかと思うが、教育委員会としてはどのように考えているのかとただしたところ、今後はそういったものも比較しながら検討する必要がある

と思うとの答弁でありました。

給食費の未納問題について、21年度で改善が見られる方向に来ているのかとただしたところ、全戸で約400万円の滞納があり、学校からの文書催告、給食センター名での催告、併せて保護者会、PTA会長名による催促といった形で複合的に文書を出しているが、21年度中はなかなか改善が図られなかった。22年度において子供手当の絡みもあり、支給日に滞納者リストアップをし、窓口支払いの方々は直接面会をして、説明をして協力をいただいたとの答弁でありました。

本市におけるモンスターペアレント問題の21年度の現状について、これが学校運営や教育上でのどのような影響を与えているのかとただしたところ、モンスターペアレントは保護者から学校への要望とか改善してほしいという内容であることを真摯に受け止め、学校改善の立場で学校と教育委員会が一体として取り組む姿勢に立っている。苦情については数件あるが、正確な学校の件数は今のところ把握していない。まず、保護者の声を聞くということで対応に当たっていききたいとの答弁でありました。

中学校施設改修事業について、プールろ過機取り替え工事を行っているが、このプールにはカルキを入れて対応しているのかとただしたところ、ろ過機中の滅菌機械を通してろ過しているということで、特に薬剤投入をする形ではないとの答弁でありました。

地元の特産品を使うことについて、特産品活用学校給食補助事業という補助事業で対応しているが、給食費との関係についてただしたところ、この事業の導入により給食費が下がるというものではない。基本的に地元産の質の高いものとなると給食費会計で購入できる単価は差額が生じる。その差額分についてこの事業で補うとの答弁でありました。

アレルギー体質の子供に対する給食について、栄養士は非常に苦労されていると思うが、そのような問題が本市でもあるのかとただしたところ、アレルギー食については約30名の子供があり、松山・志布志の両センターとも対応している。全く対応できないときは代替食、対応できるときは除去食という形にしている。医師の診断書に何のアレルギーがあるかを明記していただき、その日の献立にあるものについて、除去食で対応できる子供については原因物を取り除き、それでも対応できないときは代替食で対応しているとの答弁でありました。

21年度から電子黒板の導入が始まったが、電子黒板の活用状況についてただしたところ、電子黒板は21年度に全学校に1台ずつ配置した。教育委員会としてはICT教育の研修会等を通して、その活用方法などの研修を深めながら、今積極的に活用されているとの答弁でありました。

学校評議員制度について、学校評議員の機能状況についてただしたところ、学校評議員については、各学校に5～6名いるが、基本的には年3回開催していただくことをお願いしている。その学校評議員が、学校関係評議員としてそれぞれ地域の人々の目から見た学校評価を行って、学校評議員、あるいは学校関係評価委員から、学校への意見、学校運営の充実を図るべく提言などもいただいているとの答弁でありました。

学校評議員制度が始まって以降、その機能は十分発揮されていると理解していいのかとただしたところ、この制度は学校長の経営方針に対してサポーター的な要素もあり、意見・提言等をい

ただき、そのことを学校経営のトップとして校長は真摯に受け止めて、次年度以降の学校経営に生かしていかなければならないと考えているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課及び図書館分についてでございます。

しづしポートマラソン大会実行委員会補助金について、今いろいろな所でマラソンが開催されているが、スポーツ振興よりも観光活性化のウエイトが大きいと思うので、今後このようなマラソン大会に変えていく考えはないかとただしたところ、現段階ではこれ以上観光に結び付く部分の議論はないところだが、これを維持しつつどういう策を取れるか今後の検討課題と考えているとの答弁でありました。

市体育協会運営費補助金について、この補助金は各種競技団体に分配されて振興大会も開催されるが、軽スポーツに力を入れて、健康保持という部分に方向性を変えていく時期に来ていると思う。その点について考え方をただしたところ、各活動をされている団体については自主的な活動ができている団体があり、まだ必要という意見も出されているのも事実である。補助金の見直しもしているので、今後精査しながら進めていきたいとの答弁でありました。

条例公民館のトイレについては、生涯学習等で高齢者等が使われているところでもあり、今後改修が必要だと思うが、その点の考え方についてただしたところ、条例公民館の館長や地域の方々の声を聞いて把握はしている。高齢者の方々が多くなっている状況であり、洋式が利用しやすいので年次的に検討していきたいとの答弁でありました。

スポーツ少年団全国大会出場補助金について、実施状況で2種目、延べ6団体で21名の選手と5名の監督に対して支給しているが、これは算出となる規則等があるのかとただしたところ、市の補助金交付規則で全国大会に出場した場合、2分の1以内ということで助成している。昨年は水泳と空手の2種目だが、水泳は山口選手等が全国大会、世界大会、アジア大会に行った関係でこのような偏りとなった現状であるとの答弁でありました。

指定管理委託事業について、成果に事務の簡素化並びに簡略化を行い、利便性が向上したとあるのは、利用者あるいは指定管理者のどちら側からのことであるのか。また、直営で管理していた時と予算的にはどれくらいのメリットがあったのかとただしたところ、指定管理料と合わせて修繕料も150万円出しており、緊急な対応にあった場合に指定管理者の判断ですぐ修繕等の対応ができるような意味で利便性が図られたと思う。また、予算的には以前と比べて大きく変わっていないとの答弁でありました。

指定管理者制度については、取り組む時に管理者側からの要望や提言を含めて締結をするわけだが、そういった問題がずっと何もされずにいくということについてどう考えているのかとただしたところ、基本的に施設の管理運営を主として行ってもらっている。自主的な活動までは求めていないが、活動評価という部分も行いながら、どの部分が節減できるかは協議をしていきたいとの答弁でありました。

体育施設指定管理委託事業についての問題点に、民間の活力を生かすところまでは進んでいないとあるが、市としては民間の活力という点でどういうことを期待しているのか。また、体育施

設の指定管理の今後の考え方についてただしたところ、施設の利用を行ってれば施設の空き時間等も出てくるので、そういうところを指定管理者において少しでも体育施設の増を図ってもらうようにしていただきたいというのがあるが、今指定管理については利用料金を取っていないので、なかなかそこまで進んでいかない状況である。また、利用料金制の問題も含めて、体育施設に限らず他の所も含めてどういう形が望ましいかということを行革等も交えて協議をして方向性を見いだしていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について御報告申し上げます。

プレミアム商品券発行事業について、来年度から商品券取扱店が増えて、商品券の販売件数も増える取り組みとして、銀行での直接払いをする形についての考え方をただしたところ、御意見をいただき検討しているとの答弁でありました。

蓬の郷指定管理委託料について、株式会社蓬の郷が指定管理者であるが、名水百選を生かすことにより蓬の郷の利活用ができるということの取り組みはできないのかとただしたところ、名水百選については、NPOやボランティア団体の方に非常に関心、協力を持っていただき有り難く思っている。また、現在、株式会社蓬の郷等といろいろ協議をするが、施設管理までは何とかできるものの、親水公園等の具体的な活用・整備については十分な対策がなかなか取れないのが現状であるとの答弁でありました。

イベントの在り方について、大きく分けて四つのイベントがあるが、ほとんど一日限りのイベントで、これが地域の商店街活性化や農産物の活性化につながるものであれば、投資効果というものは出てくると思うが、今後の考え方についてただしたところ、四つのイベントについては、現在も引き続き実施して地域の方に喜んでいただき、にぎわいをみせていると考えている。イベントに限り類似市町村と金額等を比較すると、本市は少し多いかと考えている。現在行財政改革の事務事業見直し等で費用対効果等の見直しもあるので、そういう点を踏まえてイベントを実施することにより、普及的に観光、農産品の振興というものの継続した取り組みができればいいと思っている。今後の在り方については、市長とも協議をして取り組んでいきたいとの答弁でありました。

オラレ志布志について、年度途中であるが、22年度の状況は21年度の同時期と比較してどうかとただしたところ、21年度は当初見込みに対して79%の売り上げであった。本年度はできるだけそれを回復して100%に近づけたいと思って取り組んでいるが、今中間では、残念ながら対昨年の実績に対して更に1割程度落ち込んでいるとの答弁でありました。

オラレ志布志事業は、ひとつはアピアの救済であり、基金を積み立ててその基金から商工支援の振興に資する中で、志布志の商店街の街灯に対する支援ということを市長も言っておられるが、そういうことがなおざりになっていることに関してどう考えているのかとただしたところ、収益金を基金に積み立てて、観光はもちろんだが、商工業の振興、余力があれば教育とかへの整備に回すという当初計画もあったわけであり、当初計画どおりの収益金が上がるような取り組みを今後徹底して、商工業振興という形に少しでも基金が回せるような状況を一刻も早く創りたいとの



答弁でありました。

総合観光案内所について、駅の真正面の看板は気づきにくいので、目立って入りやすいものにする考えはないかとただしたところ、JRの施設の一部を借りていて、JRとしては志布志駅というのが前面にあり、看板設置についても協議の結果、今の位置で妥協していただいた経緯があるが、一般の方が気づきにくい点については、JRと協議をして検討していきたい。また、トイレについては苦情が特に多いので、観光客だけではなく、体の不自由な方も使えるようなトイレについてJRと協議中であるとの答弁でありました。

さんふらわあ志布志航路利用促進事業について、船舶給水に一部助成をしている割合について、また大隅管内あるいは串間、日南における修学旅行等での利用状況についてただしたところ、水道料の3分の1を協議会から助成している。また、修学旅行の利用状況については、昨年度高校では鶴丸高校、志布志高校、中学校では松山中学校、高山中学校に利用していただいたとの答弁でありました。

志布志支所に港湾商工課の窓口はないのかとただしたところ、今志布志支所長を港湾担当ということで、業者から問い合わせがあったときに受けていただき、それを港湾商工課へつなぎという役割を担っていただいている。また、志布志支所との連携について、具体的な実務を一つもお願いしていないという現状である。港湾商工課で取り組んでいる行事が連絡漏れになり、迷惑を掛けることもあるが、特に志布志支所等で行われる会議等については、連絡するようにしているとの答弁でありました。

特産品販売促進事業について、アピア内の港湾通りの売り上げはどの程度あるのか。また、港湾通りの所の家賃は幾らかとただしたところ、港湾通りの売り上げは、昨年は1日平均3万2,000円から3万3,000円の売り上げであり、年間で1,000万円に届かないと思うので、施設・人件費をカバーしていくのは今の状況では相当困難であると考えている。また、港湾通りはアピアのテナントということで入店しており、アピアの規約に基づき、坪9,200円の家賃を毎月払っているとの答弁でありました。

ダグリの指定管理者の件について、屋外の舞台周辺や入り口の坂道の庭木等が草が伸びて荒れており、観光地としての管理が不適切などがあると思うが、この点についてどう考えているかとただしたところ、建物の管理だけでなく、周辺の公園も含めての管理については以前も意見等があり、当然指定管理の範囲内で指定管理者がするようになっている。指定管理の在り方については、それらを含めてどういう形とするのか、今回募集をしており、新たな協定を結び、観光地として適切に管理ができるように行政と指定管理者と業務分担をしていく方法を検討していきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について御報告申し上げます。

被災者支援システムサーバー構築業務の詳細についてただしたところ、システム構築については、全国地域情報化推進協議会に無償提供のソフトウェアを申し込み、サーバーは必要ということで、購入をして構築をした。このシステムについては、当初職員でインストールして使ってい

こうとしたが、OSがLinuxということ等から職員のスキルではできないところもあり、業者にサーバーと構築費を委託して構築したとの答弁でありました。

公共施設地上デジタル放送対応テレビ購入事業について、使用目的によってはデジタル放送受信機だけ付けて、そのまま使おうとしている所もあるが、この事業では今まであったテレビを全部更新したのかとただしたところ、今回は市役所本庁、支所、公民館等の分を購入した。ロビーにあるものはほぼ更新をしているが、市役所内各課のテレビについては、アナログを残している。更新段階で、全て替えても多額となり、別途デジタルチューナーでもいいのかと財務課と協議して、現在市役所内で更新したテレビは、ロビーとか会議室等のごく一部であるとの答弁でありました。

23年7月のデジタル化以降、今のアナログテレビをデジタルチューナーを併用する形で使い続けていく所が多く残ると理解していいのかとただしたところ、現在のテレビ等については財務課で管理しているが、23年4月以降の取り扱いについては、まだ協議はされていないとの答弁でありました。

携帯電話エリアの整備事業については、移動通信用鉄塔が八野地区に設置されて不感地帯が大幅に解消されたということだが、不感地帯があると生活環境においても市民に不平等が生じる。不感地帯の地域はどのくらいあるのかとただしたところ、不感地帯は志布志の山地を中心に残っている。馬庭と柳井谷については、通信事業者が光ファイバーケーブルを引いていただければ自主的に整備するというので、その状況で進捗している。残りの四浦の堤口、後谷、潤ヶ野の田床、伊崎田の宮塩・川路の4か所については、国の交付金で携帯電話エリア等整備事業、志布志の事業では移動通信用鉄塔整備事業という事業名で現在進捗しているとの答弁でありました。

次に、会計課分について御報告申し上げます。

会計課全体で何名の職員で対応されているのかとただしたところ、職員4名、嘱託職員2名で対応している。加えてJA窓口の職員が本庁に1名、松山に1名、志布志支所に1名の配置になっているとの答弁でありました。

臨時職員ではなく嘱託職員となっているが、1年を通じて会計課で特に忙しい時期というのはあるのかとただしたところ、会計課の業務が一番集中するのは、5月の年度切り替えの時期に旧年度分と新年度分の伝票整理があり、この時期は確かに忙しい時期ではあるが、大体毎月同じような事務量はあるとの答弁でありました。

業務が集中する5月、6月は、短期的で臨時職員を入れるまではないと理解していいのかとただしたところ、会計課の業務は伝票の管理が主であり、短期的にはなかなか内容の審査ができないということで、忙しい時期は職員の時間外で対応している状況であるとの答弁でありました。

現在会計課で保有している資金について、預け入れている金融機関ごとの割り振りについてただしたところ、9月末現在で、一般会計、特別会計合わせて指定金融機関のJAそお鹿児島に48億3,620万5,864円と、一般会計のうち定期預金4億円を預けている。歳計外現金については、JAそお鹿児島に3,302万3,104円、JAあおぞらに819万7,000円を預けている。また、会計課で管

理している財政調整基金と各基金については、ＪＡそお鹿児島に18億5,864万8,386円、ＪＡあおぞらに20億2,057万5,876円、鹿児島銀行等の一部銀行に1億4,971万7,472円、労働金庫に4,899万7,372円を預けているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について御報告申し上げます。

監査の審査の考え方について、その中の財産の管理は適正に行われているかという項目は、いろんな角度から見ていけるものだと理解していいのかとただしたところ、財産にはいろいろな物品・基金・債権があるが、物品等は定期監査もあり、備品等はその中で監査等を行っている。

もう少しで済みますので御辛抱ください。

基金等については、例月出納検査や決算の際に会計から聞き取り等で確認を行っている状況である。有利な部分もあろうかと思うが、一番最初に安全であることが基本ではないかと考えており、そういう面に立って現実にきちっと資産が管理されているかという部分が主になろうかと考えているとの答弁でありました。

監査委員の出勤日数についてただしたところ、監査委員の年間の出勤日数は84日で計画をしていたが、識見・議選とも都合の悪い日等もあり、平成21年度の監査委員の出勤日数は、識見監査委員が66日、議選監査委員が52日であったとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について御報告申し上げます。

役務費の翻訳料が決算額215万円であるが、これは20年度との比較ではどうであったのかとただしたところ、昨年は会議等も22年度からすると多かった関係で、時間単価の契約であるので、翻訳料は20年度との比較で約31万円増加している。その詳細として、22年度は定例会4回、臨時会1回分の反訳をお願いして107時間であった。21年度は定例会4回、臨時会4回分の反訳で、124.5時間であったとの答弁でありました。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、認定第1号、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

訂正方をお願いします。

企画政策課の中で、定額給付事業の中の報告の中で65歳ないし18歳以下のところを、65歳以上ないしは15歳以下と申しました。

失礼いたしました。

65歳というのをですね、私が6歳と言ったそうです。

訂正しておわび申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（上村 環君）** 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時14分 再開

**日程第5 認定第2号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第6 認定第3号 平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第7 認定第4号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第8 認定第5号 平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第9 認定第6号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第10 認定第7号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第11 認定第8号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第12 認定第9号 平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について**

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、認定第2号から、日程第12、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（鬼塚弘文君）** ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月21日と22日の二日間、それぞれ、各所管課・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

21年度の国保加入世帯の平均所得についてただしたところ、被保険者の世帯に係る平均所得は、7,288世帯で91万4,685円であるとの答弁でありました。

国民健康保険税の滞納について、滞納件数2,029件については、徴収困難や悪質滞納等の把握をどのくらいしているのかとただしたところ、累積滞納者、大口滞納者については、職員で対応をしている。嘱託徴収員には、国保に限らず後期高齢者や介護保険の少額滞納、また特に現年に発生した滞納者を中心に回っていただいているとの答弁でありました。

さらに、保険税の滞納が約3億円あることについて、まじめに納めている人たちが嫌な思いをすることになりかねない実情を把握して対策を打つべきだと思うが、嘱託徴収員からの日々の報告では、実態についてどのような報告がされているのかとただしたところ、報告の中で多いのは仕事がまだ見つからないとか、病気であるという状態のため今月は払えないという内容で、当然その中で収入がないというような実態は報告がある。また、市役所から連絡をしても何の音さたもなく、調査に行ってみると収入や財産のある人については、それなりの対応をさせていただいているとの答弁でありました。

国保税の滞納について、嘱託徴収員を含めて税務課では取り組まれているが、時間外勤務も多いということも聞く。滞納解消に向けての人員配置の考え方についてただしたところ、滞納関係の処理をしっかりとするためにはそれなりの人員も必要となるので、このことについては市長や総務課に伝えていきたいと考えているとの答弁でございました。

国保税の滞納額がどんどん増えていくのは明らかである。市独自の対策の考え方についてただしたところ、低所得の方が多い中で、少しずつでも納めていただくように根気強くお願いをして理解を求めながら納めていただくという形であり、医療給付をいかに抑えて保険税をこれ以上上げないという努力をしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

まず、反対討論として、国保会計に関しては、国の補助率は給付を含めて34%、県独自の補助金は全くなく、国・県に対して負担率引き上げ等の声を上げるべきである。また、合併後は保健師等の専門性の高い職員の採用がほとんどない状況であり、これは予防保全の観点から真剣に考えなければならないことである。このような不十分な点もあることから認定に値しないとのことであります。

次に、賛成討論として、国保についてはいろいろな問題はあるが、国の施策で行われており、職員も定員適正化計画で毎年人員が削減される中、結果を見ても十分その努力の成果は決算書から見られるので、認定すべきであるとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第3号、平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

老人保健制度が平成20年3月末日で廃止され、平成20年3月診療分までの過誤調整等ということだが、この内容についてただしたところ、医療給付費に係る分が17件、医療費支給費に係る分が6件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号、平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

この制度が始まって2年目であるが、収入未済の状況についてただしたところ、滞納者は21名いる。なるべく本人の理解を得ながら、滞納額については極力抑えていきたいと考えているとの答弁でありました。

21年度の滞納繰り越し分が、22年度になってどの程度改善されているのかとただしたところ、9月末現在で滞納繰り越しの調定額が163万9,464円で、収入済み額は22万4,252円である。昨年の決算委員会の時点では約88万円の収入があったことを考えると、後期高齢者の滞納繰り越し分は、非常に厳しい状況だと考えているとの答弁でありました。

監査意見書に「収納率向上のための努力を期待する」とあるが、次年度以降にどのような改善点が見いだせると考えているかとただしたところ、後期高齢者の滞納については、非常に少額の積み重ねで、所得自体はかなり少ない方々であり、保険料も低額である。そのようなことから、年金支給月の時に少しずつ納めていただくしかないのかと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

まず、反対討論として、収入未済がある中で、滞納者約6名の方に保険証が交付されていない状況があったが、これらの方々は生活保護以下の基準の中で生活をされている状況があり、ぜひ制度に基づいて対応すべきと思うが、その努力が足りない。また、年齢による差別をやめる、医療格差をなくする点から後期高齢者医療制度は早くなくして、みんながきちんと受けられる医療をやっていくべきであり、制度を見直すことを含めて不認定であるとのことであります。

次に、賛成討論として、現在の制度の中で職員は可能な限り精一杯努力をしている姿は見受けられる。もろもろの懸案事項はあるが、それで認定しないという理由には当たらないと思うので、認定すべきであるとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第5号、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

特定高齢者通所型介護予防事業について、成果説明で問題点として「特定高齢者に該当しても、希望する事業が既存サービス事業にない方が約3分の1ある」とあるが、これはどういうのを希望されているのかとただしたところ、現在三つのメニューを準備して進めているが、対象者から行政の示しているメニューに行っている暇はないなどの声があり、それ以外の希望を尋ねても行政の示しているメニューには行かずに自分ですということ、メニューの準備ができていないとして問題点に挙げたとの答弁でございました。

21年度の要介護認定者数について、要支援1・2が469人、要介護1から5までが1,448人と理解するが、その内訳についてただしたところ、内訳は、要支援1が280人、要支援2が189人、合計469人。要介護1が292人、要介護2が274人、要介護3が303人、要介護4が291人、要介護5が288人でトータル1,448人である。要支援、要介護合わせて1,917人であるとの答弁でありました。

家族介護用品支給事業について、介護4・5の方々に申請をされて却下されている分があるが、その理由についてただしたところ、用品については対象者が非課税世帯ということであり、課税世帯の方については却下という状態であるとの答弁でございました。

介護サービスの待機者が昨年からするとどれくらい改善されているのかとただしたところ、県が希望する方の調査をして、今年の6月現在で約98名で、約100名減になっている。当然介護保険計画の中で施設整備も進めているが、今のところ前回調査からすると約100名の待機者が減ったということと考えているとの答弁でありました。

さらに、合併をする時、当局は保健師等専門性の高い職員を確保することができるので併合しましょうと言ったが、地域包括支援センターに社会福祉士は必置となっているものの現在嘱託職員の社会福祉士を置いているが、この嘱託職員がいなくなったときには問題はないのかとただしたところ、法的には必置であり、現在の嘱託職員から市の正規職員で対応するとなれば予算に影響が出てくる。また、保健師の業務の多様化、役職関係、定年というようなことを踏まえて、総務課には日頃から専門職の増員、あるいは社会福祉士が必要だということもお願いしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がございました。

反対討論として、介護保険は保険料を払っても望むサービスは受けられないという不備な面があり、そういった点で保険料負担に対する公平性という観点からしても非常に問題があり、家族介護で厳しい状況に置かれている人たちのことを考えたときに、制度そのものを見直しをしていかなければならないのではないかという点から、認定に当たらないとのことであります。

次に、賛成討論として、職員もこの事業の運営については一生懸命努力をしており、制度的にはいろいろな意見があるかもしれないが、これを認定しないという理由には当たらないと思うので、認定すべきであるとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第5号、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、主な

質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

下水道使用料について、過年度分の徴収率は約15.6%で、未済額が約277万円あるが、現在、累計での未済額は幾らかとただしたところ、21年度を含めて累計で365万8,500円であるとの答弁でありました。

通信運搬費の電話代100万円の詳細についてただしたところ、4地区浄化センターの非常用通信のための電話及び各中継施設のポンプ等の警備用電話等が設置されていて、全部で22か所ある。内訳は、松山地区が6か所、野井倉地区が2か所、通山地区6か所、蓬原地区が14か所である。基本料金は大体一月何も無いときでも2,530円程度であるとの答弁でありました。

さらに、基金の現在高についてただしたところ、現在高は2,883万8,535円であるとの答弁でありました。

21年度に加入戸数が55戸増えた状況についてただしたところ、農業集落排水のしおりに作って、窓口配布もするが、各業者にも宣伝効果を狙って進めていることと、市から10万円の補助が出るということの相乗効果もあって増えてきたと判断をしているとの答弁でありました。

さらに、一般会計から約1億6,000万円の繰り入れをしているのであれば、この事業である程度の利益または償還ができるようにしなければいけないと思うが、その点についての考え方をただしたところ、3億3,000万円の事業費の中で、約2億6,000万円を返済に充てており、その約2億6,000万円のうち、約1億6,000万円が一般会計からの繰り入れである。今後は、接続率を伸ばしていくということと未納を減らすということが大事なことであり、そのことが一般財源からの繰り入れを少なくしていくということにつながっていくものと思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第7号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

公共下水道事業の志布志町地域について、過去の休止状態から事業の進め方ということは、ここ1年かけてどのような議論になっているのかとただしたところ、財政の好転が見込めればというようなことで推移してきたが、償還金などの問題から再開するには厳しいという状況で過去検討してきたところである。現在は、公共下水道に代わる小さな施設を検討していかなければならないということで、環境と交渉をしているところであるとの答弁でありました。

さらに、公共下水道事業については、ある程度の年限を定めた中で検討を進めていかないと、2年先も3年先も全く同じ事の繰り返しになってしまうと思うが、どのような考えを持っているのかとただしたところ、現在、公共下水道事業は休止になっているが、これを思い切って中止という形も内部で検討をしているところである。また、中止した場合、この事業に代わると思われる合併浄化槽の補助等を広げた形についても、財政との協議、議会の協力もいただきながらという踏み込んでやっけていかないといけない時期に来ているということは十分認識しているとの答弁



でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第8号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

備品更新事業について、地デジ対応テレビを30数台買っているが、購入先は市内の業者なのかとただしたところ、地デジ対応のテレビについてはダグリだけでなく、教育委員会も含めて相当数あったので、少しでも安くということで教育委員会等と合わせて一緒に入札を行い、落札は市内業者であったとの答弁でありました。

行政として、例えば経営の中で市民からいろいろな声を聞くと思うが、それに対して指定管理者との話し合いなどはどこまでいっているのかとただしたところ、指定管理者ということで経営を任せており、ある程度独自性を持ってやっていただかなければならないというのが基本だが、あくまでも市の施設である。前月実績等を翌月の10日までに毎月必ず報告をしていただくようになっているので、その報告に来られた際にもいろいろ事情を聞いているとの答弁がございました。

さらに、監査意見書の中に「本地域の観光の拠点として十分に活用されるよう、なお一層の努力をされたい」とあるが、施設周辺は草が伸び放題で、前の公社が経営を行っている時と格段の差がある。行政指導をした場合、例えば観光の拠点という位置付けを休暇村が本当に受けたのか。6,500万円という家賃にはとても耐えられないというようなことで、草を刈る暇はないというようなことで耳を貸さなかったのではないかという気がしてならないが、この点についての考え方をただしたところ、草払いなどについては、改善をお願いしてから実施されるまでタイムリーな対応ができなかったというのは実感をしている。きれいな状態にさせていただくような形で指導をしていきたいとの答弁がございました。

国民宿舎事業収入の宿泊の内訳についてただしたところ、宿泊は前年度対比9%の伸び、実績では1万6,241人である。温泉人員についても対前年度比5.7%の伸び、10万2,371人である。婚礼については、前年度15件に対し今年度は10件である。実際の収支では、6,500万円の納入をしていただき、昨年度は約3,300万円の赤字であったとの報告をいただいているとの答弁でありました。

経営のプロである休暇村サービスは、本当に志布志市の観光事業に市と一体となってやるぞという気持ちで受けられたのかというところが問われているのではないかと思うが、このことについてどのように考えているかとただしたところ、過去2年の実績では初年度5,000万円の赤字、2年度は改善されて3,300万円ほどの赤字、今年度は大幅に改善されて最終的には2,000万円程度の赤字という中間報告をいただいたところである。行政の指導不足ということもあったが、休暇村としては一生懸命頑張っていると思うとの答弁でありました。

さらに、地元の企業であって、市の財産であって志布志の住民があまり利用しないようでは、地元との一体感がないように思われるが、どのように感じているかとただしたところ、もう少し

地元密着型の企業だということを強く広告、宣伝なりで努力をされるべき点はあるのかと感じているとの答弁でありました。

毎月10日までにミーティングをするということだが、その内容についてただしたところ、協定書の中で、前月分実績報告等は10日までにするとなっているが、宿泊人員、婚礼数、営業費用等の報告があり、その際行政からは、市民の声や改善できる点があれば取り組みをお願いしたいという形で1時間程度の話をしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第9号、平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

21年度は漏水等が大分改善され、有収率が上がっていると監査意見書にあり、職員の方々の努力のたまものと思うが、広報等で情報提供も呼び掛けているのかとただしたところ、全職員に常日頃からメール等を行い、情報提供を呼び掛けている。また、広報においても市民からの呼び掛けをお願いしている。また、修繕件数は決算で、宅地内360件、公道150件で、ほとんどが住民からの通報によって分かったものであるとの答弁でありました。

現在、森山水源地から志布志の方に管の布設替えをしているが、どの程度進捗しているのかとただしたところ、本年度の9月に完了し、9月から供用開始をしているところであるとの答弁でありました。

旧志布志町の鉄パイプの布設替えの状況についてただしたところ、昭和28年に布設された水道管が約11km残っている状態である。市街地の密集地域であり、1年間に1km進まないような状態であるが、少しでも早く終わらせたいと思っているとの答弁でありました。

さらに、船舶関係の給水実績についてただしたところ、船舶用の給水は1年間に6万6,270t給水しており、料金にして1,139万8,959円となっている。そのほとんどがさんふらわあであるとの答弁でありました。

施政方針の中で「水源の確保に努め、安定した水の供給を図る新たな水源開発に努めてまいります」とあるが、この水源確保についてただしたところ、水源確保については今後の重要な課題だと思っており、志布志の上田之浦で1か所、松山の仮屋地区で1か所確保して、今年度は松山はその接続工事をしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第9号、平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（上村 環君）** 起立多数です。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

お諮りします。認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（上村 環君）** 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（上村 環君）** 起立多数です。したがって、認定第5号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

お諮りします。認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

お諮りします。認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

お諮りします。認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号について採決します。

お諮りします。認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

### **日程第13 議案第58号 平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について**

**議長（上村 環君）** 日程第13、議案第58号、平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本案は、平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（鬼塚弘文君）** ただいま議題となりました議案第58号、平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について、平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月22日、執行部から水道局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

主な質疑とそれに対する答弁の御報告を申し上げます。

建設改良積立金が約1億1,200万円であるが、今までの分と合わせて幾らになるのかとただしたところ、減債積立金が今年度分を含めて1億4,015万1,212円である。建設改良積立金が、4億3,810万円となる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号、平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分については、全会一致をもって、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で御報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第58号に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり、可決されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第14、議案第63号から、日程第16、議案第65号までの3件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第63号から議案第65号までの3件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

#### **日程第14 議案第63号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

**議長（上村 環君）** 日程第14、議案第63号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成22年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、志布志市教育長の給与等に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、議員、市長、副市長及び教育長の12月に支給する期末手当の額を0.15月分引き下げるものであります。

なお、この条例は、12月に支給する期末手当の基準日である平成22年12月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第15 議案第64号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

**議長（上村 環君）** 日程第15、議案第64号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成22年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うとともに、55歳を超える職員に対する給料月額の支給に当たって、当分の間、その一定割合を減じる措置を講じるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**総務課長（中崎秀博君）** 議案第64号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、平成22年の人事院勧告を受けた給与改定に伴い、所要の改正を行うものでありますが、今回の人事院勧告は昨年度に引き続きまして、マイナス勧告となっております。

その主な内容は、中高年齢層が受ける給料月額に限定した平均0.1%の給料月額の引き下げ、期

末・勤勉手当の年間支給率を現行の4.15月から0.2月分引き下げ、3.95月とするものであります。本年度につきましては、6月期の期末・勤勉手当が支給済みであり、12月期の期末・勤勉手当のみで年間分0.2月の減額調整が必要であることから、12月支給の期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月の引き下げとしております。

なお、不利益不遡及の原則により、給料の4月遡及は実施しないものの、年間でみて官民給与を均衡させる観点から12月期の期末手当で所要の調整を行うこととしております。

また、今回から、55歳を超える行政職給料表6級、本市においては課長級以上の職員の給料、期末・勤勉手当について、当分の間1.5%の減額を行うこととしております。

それでは、議案と別に配付しております付議案件説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明をいたします。

付議案件資料の3ページをお開きください。

第1条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

給与条例第23条第2項は、期末手当の額に関する規定でございますが、先ほども申し上げましたように、今回の人事院勧告による期末手当率の引き下げに伴う改正で、12月期の期末手当の率を「100分の150」から「100分の135」に引き下げるものでございます。また、管理職職員の期末手当の率についても、「100分の130」から「100分の115」に引き下げるものでございます。

第23条第3項は、再任用職員に対する期末手当額の読み替え規定であります。第2項の改正に準じた改正を行うものであります。

次に、第26条第2項第1号は、勤勉手当支給上限額に関する規定でございますが、現行の「100分の70」から「100分の65」に引き下げるものでございます。

制定附則の改正としましては、第5項から第7項につきましては、既に支給が終了している期末・勤勉手当に係る規定であることから、削除し、新たに行政職給料表6级以上で55歳を超えることとなる職員については、給与を当分の間1.5%減額するための規定を新設しております。

説明資料の7ページ、別表の第4条関係、行政職給料表は、人事院勧告に基づき国に準じた給料表の改定を行うもので、おおむね40歳以上の中高年齢層に限定した平均でマイナス0.1%の改定を行うものでございます。

資料の11ページをお開きください。

第2条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

平成18年改正給与条例附則第7条第1項は、国の給与構造改革に伴う給料表の切り替え時において、切り替え後の給料月額が切り替え日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、その差額を支給する経過措置、いわゆる現給保証の規定でございますが、この経過措置の算定基礎額に今回の行政職給料表の最大の号級改定率である0.17%と、昨年の経過措置額の引き下げ率0.24%を考慮し、昨年に引き続いて減額改定対象職員となった職員については0.41%の引き下げ、それ以外の職員については0.17%の引き下げを行うものでございます。



次に、附則でございますが、議案の附則のページをお開きください。議案の附則のページは、給料表の後のページになります。

まず、附則第1条は、施行期日について規定したものでございます。この条例は、平成22年12月1日から施行するものでございます。

附則第2条第1項は、12月に支給する期末手当の特例に関する規定で、給料月額が減額改定となった職員に限り、官民格差の是正のため、本年4月に支給した給料及び附則に定める職員手当等の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に施行日の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額の合算額を12月に支給する期末手当の額から減じる調整を行うことができるとした規定でございます。

附則第2条第2項は、本条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者が本条例の適用を受けることとなった場合においても、職員と同様の取り扱いをする規定でございます。

附則第3条は、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する給与の1.5%減額措置の適用についての読み替えについての規定でございます。

附則第4条は、その他必要な事項について規則に委任する規定でございます。

説明資料の12ページをお開きください。

附則第5条は、今回の給与条例改正において、55歳に達した職員の給与減額措置に関する規定を新設したことに伴い、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の附則に読み替え規定を新設するものでございます。

資料の13ページをお開きください。

附則第6条は、第5条と同じく、志布志市職員の育児休業等に関する条例の附則に読み替え規定を新設するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**3番（西江園 明君）** 二つほどお尋ねしますが、国家公務員の給与を定めたのを人勧というのは行うわけですが、本市もそれを採用して、準用して今回改定を行おうとするもので、こういうのをする場合に、まず職員組合とか何かには事前に、当然議会に成案として出す前に協議をしているのかということが1点と、先ほどありました議案の附則の第2条に該当する職員がいるのかということ、2点お尋ねします。

**総務課長（中崎秀博君）** まず、第1点目の人勧の改定の件で職員組合との交渉を行ったかということの質疑でございますが、これにつきましては、職員組合の役員と協議を済ませているところでございます。

それと、附則の第2条第1項の期末手当の特例に関する規定の給料月額の調整対象職員ということによろしいでしょうか。

この対象職員につきましては、172名の職員が、この0.28を乗じた額の調整を必要とする人数で

ございます。

**3番（西江園 明君）** その2番目の件。ということは、0.2か月減額された上に、この減額もあるということに理解していいんですか。

**総務課長（中崎秀博君）** 中高年齢層の職員が対象ということで、今回172名がこの0.28、4月から11月までの給料並びに6月の期末・勤勉の調整を12月で期末手当から減額するというものと併せまして、先ほど説明申し上げました0.1%の給料の改定が行われるということでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**24番（野村公一君）** 今回、民間との格差是正ということでございますが、本市の民間給与のベース、平均給与が本市ではどれぐらいに査定がされておるのか。そのことと本市の職員の給与の格差、そういうものがどう違うのか、そこら辺が検討がされておれば、ひとつ答弁をいただきたいと思います。

**総務課長（中崎秀博君）** ただいまの御質疑でございますが、本市の民間の平均給与というのは調査をしてないところでございます。

その中で、鹿児島県が、県の人事委員会の方が民間企業の50人規模の事業所を対象として調査を実施しているところでございます。当然、国の方も実施をいたしております。

**24番（野村公一君）** そうすると、本市の民間との格差というのは当局では全く分からないままに、人勤だけの裁量で決定をしておるということですね。

国のレベルと、それから県のレベル、さらには地方のレベルで給与体系は違うと思うんですね。であれば、その地方地方の体系に合わせていく、そのことが人勤の私は作業であろうと思うんですが、本市の給与体系が調査がなされていない理由を教えてください。する必要はないのかどうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身も本市の民間の方々がどれぐらいの給与水準であるかということについては関心があるところでしたが、実態として調査はしていないところでございました。そのようなことで、官民格差が本市の職員、また本市の民間の方々とどれぐらいあるかということについては、詳しくは調べられていないということであります。

従来からこの本市の給与の水準につきましては、合併の時に同規模の市町村との調整をとりながら給与の水準を定め、そしてその後、人勤に基づく指導によりまして、それに合わせて本市の給与水準が取られているということでございます。

**24番（野村公一君）** 今回のことに限らず、本市の給与水準がどういうふうに流れていくのかというのは、私は行政はしっかりと把握をすべきだろうと。そうすることが行政上のいろんな作業に関係がしてくるだろうと思うんですがね。ぜひ調査をすべきと私は思っています。それを調査をされるのか、もうしないがままにこのままいかれるのか、答弁を。されるとすれば、いつ頃までにその作業が終わるという見通しを持っておられるのか、併せて答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

調査はやりたいと思います。いつまでということにつきましては、しばらくお時間をいただきたいと思います。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第16 議案第65号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第8号）**

**議長（上村 環君）** 日程第16、議案第65号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、人事院の平成22年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,400万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億8,702万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算について説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を2,400万6,000円減額するものであります。

8ページ以降は、給与改定に伴う減額のほか、退職・育児休業に伴う減額調整等を含めまして、人件費を2,400万6,000円減額するものであります。内訳としましては、議員及び特別職分が170万7,000円減額、一般職分が子ども手当を含む2,229万9,000円減額となっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程追加のため、しばらく休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時19分 再開

**議長（上村 環君）** 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加することに決定しました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

追加日程第1、発議第10号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第10号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

### **追加日程第1 発議第10号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書の提出について**

**議長（上村 環君）** 追加日程第1、発議第10号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**9番(毛野 了君)** ただいま議題となりました発議第10号、環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)への対応に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会、金子光博議員であります。

環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉に拙速に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率及び農業・農村の多面的な機能の維持・存続を根底から揺るがすこととなるだけでなく、幅広い分野への深刻な影響が懸念され、本市においても基幹産業である農業が壊滅的な状況に陥り、関連産業を含めた雇用環境も悪化し、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白であることから、我が国の農業振興や経済全体に与える影響を十分考慮し対応するよう、次の事項について強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

1、広範囲な分野を対象とした包括的協定であり、また、全品目について関税撤廃が原則であるT P Pについては、国会において十分審議するなど、国民合意が取れるまで時間をかけて検討し、拙速に参加しないこと。

2、国際貿易交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること。

特に、農業分野に関しては「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長 西岡武夫、内閣総理大臣 菅直人、外務大臣 前原誠司、農林水産大臣 鹿野道彦、経済産業大臣 大畠章宏、国家戦略担当大臣 玄葉光一郎、内閣官房長官 仙谷由人でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

どうぞ御賛同方、よろしく願いを申し上げます。

**議長(上村 環君)** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長(上村 環君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長(上村 環君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、原案のとおり決定されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第10号の字句整理及び提出手続きにつきましては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

**議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から12月5日までは、休会とします。

6日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散会

## 平成22年第4回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成22年12月6日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第66号 志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第68号 志布志市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第6 議案第70号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第7 議案第71号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第72号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第9 議案第73号 字の区域変更について
- 日程第10 議案第74号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議案第75号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第76号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

### 欠席議員氏名（1名）

22 番 丸 崎 幹 男

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆
行政改革推進監 野 村 不二生	

### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎



午前10時00分 開議

**議長（上村 環君）** これから本日の会議を開きます。

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

### **日程第2 議案第66号 志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長（上村 環君）** 日程第2、議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織の改称、ブランド推進課及び都市政策課の設置並びに事務分掌の見直しの措置を講じるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**総務課長（中崎秀博君）** 議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案の内容につきましては、第1条で水道局の名称を水道課に改めるため、志布志市水道事業の設置等に関する条例第3条第2項の字句を整理するものであります。

第2条で地域ブランドの構築を図り、住みよいまちづくりを目指すためにブランド推進課を、また適切かつ計画的な市街地を構築し、将来に向けて安心・安全なまちづくりを達成するために都市政策課を新たに設置して、事務分掌等を見直すものであります。

それでは、付議案件説明資料の新旧対照表の1ページをお開きください。

志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の内容につきましては、水道局の名称を変更するため第3条第2項中、「水道局」を「水道課」に改めるものであります。

次に、志布志市課設置条例の一部改正は、第1条中、港湾商工課の次に「ブランド推進課」を、また建設課の次に「都市政策課」を置くものであります。

資料の2ページを開きください。

第2条の事務分掌の表中、企画政策課の項及び港湾商工課の項中の号の整理をするものであり

ます。

港湾商工課の項の次に新たに設置するブランド推進課の事務分掌として、第1号に「地域ブランドに関すること」を加えるものであります。

保健課の項及び耕地林務水産課の項については、号及び字句の整理をするものであります。3ページをお開きください。

建設課の項については、新たに都市政策課を設置することに伴い、建設課の事務分掌を整理するものであります。

建設課の項の次に新たに設置する都市政策課の事務分掌として、第1号に「都市計画に関すること」、第2号に「建築及び営繕に関すること」、第3号に「市営住宅に関すること」を加えるものであります。

また、新たに都市政策課を設置することに伴いまして、志布志市がけ地近接等危険住宅移転促進審議会条例の第7条中の「建設課」を「都市政策課」に、志布志市都市計画審議会条例の第8条中の「建設課」を「都市政策課」に改めるものであります。

なお、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、総務常任委員会へ付託いたします。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第3、議案第67号及び日程第4、議案第68号の2件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第67号及び議案第68号の2件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

### **日程第3 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長（上村 環君）** 日程第3、議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園テニスコートの照明施設が新たに整備されたことに伴い、城山総合公園テニスコート使用料の算定区分を改め、当該照明施設の使用料の金額を定めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園テニスコート使用料について、利用者一人につき算定する方法からテニスコート一面につき算定する方法に改め、照明施設の使用料の金額を1時間まで400円、超過30分当たり200円と定めるものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**19番（小園義行君）** 今回、それぞれ人数一人ということから1面につきということ、この条例を改正することによって、それぞれ負担が増えたりいろいろあるわけですね、利用する側がですね。そういったことで、この旧の一人につき100円というところから、その他の者1面につき100円ということ、この人数はそれぞれ関係ないということになるんですが、こういった影響があるのかということと併せて、今回この照明施設を1面につき400円ということ、算定されているわけですが、その算出の基礎というのはこういったことをもってこの400円というふうにしたのかですね、ちょっとお願いします。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** まず1点目の影響でございますが、旧松山町時代には一人ということじゃなくて、面、1時間当たりの面で積算しておりました。合併しまして統一する段階で面から人になっていったんですが、これにつきましては多人数の大きな大会を開催する場合、非常に経費がかかるということで、減免ということで面当たりの計算で徴収しておりました。ですから、影響ということにつきましては、今後もないというふうに考えております。

また、照明施設ですが、これにつきましては1灯当たりの金額、約20円ということで、それと維持管理費を計算しまして、400円という計算をさせていただいたところであります。

なお、ちなみに周辺の自治体等の分も参考にしながら400円という金額にさせていただいたところであります。

**19番（小園義行君）** 今回、城山総合公園のテニスコートの使用料のみのこういう改定ということになっているわけですが、この運動公園の利用料については、過去議会でも委員会で否決になったものが、逆転、本会議で可決ということ等もありました。そういった経緯もあったわけですが、今回、このテニスコートの使用料をそういった利用する側に立って改定をしようとしたわけですね。その他の問題等々については、利用料の格差が生じている部分については、全体として見直し、そういったものはされなかったのか。今回のこの提案に当たってですね。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 集中改革プランによって使用料等の見直しというのを現在しなければいけないわけですが、そういうことも含めて、他の分も含めて鋭意検討をしている段階でありまして、今後、前御指摘があった部分についても検討の中に入っているところであります。

今後進めていくということでありませう。

**19番（小園義行君）** ということは、運動公園等のそうした利用料について、今回は照明施設の設置が新しくなったということでの提案でありますけれども、後、当初予算等々の3月議会等あたりでそういったものも、全体的見直しをされた条例の改正というのも提案されるというふうには、これ理解していいんですかね。今回のこれを受けてです。

**市長（本田修一君）** ただいまの件についてお答えいたします。

今担当課長の方で説明がありましたように、行財政改革の中で使用料等についての見直し作業も行っているところでございます。

このことにつきましては、早いうちにまとまりましたら議会に御提案申し上げ、御相談申し上げたいというふうに考えます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**10番（立平利男君）** 確認させていただきませんが、この使用料については、市内、市外、一緒でしょうか。お伺いいたします。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 市外の場合は、1.5倍での積算になっております。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第67号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第4 議案第68号 志布志市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長（上村 環君）** 日程第4、議案第68号、志布志市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市歴史民俗資料館が展示する歴史及び民俗に関する資料の観覧者の利便を図るため、利用の許可制を廃止するとともに、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** それでは、議案第68号につきまして、補足して御説明申し上げます。

御承知のとおり、志布志市歴史民俗資料館は、松山町の泰野公民館に隣接している資料館で、昭和56年に開館した施設でございます。この建物につきましては、アスベスト建材が使用されているということで、合併前の平成17年度から立ち入り禁止になっておりましたが、合併直後の平成18年度にアスベストの除去と屋根の雨漏り改修を実施しまして、平成19年度から再開した施設でございます。

今回の条例改正につきましては、先ほど市長の提案理由がありましたとおり、観覧者の利便を図るため利用許可制を廃止して、他の公の施設に係る条例との整合を図るために規定の見直しを行ったものでございます。

付議案件説明資料の7ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条の設置の項目で施設の性格を明確に表現したところでございます。

次に、観覧者の利便を図るという観点から、旧条例3条の管理の項目を廃止し、新条例では新たに3条に開館時間を、4条に休館日を定めたとところでございます。

さらに、利用許可制の廃止という点では、旧条例4条の利用許可、5条の利用の条件、6条の利用許可の禁止、7条の利用許可の取消し等の条項を、新条例では5条に観覧の制限、6条に観覧料の条項を設けたことによりまして、従来の行政施設の管理的側面の強い内容から、より利用者の視点に立ったものに改正されたと考えております。

また、旧条例8条の損害賠償では、行政が損害を賠償させるという表現から、新条例7条では損害賠償義務として、観覧者は行政に賠償しなければならないといった表現に改正しております。さらに、賠償の対象を旧条例では「施設、設備等を損壊し」としていた文言を、新条例では第1項に施設・設備を特定し、新たに第2項に資料そのものの損傷についても明記いたしております。

このほか、他の条例との整合という観点からは、旧条例9条の職員の「館長及び主事を置き」という文言を、新条例8条で、「館長を置き」と修正し、また旧条例10条の委任で、「教育委員会が定める」という表現を新条例9条では、「教育委員会規則で定める」と修正しております。

さらに、今回の改正では、他の条例との整合を図るため、新たに10条としてこれまでなかった過料の項を設けたものです。

以上、補足して説明させていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

## **日程第5 議案第69号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について**

**議長（上村 環君）** 日程第5、議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について説明を申し上げます。

本案は、平成22年4月1日、総務省、農林水産省、国土交通省告示第10号（過疎地域を区域とする市町村を公示する件）により、志布志市が過疎地域をその区域とする市町村として公示されたため、平成27年度までの過疎地域自立促進計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**企画政策課長（溝口敏久君）** それでは、補足して説明申し上げます。

議案第69号につきましてでございますが、付議案件説明資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。

平成12年に制定されました過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末で失効となることから、同年3月に改正措置がなされたので、その概要の主なものについて御説明申し上げます。

1番目に、過疎法の失効期間が、平成28年3月31日まで延長されております。したがって、今回作成する市町村計画は、平成22年度から平成27年度までの6年間分ということになります。

次に、過疎要件の追加があり、平成17年国勢調査の結果に基づく数値を入れて計算することができるようになり、このことで本市は、みなし過疎から全地域が要件を満たす地域となったものでございます。

次に、特別措置の拡充がなされております。

まず、これまで過疎債はハード事業にしか充当できませんでしたが、今回の見直しでソフト事業へも充当ができることになったものです。そのソフト事業分の過疎債の発行額が、財政力指数及び基準財政需要額等により限度が定められており、本市の発行限度額は1億1,160万円となります。充当できるソフト事業として、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのものとしております。

また、過疎債の対象施設の追加もあり、図書館、認定こども園、幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設が追加され、小中学校の校舎等につきましては、統合要件を撤廃されたところでございます。

国における地方債の計画額は、平成22年度で2,700億円を見込んでいるところでございます。

今回の過疎計画を策定するに当たり、本市の基本方針といたしましては、県の方針との整合、本市の振興計画との整合、旧計画で未実施事業の調整を行いながら、ブランド推進、港湾の活用、ICT活用、環境、健康づくりに視点を置きながら策定作業を行ったところでございます。

それでは、過疎計画の説明に入らせてまいります。

過疎計画の目次を御覧いただきたいと思っております。

目次にありますように、1、基本的な事項、2、産業の振興から、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、各分野別の現況と問題点、その対策、事業計画から構成されております。

事業計画の中には、過疎地域自立促進特別事業として、過疎債を活用するようなソフト事業について事業内容を詳細に記載するようになっております。

また、その特別事業につきましては、最終ページに、11、過疎地域自立促進特別事業分としてまとめて再掲することとなっております。

1ページから10ページにつきましては、基本的な事項として、本市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況等について記載いたしております。

11ページから13ページの地域の自立促進の基本方針につきましては、第一次振興計画のまちづくり基本方針を基に記載いたしております。

次に、14ページから92ページにかけては、分野別の現況と問題点、その対策、事業計画を記載いたしております。

ここで、その対策について説明させていただきたいと思っております。

まず、14ページから29ページまでにつきましては、産業振興であります。

19ページをお開きいただきたいと思っております。

産業振興の方針といたしましては、はじめに志布志港を核とした施策が欠かせないとしており、コンテナ取扱量の増加を目指しています。

また、農産物、水産物、畜産物、特用林産物においては、その豊富な地域資源を有効活用し、本物づくりを行い、官民連携の下、全国発信できるような取り組みを実施していきます。

まちの活性化や経済が豊かになる取り組みとしましては、観光入り込み客100万人を目指し、うまいものグルメ通りの開設や、グリーンツーリズム等の取り組みを積極的に展開していきます。

農林水産業の振興につきましては、生産基盤の整備や支援体制の強化、産地の広域化などに取り組みます。

21ページをお開きください。

地場産業の振興につきましては、安心・安全、環境、循環、有機をキーワードに地域にある素材を生かして、生産・加工・流通・販売が一体となり、ブランド化の確立を図るため全国的な情報発信に努めます。

22ページの企業の誘致対策につきましては、工業団地や企業立地を促進するため、企業訪問、企業誘致セミナーなど誘致活動を展開していきます。

起業の促進につきましては、地場企業の育成、農商工連携、港湾の活用を推進していきます。

商業の振興につきましては、商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会が実施する商工業振興事業対策等について引き続き支援してまいります。

観光の振興につきましては、九州新幹線の全線開業をにらみ、市外からの誘客が図れるような観光ルートの確立に取り組みます。

23ページの港湾の振興につきましては、志布志港の更なる利便性向上のため、新若浜地区多目的国際ターミナル第2期工事の早期着工に向けた取り組みを行います。

次に、30ページから42ページまでにつきましては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進であります。

34ページをお開きいただきたいと思います。

道路につきましては、国・県が進める選択と重点投資、市の独自のローカルルールなど、新たな視点から道路整備を進め、活性化を図ります。特に、都城志布志道路、東九州自動車道につきましては、志布志港を中心としたネットワークを形成するための重要路線であるため、早期完成に向けた取り組みを行ってまいります。

35ページの地域情報化の推進につきましては、地域間の情報格差を解消するため、高度情報化社会に対応した情報通信基盤を整備し、F M行政告知端末機の全戸設置などを行います。また、ICTを活用したさまざまな取り組みにより市民の利便性向上が図られます。

交通につきましては、バス路線の維持存続に努め、移動制約者の生活交通手段の確保を図るため、福祉タクシーと連携したコミュニティバスの運行の検討を行います。

35～36ページのJ R日南線及びさんふらわあにつきましては、維持存続のため利用促進に努めてまいります。

地域間交流につきましては、観光ルートの確立や体験型観光の推進に努め、都市と農村の交流を推進してまいります。

次に、43ページから54ページにつきましては、生活環境の整備であります。

46ページをお開きください。

住宅につきましては、公営住宅ストック活用計画を基本に、地域の活力と定住促進のため整備を進めます。



上水道等の施設につきましては、上水道事業と全ての簡易水道事業の統合を行い、安定した水道水の供給と維持管理の節減を目指します。

47ページの下水道施設等につきましては、農業集落排水施設、公共下水道事業、生活排水の処理について記載しておりますが、特に生活排水の処理においては、合併処理浄化槽の設置補助等により、生活雑排水による水質汚濁防止に努めてまいります。

新エネルギーにつきましては、太陽光発電の普及に努めてまいります。

廃棄物処理施設につきましては、し尿処理施設及びごみ処理施設について記載しておりますが、特にごみ処理施設については、清掃センターの延命化を図るためごみの資源化に更に取り組んでまいります。

リサイクル・ごみの分別・再資源化につきましては、多様化する環境問題への対応に、行政への住民参加で環境保全に配慮した資源循環型社会の構築に取り組みます。

48ページの公園につきましては、しおかぜ公園等市内にある公園をスポーツイベント・レクリエーション・健康づくりの場として利活用できるよう、適正な管理に努めてまいります。

消防・防災につきましては、消防・防災体制の強化、自主防災組織、防災行政無線について記載しておりますが、特に自主防災組織につきましては、共生・協働型コミュニティ活動創出支援事業に取り組み、災害時の初期活動により被害の低減化に努めてまいります。

49ページの火葬場につきましては、老朽化に対応した施設整備を行い、維持管理に努めながら、将来に向けた近代的施設の建設の検討を行ってまいります。

次に、55ページから68ページは、高齢者等の保健並びに福祉の向上及び増進であります。

60ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者福祉につきましては、効果的なサービスの提供、介護保険事業、住み慣れた地域での生活、生きがいづくりの推進、高齢者虐待の防止について記載しております。特に、効果的なサービスの提供につきましては、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、従来の高齢者福祉関係事業の評価等を行いながら、新たな課題に対応するための高齢者福祉サービスの充実を図ってまいります。

62ページの児童福祉につきましては、子育て支援、保育サービス、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、男女共同参画による子育ての促進、児童虐待の防止について記載しております。特に、子育て支援につきましては、子育てと仕事を両立させるため、延長保育などの保育サービスの拡充や放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、関係機関と協力しながら雇用や就業環境の整備が図られるよう啓発に努めます。

63ページの障害福祉につきましては、障害のある人が安心して暮らせるまちづくり、障害のある子どもと家庭への支援、在宅福祉サービスの充実につきまして記載しております。特に、障がいのある子どもと家庭への支援につきましては、地域で安心して生活できるよう保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、保護者に対する各種相談制度の普及及び啓発に努めてまいります。

64ページの保健予防対策につきましては、疾病の予防・早期発見、健康づくり、介護予防、食育事業について記載しております。特に、健康づくりにつきましては、自らの健康状態や生活習慣を振り返り、健康的な生活習慣を確立できるよう各種健康づくり事業に取り組んでまいります。

65ページの母子保健の推進につきましては、妊娠・出産期における母子保健、乳幼児に対する母子保健事業、子育て相談、思春期の保健対策の強化と健康教育の推進について記載しております。特に、妊娠・出産期における母子保健につきましては、妊婦健康診断について無料受診券を交付し、健康診断にかかる負担の軽減を図り、相談体制の充実を図ります。

次に、69ページから70ページは、医療の確保でございます。

69ページの医療の充実につきましては、市内の各医療機関及び曽於郡医師会と連携し、不足する診療科目について診療の充実を図ります。また、都城市及び鹿屋市と定住自立圏の協定を締結しておりますので、その中においても医療の確保に取り組んでまいります。

次に、71ページから81ページは、教育の振興であります。

75ページをお開きください。

学校教育につきましては、知・徳・体の調和の取れた児童生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実及び健康の増進や体力の向上など、学校教育の充実に努めます。

また、小・中学校の規模及び配置の在り方につきましては、学校規模適正化推進委員会を設置し、基本方針等の策定に取り組みます。

76ページの心の教育の推進・安全管理・防犯対策につきましては、地域住民等の学校安全ボランティアであるスクールガードの養成に努め、安全な地域づくりを推進してまいります。

施設整備につきましては、耐震診断の結果に基づき優先度の高い建物から順次耐震化を行い、児童生徒が安全・安心に学習できる環境整備に努めます。

77ページの生涯学習につきましては、多様化・高度化する住民の学習要求に対応する学習機会の提供に努めます。

図書館の充実につきましては、平日の開館時間を午後7時まで1時間延長し、勤め帰りの人たちなどの利便性を高めます。

生涯スポーツの推進につきましては、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進に努めます。

家庭・地域教育につきましては、自然体験活動や社会体験活動、世代間交流などを通じた体験学習活動を推進し、地域の遊びや行事を伝承しながら地域の教育力を向上させていきます。

78ページの幼児・児童教育につきましては、生活習慣の中で発達段階に応じた諸施策を年次的に展開し、子育てを支援していく体制と環境づくりに取り組まします。

青少年育成につきましては、海外への研修派遣事業や県外交流事業を継続して実施してまいります。

次に、82ページから84ページは、地域文化の振興等であります。

82ページの文化活動の推進につきましては、自主文化事業の充実に努め、芸術性の高い文化に触れ、地域文化の向上を図ります。

歴史的遺産の保護活用につきましては、貴重な国・県及び市指定の歴史的遺産や天然記念物を活用した計画的なまちづくりを進めてまいります。

次に、85ページから87ページは、集落の整備でございます。

86ページのその対策につきましては、自治会のコミュニティ活動を促進するため、自治会活性化共生・協働事業により支援してまいります。

次に、88ページから94ページは、その他地域の自立促進に関し必要な事項でございます。

90ページをお開きください。

地域ブランド化の推進につきましては、さまざまな日本一づくりに取り組み、志布志ブランドの開発を行い、地域のイメージアップにつなげてまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、個人としての尊厳が尊重される人権の確立、多様化する生活課題への対応、個性と能力が発揮できる就業環境の整備、人権と生活環境の視点を踏まえた地域経済・地域産業の振興、共生・協働による地域づくりについて記載しております。

男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内外における推進体制を整備・充実し、平成19年度に作成いたしました「男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」の見直しを行い、更に充実した施策の取り組みを進めます。

92ページの住民参画のまちづくりにつきましては、地域住民の自主的・主体的な地域づくりを推進するため、NPO法人等に対し支援をしてまいります。

イベントにつきましては、共生・協働・自立の精神を基本に、まちおこし意識の醸成や人材の輩出等、地域の活性化に努めます。

以上、過疎地域自立促進計画の概要について説明申し上げましたが、県との協議につきましては、平成22年11月24日付けで異議のない旨承認をいただきましたので、提案するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**議長(上村 環君)** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**13番(小野広嗣君)** この議案は、各常任委員会に所管ごとに付託されますので、基本的なことだけお聞かせを願いたいと思います。

現在進行している過疎計画は、18年6月議会に提案をされて、そこで可決をされて以降進んでいるわけですが、いよいよ5年が経過するという段階に入りまして、その際の過疎計画で示された事業の実施率の状況をお示しをください。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

平成21年度までの事業の実施率でございますが、平成18年度から21年度までの計画額が293億9,944万9,000円で、実績額が247億3,392万円で、金額ベースの実施率につきましては84.1%となっております。

**13番(小野広嗣君)** そういった経緯を経て、また新たに今回過疎計画を提案をされるわけですが、今回の提案に至るまでの、いわゆるこの過疎計画を提案するまでの協議の流れ、そして、

その提案へ市長の思いがどのように反映されているのか、そこを少しお示しください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この計画案の策定につきましては、5月19日に県主催の過疎対策担当職員研修会がございまして、その後、課長会で各課へ過疎計画の作成の依頼をしまして、8月から9月にかけて各課ヒアリングを実施し、事業内容を確認いたしまして、10月6日にはまちづくり委員会に協議をお願いし、意見聴取をし、先ほど言いましたように11月24日に協議の承認がいただけたということございまして、この間私の方のマニフェストに基づいた事業が確実に反映されているかどうかにつきましては、その都度その都度検討を加えながら調整をしてきたところでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**24番（野村公一君）** それぞれ委員会で議論がされると思いますが、二、三点お伺いをしておきたいというふうに思います。

まず、その一つでございますが、本市の人口の推移でございます。

これによりますと、これ以上人口流出の要因が見当たらないと、したがって現在の人口で推移していきだろろうというふうに位置付けておられます。しかし、この1 - 1の表を見ていただくと、平成17年から21年のこの表の対比をしますと、4年間に1,346人人口が流出しておると。私どもの総務委員会でも議論をした際に、おおよそ年間500名の人間が流出をしていくという報告もありました。何をもちて横ばいの人口推移になるようにここに報告がされているのか。しかもこの別表の中では、特に第一次産業の就労者が減っていつておると。これも、平成2年から17年ですから、15年間の間に第一次産業の就農者というのは0.8%減少している、代わって第三次産業はおおよそ10%増加をしておると。農業離れをしておるといふ流れがあるわけですね。

そのような中で、なぜ人口が流出しないという報告になっておるのか、その根拠をひとつお示しをいただきたい。

それから、2番目でございますが、本市の観光振興、ここにダグリ周辺の整備がされて観光の拠点としてうんぬんという報告があります。本当にダグリ周辺のこの地域が本市の観光の拠点として今後もいくのかどうか。私はもう観光の拠点というのは、この周辺の位置付けは変えていくべきだと思っております。そういう意味で、本当に観光という意味がお分かりになっているのかなと非常に不思議でならないんですが、例えばこの18ページの上の方に本市の農村の状況だとか、観光客を呼べばこんなすばらしい地域はないんだとか、自画自賛がしてありますが、こういう自画自賛の中で本当にこのとおり進んでいるのかどうか。私は全く進んでないと。三、四年前、合併した当てもこれが上がりましたが、その後何ら進んでいないというのが実情だと思うんですね。それをまた今回こうして持ち出されて明文化されていると。そこら辺について、観光をどう捉えておられるのか。さんふらわあで人を運んで来て、人が入ってきた、それが観光じゃないんですね。本来の観光というのを御存じなのかなと非常にふに落ちない部分があるんですが、いまひとつ御説明をいただきたいというふうに思います。

第3点です。

文化振興の中で歴史的遺産の保護活用という項目がございます。それぞれに文化財の必要性を唱えておられまして、そのことを推進するという意味の御提示であるようでございますが、もうこれも合併当時から非常に進んで、御案内があった文章そのものでありまして、こういう文章で表示をされることは、それはそれで結構だろうと思うんですが、この事業を成すために本市の組織がそれに伴っておるのかどうか。作文は非常にあすばらしいなと私も思います。しかし一方で、この事業をするのに本市の組織がちゃんと付いて行っておるのかどうか、そこが非常に疑問でならないんですが、この3点目、この事業を本気で推進をしていくために、この今の組織で十分だと思われませんか。その3点をお伺いしておきます。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今議員の方から御指摘がありましたように、人口の推移につきましては、私どもの当初見込みがあった数字より若干落ち込みの幅が少ないというような状況であるところでございます。

このことをもちまして、更にさまざまな振興策を取り入れながら、この地域の人口の推移については、お示ししているような形での推移に持っていきたいというようなことで計画とするところでございます。

そしてまた、観光振興の拠点はダグリ周辺ばかりなのかというような御指摘ですが、このことにつきましては、どなたも本市の景観が優れているということにつきましては、ダグリ周辺がこの地域では最も優れているというようなふうにお認めになれる内容ではなかろうかというふうに思います。

ということで、今後、来年度以降、観光振興計画を定めまして、この地域を中心とした拠点づくりを進めてまいりたいというようなふうにと考えるところでございます。

そしてまた、歴史的遺産の活用につきましても、私どもは長い間検討をしてきているところでございます。しかしながら、この活用につきましては、ハードルがかなり高いところがあるということで、現在できる事業から着実に取り組んでいこうというような形での組織対応ということになっているところでございます。

**24番（野村公一君）** 市長、議会から質問をされたらですね、その質問の趣旨に的確に答弁をしてくださいよ。ただそこに立ってものを言えばいいということじゃないんです。どれ一つを取っても答弁になっていませんがね。そんないいかげんさでどうしますか。

何もけちを付けるだけが議会じゃないんです。一緒に志布志の振興をしていこうというそういう狙いで、ここはおかしいんじゃないの、これはいいんじゃないのと、選択をしていくのが私たちの立場ですよ。そういう意味で、これはどうなんですか、おかしいんじゃないですか、そこはね、そういう質問に対しては謙虚に受け止めてしっかりした答弁を返していただかないと、次に私は質問をする気にもなりません。

いずれ総務委員会でも議論をしていくんでしょうが、やっぱり人口が流出していくであろうという不安というのは誰しも持っているだろうと思うんですよ。であればね、しっかりした志布志のこういう基本政策の中に、その不安という1項を入れないと。これでいくと人口流出は考えら

れない、今の人口で推移していくんだと。本当にこう思いますか。夢じゃないんです、これは、夢じゃ。であれば、若干の人口流出はあるだろうけれども、その対策をこうこういうふうに考えています、それが政策でしょうが。こういうきれいな文章だけを並べていくのは政策じゃないですよ。もうちょっと誠意を持って答弁してください。答弁は要らない。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第6、議案第70号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第70号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

## **日程第6 議案第70号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について**

**議長（上村 環君）** 日程第6、議案第70号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について説明を申し上げます。

本案は、大隅広域夜間急病センターの設置に伴い、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**企画政策課長（溝口敏久君）** 議案第70号について、補足して説明いたします。

昨年10月7日に鹿屋市と締結いたしました大隅定住自立圏の形成に関する協定書について、大隅広域夜間急病センターの設置が具体化してきましたので、初期救急医療体制の維持・確保のための項目の内容を変更するための手続きであります。

付議案件説明資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

大隅定住自立圏の形成に関する協定の別紙第1の新旧対照表であります。

取組の欄につきましては、変更はございません。

取組の内容の欄につきまして、文章の最後の部分を「設置する」から「設置・運営する」に改

めております。

甲の役割の欄につきましては、鹿屋市の役割のことになりますが、第1号が全部改正され、「夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの機能を有する大隅広域夜間急病センターを設置し、必要な経費を負担する」となり、機器の購入、施設の整備等初期投資に係る費用は鹿屋市が負担することになっております。

第2号も全部改正され、「大隅広域夜間急病センターの運営に必要な経費を負担する」となります。

第3号は新たに追加されたもので、「大隅広域夜間急病センターの円滑な運営に資するため、運営協議会を設置・運営する」となります。

乙の役割の欄につきましては、本市の役割のことになりますが、第1号は全部改正され、「乙の住民の利用に供するため、大隅広域夜間急病センターの運営に必要な経費を受益に応じて負担する」となります。鹿屋市の試算では、平成23年度の本市の負担額は118万9,000円の予定でございます。

第2号が新たに追加されたもので、「甲が設置する運営協議会に参画する」となります。運営協議会は、鹿屋市が設置し、そのメンバーは構成市町の首長レベルで検討されております。

以上で、議案第70号の補足説明を終わります。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**8番（藤後昇一君）** ちょっと確認の意味も含めてお聞きします。

即決ですでお聞きしますが、まずこの医療センターはどこに設置されるのか。具体化されつつあるということで、分かっている範囲でよろしいですので、どこに設置されるのか。

また、医師は何名張り付くのか。また、その医師は専従なのか、常勤なのか。

それから、職員体制ですね、看護師とかそういうのを含めて何人の体制で行われる計画なのか。

それから、診療科目はどのようなのが想定されているのか。あらゆる科目に対応していくのか、それとも限定された科目に対応していくのか。

それから、経費の負担とありますが、本市は幾らの経費負担を想定されているのか。

それから、この医療センターが設置されたときの市民の利用の方法。例えば鹿屋方式ですと、一次医療の医療機関の紹介をもってするというのが鹿屋方式の大前提であります。それとは恐らく違って来るんだろうと思いますが、市民の利用の仕方。また、それをいかにして本市の市民に周知していくのか、そのことを教えてください。

それと、この鹿屋の救急医療センターは都城の今計画されています医師会病院の移転場所によっては、こちらの方が距離的には近いと。したがって、救急医療としてはこちらの方が重要性を増していくという可能性もあります。そこで、この定住圏構想に伴います鹿屋の医療センター設置について、本市の期待するところをお教えてください。

**保健課長（木佐貫一也君）** 関係がございます保健課の方で若干説明させていただきます。

設置場所の予定につきましては、鹿屋市役所前の鹿屋市役所多目的駐車場でございます。

それと、医師の体制につきましては、全体といたしましては医師3人、看護師6人、事務員2

人及び受付を含めまして11人でございます。ただ、一日の体制につきましては、交代を含めまして6人程度ということになると思います。

それと、現状での医師確保ですが、12月2日時点で2名の専従の医師を確保しているところでございます。あと、3人目の医師、これも専従の予定でございますが、現在調整中でございます。

それと、都城の関係につきましては、今都城市内の中で当然都城市民の利便性を考えて、都城の方は都北インターというんですかね、そこの方に移転の計画を議会の方に掲げてあるところでございます。当然時間で申しますと、若干志布志からは遠くなりますが、高速の方も併せまして、志布志都城道路の早期開通のお願いをしているところで、これができますと時間的には短くなるという状況でございます。

あと今後の運営の経費につきましては、今想定されるのが医療機器の更新関係になると思いますが、今現在の当初の設置費用というのが医療機器で約4,300万円でございます。これを利用者割で3市5町の負担割を出すわけですが、当然医療機器につきましては耐用年数がございまして、一度に替わるわけではございませんが、一度に替わった場合でも今現在の利用者割が約1.3%でございますので、その時期には約60万円程度の医療更新代がかかるということで見込んでいるところです。

以上でございます。

[ 何事が言う者あり ]

**保健課長（木佐貫一也君）** 今のところは、小児科と内科が診療科目になってるところです。外科につきましては、鹿屋市内の病院の方で対応していただくということになっているところです。

以上でございます。

（藤後昇一君「周知の方法と利用の仕方」と呼ぶ）

**保健課長（木佐貫一也君）** 度々申し訳ございません。

利用方法につきましては、散らし関係、あるいは、今適正受診の関係で散らしも作っておりますので、またこれを配布していきたいと思っております。

すみません、経費の方でさっき若干漏れておりましたが、更新代と、運営協議会を設立しますので、その参加旅費等も若干出てくるかなと考えております。

それと、周知につきましては、また今後、今現在も鹿屋の医療センターを利用されている分がありますので、そこいらとの連携も含めまして、周知をまた重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

**8番（藤後昇一君）** 大体分かりました。

それで、診療科目に産科が入っていませんけども、市長や課長も御存じかと思いますが、最近離島の産科医療の危機が叫ばれて、住民を巻き込んだ取り組みがテレビ等で放送されていますが、その中で、実は離島よりも医師不足が深刻なのは大隅地区であるというナレーションが入っています。現実、医療現場では医師不足が大変な問題になっています。この産科医療については、こ



の夜間救急センターは対応できないのでしょうか。

**保健課長（木佐貫一也君）** 今のところ夜間急病センターにつきましては、小児・内科ということでございますが、当然先生たちは併科と申しますか、その専門部分だけではございませんでして、医療の知識もあります。当然初期医療につきましては、緊急的なものについては対応していただくと考えておりますが、基本的には診療科目としては小児科・内科ということで2科を想定してるところでございます。

以上でございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**19番（小園義行君）** 1点だけお願いします。

今回、この協定の変更ということでございますが、夜間急病センターに例えば夜、急病だということですね、そこに集中してしまうとこの機能というのが大変損なわれていくのではないかという気がします。そういった点で、医師会との関係での一次の最初の時の対応ということですね、医師会とこの救急センターとの間でのすみ分けというのがきちんと、確認といいますが、共通認識に立ってないと、勢い急病センターにどんどん人が電話し、そこに殺到するというようなことになると大変なわけでありまして、その地域医療との関係でこの志布志市の医師会等々との関係が、この急病センターとの関係できちんとすみ分けができた上でこういうことに議論がなったのかですね、それをちょっと教えて。

**保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問ですが、初期の救急医療につきましては、鹿屋市におきましては、先ほど御質問がありました鹿屋方式を行っておりまして、次の第二次医療ということで鹿屋の医療センターを利用しとったわけでございます。今回この医療センターの方の運営がかなり厳しくなってきたということで、夜間急病センターをつくっていただきたいという鹿屋医師会からの要望があったわけでございます。その要望に応じまして、夜間急病センターで一次的に初期の救急医療ということで診ていただいて、二次的には医療センターの方ということですすみ分けをしていただくと。また、この夜間急病センターの方の中にも電話相談というのもございます、その中で緊急性についても対応ができるような体制づくりをしていくということとされているところです。

また、曾於郡におきましても、初期医療につきましても在宅当番制やら夜間急病センター、そしてまた二次につきましては、曾於郡の医師会立病院が独自に共同利用型の病院ということで二次指定も受けておりまして、そこについては鹿屋医師会、曾於郡医師会も連携を取れていると考えております。

ちなみに、先月、県の医師会、そして鹿屋医師会、曾於郡医師会との協議というか、話し合いもございましたので、その連携は取れているのではないかと考えているところです。

以上でございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第70号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、可決されました。

## **日程第7 議案第71号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について**

**議長（上村 環君）** 日程第7、議案第71号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設のうち国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者となる団体を有限会社大黒とし、指定の期間を平成23年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**19番（小園義行君）** 今回この公募に応募された方が1団体ということで、現状の休暇村サービス、ここについては決算委員会等々、その以前もいろいろありましたけれども、金額を下げてのですね、公募ということであったわけですが、この期間内に大黒さん以外は全くなかったのかですね、そのことをちょっとお願いします。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** お答えいたします。

付議案件説明資料の11ページでございますように、今回は第2回目の公募ということで10月8日から募集要項等の配布に至ったところでございます。

4の募集の概要という所を書いておりますように、募集説明会は10月20日に行ったところでございます。この時には、大黒さんを含めほかの2団体、合計で3団体の参加があったところでございますが、結果的に、最終的に29日に応募をいただいたのは大黒さんの1団体であったということでございます。

以上でございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**24番（野村公一君）** 今回の同僚議員の質問に関連でございますが、公募をされて、なぜほかの応募がなかったのか。その原因は何なのか、そこを1点。

それから、今回有限会社大黒ということのようでございますが、現在あそこに勤めておられる従業員、おおよそ40名でしょうか、この40名の従業員の雇用処遇というのはどういうふうに当局が考え、相手にお伝えがしてあるのか。その点を2点お伺いしておきます。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 先ほどの答弁にもございましたように、説明会の折には3団体の御参加をいただいたところでございました。その際、条件等も御説明申し上げたわけですが、皆様に前回お知らせしましたように、当初は6,500万円、現在の納付金と同じ条件で公募したところでございましたけれども、1件も応募がなかったということで、今回の2度目の応募になったところでございます。

納付金の考え方につきましては、これも以前御説明申し上げましたけれども、現在の休暇村さんの経営状況等を勘案しまして、特に平成22年度の実績等を勘案しまして4,500万円というような形で今回説明をし、3団体の参加をいただいたところでございました。その際に説明会が終わった後、施設の現地確認やいろいろな説明をしたところでございますが、結果的に大黒さん1社の応募となったところでございます。

原因というふうな形で私ども、ほかの2団体の所にはっきりと確認したわけではないところでございますが、やはり納付金の4,500万円というのも一つの原因ではなかったかというふうに考えているところでございます。

それから、従業員、正確には41名でございますが、41名の雇用につきましては、私ども、新たな指定管理となられる方に引き続き雇用をお願いしたいというようなことで説明会の折にも申し上げたところでございました。11月26日に面接審査ということで、大黒さんの方にも来ていただいてお話を伺いましたが、その際に従業員の方につきましては、基本的には引き続き全員を雇用していきながら運営に当たりたいということを申されましたので、私どもの依頼というか、お願いどおりになってよかったなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**24番（野村公一君）** 申し込みが少なかったと、その原因は経営上の非常に難題が原因だというような答弁のようでございますが、そういう中で4,500万円今回契約をされる。今回受けられるのは、地元業者です。地元がゆえに無理をして受けられるということも考えられますが、地元業者を殺してまでこの事業を存続させるということまでは、私は必要ではないだろうというふうに考えています。

したがって、4,500万円の契約額が妥当なのかどうか。22年度のダグリ荘の売り上げがいかほどであったのか、その点が1点。

それから、従業員のことにしましてでございますが、大方地元の方が雇用をされておられます。したがって、今回企業が変わっていくことによって職をなくすという心配を掛けてはならな

いと考えておりますので、当局と当会社との契約の中にその従業員の処遇に関してどう明記がされておるのか、その点をもう1点、お伺いしておきます。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 納付金の4,500万円についての考え方でございますが、皆様御存じのようにダグリにつきましては、平成12年に総額15億円のうち13億円の起債を借りて建築され、現在償還中であるというところでございます、まだ約7億円強残っているところでございます、毎年1億300万円弱の返済をしてるところでございます。したがって、これまでも国民休暇村の時でも6,500万円の納付金をいただいておりますが、到底償還金には及びませんので、不足する4,000万円弱が、5,000万円弱については、一般会計からの繰り入れをしてきたというふうな状況でございます。

したがって、私ども、次の指定管理者を選考するに当たりまして、可能な限り私ども、市の施設でございますので、サービスを最大限に市民のために供出していただきながら、さらにまた、なおかつ財源面におきましても、市の有利になるような形での納付金の決め方というのが必要ではなからうかということで検討したところでございます。

現在の休暇村の状況につきましては、初年度が約5,000万円の赤字でございました。6,500万円を納付した後です。5,000万円の赤字でございました。2年目におきましては、約3,000万円でございます。今年度、22年度におきましては、最終的に約2,000万円程度の納付金を納めた後、赤字であるというようなことを伺っているところでございます。

非常に企業努力をしていただきまして、ここまで来たのかなというふうに思っているところでございますが、今回の納付金を検討する際に、私ども、これまで民間企業の方が努力をされてここまでこられたこの金額、6,500万円が可能でないのであれば、次はやはり現状の最大限の形での金額、市にとってメリットとなる、効率的となる金額の最大限の金額がいいのではないかとということで、22年度想定される休暇村さんの経営状況を勘案しまして、6,500万円を納めた後に生ずる2,000万円の赤字、それを相殺しまして4,500万円の納付金で今回募集をしようというような形で検討して、決めた経緯があるところでございます。

それから、現在の売り上げにつきましては、約3億円強でございます。状況につきましては、宿泊等については非常に好調でございます。と申しますのは、スポーツ合宿等を通じて非常に好調なわけですが、以前も申し上げましたように結婚式であるとか、ビアガーデンであるとか、それから宴会、そういったものが少し今伸び悩んでいるというようなことで現状のような状況になっているところでございます。

それから、従業員等につきましては、先ほども申し上げましたように新たな管理者となるべき方が、大黒さんが可能な限り引き継ぎたいというようなことでございますので、確約書あるいはそういったもの等につきまして、今議員の方からございましたような形での従業員の方の処遇というものをしていきたいというふうに考えているところでございます。

**24番（野村公一君）** 大方理解をするわけですが、大変議会のいろんな反対、賛成がありながら、前回休暇村に当局は仕事をさせたと、その結果こういう状態を招いてきたと。こういう失態

というか、事件を2度と起こしてはならないと。まして今回は地元の業者であると。行政はしっかりと地元業者を育成するというのは、これはもう大きな行政の課題でありまして、地元業者にそういうつらさを与えてはならないという観点から御質問をしておるわけでありまして。

したがって、この4,500万円がどうだったのか、妥当であるのかというのは、まだ私も分かりません。できることなら、業者がしっかり見込んで経営ができるであろう線からやっぱり出発をしてやると。そして、業者がしっかり業績を上げてきたら、それにちなんでこの契約額を上げていくという方法をなぜ取れなかったのかなというふうに考えておるところであります。この4,500万円が業者にとって大変負担になれば、また今回のようなことになり得るんじゃないやろうかという懸念をいたしておりますが、その点はどうお考えですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

4,500万円につきましては、ただいま課長が答弁いたしましたような経緯で決定させていただいたところでございます。

今回応募が結果的に1社だけとなったことにつきましては、私も少し意外だったところがございますが、その後、有限会社大黒さんの方に決定された後、お話をお伺いしましたら、経営努力はきちりするんだというようなことのお話でございました。今回仮に議決をいただきまして、国民宿舎ボルベリアダグリが大黒さんの経営ということになりますれば、近隣施設とも融通し合った形で今後経営ができると、ランク別に、階層別に分けた形で運営していきたいというようなお話もされておりましたので、そのような形で運営されれば、結果的には4,500万円という納付金については対応していただける経営内容になっていくのではないかとこのように御期待するところでございます。

当然、今までも私もこの国民宿舎につきましては、さまざまな面からバックアップしておりますので、今後も引き続いてやっていきたいと考えております。

**13番（小野広嗣君）** 所管でありますので細かいことは避けますけれども、今市長、答弁で、今回の募集に当たって1社であったということで意外だったという答弁でありましたが、この件に関しては、いわゆる8月末から9月にかけて行われまして、そこで結果的には1社も見えなかったと。そして、その理由をやはり考えたときに、金額が大きいのではないのかなという判断の下に4,500万円に落として、再度公募をしたという流れでありますけれども、私、委員会でも申し上げました。そして、所管課に伺ってもまた申し上げましたが、いわゆる問い合わせ等も結構ありますと、そして、説明会にも見えるんじゃないでしょうかということで、でも募集の在り方がやはり狭いんじゃないのという話を再三申し上げました。いわゆる市のホームページに載せている、そして全国の国民休暇村関係のホームページがあって、そこに載っていますと、それだけなんです。

実際1回目が不発に終わったということを考えてときに、やはり少なくとも3年前に声を掛けて実際に来ていただいた所とか、もう少し幅を広げて募集をしてしっかりと競合することが大事じゃないかというお話をしたわけですが、そこまで結果的には手を打たれずに今回こういう形に

なった。4,500万円がネックで手を広げても結果的にはそういう結果になったかもしれませんがけれども、実際手を打ってあればどうだったのかということをやはり考えざるを得ないんですね。

そこらについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。ただ意外だったでは済まされないでしょう。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** ただいまの件につきましては、これまでもいろいろと御意見をいただいているところでございます。

今回の公募方法についてでございますが、市の広報紙、それから市のホームページ、そして、全国の指定管理者のホームページサイト等を活用して公募を行ったところでございます。十分ではございませんでしたかもしれませんが、それを見られて福岡市内のホテルや鹿児島市からの問い合わせ等もあって、実際参加していただいたという経緯もございますので、不十分ではあったかもしれませんが、今回はこのような状況になったところでございます。

[小野広嗣君「市長、答弁してください」と呼ぶ]

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

意外だったというのは、休暇村サービスさんの方でも十分応募してもらえるのかなというような感触を事前に受けていたものですから、結果的に応募をされなかったということにつきましては意外ということでございます。お伺いしましたところ、本社の方でそのような決定があったということで、現場では意欲があったというふうに私どもは認識していたところであります。

**13番（小野広嗣君）** ですから、9月の総務委員会でですよ、いわゆる募集を今かけているということで、実際今受けていらっしゃる指定管理者が手を挙げていらっしゃるんですかというふうに聞いているんですよ。聞いた段階で、いわゆる手を挙げていらっしゃるというそういったニュアンスの答弁を受けているんですね。ですから、寝耳に水だったと市長も担当課長も後で言われたわけですが、期間的にはもうほとんどないですよ。そういう状況を受けて再度募集をされるという流れ、指定管理者とのいわゆる関係性、こういったものは一体どうだったんだろうかこの3年間というのをすごく感じるんです。行かれて頑張っているというものは市長も感じられるし、我々も感じますけれども、しっかり行政と指定管理者との連携、人間関係、こういったものがあれば、実際1回目の時に受ける受けないという問題も含めてですよ、分かっていたんじゃないのかなと。それが分からなかったということに、やはりこの3年間の指定管理者との関係性というのがどうだったんだろうかと思わざるを得ないわけですね。

そういった意味から言えば、今も野村議員の方からもありましたけれども、今回提案されているのは地元の民間企業です。そういったところとの人間関係、そういった行政との関係というのをしっかりやっつけていかなければ、二度とこういったこと、こういった提案にならない、これが一番望ましいわけですね。

そういった意味では、4,500万円という額ということは、今後その推移を見ていかなければ分からないとは十分思いますけれども、やはり先ほど市長が言われたように、行政でできることはしっかりバックアップしていく。指定管理者に投げたからどうぞ頑張ってくださいと、そういう世

界ではないと思うんですね。バックアップと先ほども言われましたように、3年の指定管理期間ですが、例えば精一杯頑張っ、今野村議員の方からありました、いわゆる売り上げが伸びていくと、経営状態が良くなっていくとなると、もう少し頑張ってもらえませんかという方向性もあるでしょう。

一方で、その推移を見て厳しければ、これを行政の側から歩み寄って下げていく方向性も出てくると思いますね。市長は当面の間、実際4,500万円と提案されているわけですから、何とか頑張ってもらえるんじゃないかというような表現であります、そういった厳しい状況まで見込んで地元業者をお願いするというのが筋だろうと思うんですが、その辺はどうですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の指定管理者の公募につきましては、3年間という期間を設けて指定しますよという内容でございます。その期間の納付金が4,500万円という形で募集いたしましたということでございますので、当然応募される方々はそのことが前提になって応募されるということでございます。

先ほども言いましたように、さまざまな経済的な要因、変動がございます、いろんな状況が発生するとは思われますが、この納付の額につきましてはしっかり納付されますという確約はいただいているところでございますので、3年間はそういった形でされると思いますが、休暇村サービスさんに指定管理をお願いしてからも、私どもは従前の国民宿舎の維持管理と同じような形で対応してきたところでございます。そして、さまざまな形で御相談を受けながら、営業の推進についても少しでも対応ができればということの体制はとってきたところでございます。今後また議決をいただいた後、このような形で推移するとなれば、私どもは十分行政としてなすべきことはしまして、貴重な国民宿舎という位置付けの観光の拠点は守っていきたいというふうに考えるところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 過疎計画の際にも野村議員が言われました。いわゆる観光資源として、すごく位置付けとして市長がしっかりそういうふうに捉えていらっしゃるのであれば、そういったダグリの存続のみにかかわらず、いわゆるその周辺整備も含めてですね、しっかりとした手を打っていかねばいけないと思います。そういったことも含めてですね、しっかりとした指定管理者と行政との関係性ですね、良好な関係性という意味で言っていますが、そういった関係性をしっかり作り上げて臨んでいってほしいというふうに思っております。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまありましたように、私どもはこの国民宿舎ボルベリアダグリにつきましては、貴重な観光資源の拠点だというふうに位置付けをしております。今後、この地域を中心とした観光振興というものを基本構想、あるいは基本計画等を定めながらしていくわけでございますので、このことにつきましては、指定を受けられた業者の方々と綿密な連携を取りながら維持を果たしていきたいというふうに考えます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**4番（丸山 一君）** 今回の募集の中で、選定をする中で、1,600点の中の70%に満たない場

合は選定しないこととしたとありますけれども、実際大黒さんの数字は70%ぎりぎりですね。だから、この70%というのは可とするのか否とするのかそれは分かりませんが、満たなかった場合、もしも出てきた場合は選定しないこととしたとありますと、どういう方法を考えておられたんでしょうかね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、2回目の公募をしまして、選定委員会の方で選定がされたということでございます。それで、仮に選定がされなかった場合には、指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づきまして、公募を改めて実施するというようなことになろうかというふうに思います。

そしてまた、このことによりまして休館がされないというようなことが前提でございますので、そのような措置が取られるためのさまざまな措置も取っていかなくちゃならないというようなふうには考えていたところでございます。

[丸山一君「もう1回、説明をしてください」と呼ぶ]

**市長（本田修一君）** 改めまして指定管理者の指定手続き等に関する手続きを開始いたしまして、また候補者を選定いたしまして、臨時議会で議決をお願いしなきゃならないのかなというふうには考えていたところでございます。

**4番（丸山 一君）** 再度募集するということは、4,500万円を下げても再度募集とかいう形を想定していたということではないんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、4,500万円を納付金としての公募でございますので、当然その部分については再考しなければならないというふうには考えておりますが、また募集の在り方について、別の在り方もあるというようなふうには考えておりましたので、それらのとるべき方法を考えながら、また改めて募集するということになろうかというふうに思います。

**4番（丸山 一君）** 先ほども小野議員の方から言われましたけれども、募集するに際しましてはホームページ等で募集をしているんだということで、応募者があまりにも少ないというのは、僕は募集方法にもやっぱり問題があると思うんですよね。やはり一般公募じゃないですけども、かなり広くPRをしていった業者を募集するという方法もこれは僕は絶対あるべきだと思うんですよ。その点もですね、また改良の余地ありじゃないかと。

それともう1点、施設管理をする中で、施設が古くなって改善すべき点がいっぱいあるという指摘がされております。確か100万円です市の方で補修等はやるんだとありますけれども、それ以上の金額の例えば施設改善の要望が出てきたりとか、新規でまた何々してほしいとかいう形になった場合は、どういう形で対応をされていくんですか。お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、指定管理ということで施設の管理、経営をしていただくということになるわけですが、当然施設自体は市の財産でございますので、その維持については努めるということでございます。



ということで、さまざまな修理等が発生する場合につきましては、100万円以内につきましては指定管理者の方で、それを超える分につきましては市の方で議会に相談しながら対応するということになるかと思えます。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** ただいまの施設の修繕等についてでございますが、補足して説明いたします。

基本的に協定書を締結いたしますので、その協定書の範囲内で100万円未満の場合は指定管理者が、それを超えた場合については市の方で行うというような形の協定書の内容になります。ただし、その修繕等の内容が経年劣化等によりまして、当然その施設を整備すべき市の方で、例えば耐用年数等が過ぎていたそういった備品等につきましてはですね、当然指定管理者にお願いするというのではなく、市の方で整備すべきものでございますので、これまでもそうございましたけれども、今後におきましても、そういった経年劣化等によるものについては、100万に限らずですね、市の方でそういったものは整備をしていくというような形になるかと思えます。

広報等につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、広報紙、ホームページ、それからいろんな指定管理者のホームページのサイト等を使いましたけれども、今回こういった形での応募状況だったということをもた反省しながら、こういった形での応募方法等があるのか、今後、次回そういった機会があればですね、そういった方法等を研究させていただきながら、できるだけたくさんのそういった方々の応募がいただけるようなそういう取り組みというものをですね、検討してまいりたいと思えます。

**議長（上村 環君）** 特に許可いたします。

**4番（丸山 一君）** 休暇村サービスが施設運営をする中で、施設がだんだん古くなってきており、修繕してもらいたい箇所がたくさん出ているというのがありますけれども、当局の方もこの点については把握はしておるはずですが、大体どのくらいの金額が必要かなと把握しておられますか。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** これまで、指定管理者、休暇村さんの時におきましても、それぞれこういった今御質問のあったような経年劣化等による修繕等が必要なものについては、対応してきたわけでございます。

これまで、そういった耐用年数等、あるいはそういう修繕等が必要なもの等について、計画的なそういう整備計画というものを策定しておりませんでした。したがって、その都度そういう必要が出てきたときに予算等に対応して、皆さんにお願いしたという経緯があるところでございます。

したがって、市の財産でございますし、今後も計画的に維持管理をしていく必要がございますので、現在港湾商工課、私どもの課の方でそういう施設の状況等を把握しながら、いついつこういった形で整備をしていく必要があるんだというそういう整備計画等を現在整備しているところでございまして、今御質問のとおり、じゃあ今の時点で幾らかということにつきましては、ちょっと説明は申し上げられないところでございます。今現在整備中でございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、総務常任委員会へ付託いたします。

## **日程第8 議案第72号 損害賠償の額を定め、和解することについて**

**議長（上村 環君）** 日程第8、議案第72号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年10月26日午後2時25分ごろ、グループホーム南の家族の駐車場で、同グループホームの会議に出席するため降車しようとした際、突風にあおられた公用車の運転席ドアが、右隣に駐車していた志布志市の瀬戸山美保氏が所有する軽乗用車の助手席ドアに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、運転席ドアを開ける際の当該ドアの押さえが不十分であったため、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する軽乗用車の原形復旧に要する費用6,000円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第9、議案第73号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第73号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

## 日程第9 議案第73号 字の区域変更について

**議長（上村 環君）** 日程第9、議案第73号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、字の区域変更について説明を申し上げます。

本案は、県営経営体育成基盤整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、大字松山町新橋の字青井面の土地の一部を字中西に、字山ノ田、字中村迫、字香ノ田の土地の一部を字青井面に、字中村迫の土地の一部を字山ノ田に、字砂田の土地の一部を字松田に、字狩川、字宇都谷の土地の一部を字宇都に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、可決されました。

## 日程第10 議案第74号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

**議長（上村 環君）** 日程第10、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所運営事業、自立支援給付費支給事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**財務課長（溝口 猛君）** それでは、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第

9号)について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億8,295万8000円を追加し、予算の総額を187億6,998万4,000円としております。

それでは予算書の6ページをお開きください。

予算書の6ページ、第2表、地方債の補正でございますが、総額で50万円増額し、地方債総額を20億7,920万円に補正するものでございます。内訳としましては、市道改良事業の事業費組み替えに伴い一般単独事業を20万円、合併特例事業を2,190万円それぞれ増額し、過疎対策事業を1,740万円、辺地対策事業を420万円それぞれ減額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入予算では、12款、分担金及び負担金は、保育料を300万円増額しております。

続きまして、10ページでございますが、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、自立支援医療給付費を167万円、介護給付・訓練等給付費を2,561万9,000円、保育所運営費を2,007万5,000円それぞれ増額しております。

11ページでございますが、2項、国庫補助金は、地域介護・福祉空間整備等交付金を890万1,000円計上しております。

12ページでございますが、15款、県支出金、1項、県負担金は、介護給付・訓練等給付費を1,281万円、保育所運営費を1,003万7,000円それぞれ増額しております。

13ページでございますが、2項、県補助金は、2目、民生費県補助金で施設開設準備経費助成特別対策事業を540万円計上、延長保育促進事業を888万9,000円増額。

10目、商工費県補助金は、口てい疫防疫関連事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を1,638万4,000円増額しております。

15ページでございますが、16款、財産収入は、新馬庭、霧岳、笹ヶ野の分収に係る立木売払代金を1,155万8,000円計上しております。

16ページでございます。

17款、寄附金は、鹿児島県口蹄(てい)疫被害義援金の配分金276万7,000円と、歴史資料館建設に役立ててほしいとの市民からの寄附金50万円、合計で326万7,000円計上しております。

17ページでございます。

18款、繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を4,851万9,000円増額、ふるさと志基金を口てい疫防疫事業に係る財源として335万1,000円増額しております。

続きまして、18ページでございます。

20款、諸収入は、再商品化合理化拠出金を186万9,000円増額しております。

19ページでございますが、先ほど地方債の補正で申し上げましたとおり、総額で50万円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

20ページでございます。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、郵送料の不足によりまして、役務費を250万円増額。

3 目、財産管理費は、志布志支所の老朽化した非常用放送設備及び火災報知器設備受信機の更新経費等を570万円計上しております。

21ページでございます。

2 項、徴税費、2 目、賦課徴収費は、市県民税の修正申告や法人市民税の確定申告に伴う税還付金を170万円増額しております。

22ページでございます。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は、先ほどの議案第72号に係る賠償金を6,000円計上。

3 目でございますが、自立支援費は、通所施設の開設等に伴い、扶助費を5,457万7,000円増額しております。

4 目、老人福祉費でございますが、既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー設備整備に伴う地域介護・福祉空間整備等交付金事業補助金を890万1,000円、小規模多機能型居宅介護事業所の開設に係る準備経費として、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金を540万円計上。はりきゅう施術料及び温泉保養所利用料助成につきましましては、利用者の増加に伴い合計で249万7,000円、居宅介護サービス給付費等の増額に伴い、介護保険特別会計への繰出金を1,837万8,000円増額しております。

23ページでございますが、2 項、児童福祉費、4 目、保育所費は、国の補助基準額の変更に伴い延長保育事業を1,333万4,000円、保育所入所児童の増加や補助基準額の変更等に伴いまして、保育所運営事業を5,500万円増額しております。

続きまして、25ページでございます。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、2 目、予防費は、小児用肺炎球菌ワクチン接種者が当初の見込みより多いため、扶助費を324万3,000円増額しております。

26ページでございますが、2 項、清掃費、2 目、塵芥処理費は、再商品化合理化拠出金の配分額の確定に伴いまして、資源ごみ分別報奨金を350万円増額。

3 目、し尿処理費は、合併処理浄化槽設置事業の更なる推進を図るため、公共用水域保全事業を200万円増額しております。

27ページでございますが、6 款、農林水産業費、1 項、農業費、6 目、畜産業費は、各種共進会等の中止に伴いまして報償費を570万2,000円減額。鹿児島県口蹄(てい)疫被害義援金及びふるさと志基金を活用しまして、資材等を整備する口蹄(てい)疫防疫施設等整備事業を861万1,000円計上しております。

28ページでございますが、2 項、林業費は、特用林産の植栽時期を2月に早めるため、次年度計画分の特用林産生産対策事業を133万4,000円増額しております。

30ページでございます。

7款、商工費は、県が宝満寺公園を整備する歴史散策拠点整備事業と並行して、市単独での照明設備等の整備経費を430万円計上しております。

31ページの8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、主要市道等の伐採業務委託経費を1,000万円増額しております。

32ページの5項、都市計画費は、県道整備事業に係る事業負担金を48万7,000円計上。事業費の増加に伴い、危険廃屋解体撤去事業を300万円増額しております。

33ページでございますが、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、山重小学校及び潤ヶ野小学校の複式学級整備に要する経費を160万円計上。

2目、教育振興費は、八野小学校閉校記念実行委員会補助金を50万円計上しております。

34ページでございますが、3項、中学校費、2目、教育振興費は、就学援助対象生徒数の増加に伴い扶助費を120万円増額しております。

35ページ、5項、社会教育費、6目、文化財保護費は、歴史のまちづくり事業推進基金積立金を50万円増額しております。

37ページの12款、公債費は、市債借入額の確定等により、利子を1,918万7,000円減額しております。

以上が補正予算第9号の概要でございますが、詳細につきましては予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**財務課長（溝口 猛君）** 午前中に補正予算第9号につきまして、先ほど補足説明を申し上げましたが、一部誤りがございましたので訂正を申し上げます。

歳出の23ページでございますが、23ページの民生費の児童福祉費の保育所費、ここで扶助費が5,500万円増額となっておりますが、先ほど増額の理由としまして、保育所入所児童数の増加や補助基準額の変更等に伴い保育所運営事業を5,500万円増額と申し上げましたが、正式には保育所入所児童の増加等に伴い、保育所運営事業を5,500万円増額とするものでございます。

以上、おわびして訂正申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**3番（西江園 明君）** 当然委員会の中で議論されると思いますけれども、1点だけお聞きしますけれども、予算書の31ページ、道路維持費ですけれども、今回1,000万円の補正があって、右側

の説明の方を見ると維持補修用材料といって、たった40万円をこの時期に削る理由は何ですか。

**建設課長（中迫哲郎君）** 今御指摘になりました維持費の中の原材料の40万円の減でございますが、これにつきましては、その上にあります需用費の中の消耗品40万円におきまして、今年度の執行状況を見ましたところ、若干不足が生じるかなということで執行に支障があるといけないということで、そちらの方へ組み替えを行ったところでございます。

**3番（西江園 明君）** 予算を上げるとなると当然11月頃から査定があって、残り3月までで、まだ5か月間あるわけです。その中で400万円だったら分かればってん、たった40万円削る理由。先般も1級の市道に通学路で危険だから蓋板をかせやならんかと相談をしたら、ちょっと予算がないからということで、何か月がたってからやっと10m分ぐらいはしていただきましたが、まだかなりあるんですけど、予算がなければ来年で仕方がないのやねえち思えば、こんな切るぐらいの予算が今出てくる。

じゃあ伺いますけど、この委託料ですよね、委託料は伐採で説明資料はなってますけど、これは1,000万円がつついねないかんかったんですか。960万円ではいかんかったんですか。どうなんですか。

**建設課長（中迫哲郎君）** 委託料の1,000万円につきましては、伐採と現在行っております高所伐採の委託を考えているところでございます。高所伐採につきましては、県の緊急雇用の対策といたしまして、約1,000万円強を6月の補正でいたしたわけでございますが、現に執行をしております、8月から12月まで。あと残りがもう僅かということで、1月から3か月間の雇用につきましても引き続き雇用をしたいということで、委託料を1,000万円と、残りにつきましては、急を要する幹線道路の伐採をですね、雇用を中心ということで、雇用が創出されるような事業ということで伐採を入れて補正を組んだところでございます。

**3番（西江園 明君）** これ、単独ですよね。

もう3回目だからこれ以上はできんですよね。

単独でしょう。だから、私が言うのは、単独を1,000万円必要かということ、がつつい。960万円じゃ足りなかったんですか。1,000万円必要だったんですか。

**建設課長（中迫哲郎君）** 御指摘のとおり1,000万円が960万円ということになれば、960万円の雇用というか、委託ということでは、可能ではなかったかなとは今考えるところでございます。

[西江園明君「もうちょっと現場を考えた予算を組まんこちよ。今の時期に40万円削るち、どんなふっとか理由があつとな。市長はどうですか。市長に聞いている」と呼ぶ]

**市長（本田修一君）** ただいま担当の課長の方から答弁がありましたように、組み替えでしたというような内容でございますので、増額はないというような形の中での対応だったというふうに考えるところでございます。

[西江園明君「いいですか、議長」と呼ぶ]

**議長（上村 環君）** 4回目です。特に許可します。

**3番（西江園 明君）** 関連して、私が言うのは、増額はせんでよかったですよ。委託が960万円じゃいかんかったかというのを言ってるんですよ。

**市長（本田修一君）** この事業につきましては、雇用対策ということでございまして、そしてまた高所伐採も進めなきゃならないということで、実際的には1,000万円以上の要望があったということであるようでございまして、1,000万円に予算を限定したというような内容であるようでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**12番（立山静幸君）** 説明資料で申し上げますが、6ページの上の段の福祉課ですが、大崎町のグループホームの方が志布志にあって、利用者が増えたという、5,123万7,000円もの増加ということですが、何人増加したのかですね、お伺いいたします。

それと、8ページ、これも福祉課ですが、補助基準額が変更になったと。どのように補助基準額が変更になったのかですね、お伺いいたします。

それと、教育委員会、16ページですが、小学校の複式によって修繕料で山重小学校も含まれているんですが、どのように改修されるのかですね、3点についてお伺いいたします。

**教育総務課長（五代豊一君）** 教育委員会の方から先にお答えをさせていただきたいと思いません。

山重小学校の複式化に伴う教室の改修ということでございますが、3・4年生の教室のいずれかの方に、教室の後ろの方に黒板を新たに設置をして、前後で授業ができるような形をつくりたいということで、黒板、それから黒板に対する照明等の設置費用ということで、2校分今回上げているところでございます。

[立山静幸君「議長、教育委員会に関連して」と呼ぶ]

**12番（立山静幸君）** 複式は年度によって変わるわけですよ。去年は5年、6年だったと、今年が3年、4年だったと、そういうことになれば、逐次3・4年、5・6年ということで、来年5・6年になった場合はまたこのような事業をされるのかですね、お伺いします。

**教育総務課長（五代豊一君）** 山重小学校に関しましては、昨年5・6年生が複式になるということで設置をしたところでございました。本年度も5・6年生が今現在複式と。

3・4年生については、本年度はない状態で、来年度、23年度が3・4年生が複式化になるということで、3月の春休み期間中に設置をするということでございますが、複式学級というのは御案内のとおり、その年の生徒数の推移によって異動がございまして、その点は繰り返し繰り返し、複式になる場合とあるいは普通学級になる場合と、繰り返すことはありますが、あえてそこについては再度の改修とはせずにそのままの形で使用するという形をとっております。

**福祉課長（山下修一君）** まず、自立支援給付費支給事業の新規利用者が増えたということでございますが、事業が三つほど増えてございまして、自立訓練が4月の時点で4名だったのが、9月の時点で11名に増えております。それから、就労移行支援が6名だったのが13名に増えております。それと、就労継続支援B型という事業が4月の時点で18名でございましたけれども、9月



時点で31名に増えたところでございます。

それから、もう1点の延長保育促進事業でございますが、当初予算計上いたしておりましたのが、397万9,000円でございます。それが全て1時間延長ということで、補助基準が600万円に変更になっております。ですから、7か所分が600万円に変更になっておりまして、変更前で1か所通山保育園だけが479万2,000円でございますので、合計で1,333万4,000円増額になったところでございます。

以上でございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**19番（小園義行君）** ちょっと教えてください。

16ページですね、この説明資料です。八野小学校の閉校記念実行委員会への補助金の申請ということで、補助金を交付したいということですね。これが、この12月議会で、いつの時点でこの補助金の交付申請があって、そういったいろんな審査を経てですね、今回の提案になったのか、それをお願いします。

そして、実行委員会が閉校のこの記念事業をする。志布志市の教育委員会がこの八野小学校のいわゆる閉校、そういったものに対して、実行委員会が行う事業と志布志市の教育委員会が行う事業、どういった整合性をもってそれがされて今回のこの提案になったのかお願いをします。

そして、あと1点は、研修事業が3割から4割へ、減額ということで、負担割合が増えたわけですね。それは、当初の計画の段階等、なぜこういうことになったのか、ちょっとお願いします。

**教育総務課長（五代豊一君）** まず、八野小学校の閉校の記念行事についてお答えいたします。

内容といたしましては、記念碑等の建立、それから記念誌と記録用のビデオ撮影等で約130万円ほどの計画が上がっているところでございます。その中で、50万円を限度として2分の1以内という考え方で、今回50万円という形で補助をしようとするものでございます。

申請につきましては、実行委員会の方で計画をされまして、そのことは申請があったところでございますが、教育委員会あるいは地域での閉校記念式典というものにつきましては、教育委員会、市サイドで直接運営するという部分については考えていないところでございまして、あくまでも学校、それから地域の方々に運営していただくという形で考えているところでございます。

以上でございます。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 18ページの研修事業の負担割合変更ですが、これにつきましては、平成21年度の最終の実行委員会の中で協議がなされまして、負担割合についての見直しということの協議がなされました。

それを受けまして、22年度に入りましてから第1回目の実行委員会の中で協議をされ、負担割合を3割から4割に変更させていただいたものでございます。

**19番（小園義行君）** ということは、今答弁がありました。この閉校記念のそういった行事ですね。志布志市の教育委員会は一切これ、関与しないというふうな今の答弁だと聞こえるわけですが、この実行委員会がするものと、条例で設置されていたものが条例改正によってなくなっ

たわけですが、そのなくなることに對して、志布志市の教育委員会としては一切そういった事業をしないということでもいいんですかね、今の答弁を聞いていますと。そういうことだったら、設置者としての責任は全くゼロでしょう、これ。そんなことはとんでもない話じゃないですか。

それで、補助金の交付要綱に基づいて、いつ申請が来たんですか、これについては。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会が全然しないというわけではございませんで、こういう場合は必ず記念実行委員会というのを学校の方で立ち上げられまして、それに対して、私ども教育委員会に相談に来られますので、そしてその時に、こういうふうにしたらどうですかとか、あるいは今までの例はこういうふうにして閉校記念式典をやっているようですよとか、そういうことを助言し、そしてまた、指導というとおかしいですが、アドバイスするところはアドバイスするというような形を取って、どこの学校でも実行委員会というものを立ち上げまして、その学校の実行委員会が主になってこういう記念行事はやっておりますので、四浦の場合も休校でございましたが、休校式典を行うにつきましても、やはり学校の方でPTAを中心としてそういう委員会を立ち上げてくださいましたので、それに従ってやったところです。

八野の場合も全くあんたたちが勝手にやりなさいというんではありませんで、常々学校の方からも私どもの方に助言を請われたりされますので、そしてそれに対してやったり、それからこの前は、これはちょっと記念事業とは離れますが、企画の方で音頭を取っていただきまして、私どもの方も一緒になって、地元の方々が40名ぐらい、現在閉校になっている学校の様子を、私どもも一緒に同行いたしまして、どういう跡地の利用がなされているかというようなこと等も調べまして、そして一緒に、研修というんですかね、そういうこともしたところでございます。

ですから、今回、八野の場合も、やはり記念実行委員会、こういうものが何かできないと、学校の校長を中心にして教頭、それから職員、そして地域のPTAの方々、そして私どもが随時アドバイスしながら進めていくという形で、どこの学校でもやっているもんですから、八野も例外なくそういうとり方をしたということでございます。

**教育総務課長（五代豊一君）** 正式には11月10日の日に実務書という形で相談がありまして、そのことについて内部で精査した結果、こういった行事でいいんじゃないでしょうかということでの協議をしたところでございます。

**19番（小園義行君）** 教育長、もう1回、すみませんね。

これ、志布志市が設置をしている学校がなくなるわけですよ。それに対して実行委員会が立ち上がって、そこでそういったもろもろのことをやる、実行委員会がですよ。その主たる設置者である志布志市は、そこには基本的に来賓みたいなことで行くというようなことに、今の話を聞いていたと思えちゃうわけだけど、そうじゃないでしょう。これ、あなたたち志布志市が設置者でしょう。だから、そこら辺についてはきちんとやらないと。この50万円で、正直言って実行委員会の人たちは足りるんですか。130万円というのはちょっとありましたけれども、補助金の額にしてもあれだけのものを、いろんなものをやるというときに、50万円で正直言って足りるんかい

なという思いもあるものですから。志布志市が設置者ですよ、あくまでも。その閉校をするための実行委員会がする事業と、志布志市が行うそういった行事、いわゆる閉校のですね、それがどういうくりでされて提案になってるんですかというのを再度お願いします。

それと、この3割から4割への負担というのは、今後はずっとそういった形で、海外研修の場合は4割負担ですよというようなことになっていくというふうに理解していいんですね。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 22年度で見直しをさせていただきましたので、しばらくはこの割合でさせていただきたいと考えております。

**教育総務課長（五代豊一君）** まず、教育委員会の関わりということでございますが、今教育長が申しあげましたように、全く関わらないということではございませんで、あくまでも学校を中心とした実行委員会の方で進めていただくと。それについて、当然我々の方でも必要があれば連絡をいただいて、できるところについては助成をしながらやっているというのが現状でございます。

そして、この予算の額に関してでございますが、一応50万円という額ではありますけれども、地域の方々も地域として参加するということで、地域の方々からなにがしかの寄附を募りながら、そしてまた卒業生からもそういったことの助成を仰ぎながら進めていきたいということでこの計画は上がってきたものでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**24番（野村公一君）** 教育委員会に今の問題に関連してお伺いしておきますが、この八野小学校の行事ですね、教育振興費で予算が組まれておりますが、教育振興費でこの予算を組まれた法令根拠をちょっと示してください。

**教育総務課長（五代豊一君）** 予算につきましては、教育振興費の方で組んでるところでございますが、直接的には学校行事ということで、今回教育振興費で組んだところでございます。

**24番（野村公一君）** 本市の教育委員会は、八野小学校はもう持っていないと思うんですがね。まだ持ってますか、八野小学校を。前回の議会の中で条例から抹消をされていますよね。そういう中で教育委員会が振興費に予算を付けるというのはどんなもんなのかな。私はむしろ企画政策課の予算措置をすべきだと思うんですが、どげんですか。

**教育総務課長（五代豊一君）** お答えいたします。

先の9月定例議会の方で条例の改正をいただいたところでございますが、あくまでも4月1日の施行という形で、今現在まだ八野小学校は続いているというふうに考えておりますので、今回八野小学校として上げたということでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、それぞれの所管の常任委員会へ付託いたします。

## 日程第11 議案第75号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

**議長（上村 環君）** 日程第11、議案第75号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**保健課長（木佐貫一也君）** それでは、議案第75号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,436万円を増額し、総額をそれぞれ34億3,756万4,000円にしようとするものでございます。

説明資料は、19ページから23ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

補正の主な内容につきましては、保険給付費の増額と介護手当申請者数の増等に伴う補正でございます。

それでは、まず歳出から御説明いたしますので、予算書の12ページをお開きください。

第2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費でございますが、要介護の人を対象とする保険給付費で、1億4,100万円増額するものでございます。

次に、13ページ、2項、介護予防サービス等諸費でございますが、要支援の人を対象とする保険給付費で、650万円減額するものでございます。

14ページの4項、高額介護サービス等費ですが、これは一月の居宅サービス利用料が一定額を超える場合に支給するもので、600万円を増額するものでございます。

次に、15ページ、6項、特定入所者サービス等費でございますが、住民税非課税者等に対して施設での食費等について支給するもので、200万円増額するものでございます。

16ページの2項、包括的支援事業・任意事業費でございますが、地域包括支援センター公用車の燃料費13万6,000円、介護手当申請者増等により269万6,000円増額するものでございます。

次に、17ページ、第6款、予備費でございます。保険給付費、地域支援事業の増額を予備費で調整したところでございます。

戻りまして、歳入になります。

予算書の5ページにお戻りください。

国庫負担金の1目、介護給付費負担金は、保険給付費の増に伴い、2,465万円の増額でございま

す。

6ページをお開きください。

国庫補助金の1目、調整交付金が、保険給付費の増に伴い、1,396万5,000円の増額。

3目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、介護手当申請者の増等に伴い、113万2,000円の増額でございます。

次に、7ページでございますが、第4款、支払基金交付金でございます。1目、介護給付費交付金は、保険給付費の増に伴い、4,275万円の増額でございます。

開けて、8ページでございます。県負担金の1目、介護給付費負担金は、保険給付費の増に伴い、2,166万2,000円の増額でございます。

次に、9ページ、県補助金ですが、介護手当申請者の増等に伴い、56万6,000円の増額でございます。

10ページの一般会計繰入金でございますが、保険給付費の増額と介護手当申請者の増等に伴い、1,837万8,000円を繰り入れるものでございます。

11ページ、基金繰入金は、執行残等、残額を全て繰り入れするため増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

## **日程第12 議案第76号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）**

**議長（上村 環君）** 日程第12、議案第76号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、各浄化センターの機器修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億667万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料は、現年度分の下水道使用料を150万円増額するものであります。  
6ページをお開きください。

歳出の総務費は、各浄化センターの機器修繕費を150万円増額するものであります。  
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第13、諮問第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

### **日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

**議長（上村 環君）** 日程第13、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月31日をもって任期が満了する坪田則義氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

坪田則義氏の略歴につきましては、説明資料の26ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定されました。

**議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時47分 散会

平成22年第4回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成22年12月7日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第77号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

日程第3 一般質問

西江園 明

立山 静 幸

小野 広 嗣

長岡 耕 二



### 出席議員氏名（23名）

1番 平野 栄作	2番 下平 晴行
3番 西江園 明	4番 丸山 一
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇一
9番 毛野 了	10番 立平 利男
11番 本田 孝志	12番 立山 静幸
13番 小野 広嗣	14番 長岡 耕二
15番 金子 光博	16番 林 勇作
17番 岩根 賢二	18番 東 宏二
19番 小園 義行	20番 上村 環
21番 鬼塚 弘文	23番 福重 彰史
24番 野村 公一	

### 欠席議員氏名（1名）

22番 丸崎 幹男

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田 修一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝秀	総務課長 中崎 秀博
情報管理課長 徳満 裕幸	企画政策課長 溝口 敏久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏史	税務課長 外山 文弘
福祉課長 山下 修一	保健課長 木佐貫 一也
農政課長 上原 登	耕地林務水産課長 立山 広幸
畜産課長 中崎 章文	建設課長 中迫 哲郎
松山支所長 白坂 照雄	志布志支所長 小辻 一海
水道局長 井手 佐喜雄	会計管理者 楠川 昭博
農業委員会事務局長 堀苑 智之	教育総務課長 五代 豊一
学校教育課長 金久 三男	生涯学習課長 津曲 兼隆
行政改革推進監 野村 不二生	

### 議会議務局職員出席者

事務局長 今井 善文	次長兼議事係長 徳田 弘美
調査管理係長 坂元 正知	議事係 武田 賢一郎

午前10時00分 開議

**議長（上村 環君）** これから本日の会議を開きます。

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第2、議案第77号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第77号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

### **日程第2 議案第77号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第10号）**

**議長（上村 環君）** 日程第2、議案第77号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、プレミアム商品券発行事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,063万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億9,061万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の諸収入は、市町村振興協会交付金を2,063万円、プレミアム商品券売上金を1億円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の商工費は、プレミアム商品券の印刷製本費を63万円、プレミアム商品券発行事業に係る振興事業補助金を1億2,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**12番（立山静幸君）** 均等に商店街の活性化を図るために、1億2,000万円を旧町ごとにですね、人口割あるいは商店街割でですね、販売することの計画はされないものかお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回のプレミアム商品券発行につきましては、追加で御提案ということになったところでございます。今まで発行いたしましたプレミアム商品券につきましても、ただいま議員の御提案がありましたような形での発行につきましてはしてないところございまして、今回も同じような形で発売をさせていただくということになりました。

このことにつきましては、商工会に販売につきましても事業の運営をお願いしたところでございますが、さまざまな条件で本市で発行事業についても取り組むというようなことになりまして、本庁ないしは支所、そしてまたアピアにおきまして市民一般の方々に販売をしてきているところでございます。

**12番（立山静幸君）** 先ほどのプレミアム商品券が短期間で売り切れたというようなことを考えればですね、均等にやっぱり商店街の活性化を、すみずみまでの商店街の活性化をですね、図って、購買の弱者ですかね、高齢者等に対してもそれを買ってもらって近くの商店街の活性化に努めるのが、市長が緊急にですね、このような上程をしてまでも活性化を図るという目的には、集中した人たちだけしか買わないと、先ほど買われた人たちはもう買わないということですが、それぞれ波及効果を狙うのが市長の今回の提案ではないかと思うんですが、再度お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回御提案しますのは追加分になるわけでございますが、年末商戦に向けまして発行した1億円分につきましては、市内254店舗で取り扱いがされ、そのうち180店舗で利用されたという実績があるようでございます。そのようなことで、市内各地域でこのプレミアム商品券が利用されているというふうに理解するところでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**19番（小園義行君）** この11月24日から11月29日までの購入世帯と人数ですね、どれぐらいの方が買われたものが、世帯数とそういったものを当然把握されていると思いますが、人数も併せてお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

年末商戦に向けての第一次の商品券発行につきましては、1,700世帯に購入していただいているということでございます。

**19番（小園義行君）** 1,700というと約1割ぐらいの世帯ですね。人数がどういうことなのかというふうに思うんですが、その人数は分かってませんか。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** ただいま市長が答弁いたしましたように、前回のプレミアム商品券につきましては、6日間で約1,700件の方に購入していただいたところでございます。大体1件当たり約6万円というような形での購入というふうになっておりますが、人数につきましては

は正確にちょっと集計は済んでおりませんが、その倍の3,400人以上の方が購入していただいたものというふうに考えているところでございます。

**19番（小園義行君）** 今回のこういう、まあいい事だからいろいろあれなんですけれども、この約1割の世帯の方々がですね、買われて、今回の提案ということで、もっと広げたいということですよ。ここに提案理由で説明資料にありますように、その5日間で買われた方々はもう対象としないよということであれば、きちんとこういう方々が買われているというのは持って提案というふうにならないとこれ、おかしいじゃないですか。だから、言葉は悪いわけですけど、誰かの名前を借りて買うとかですね、いろんなことができるわけであって、先ほど立山議員からありましたように、等しく公平にいくということ等を考えたときに、買える人たちだけがこの恩恵にあうということではいかんというふうに思うわけですね。そういった点で、この5日間で何世帯で何人、こうこういう方に売りましたというのは当然分かってないといかんのですよ、これ。そうでないとこれ、提案理由説明にならんじゃないですか。ぜひもう1回そのことをお聞きをして、その6日間で購入された方以外の方に売るということですのでね。再度、そのことを分かってないのか、もう1回お願いします。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 件数の方は今申し上げましたような件数ですが、御質疑の具体的な人数につきましては、ちょっと時間をいただいて集計したいと思いますので、少しお待ちいただきたいと思います。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**8番（藤後昇一君）** 分かっているとお聞きしたいんですが、今度は経済効果の方なんですが、このプレミアム商品券を買って購入してもらおう業者の方ですが、特定の業者に返事をするとか決まった少数の商店に購買が集中するとかというのはないですか。恐らくこれの最大の狙いは全事業者にあまねくその経済効果が及ぶというのが一番の狙いだろうと思うんですが、その点からはどうなんでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、市内全体で180の店舗の方で利用がされているようでございます。そのような意味で、かなり広範囲に使われたというふうに考えるところでございます。

**8番（藤後昇一君）** その説明は分かっているわけでありまして、私が聞くのは、件数は分かるんですよ。ある特定の商店に経済効果が偏重してるんじゃないかということなんです。あまねく行き渡っているというのは、広く行き渡っているのか、それとも特定の所に集中してその効果が現れているのか、そういう傾向はありませんかということをお伺いしています。ただ件数の絶対数を聞いてるんじゃないんです、中身です。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども言いましたように、件数的には180ということになるわけですが、それぞれその商店によりまして、事業所によりまして扱われた金額は違うところでございます。これは、それぞれの事業所の経済のレベルに応じた形の利用の仕方ではないかなというふうに考えるところ

でございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

答弁準備のためしばらく休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 先ほどの御質疑でございますが、今回こういう御提案をしながら御指摘にございましたように、正確な把握ができてなくて申し訳なく思っているところでございます。1,700件という件数につきましてははっきりしておりますけれども、その内訳につきまして、現在電算等で集計をさせておりますので、結果が出次第、後ほどまた報告をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。ただいま議決されました議案第77号の計数等の整理につきましては、議長に一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、計数等の整理につきましては、議長に委任することに決定しました。

### 日程第3 一般質問

**議長（上村 環君）** 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

**3番（西江園 明君）** では、一般質問を行いたいと思います。

まず、地域情報通信基盤整備推進事業についてであります。

この件につきましては、前回の9月議会も一般質問を行いました。この時はこの事業についての疑問を皆さんに理解していただくために全体的な経緯を時系列で一方的に私が質問してきたことから、市長の明快な答弁が得られませんでした。さらに裁判になることが懸念されることを理由に途中で質問がストップされたりして不完全燃焼のまま時間がたってしまいましたので、今回は具体的に質問してまいりますので、明快で簡潔な答弁を期待します。

まず、業務委託の入札は適正に行われたかということについてお尋ねします。

これについては一部前回は質問しましたが、4月の入札の予定の公表前に既に指名通知を送付し、4月末に入札を行いました。そして、5月の中旬に受注業者と工程会議をしています。ところが、この初めての工程会議をしてから10日後ぐらいには下請けの支店と本社を立て続けに訪問し、まだ工期は2か月もあるのに工期をうんぬんと言い、下請けでありますから市とは一切関係のない、請求権もないのに違約金が発生しますと脅しをとれるような行動を取り、ついには6月中旬に一方的に志布志市から相手方に契約解除の通知を行いました。その結果、相手方から提訴され、今後裁判になることになりました。この流れは誰が見ても市が訴えられることは明白でしょう。

これは後から触れることにして、契約解除をしたことにより、再度業務委託を発注しなければならなくなり、それを7月に行っています。4月には4社を指名しましたが、今回は新たに業者を追加することなく、契約解除した業者を除いた3社を指名して入札を行っていますが、市長はこのような入札のやり方は適正であったとお考えですか。まず伺います。

**市長（本田修一君）** 西江園議員の質問にお答えいたします。

今回の地域情報通信基盤整備推進事業につきまして、入札は適正だったかという御質問でございますが、今回の地域情報通信基盤整備推進事業におきまして、業務委託や工事など七つの入札を実施いたしました。地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条、及び志布志市契約規則の各号に基づき実施してまいりました。以上のことで、これらの入札は適正なものと考えております。

**3番（西江園 明君）** では伺いますけど、4月に行った業務委託の入札の結果を教えてください。予定価格と、4社をA社、B社という表現で結構ですので、入札額を消費税抜きでお願いします。

それと、7月に行った入札の結果を同様に、契約解除をした会社をA社とした場合はB社から結構ですので、同様をお願いします。

**議長（上村 環君）** 答弁準備のためしばらく休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** それではお答えいたします。

まず、4月28日の入札の結果でございますが、A社が6,800万円、これは落札業者でございます。2番目がB社、7,770万円でございます。次に3番目でございますが、2社ございまして、1億1,000万円という状況でございます。

それから、7月9日の入札結果でございます。落札業者、1億2,600万円、2番目の順位、B社、1億2,900万円、順位3位、C社でございますが、1億3,900万円でございます。

以上でございます。

[ 西江園明君「予定価格」と呼ぶ ]

**情報管理課長（徳満裕幸君）** まず、4月28日の予定価格が1億1,693万2,000円でございます。それから、7月9日の予定価格が1億4,616万5,000円でございます。

**3番（西江園 明君）** じゃあ伺いますけど、7月に行った入札は今している監理ですね、業務監理を加えて執行していますから当然予定価格は高くなりますけれども、この監理業務を7月に加えて執行したわけですけども、この4月の入札と7月の入札を見ますと、比べた場合、予定価格で、端数は切りますが、約3,000万円高いですけども、7月の入札の分がですね。この分がその今回加えた監理料というふうに、監理の業務委託というふうに理解してよろしいんですか。そこをまずお伺いします。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の設計監理につきましては、その分が2回目で金額が大きくなったということでございます。

[ 西江園明君「だからその差額が、3,000万円がその設計監理にということですか」と呼ぶ ]

**情報管理課長（徳満裕幸君）** はい、正式には2,923万3,000円という額でございます。

**3番（西江園 明君）** するとですね、今この業務をしている会社をB社としましょう。A社を契約解除した会社とした場合ですね、B社は7月の入札で1億2,600万円で落札しているわけです。今ありました設計監理料2,920万円を除けば約9,000、幾らになりますかね。約1億近くの金額で当初4月に執行した業務委託の分を請け負ったということになります。何を言いたいかというと、このB社は4月の入札では7,770万円が入れているわけですよね。それを今度は同じ仕事を7月に再入札した時には、それよりも2,100万円ですかね、も高く入札しているということになるわけです。同じ仕事をですね、設計監理は除けばですよ。同じ仕事を契約解除したB社と比較すると、約3,000万円も高く契約していることになります。こんな入札を果たして市民は理解するでしょうかね。これは市民に損害を与えたということにならないんですか。さらに、これで国の会計検査が果たして通るのか私は心配です。

市長はこの入札、同じ仕事をですよ、結果を見ても、先ほどはあらゆる法令を列記されて、遵守して適正に行ったと言われましたけど、今この数字を見てどう思いますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

設計額が1億1,693万2,000円、設計の方で2,900万円ということで、合計で1億4,611万6,500円ということになるわけございまして、これは当初からこのような予算で見積もりをしていたということございまして、それに基づきまして1回目、2回目の入札を執行した、そして2回目の入札につきましては、設計監理を含めて入札していただいたということになります。契約解除の影響によりまして全体事業期間がより短くなったということで、2回目の設計では設計当初より成果物の納品期間を短縮せざるを得なくなったということございまして、1回目が82日間、2回目が72日間の設計の納品期間というふうにしたところございまして。

そのような中で、設計の委託業務につきましては、これを完全にするために、志布志の現地事務所に設計を行うために東京から技術者を派遣させるような形の相応の人員費を見込んで入札したものであるというふうにとらえていただいております。他の業者においてもそのような形の設計業務をするというふうな形の入札価格になったのではないかと考えます。

**3番（西江園 明君）** 同じ1億1,000万円の仕事を7,000万円ですという人がいて、それを断って、最初は8,000万円ですいがち言った人が、いや1億ならすいがと、2回目の時はですよ、2,000万円高くで入札したということに対して、何も市長の今の答弁では不自然はないと思っているんですね、確認です。

**市長（本田修一君）** 私どもはこの事業につきまして、期間が限られていると、その中で多額の事業費が上がっていると、しかも精密な形で、完璧な形で漏れなくしなければならないという大前提があったわけございまして、その中で、誠実に、確実に契約どおり仕事をしていただくことが前提であったわけございまして、その面について私どもは疑義が生じて契約解除に至らざるを得なかったと。当初私どももこの1回目に落札していただいた方がこの期間内に仕上げただけであれば本当に順調に、全体的には工期は短いわけございまして、その中で順調にはされていくのではないかなというふうな期待はしていたところございまして、残念ながらそのようなことに至るということを確認し得なかったというふうなことがございまして、やむなくこういった形で2回目の入札をしなければならなかったということございまして。

ということで、このことにつきましては本当に残念な結果ということにはなるわけございまして、この事業自体を完璧に仕上げるために取らざるを得なかった措置というふうにご理解いただければというふうに思います。

**3番（西江園 明君）** 私も職員上がりで、専門で仕事をしてきました、こういう見解を。だから、その10日ぐらいとか、確実にしてもらった。業者は当たり前ですよ、どういう形であろうとするのが。それが、そうしましたからと入札金額が変わるはずがないんです。

今市長の答弁は、私はもうちょっと前回、休憩のところと言ってしまいましたが、触れないつもりで。市長がそうやって自信を持って言われるんだっただけ言いますけども、今市長が言ったような説明を我々も全協の中で受けてきました。当初業務委託を受けた会社は工期が守れないからというふうにご説明を受けて、だから契約解消をしたんだというふうにご説明を受けてきました。



私が前回の9月議会の時でも、先ほども言いましたけれども、打ち合わせをして1週間もせんうち、10日だったら下請けの所に行って脅しのようなことを言いながら、そしてその後、私は9月議会の時には休憩のところでは言いましたけれども、そうやって下請けの大分、熊本の会社に行ったと。その結果、何と云ってますか。私たちには工期が間に合わんち、今市長は言いましたから、そういう契約解除をしたと、そういう説明を全協の中で受けました。その中でも下請けの会社を訪問して、その結果下請けの会社に、作業員を増やしていただきありがとうございます、市長も大変喜んでいまして、御礼の電話をしているじゃないですか。一方じゃ間に合わんち言いながら、一方じゃありがとうございますと、我々に言っていることと全然反対の行動をとって、数日後には契約解除の通知をしています。電話をしていますよね、課長。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 下請けの会社にまいりまして、特にこの業務については、下請けの事業者の方が設計等重要な部分の業務を占めるということであったところでございます。その分について非常に進捗が遅れているという状況でございましたので、下請けの会社の責任ある立場の方にお伺いしまして、進捗が遅れているので業務を早く進めていただきたいというところでのお願いにまいったところでございます。

そして、翌日であったかと思えますけれども、お電話をしたところでございます。それについては、前日行った折に善処するように、実際業務を行っております支店がございますので、そちらの方の支店長に詳しい事情を聴いてなるべく早く業務が進捗するように私の方からも話をしますということであったところでございます。そのことについて確認をしたところでございます。その支店の方の進捗状況はいかがだったでしょうかというところの確認のお電話をいたしました。以上でございます。

**3番（西江園 明君）** 言いにくいかもしれませんが、そういう今工期が遅れているうんぬんという話があったけれども、もう触れないつもりでございましたけれども、工程会議を5月17日にして、5月28日には下請けに行って、10日ぐらいしかたっていないのに何で工期が遅れているとか何とか、そんなことをよく答弁できるなと思います。

今課長の答弁の中にも、私が聞いたことには答弁になってませんが、今後はですね、この数字をしっかりと議会だより等にも広報してまいりたいと思います。

次にですね、ほかの工事の入札の結果についてお尋ねしますが、先の臨時議会で可決されましたが、その時も質疑しました。伝送路の工事で、臨時議会で出た時ですね、5社指名して3社が辞退したので、結局2社で入札を行っています。この辞退届はいつあったのかと聞きましたら、入札日の10月18日以前であったと答弁がありました。この以前というのはいつですか。指名通知をしたのはいつですかね、まず。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 伝送路整備工事の入札通知でございますが、10月1日でございます。

**3番（西江園 明君）** 10月1日に通知をして、10月18日に入札を行ったということですね。入札の結果はどうであろうと臨時議会で可決されましたので、ただ5社のうち3社が辞退すると

いう、もう1件のセンター設備工事は5社のうち2社が辞退という結果を見て、市長は不思議に、何とも思いませんでしたか。先の臨時議会の時には応札していただき感謝していますというふうなことでしたけど、そういうふうにお考えですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この事業につきましては、平成22年度中に完了しなければならないということで、かなり工期的に厳しくなっているというようなことでございます。そしてまた、各地区でも同時にこの事業が開始されているということがございますので、本市の事業に参画していただける業者がどの程度になるかということについては、心配したところでございます。結果的には2社ということになったわけですが、お話いたしましたとおり、この件につきましては、応札していただいたということでも本当に有り難いなというふうには感じたところでございます。

**3番（西江園 明君）** じゃあお尋ねしますけども、辞退の理由をですよ、発注がほかの自治体も重なり、業者が対応しきれなかったのではという前回答弁がありましたけれども、普通だったらですよ、大企業が指名を受けて、その時点でですね、辞退の申し出があつてしかりだと思うんです。1日にして18日に入札があるわけだから。2週間以上の期間があつて、普通だったら大企業はそういう対応をします。

ところで、名前を言っているのかな。A社、執行調書でいけば一番上ですけども、日本コムシスですね。2件とも辞退をしています。9月30日に入札した鉄塔施設の工事は受注していますよね、この会社は。この会社も忙しくて辞退したというふうに理解しているんですかね。一方じゃ落札をして、片方じゃ辞退とは、指名を受けた企業としてよくできるなと私は不思議に思ったんです。辞退をする理由があつたのかな。市長はどう思いますか。

**副市長（井手南海男君）** 指名業者の辞退の件についてでございますが、まず発注者側の指名に対しましては、指名された側が入札を辞退するということは、入札参加の自由という原則からしましても認められているものでございます。また、入札の指名を受けましての辞退届け出に至るまでの理由につきましては、個々の業者、案件におきまして積算をした結果の辞退や業者の受注状況などさまざまな要因を推察することができますが、個別の辞退理由を問えるものではないということでございます。

**3番（西江園 明君）** 辞退は、指名を受けた場合、それは自由です。辞退しようが、それは指名を受けた会社の自由ですので、それがうんぬんということ言ってるんじゃないんです。大企業が指名を受けて辞退するにはそれなりの理由があると思ったので、私は直接会社にも聞いてみたんですよ。だから、前回の時もありましたように、辞退の理由に仕事が重なるとか見積もったとかうんぬんというあれがあつて、それだったら普通届け出を事前にですね、というふうなのがあるのかなと思って私は直接会社にも聞いてみたんです。いいかげんな答弁をしているなと9月に思いました。忙しいから辞退したなんて、そんなことは言ってませんよ。

前回の9月議会でも私がいろいろ質問しましたら、誰が西江園議員に情報を漏らしたのだと犯人捜しがあつたというふうにも聞きましたけど、組織の上に立つ者がですね、そんな言葉を発す

るとはちょっと考えられません。私は自分なりに調べて質問をしていますから、だからこの件も直接会社に聞いてみたんです。そしたら、辞退の理由は何だと思えます。忙しくなって一言もおっしゃっていませんでした。こんな大きな物件に指名いただいて有り難かったです。非常に魅力ある物件でした。よく聞いてくださいよ。指名を受けた時はなかったんですけども、後から入札条件にケーブルテレビの管理技術者が在籍することが条件で提示されたので、当社には技術者がいないので法令違反になるような入札に応札することはできないので、申し訳ありませんが辞退しましたとのこと。臨時議会の時の答弁とは全然違うじゃないですか。こういう、臨時議会で忙しいからって、今ありました。もう議会軽視、その場逃れの答弁をしているとしか思えないんです、私もいろいろ調べている中ですね。

9月議会でも言いましたが、契約する時になって特記仕様書に追加したり、今回も指名通知をした後条件を提示するなんて、志布志市はBTVの下請けかと言いたくなるでしょう。入札資格がない企業を指名しているということですよ。市長はこれは分かっていたことですよ、どうですか。

**議長（上村 環君）** 答弁準備のためしばらく休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時57分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** まず仕様書でございますが、仕様書につきましては、途中の変更というのはしてございません。

そして、この仕様書の中に主任技術者として、1級電気工事施工管理技術士又は電気通信主任技術者、又は第1級有線テレビジョン技術者ということで明記してございます。いずれかの資格を持っていれば、伝送路については主任技術者として認めるということでございます。

**3番（西江園 明君）** じゃあ、そういう会社を指名したということですね。持っているということを条件にですよ。だから、もうちょっと入札の資格というのをですよ。

じゃあもう1件伺いますけども、西日本電信電話株式会社も辞退しています。これは2件とも辞退していますけども、この場合は今年の2月に総務省から業務改善命令が出されてますよね。それが私は辞退の理由じゃないかなと思ったんですけど、市長はこのことは御存じですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

そのような情報については、知らされておりました。

**3番（西江園 明君）** 指名に当たってどんな調査をしてですね、指名をするのか。こういうのはもう指名委員会では全然議論されないんですか。ただ執行部から提案されたのを、ただイエスかノーかの審議だけですか。

**副市長（井手南海男君）** 入札・契約運営委員会としましては、現在の会の業務ということで

ございますが、一応各所管から推薦されたランクあるいは業者でございますが、そのことが適正であるかどうか、実績等を含めまして所管の聞き取りをしながら調査をし、協議を行い、その妥当性について議論をして決定をしているところでございます。会議の詳細につきましては、非公開となっておりますので、詳細については言えないわけでございますが、当該事業の指名入札・契約運営委員会に際しましては、今御指摘の件については承知しておりませんでした。

**3番（西江園 明君）** この事業のことで指名を含めて入札のことを、今一連のことを言いましたけども、今答弁もちょっと止まったりしましたけども、市長はこの一連の指名、入札の執行については、間違いなく適正であったと、先ほどと違いますけども、今の結果を聞いて答弁できますか。どうですか。再度お聞きします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

さまざまな点の御指摘があったところでございますが、本市としましては、はじめに申しましたようにこの契約の在り方につきましては、法令に基づいて適正に執行されたというふうな思うところでございます。

**3番（西江園 明君）** 入札のことばかり聞きますとですね、もう時間が来てしまいますから次へ移りたいと思っておりますが、事業の進捗状況についてお尋ねします。

今職員が一生懸命端末機設置の手続きに走り回っていますが、前回ケーブルテレビの営業的なことはすべきでないと言ったところ、端末機のことだけで回っているようで安心はしたところですが、今現在のところ行政端末機とケーブルテレビの加入率はどのくらいですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 現在の行政告知放送端末設置の申し込み状況につきましてお答えいたします。12月3日の時点でございますけれども、市全体で9,538件の申し込みがあったところでございます。申込率が60.9%でございます。内訳としまして、自治会の加入が75.1%、未加入が19.1%、以上でございます。

それから、ケーブルテレビにつきましては、BTVケーブルテレビの方からは特段報告がまいていないところでございます。

**3番（西江園 明君）** ケーブルテレビへの加入をですね、職員やさらに臨時職員にもお願いしていると聞いているのですが、どうなんですかね。市長が市民のためになる事業であると自信を持って導入した事業だから、別に強要はしなくてもですね、職員もそれぞれ判断するでしょう。お願いしないと加入が少ないと思っているんですか。そういう職員にお願いをしているんですか。ちょっとその辺をお聞きします。

**市長（本田修一君）** この事業につきましては、市民全ての方に行政告知端末機を設置していただく、そしてまた同時に、サービスとして提供されるCATV事業についても積極的に加入していただきたいという思いがあるところでございます。そのCATVの多チャンネルの中に市民チャンネルも開設されるということで、その媒体を利用しまして市の情報等が更に綿密に市民の方にお伝えできて、市の一体感が図られ、そしてまた、いろんな形の市政運営が更にスムーズにいくというふうに考えるところでございます。そのようなことから私自身もまず加入させていた

だいたところでございまして、職員につきましてもぜひそのような形で率先して加入をお願いしたいということを述べているところでございます。

**3番（西江園 明君）** この件はちょっと後でまたお聞きしますけど、強要することのないようにですね、お願いをします。

次に、施設運営事業者との協定、すなわちBTVとの協定について伺います。

冒頭に確認の意味でお尋ねしますが、今まで私どもへの説明は、この事業は市が設置した施設をBTVが使用するために使用料を支払わなくてはなりませんので、一方市が維持管理の委託管理費を支払わなくてはなりませんので、これを相殺することで市の負担は発生しないというふうに説明を受けてきました。そういうふうに理解していますが、確認の意味で再度お聞きします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の事業につきましては、行政が施設を整備して運営・経営は民間事業者が行うという公設民営方式でございます。通信と放送のサービスを提供することとして、その運営事業者を選定したということでございます。このサービスにつきましては、ただいまお話がありましたように施設の使用料、そしてまた維持管理費が相殺できるかどうかというようなことの観点から募集をいたしまして、そのことにつきまして応募していただき決定した経緯がございます。ということで、今回はそのような形で、この事業につきましては公設民営という形で展開されるということでございます。

**3番（西江園 明君）** じゃあ、市の負担は発生しないと、そういう条件で応募したからということですね。今答弁がありましたけれども、そういうふうに説明を受けてきてそういうふうに理解をしていますが、協定書を見ると果たしてそうなのかなと思えるところがありますのでお聞きします。

まず、私、全員協議会の中でもお聞きしましたが、第4条についてであります。ここの第2項に、甲、すなわち市ですよね。市はこのサービスが利益を出すことを基本とする民間事業者、すなわちBTVによって実施されることを理解し、尊重するものとあります。これをこのとおり解釈をすると、BTVに利益が出ないときは利益が出るようにしなければならない、すなわち利益を保証しているのではないんですか。例えば赤字経営でも市の負担は発生しない、そういうふうに負担は出てこないとしていますからね。この条文とその整合性はどうなんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この契約は、10年間という中で契約されるということございまして、その期間に、例えばスタート時点で加入率が低くて赤字があっても市の方では負担はしませんよ、しかしながら加入率が高まって経営的にいい環境になったとしても、そのことについてはどうこうということはなく、会社の利益ですというような形の内容かというふうに理解するところでございます。そのようなことで、市の方の財政的支援ということについては、この件についてはないというふうに認識しております。

**3番（西江園 明君）** だから、そういうふうに我々も説明を受けて、市長もそういうふうに

理解しているかもしれませんが。でも、この協定書を見るとですよ、利益を創出することを基本とするBTVによって実施されることを十分に、その趣旨を尊重する、甲はですよ。市は尊重しなければならないとなってるんですよ、利益が出ることを。だから、市長がそういうふうに理解しているのであれば、そういうふうに整合性を聞いてもですね、堂々巡りになるでしょうから、もう次にいきますけれども、じゃあ第7条について伺います。

この第2項でですね、BTVは利用料金を決めるときは、事前に市の承諾を得なければならないとありますが、この条文の解釈の仕方では数年後、例えば来年でもですよ、BTVが利用料を値上げしたいと協議があった場合、市は断れるんですか。値上げをするということは、経営が厳しいから、利益が出ないから値上げをすると思うんですよ。しかし、第4条で、市はBTVの利益が出るようにしなければならないというふうになっているんですよ。利用料金の設定はBTVが思うままじゃないんですか。どうですか。

**市長（本田修一君）** 協議するということが可能ということでございますので、協議はあろうかと思えます。しかしながら、この契約はIRU契約ということでございますので、その契約が開始された当初の利用料の設定というものが尊重されるというふうに理解するところでございます。そのことでもって市民の方々が加入していただいているという内容、そしてまた公設民営というような特殊な形の事業でございますので、この内容については、十分私どもの考えというものが協議の場で尊重されるというふうに考えます。

**3番（西江園 明君）** どこが、この協定書というのは、素案というのはいまどこが作ったんですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** この協定書の素案につきましては、全国情報推進協議会という全国の自治体の組織がございますが、その標準書式を本市でも適用をしたところでございます。

**3番（西江園 明君）** 標準書がそのまま当てはまるかないかというのは、どういう議論がされてきたのかなと私は思うんです。

次にですね、第10条についてお尋ねしますが、市が50億円近くもかけて整備した施設を、市の承諾を受ければBTVは第三者に委託することができるというふうにあります。運営が厳しいからほかの人に頼むことができることになっています。今まで民間だから将来の不安はないのかと、何回も同僚議員も同じことを尋ねてきました。その都度、契約解除はできないということになっているというふうに答弁しています。この条項は契約解除ではないんですけど、第三者に任せることができることになっていますが、相手が思うままの表現ではないんですか。この第10条の意味はどういう意味ですかね。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 第10条につきましては、甲はブロードバンドサービスの一部を第三者に委託することができるということでございまして、全部というようなことではございません。

それから、第三者に実施させるときには、事前に甲の承認を受けなければならないということ

でございますので、乙が勝手に第三者に委託ということとはできない形になっております。

**3番(西江園 明君)** ここも何か自信を持って答弁しやっみたいですけど、じゃあですね、今まで連合審査や前回の一般質問でもやりましたが、契約解除はできないことになって、先ほど市長の答弁の中でもちょっと一部、IRU契約でという表現がありましたけれども、契約解除はできない。何を根拠にやっているのかということでも答弁はなかったんですが、この第23条で、乙、BTVによる協定の解除の申し出ができるようになっていないですか。今までは契約解除はできないと言って、我々は説明を受けて、さんざん、この前、私はこれ、持って来ています。3月議会の議案上程の時ですかね、同じことを三、四人の議員が聞いてますよ。その時も契約解除はできないというふうに聞いてますけども、この第23条、乙による協定の解除の申し出という条項があるじゃないですか。これはどう違うの。今までの答弁とはどう違うんですか。

**情報管理課長(徳満裕幸君)** 乙による協定の解除の申し出ということでございますが、これについては、市が本協定内容を履行せず市が違反したと、あるいは市の責めに帰すべき理由により、乙が責任を被ったということでございますが、あくまでも甲に責任がある場合にそういう申し出をすることができるということになっております。ですので、乙の都合でいつでも自由にできるということはないということです。

**3番(西江園 明君)** じゃあ、甲に責任が、瑕疵(かし)か何かある場合にはできるということですね。

じゃあお聞きしますけども、今その中でですよ、この第23条の第3号、これを見て私はびっくりしたんです。今答弁を聞いていると、その他、乙が必要と認めるときというふうにあるじゃないですか、契約の解除。全然関係はないでしょう。乙が必要と認めるときはいつでも契約解除できるというふうになってるじゃないですか。BTVがいつでも契約解除、思うままの事業の協定になっているんじゃないですか。市長はこれまで、今まで私たちに、議会に説明したとおりだとやっぱり思いますか。

[西江園明君「23条の第3号、一番下」と呼ぶ]

**情報管理課長(徳満裕幸君)** 申し出はできるということでございますが、次の第2項がございますが、甲は前項の申し出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するということでございますが、これにつきましてもBTVが自分の都合でできるということはないということでございます。

**3番(西江園 明君)** だから、さんざん我々には絶対契約解除はできないんだと。でも、同僚議員も3月議会に上程をされた時も、民間だからどういうことがあるか分からんんじゃないかということとさんざんこのことについては聞いてきました。その中で、この協定書を見て私もびっくりしたんです。全然言っていることとしていることと。

昨年から私たちへの、議会への説明を信用してこの事業に議会も賛成してきたと思うんですよ。連合審査の時も、住民への説明はいつするのかと聞いた時も、議決後というふうに答えました。議会が同意したから何でもいけいけどんどんで、後は何でもありの進め方ではないかというふう

に私は感じています。事業費にしてもしかり、当初の説明では、市の一般財源は起債を除けばたった、確か5万1,000円というふうにありましたですね。維持費はI R U契約で市の持ち出しは発生しませんと説明をしています。そうですね。

しかし、協定書を見るとですね、第20条、保険で補填されない損害額は、甲乙で折半するというふうになっているんじゃないですか。だから、9月議会でも私は旧有明町時代の有線放送施設の台風の大災害が出たことを例に出して、そういうことはないのかと言った時も、そういうことはありませんというふうに言って、ここで第20条に、保険で補填されない損害額の負担については、甲乙で折半するというふうになってるじゃないですか。これはどういうことですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** この費用負担についてでございますが、将来災害等があった場合のことを国は規定してあるところでございます。不可抗力によって発生した費用の負担ということでございまして、今回この施設は、市が整備しまして民間事業者に貸し付けをするということでございます。そして、その所有については、引き続き市が所有するというところでございます。

今回、将来そういう不可抗力によって発生した費用等については、双方で折半していくということで協議をしたところでございます。

**3番（西江園 明君）** じゃあ、そういう説明を今までしてきましたか。費用負担は発生しない、だからこの方法はいいんだというふうに、先ほど市長の答弁の中でも、費用負担は発生しないというふうに答弁したじゃないですか。今度は、不可抗力のときには費用負担は発生するという協定。だから私は、B T Vの思うままの協定書じゃないかというのを言いたいんですよ、私は。

じゃあ、今までさんざん、先ほど市長は言いましたよね、費用負担は発生しないということを条件に応募した企業と契約をしたんだと、協定したんだと。でも、いざ協定をする時、協定書の中では、費用負担は保険で、保険でということは自己負担はないわけですから、補填されない損害額の負担については甲乙で折半するというふうになってるんですよ。ということは、費用負担があるということでしょう。どうなんですか。今課長の答弁では費用負担があるというふうに答弁がありましたけど、じゃあ今までの我々への説明との整合性はどうなんですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 相殺につきましては今まで、維持管理にかかる費用、この施設の維持管理にかかる費用、そして今度は、運営事業者からこの使用料としていただく費用、これについて相殺するというところで今まで説明をしてきたつもりでございます。

**3番（西江園 明君）** 全く、先ほども言いました、B T Vが思うままの協定書だと私は思います。これを受け入れざるを得なかった事情があるのかと疑ってしまいます。

市長は、この協定書を100点満点の協定書というふうにお考えですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

課長の方で説明がありましたように、この協定書につきましては協会の方で示された協定書ということで、全国標準になるかというふうに思います。そのような意味合いから、本市においてもこのような形で協定書を締結するというところでございます。

今、疑義がございましたように、さまざまな案件が今後とも発生するかと思いますが、本事業



開始の時の私どもがIRU契約について御説明しました内容、そしてまた、市民の方々に対して負担がないと、あるいは軽減されるというようなことにつきましては、今後も十分そのことについては考慮しながら取り組みをしてみたいというふうに考えます。

**3番（西江園 明君）** 利益を追求する民間ですからね、こっちから協議してもできませんと言え一言なんです。役所同士の話だったら。だからこの協定書の中でも第26条ですね、協定の変更できるようになっていますが、検討する余地はないですか。

**市長（本田修一君）** この26条につきましては、前提条件、内容が変更したときというようなことで協定の変更が可能ということになっておりますので、そのようなことが発生したときには、変更の協議をしたいというふうに考えます。

**3番（西江園 明君）** こういう契約じゃないけど協定みたいなやつは、例えば普通は法令審査会というのがあるんですけど、そういうのまでは該当はしない案件だと思うんですけど、行政の方にこういう協定書については相談はないんですか。

[西江園明君「ないならないで答えて」と呼ぶ]

**総務課長（中崎秀博君）** ただいまの御質問でございますが、法令審査会には付してないところでございます。当然、所管の間で行政係とは協議がなされたというふうには認識しております。

**3番（西江園 明君）** 協議した結果の協定書だというふうに、まあびっくりしました。分かりました。今回はですね、通告件数が多かったから次へ行きます。

そして、契約解除をされた相手方から提訴されたと先般報告がありましたが、その後の状況はどうなっているのかお尋ねします。差し支えのない範囲で結構です。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

9月9日に協和コンサルタントの代理人弁護士が東京地方裁判所に提訴を行い、9月24日に裁判所から訴状が送達されました。訴状の内容は、契約解除を行った市に対して損害賠償を求めるといふものであります。志布志市は、業務実施地である鹿児島地方裁判所で審理されるべきとして、代理人弁護士を通じまして、10月12日に東京地方裁判所に移送申し立てを行いました。

その後、市の主張が認められ、11月25日に東京地方裁判所が訴訟の全部を鹿児島地方裁判所に移送するとの決定をしたところでございます。

**3番（西江園 明君）** 今市長の答弁を聞けば、市が言ったことが認められというような表現がありましたけれども、結局、東京地裁であるというのを鹿児島地裁で行ってくださいと市がお願いしたんでしょう。それを向こう側が認めたから、いちいちこっちから東京まで行って裁判するのは大変だから、向こうの人が出てきてくださいという形で鹿児島地裁にお願いしたということですよ。それが認められたということですよ。

当然、こういう契約解除とか大きな案件をする場合には、役所ですからこういうことも、例えばこういうふうに弁護士と相談した結果というふうにして、契約解除を含めてですよ、起案をして決裁を受けるものなんですか。どうなんですかね、こういう案件は。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** まず弁護士の先生と内容等を十分協議しまして、今回、この移

送申し立てをしたところでございます。そして、それにつきましては、関係課の課長、それから副市長、市長までの決済を経た上での文書送達ということになっております。

**3番(西江園 明君)** 決裁を受けていると、ちゃんとした流れの中でしてるということですね。

これから本格的に裁判が鹿児島地裁で展開されるということですが、志布志市は弁護士を通じて契約解除の通知をしたわけですが、その後この弁護士を変更されていますね。まずその確認です。

**情報管理課長(徳満裕幸君)** 最初、弁護士に相談した折には、町村会の方に相談しまして、町村会の顧問弁護士の先生に相談をしておったところでございます。そして、今回裁判ということになりましたので、改めて複数の弁護士の先生と面談を行い、志布志市の訴訟代理人として最も力になっていただける方ということで、今回お願いしたところでございます。

**3番(西江園 明君)** じゃあ、弁護士を変更したわけですね。最初、解除をなさいと言った人とは今度は弁護士を変えたわけですけども、その弁護士というのは県内の人ですか。

**情報管理課長(徳満裕幸君)** 現在の弁護士の先生は、宮崎市の方でございます。

**3番(西江園 明君)** 宮崎県の弁護士に変更したということですね、鹿児島県の弁護士から。その理由は、先ほだるる述べましたが、まさかこの弁護士というのはBTVと関係のある弁護士ではないですね。お尋ねします。

**情報管理課長(徳満裕幸君)** 弁護士、BTVさんとは関係はないと思います。

[西江園明君「思います」と呼ぶ]

**情報管理課長(徳満裕幸君)** BTVの顧問弁護士につきましては、以前聞いた話では鹿児島市の弁護士の先生というふうにお聞きしているところでございます。

**3番(西江園 明君)** 裁判になることですからこれ以上は、裁判でいろいろ判明するでしょうから、今回はこの件についてはここで終わります。

次にですね、難聴地区のことについて行いますけども、ほかに難聴地区解消のために、携帯のですよ、鉄塔工事が4件発注されておりますけれども、4件とも確か鹿屋市の同じ業者が受注しています。この結果を見て、市にどのような経済効果があったのかと思わざるを得ませんが、市長はこの入札の結果を、同じ業者が、鹿屋の業者が、市内だったら理解するんですよ、どう思いましたか。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

本事業につきましては、特殊工事ということで市内の業者がその要件に合わないということで、市外の業者を指名して、その結果、今お話になったように市外の業者が受注したということになっております。

**3番(西江園 明君)** 市長、市内業者はいないというふうに答弁、それでいいんですか。情報管理課長、市長がああいう答弁をしたけど、大変なことになりますけど、補足せんでいいんですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 御質問は今回、携帯電話のことということでしょうか。

[西江園明君「そうです、鉄塔、はい、難聴地区」と呼ぶ]

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の移動通信用鉄塔施設整備事業につきましては、まず携帯電話の実施設計、そして施工監理の業務、それから鉄塔の建設、電気通信設備等の工事等の各種工事を分割して発注をしたところでございます。

まず、鉄塔の工事につきましては、鉄塔工事が特殊であるということございまして、市内業者にそのような業者がないということで、この事業者につきましては、携帯電話鉄塔の建設の実績のある業者ということで今回指名委員会にお願いをしたところでございます。

**3番（西江園 明君）** 志布志市ともですね、関係のない業者も指名を受けて、入札、応札してるんです。だから、今課長が答弁がありましたけれども、入札方法もあるでしょう。分割したち課長は言ったんだったら、分割したら、1件受注したらほかの物件には入札できないとかいう、そういうような指名方法はあるんですよ。何を考えて同じ業者に、まして市外の人が取っているのかと。

今、この件はもう入札の結果ですからですね、とやかくは言いませんけども、ほかに、経済効果ということについてはですね、残念ながら鹿屋の業者ですから鹿屋に行きますけど、志布志には宿泊施設や大きな効果が出ると思われれます。この旅館組合の中でもいろいろあるようで、特に小規模な旅館にとっては、情報が全く入らないので、もう少し役所が勧誘してくれればなあという声もあるようです。このことについては、通告しておりませんでしたので、小さな旅館からの声として受け止めていただければ結構です。

次にお尋ねしますけども、通告しておりました、地デジ化による難視聴地区です。難聴地区じゃない、見る方ですよ。難視聴地区への対策はどのように考えているのかお尋ねします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在のアナログ放送は、平成23年7月24日までに終了し、地デジ放送に移行することになります。市内5NHK共聴組合につきましても、5月にNHK鹿児島放送局と協力し、各共聴組合の役員の方々へ市の事業概要の説明を行い、さらに10月には組合員へ説明会を行いました。今後、共聴組合を存続するか、またはケーブルテレビへの移行をされるかについて、総会等で決めていただくこととなります。

今回、NHK共聴組合を解散し、ケーブルテレビへ移行する場合、NHKより助成金、1世帯当たり2万8,000円ですが、が支払われる制度もあり、今後の組合運営の関係からもケーブルテレビへの移行が予想され、難視地区が解消されるものと考えております。

また、デジタル放送の特性から新たな難視地区の発生も懸念されています。平成22年9月現在、国からの情報提供によると、市内の345世帯が対象になっています。志布志市は、ICT事業によって難視対策を行うことにしております。

**3番（西江園 明君）** だから、その対策はどうしているのかというのを聞いているんですよ。難視対策を行うことになってますじゃなくて。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回のNHK共聴組合につきましては、現在アナログの施設ということでございまして、これは計画ではデジタル化への改修計画があったところでございます。そうした場合に、もちろんNHK共聴ですのでNHKの補助金も出るようになっておりますが、あとは共聴組合に加入していらっしゃる個々の負担金もあるということで、その話し合いがされておったということでございます。

今回、志布志市の方で、地域情報通信基盤整備推進事業ということで市内全域に光ファイバーケーブルを敷設して難視対策を行うということになりまして、現在その難視地区の方々につきましては、組合の方で今後引き続き共聴組合を残してデジタル化の改修をされるのか、もしくはケーブルテレビの方に移行して地デジの対策を行うのかということになるかと思えます。

現在、そのための説明会を開催をしたところございまして、現在市内にあります六つの難視地区につきましては、一つは既にデジタル改修が終わっているということでございまして、この分については特段問題はないところでございますが、残りの五つのNHKの共聴組合につきましては、今朝方NHKから連絡がありまして、現在の共聴組合を解散しまして、ケーブルテレビに移行したいという連絡があったというふうにお聞きしているところでございます。

**3番（西江園 明君）** じゃあ確認しますけど、その5か所解散をした場合に、その世帯の人たちは、前回資料をもらいましたけども、月額840円を払えば解決するということですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** そのようになります。

**3番（西江園 明君）** 我々、9月にですね、県内の議会だよりの研修がありまして、広報委員会ですね。県内のその時に九つの自治体の議会だよりが紹介されましたが、このうち2件の議会だよりにですね、地デジ対策として共同アンテナを建設したと紹介がありました。市の広報であればそれ以上あったかもしれんけど、議会だよりに載ったのが、たった九つのうち2件ありました。これが私は行政の姿だと思うんですよ。アンテナ1本建てれば何百世帯、何千世帯でも解決するんですよ。ところが志布志市は、台風等で電線が切断されればテレビは見れません。さらにテレビを観るため月額840円支払わなくてはなりません。一生ですよ、これは。年金暮らしの高齢者が一生支払わなくてはならない制度を導入してるんですが、市長はこれが市民のための最善の策だとお考えですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、難視対策で、ケーブルテレビに移行していただきたいというようなことで考えているところでございますが、この共同受信の方々につきましては、それぞれ自前でケーブルを維持していただいているということで、かなりその維持について苦労があるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。ということで、今回それぞれの組合でその移行については、このNHKの助成金を利用した形で移行していただくのかどうかについて協議をお願いしているところでございますが、そのような形に組合自体で話がされるんじゃないかなというふうに思っています。

また、この840円ということにつきましては、今お話がありましたように一生というようなことに

なるかというふうに思いますので、そのことにつきましては今後関係課とも協議しながら、何らかの対応が必要ということは考えますので、協議をまとめた上でまた御相談を申し上げたいというふうには考えているところでございます。

**3番（西江園 明君）** 一生支払わなくてはならない、年金暮らしの人が一生支払わなくてはならない制度を導入して、そして今後協議して、そのことについても、接続したBTVには支払わないで市がその人たちには例えば補助制度をとったとしても、払わんないかんわけですからね、加入料をですね。市民が無料の共同アンテナと有料のケーブルテレビとどっちを希望するか、ぜひ聞いていただきたいと思います。

先日も私の家の前で、ちょうど電話線の工事を行っていました。そこで作業員の人と雑談をしていたらですね、その人いわく、最近月に三、四件インターネットを接続していた家の撤去工事がある、逆に接続する人もいるが、撤去が多いのにびっくりしている、やっぱり毎月の月々の支払いがふてじ、それが撤去の理由みたいだなというふうに話をされていました。これが今の世間、現場、いつも言っています現場の状況なんです。一方、市民に負担を求めるような事業を導入して推進するのか、全く私は理解できません。

市がケーブルテレビを含め、この事業にいかにか不安を持っているかと思わせるのが、端末機の申込書というふうに私は感じました。ほとんどが印刷してあり、印鑑と電話番号を記入するだけでした。ここまでしないと市民が面倒くさかって記入しないから、加入率を上げるための手段だったのかなと、自信がなかったのかなというふうに私はこの用紙を見た時思いました。

先週、もう先々週になりますかね、議会だよりが発行されたこともありまして、私は3人の人から電話をいただきました。このうち1件はですね、今私が述べましたこの申込書のことでした。用紙を見ると、個人情報のことでした。この用紙は目的以外には使用しないことはちゃんと記述してありますが、個人情報に記載された用紙が回覧で回っており、見ようと思えばほかの人のも見れる状況である、さらに紛失することもあるという配布の仕方による疑問の電話でした。私もこの用紙を最初見た時、裏表反対じゃないかなあちは思ったんですよ。遵守事項がめったに見えない裏側に書いてあり、表にスペースがないのかと思えば、下半分に「さらに特典!!BTVからのお知らせ」と、民間のコマーシャルと加入申し込みが入っているじゃないですか。何ですか、この様式は。市長はこの申込用紙を見た時、何も疑問を感じませんでしたか。お尋ねします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま配布の関係で、個人情報が漏れるというような形で配布または申し込み受け付けがされているということにつきましては、配慮が足りなかったというふうに考えます。様式自体につきましては、担当の方で詳細に案を練った形で検討して作成したものというふうに認識しております。

**3番（西江園 明君）** この申込用紙を見たってですね、志布志市はBTVの下請けかと思われるでも仕方ないでしょう、表にそんなことを書いて。

そして、もう1件はですね、多分その自治会はまだ説明会が終わり、回収も終わったんでし

よう。そうしたら、申込書を提出されていない人、すなわち申し込まなかった高齢者の家を職員が訪問し、ケーブルテレビの勧誘をしつこくされたらしく、その人は高齢者ですから、市役所が言うことだからそのとおりせんないかんとやろかいとって、私へ電話をくださった人の所に相談に見えたらしく、そのこともすごくその人も怒ってですね、ぜひ言ってくれとの電話でした。これを聞いて私もがく然としまして、そんなことはないでしょうと私もその人には言いました。その人は市役所がこんなことをしていいのかと考え、抗議文か、その人は陳情書という表現ですけど、受け取って、抗議文のことかなというふうに、そこまで準備したらしいのですが、とにかく電話をしましたということです。市長は、これらの市民への勧誘の仕方についてはどう思いますか。

**市長（本田修一君）** 今お話がありましたような、職員がBTV加入についてしつこく勧めたということについての事案があったということについては、私自身は、報告してない、またその方から抗議があったということについても把握してなかった内容でございますが、そのようなことはあってはならないことだというふうに思います。

ただ、今回の事業につきましては、このような行政告知端末機の設置と同時に、別途こういうサービス事業がありますよというような程度の紹介はするということにしているところでございます。

**3番（西江園 明君）** ぜひその程度ですね、職員にその辺のところは周知していただきたいと思います。

それとですよ、ちょっと通告からそれてしまいまして、もし答弁がなければそれで結構です。

市民が平等に情報を得ることを目標にこの事業は当然進められると思いますが、前回は議論になりました8万8,000円のことですよ。来年から負担が生じますよと、いきなり高圧的な、これが役所が出す文書かと思うようなこともあります。このことだって我々議会には事前に説明もありませんでした。これだって、後出しじゃんけんではないかなと私は思いました。あまりにも後出しが多い。

もう一つお聞きしますが、例えば有明町付近なんか飛び地みたいな、隣が大崎に接した所もありますけれども、ここの市民の人から、もちろん志布志市に住所があって、市民税も納めているんだけれども、大崎と接してというか、そこまでの回線なのか。私も専門的なことはちょっと分かりませんが、このサービスが受けられないというふうに言われたらしくて、同じ市民でありながらというふうに憤慨していらっしやいましたけれども、そういう実態というのが境では起こり得るんですか。

**市長（本田修一君）** 本市に大崎町の方に飛び地があるということございまして、この事業についても、その飛び地の方々についても等しくサービスができるというような形で事業展開しております。

**3番（西江園 明君）** なければ安心です。でも、その人はそういうふうに受けられないというふうなことを言われたもんですから、私に疑問を感じて言われたんですけれども、じゃあその

ことは伝えたいと思います。

先ほども言いましたように、強要することのないようにお願いします。

次に、有明開発農協のことについてお尋ねします。

以前も、問題が解決していないことを理由に私は提案された時も反対討論を行いました。この件は有明地区の議員も理事で入っておったりする関係か、なかなか質問しづらいところもあると思います。

私も、先の9月議会で同僚議員が開発農協との協議はどうなっているのかとただしたところ、昨年からの協議している、そして7月2日に三者協議を行ったと市長は答弁がありました。これを聞いて私、いいかげんな答弁だなと思ったんですよ。7月2日の三者会議が本格的なスタートでしょう。昨年からの協議をしていて7月の三者会議で結論が出たのであれば市長の答弁は理解できるんですけど、その後も協議は一向にされた様子もなく、11月になってから慌てて協議がなされているようで、それでもまだ結論までは至っていないようですが、当たり前ですよ、問題が大きすぎるんです。どうしてこんな大きな問題を事業を始める前に問題提起されなかったのか、不思議でたまりません。この開発農協の問題は、志布志市がまいた種が原因であることは、市長も理解していますね。まずお尋ねします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この有明地区の開発農協の情報伝達手段につきましては、昭和33年7月に当時の西志布志農協が事業を開始しました。その後、有明町役場、有明町有線放送協会、有明町放送農業協同組合を経まして、昭和42年2月から現在の有明町開発農業協同組合が運営しているということでございます。

当初から行政が運営に深く関わってきまして、市の地域情報通信基盤整備事業を導入することで開発農協そのものの存続に影響があるということで、昨年8月に開発農協に対しまして、事業導入の説明を行うとともに事業への協力をお願いをしてきたところでございます。

事業の具体化に合わせて随時開発農協にも状況説明に努めてきたところでありまして、開発農協だけでなく、特別出資者でもあるJAあおぞら農協にも随時必要な情報提供に努めてきたところでございます。

そうした中で、開発農協におきましても、市の事業がスタートした後の開発農協の存続をどうするか検討が重ねられているところであります。総会で機関決定をしているわけではございませんが、事業内容が市の事業と重複することや、放送設備の耐用年数が過ぎており、設備更新や改修に多額の費用を要することから、この機会に開発農協の実施しているサービスを市の事業へ引き継いでいただきたいというような意向もお聞きしたところでございます。

これまで開発農協からは、有線放送電柱の処分、組合の解散時期、組合解散に伴うJAあおぞら特別出資金及び開発農協組合員の出資金の取扱方法、清算経費等の財政支援についての相談も受けているところであります。開発農協としましても、事業年度が終了する5月末の解散を目安に、欠損金をできるだけ出さないようにするための調整を行っていると同っております。

現在、開発農協とこれらのことにつきまして協議を進めているところであり、今後も引き続き開発農協と協議を行いながら地域情報通信基盤整備事業を進めてまいりたいと考えております。

**3番（西江園 明君）** 市から開発農協にお願いしなければならない立場というのは分かりますね、市がまいた種ですから。でも聞くところによると、市役所が高圧的で相談にもならんと。逆ですよ。まさか市がしてやるんだというふうな考えではないですね。この事業が供用開始をすれば、開発農協は当然今言われたように、解散しなければなりません。

私も開発農協まで行っているいろいろ聞いてまいりました。そこでお尋ねしますが、解散するとなるとJAや会員の出資金の返還に相当の現金が必要になると思いますが、今市長の財政支援という表現が一部ありましたけど、どのくらい足りないという見込みなんですか、今のところ。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

概算いたしまして、開発農協の電柱が6,500本、電話ケーブル線が143.8kmほど、放送ケーブル線が86kmほど、引き込みまで含めた総延長197kmという量になります。これらの撤去費用に4,267万8,000円、清算事務経費が811万6,000円、合計5,079万4,000円が見込まれております。そのほかにも今ありましたように、出資金が3,067万6,000円ございますので、このことにつきましてJAあおぞら分、また開発農協組合員の出資分について協議をしているところでございます。これらに退職引当金の積み上げを行いますと、6,886万5,000円程度の欠損が見込まれるということでございます。これらも含めまして協議をしているところでございます。

**議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時02分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**3番（西江園 明君）** 今、午前中の答弁で市長が、開発農協の不足額が6,900万ぐらいになるというような答弁でしたけれども、これをどうするのかということで、JAの出資金の減額なども考えているようですが、JAだって組合員が納得するのでしょうかね。これを一般会計で補填するつもりなのか、経営が途中で厳しくてですね、途中で補助的なのということだったら理解をすることもあるかもしれませんが、今この運営は事足りているのに、廃止することに松山町や志布志町の市民はどう思うでしょう。

ところで、この今約6,900万円弱でしたですけども、その不足額はどのようにするつもりですか。

**市長（本田修一君）** 先ほどもお答えいたしましたとおり、この件につきましては、ただいま開発農協、そしてまたJAあおぞらとも協議を進めているところでございます。その特に出資金の取り扱い等につきまして、どのような形で解決すればいいかということについて協議を重ねているところでございます。協議が整い次第、また議会にも相談したいということに考えております。



**3番（西江園 明君）** 時間がないからちょっとはっきり答弁してもらわんなですよ。というのは、議会に相談するという事は、市からの負担もあるというふうに理解していいんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

午前中もお答えしましたように、この開発農協の今後の事業展開につきましては、市が情報通信基盤整備事業をするということで大きな影響があるということが前提となっておりますので、十分そのことを理解しながら、そしてまたそのことをお互いに協議しながら、議会に対しましてその協議の内容について御相談したいということを考えているところでございます。

**3番（西江園 明君）** 当初我々が説明を受けた時はですね、一般財源は、先ほども言いました、限りなくゼロでした。ところが、まだ本格的に供用開始もされないうちから当初の説明とは違った支出が出てくるようです。あえて先般も聞かなかったんですけど、9月の議会で、この事業による、電柱に新しく配線をしなければならないので、その占有料が3月分までの分として、確か1,000数百万かかるということで提案されました。さらにこれに加えて開発農協の解散に伴う負担が出てくるとなると、私たちに当初説明してきた事業費の内訳はうそだったのかと思います。今私が言いました電柱の占有料だって、開発農協の解散の問題であっても、今の事業が3月で完了したときの計算ですか。終わらなかつたら、例えば電柱の占有料なんかもまた出てくるということですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来申しております解散に係る費用につきましては、情報通信基盤整備事業が完了するしないというのとは別個でございまして、開発農協が解散するとなれば6,886万5,000円ほどの欠損が見込まれるということでございます。

[西江園明君「情報管理課長、いいですか、今の答弁で、電柱の占有料を私は聞いているんですけど」と呼ぶ]

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 電柱添架料につきましては、今回N T Tと九電に電柱の添架を申請をしましたが、申請してお金を振り込んだ段階で許可になるというようなことでお聞きしているところでございます。

現段階では3月までに工期を終わらせるということで進んでいるところでございます。

[西江園明君「議長、ちょっと、時間に加算される。終わらなかつたら出てくるんですかということ聞いてるんですよ、3月で」と呼ぶ]

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 終わらないということにつきましては、今回、工事中の添架料ということでございまして、その後、運営事業者を引き継いでやってもらいますので、そうなりますと運営事業者の方が、I R U契約に基づいて運営事業者が負担をしていただくということになっております。

**3番（西江園 明君）** 3月で終わらんののに、もう4月から運営事業者がするんですか。そういう答弁ですよ。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 運営するまでについては、市の方で電柱添架料は負担するとい

うことになります。

**3番（西江園 明君）** それを聞いている。じゃあ今の、9月議会でしたのは3月分までですよ。終わらなかった場合は、その後また3月か何かの議会に提案されるということですか、その添架料は。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 現段階では3月までということをお願いをしているところでございます。仮に4月までになるということであれば、予算の年度等も変わりますので、その段階でそういう状況になった場合には、またお願いをすることになるというふうに考えております。

**3番（西江園 明君）** 限りなくゼロだったのが次から次、追加が出てくる。今市長の答弁だって、開発農協が解散すれば、でもこれが4月以降、5月になったら当然事務費はまた加算されるわけですからね。それはまた上積みされるわけでしょう。そこを聞いてるんですよ。だから、いかに急いでこの事業を進めたか、進めるざる得なかった理由があるのかというふうに思っています。ここに座っている課長さん方もいろいろ自分の所管の中で事業を展開されると思いますけど、そういう場合は事前に調査をして、問題解決をしてから事業に着手して始めると思うんですよ。用地交渉が済まないうちに着工しているようなもんじゃないですか。私はこの事業はそう思いました。

この件についてはね、今後も市民に広く広報してまいりたいと思います。

次にですね、行政組織のことについて、在り方について通告しておりましたのでお尋ねしますが、今議会にも組織再編の議案が提案されていますが、まず冒頭にお尋ねします。私が志布志町出身だから志布志支所のことを言うのではないんですが、よくぞこんな発想が出てくると私は感心しました。

先週の金曜日、ほんの二、三日前です。志布志支所の市民課にちょっと用事がありましたので行きました。窓口の職員が一人休んでいたらしく、ばたばたしていました。私の前が転入の届けらしくて時間がかかっていましたので、順番が来るまで椅子に座って、ああこれがうわさの窓口かと観察をしながら待っていました。そして、順番が来たので申請用紙を提出し、職員がパソコンで打ち込んだらパソコンにエラーが出ました。そしてストップしてしまいました。私の隣で申請した、同じように、私のかなり前から申請をしていました乳飲み子を抱っこしたお母さんのパソコンも、窓口のパソコンですよ、同時に故障したようで、窓口を担当していた課長補佐は本当平謝りでした。待っていても直りそうじゃなかったんで、ほかの用事を私は外に出て2件済ませて再度行きましたら、ようやく直っていたようで、多分私の前の乳飲み子を抱っこしていたお母さんは、転入届のようですから、市民課が終わってから福祉課とか水道課を回っていましたから、多分1時間以上はかかったと思います。これが現場なんですよ、市長。志布志市に引っ越して来て最初に行った市役所の印象をどのようにこの人は思ったでしょう。もし急いで気の短いお客さんだったら、それこそ課長を出せち、多分どなられていたかもしれません。この今パソコンがこういう故障をしたような窓口の状況、担当課長は把握していますか。

**市民環境課長（竹之内宏史君）** 先日の金曜日ですが、来庁者を待たせるようなことがあった

ということで、志布志支所の方からの連絡はいただいております。大変御迷惑をお掛けしましたところでございます。住基関係のことにつきましては、すぐ電算係と連携をしまして対処いたしたところでございます。このようなことがないように常日頃から、不測の事態にならないように、職員には即対応できるように日頃から指導はしておりますが、連携が大事だと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

**3番（西江園 明君）** 窓口のパソコンというのは、こういうふうにしょっちゅう、頻繁に故障するんですか。

**市民環境課長（竹之内宏史君）** 頻繁にはではないんですが、年に何回か不測の事態が出ることはありますが、その度にですね、連携をやっておりまして、たまたま来られた時にそういうことになったんだろうということで、また志布志支所の方ともですね、そういう時にすぐ対応するようにということで連携をしたところでございます。また、電算の方ともですね、そういう関係は十分に言ってございますので、すぐ対応ができるようにということでやっております。

**3番（西江園 明君）** 情報どころじゃない、情報基盤整備事業は、そっちが先のような気がしますけどね。

市民が一番身近な、そして市役所の顔である窓口をいとも簡単に再編できるなど、私は不思議で、今回の提案を見て感じたところです。

そこで伺いますが、普通このような組織を再編する場合、当然担当課がいろいろ議論をするための資料、課長会等でですね、報告する前にたたき台とか素案を作ると思いますが、この素案を作ったのはどこですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

このように今、23年4月に向けまして組織の再編を進めているところでございますが、このことにつきましては、行政改革推進室の方で中心に進めているところでございます。

**3番（西江園 明君）** はい、分かりました。

失礼な言い方かも知れませんが、その担当した職員というのは、最近窓口業務の経験のある人ですかね、ちょっとそこを教えてください。

**総務課長（中崎秀博君）** 現在、総務課にある行革推進室の方で担当しておりますが、その中で担当につきましては、窓口の経験はないというふうに考えているところでございます。

[ 何事が言う者あり ]

**3番（西江園 明君）** 担当は経験がないということですが、意地悪な質問を本当職員のことをして申し訳ないというふうには思いますけども、今回のこの案というのがですね、窓口業務を理解しての発想とはとても考えられないから、私はあえて個人的なことをちょっと聞きました。

私も職員上がりですから、組織のことはある程度は分かっているつもりですが、市長にちょっと伺いますけど、志布志支所に包括支援センターがありますが、ここはどこかの所管ですか。

**市長（本田修一君）** 福祉課の所管になっております。

すみません、保健課の所管であります。ごめんなさい。

**3番（西江園 明君）** そのくらいのこっですがね、ほら。保健課の所管ですよ。でも支所には保健課がないから、福祉課が一時的には対応せざるを得ないんです。所管外まで担当せざるを得ない現場を更に統合するという発想がどこから出てくるのか、全く理解できません。

合併に伴い人事異動で志布志支所に来た職員が、志布志という所は怖い所と言っていました。忙しい上に課長を出せというお客さんはいるし、びっくりしたと言っていました。

昨年でしたかね、同僚議員が広報に載った税務課の職員の対応の苦情のことを質疑されていました。税務課の職員は昼食もとらず、とらずじゃなくてとれないんですよ。

私は以前、法人市民税のことを質疑いたしました。6割以上が志布志町というふうに答弁でありました。その支所に税務課がなくなるんですよ。6割の人の確率ということは、それだけの苦情ということもあり得るわけですよ。そこに税務課がなくなる。今でさえ課長が現場などへ出て行って苦情が来たり、急ぐ結論が出せなかったりしているのに、統合するなんて市民へのサービス低下の何ものでもないと思います。

市長は、課長を出せというような苦情が来ているということは御存じですか。件数までは聞きませんが。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお尋ねになりました件につきましては、私自身も支所に何回も赴きまして、そのような件があるということについては、課長から報告を受けております。

**3番（西江園 明君）** 窓口に、例えば市民課ですね、窓口に来た人というのは、市長は数を理解した上の提案ですかね、今回のこの提案は。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

件数につきましては、年度年度把握しております。そして、その窓口の処理の件数等につきましても十分勘案しながら、今回の提案をするところでございます。

今回、市民課、税務課につきましては、地域振興課と一緒に統合するというような方向ですとございしますが、窓口等につきましては現体制と変わらない形で対応するというふうに考えております。

**3番（西江園 明君）** 私は、志布志支所には課長を出せというような、上の結論を仰ぐようなことが多いから、統合してもとてもじゃないけどできないですよということを言っているんですよ。

窓口来庁者数は昨年までは、昨年の実績です。約4万4,000人、本庁が1万6,500、松山が5,800、志布志支所が約2万1,300です。半分近くは志布志なんですよ。これは決算資料でもらっていますからね。そして税務課でも、確定申告、市県民税の申告義務者数を合わせると、全体の50数パーセントです。これが現場なんですよ。

市長はこれらの状況を、今私が言いましたけど、理解して今回のような案を作られたと。事務量うんぬんと言いましたけど、事務量は、郵便で来るから当たり前ですよ、本所に来るのは、そ

こだけ職員を配置しているわけだから。このような数字を理解した上の案というふうに理解していいんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この窓口の来庁者の件数について、対応がスムーズにいつているのかどうかということも含めまして、支所の課長等も含め、そしてまた先ほども話がありましたように、課長の直接的な対応を求める内容等についても把握しながら今回御提案をするところでございます。

**3番（西江園 明君）** まあどういふ議論があつたか分かりませんが、今市長の答弁は、よく現場とも協議した上、議論した上というふうに受け取りました。

やっちゃみらんな分からん、後んこちゃ分からんじゃ困るんですよ、こういう組織というのは。やってみてから、やっぱり前んとおりが良かった。じゃあ、そこに座つた課長や職員はどうなりますか。それ以上に、市民はどこに行けばいいか、迷うばかりじゃないですか、これだけ組織の名前が変われば。

これはこれから委員会の方ですね、議論されるでしょうから、次に移ります。

次に、係の在り方ということで通告していましたが、市長はですよ、新規採用の職員をですよ、戦力的に見たときに、どの程度と考へていますか。例えば新規採用、新採後半年ぐらいたつた職員を戦力的に見てですね、例えば5年から10年たつた職員の戦力を1とした場合に、新採の職員はどの程度の、半年ぐらいたつた時にその新採を戦力的にどういふふうに見ていますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

新しい年度になる度に新しい職員を配置するということであるわけですが、私どもは十分その職務、務める内容については、担当する、配属される部署で、そのことについてのフォローができる態勢をとつているところでございます。そしてまた同時に、職員の質を高めるための研修を重ねているところでございます。

今お話がありましたように、5年、6年の中堅になろうとする職員とは比較にはならないと思いますが、半年ほどたつた職員はそれなりに職務ができる、能力のある職員になっているといふふうにするところでございます。

しかしながら、まだまだきめ細かなところに対応というのは難しいといふふうには十分認識しているところでございますので、それらの職員については、十分その部署部署でグループで対応できるような態勢をとつてほしいと、とるべきだといふような話もしているところでございます。

**3番（西江園 明君）** 市長の話を聞くと、もう半年たてば戦力といふか、私はとてもじゃないけど3年たつても職員といふのはですね、1.0には私は厳しいと思います。良くて半年たつて、じゃあ0.5ぐらゐの戦力になればもう甲の上じゃないかなと私は思ふんですよ。

教育委員会に係長を入れて三人の体制の係がありました。過去形ですよ。係長とベテランの職員と新採の職員の三人体制でした。数字で言いますと、係長を1として計算しますと、昨年までは係長と職員が2人おつたから、3ですよ。3といふ戦力があつた。今年は新採がそこに配属されましたので、4月当初は言ふなら3あつたところが、今年は2.0でスタートしたと思ふんです

よ。その後、時間がたつわけですがけれども、そこのベテランの職員が突然異動になりまして、係長と新採の職員の二人体制になりました。昨年までは3あった体制の職場が、戦力的には、私は先ほど0.5と言いましたけど、0.5というふうに新採をしますと、1.5になっているんですよ。昨年は3あったんですが、9月には1.5です。結局、新採の職員は相談する人もいなく、負担が増え、結果、病気になり、長期休暇です。夢を持って職員になり、半年でその人の人生を潰しているんですよ。市長はどう思いますか、このことを。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

お尋ねの部署につきましては、私どもも状況を把握し、この部署につきまして業務に支障を来さないようにということの配慮をしてきたところでございます。しかしながら、現在お話がありますように1人の職員が体調を崩したということで、更に12月1日付けで課内の支援態勢を強化したところでございます。

失礼しました。7月1日付けで職員の異動をし、そしてまた、この職員が10月に入りまして病休をしたということでございますので、12月1日の配置をしたところでございます。

[ 西江園明君「意味が分かいけ」と呼ぶ ]

**市長（本田修一君）** 12月1日付けにつきましては、課内の配置替えをしたということでございます。

**3番（西江園 明君）** 係長が一人の体制やったわけですからね、10月からずっと、9月から。そんな組織というのは私は不思議でならないんです。

私は昨年も、教育委員会の体制のことを質問しました。教育長が一番分かっているはずなんですよ。

以前、私も現役の校長と話をした時、新採の先生の教育が大きな仕事である、それこそ必死ですというふうに校長も話をされていました。ところが志布志市は、何が何だか分からん職員を相談する人もない所にポンち配置している。

教育長、新人教育を含め、この体制をどう考えているんですか。

**教育長（坪田勝秀君）** 本議会におきましても教育委員長から委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま新採の職員の配置等について教育長はどう考えるかということでございましたが、最初からこの職員が配置されました部署が、二人体制、三人体制が二人体制になるという経過が最初から予想されたわけではございませんで、7月1日に行政改革による新しい課の設置や、それから新たな政策推進に伴う職員異動により、これまでの三人体制であった一つの係が二人体制になったということでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、これは全体の行政改革を推進する本市の宿命と言いますか、そういう進めなきゃならないということが掲げられているわけでございますので、教育委員会といたしましては係内の業務分担等の見直しや係を超えた課内の支援態勢を整えまして、市民サービスの低下を招かないように、そして、一職員に極端に負担が掛からないようにというこ

とは努めてまいりましたけれども、先ほど市長の答弁もありましたように、突然10月に入りましてから新採の職員が体調を崩すというまさしく不測の事態が発生いたしまして、そこで私どもも課内で、今度は12月1日付けで課内の異動を実施いたしまして、支援態勢を点検、強化したという経緯でございます。

幸いと言いますか、ここは生涯学習センターを抱えてもおりますし、それから各公民館主事のご理解、協力もいただきましたので、今のところは特別市民サービスに支障があるというところではございませんが、今後はまた十分職員のメンタルヘルス的な支援、それからまた相談等々の組織も十分学校同様整えまして、職員の健康維持、そしてまた、市民へのサービス向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**3番(西江園 明君)** 私は昨年でしたかね、一度に3人も教育委員会の部署で退職するのに、後はどう考えているのかという疑問をしたら、慌てて人事異動があったようですが、議員から言われて、しもた、じゃったち人事異動をするようじゃですね、突然異動になった人はどう思いますか。それこそその人たちも、やっぱり人間はプライドがあるんですよ。先ほど、12月1日に配置をしたと、課内異動をしたと。これだって私が11月に行って、これはどうしたこっかよち、いろいろ言っ、その結果のことでしょう。

例えばこういう場合、市長部局が人事を担当するでしょうから、教育委員会とどういう協議がなされてるんですか。ちょっと教えてください。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

人事の配置につきましては、市長部局、そしてまた教育委員会、あるいは農業委員会、それから議会の方もでございますが、常にその状況につきましては、それぞれの部署から報告が来るところでございます。

特に今回のように、職員におきまして体調不良というようなことが発生した折には、すぐさま連絡が入りまして、そのことに対する対応を私どもの総務を中心に協議をするところでございます。

**3番(西江園 明君)** すぐさま対応して12月1日にしたということですね。もうちょっとこういう人事というのは、それぞれもうちょっと人事担当が危機感を持って対処すべきだと思います。人の人生を台無しにするような人事配置がないことを希望し、私は終わります。

**議長(上村 環君)** 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

**12番(立山静幸君)** 通告に基づき、順次、市長、教育委員長に質問をしてまいります。

1番目の平成23年3月の九州新幹線全線開通に伴う観光振興についてであります。

1番目の県が平成22年3月に策定した大隅地域将来ビジョンの中で、観光振興を目的とした志布志市内の事業計画はどのようなものがあるかであります。11月16日、午後から、末吉の総合センターで4市の市議会議員研修会が開催されました。講師は、大隅地域振興局、田中和彦局

長であり、演題は「大隅地域の将来について」でありました。内容は、今年3月に策定された「大隅地域将来ビジョン～大地の恵みに輝く大隅の未来～」のパンフレットについて講演がされました。

このビジョンの策定の考え方として、おおむね10年後を見据えた大隅地域として挑戦すべき課題、今後継続的または新たに取り組む課題等を解決するため、地域住民、自治会、NPO、企業等の各主体に期待される役割等を盛り込み、大隅地域が目指す将来の方向性を示すものでありました。

内容は、挑戦1から挑戦8まであり、8項目の中に市役所全課が関係する今後の仕事の内容で、全課が志布志市はもとより大隅地域の将来に挑戦する内容であります。

今回は、観光振興についてのみ、大隅振興局と志布志市が会合を重ね、今後10年を見据えた事業についてどのような計画がなされているのか、市長、教育委員長にお伺いをいたします。

**市長（本田修一君）** 立山議員の御質問にお答えいたします。

大隅地域将来ビジョンは、平成19年度末に県において策定されました「かごしま将来ビジョン」を踏まえて、大隅地域の特性に応じた課題や取り組みの方向性などを明らかにするために策定されたものです。

ビジョンの策定に当たっては、平成20年6月から大隅地域振興局が主体となり取り組まれており、市町村は年に3回程度行われる行政懇話会の中で意見交換をしてきております。

平成20年11月には全体の枠組みを決定し、平成21年5月には骨子案が決定され、同年10月にビジョン案を決定し、11月のパブリックコメントを踏まえ22年3月に完成したところです。

大隅地域将来ビジョンは大きく八つの挑戦項目で整理されておりまして、観光につきましては、5番目の挑戦、「地域の恵みを生かした魅力ある観光地“大隅”づくり」の中で、課題や取り組みの方向性について明記されているところでございます。

その中でさらに四つの項目に分かれており、それぞれの項目に対する本市の事業計画及び取り組みを申し上げたいと思います。

まず1番目に「魅力ある観光地づくりと観光ルートづくり」につきましては、現在取り組んでいるものとしまして、サッカーフェスティバルを中心に支援をしているスポーツ団体誘致推進事業、観光ガイドと連携して作成した「まちあるきマップ」や「まちあるき看板」の設置、県と連携して本年度実施します宝満寺公園の歴史散策拠点整備事業があります。来年度に予定しているものとしまして、観光の全体像を示すための観光振興計画策定事業、地域ブランド化を進めるためのブランド推進事業、市内を散策していただくための拠点づくりとしてのまちあるき観光拠点施設整備・運営事業、自然と温暖な気候を生かし観光客の誘致を図る体験型観光推進事業があります。また、大隅地域振興局と連携して、来年度には観光ルート「大隅東部歴史ロード」の設定及び整備を行う予定であります。

2番目に「おもてなしの観光地づくり」につきましては、JR志布志駅に設置しました観光案内所やまちかど案内所による総合観光案内事業、昨年度取り組みました観光案内板設置事業、景



観に配慮するための事業として今年度取り組みました危険廃屋解体撤去事業及び高所伐採委託事業、例年実施しておりますイルミネーション事業、来年度取り組む予定としております歴史の街づくり事業実施計画策定事業があります。また、人材育成として、観光のガイドの方やホテルの従業員等の方々を対象とした、おもてなしセミナーを実施したいと考えております。

3番目に「豊かな大隅の食による観光振興」につきましては、現在も実施しておりますアピアの港湾通りにおける特産品販売促進事業、直売店などの食の拠点づくりとして、はも販売促進事業などがあります。また、ブランド推進事業においては、特産品の研究開発や情報発信など、さまざまな形で食による観光振興の検討を行っていきたいと考えております。

4番目に「大隅の魅力の情報発信」につきましては、今年度整備されます地域情報通信基盤整備事業を効果的に活用できるように、過疎計画において地域情報通信基盤利活用推進事業を計画しておりますので、大隅地域及び志布志市の魅力を全国に情報発信してまいりたいと考えております。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会といたしましては、大隅地域将来ビジョンの策定に伴う観光振興のみを目的といたしました事業といたしましては、独自の事業計画は今のところございません。

御案内のとおり、本市は豊かな自然に恵まれておりまして、港を中心に早くから栄え、千年の歴史に育まれた文化が花開いた歴史のまちとして内外に知られております。そしてそのことは、旧志布志町が、国・県指定の文化財件数が鹿児島市に次いで県内で2番目に多い町であったことから御理解いただけると思います。

今回作成されました大隅地域将来ビジョンは、県が今後の10年程度を見据えた展望として、大隅地域が持つそれぞれの特性を捉えて現状の把握と取り組むべき課題を整理し、その課題解決に向けた取り組みの方向性や、その取り組みを進める各主体の役割等を盛り込んで、大隅地域が目指すべき将来の方向性を示したものと理解しております。

これは同時に、郷土の発展のため、全体の奉仕者たる行政と地域住民とが同じ思いを抱いてまちづくりを進めることだと認識しております。

今回、この大隅地域将来ビジョンの中で示された歴史文化に関する提言は、従来教育委員会が社会教育関連の事業として取り組んできたものと軌を一にするものであると理解しております。

具体的に申しますと、生涯学習における歴史文化系の出前講座、学校と連携して授業を計画する郷土学習講座、地域の人材を活用した知恵袋伝承事業、各地域で開催される文化祭や芸術祭、郷土芸能に対する活動助成や民俗芸能大会の開催、歴史観光ガイドの育成事業などの諸事業がそれであります。

文化財保護行政としては、今回の将来ビジョンの文言の中で、情報の発信と共有化というテーマに関しては不足を認めないと認識しておりますので、今後より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**12番（立山静幸君）** ただいま市長からたくさんのメニューをお伺いしましたけれども、今回も一般会計で宝満寺の予算が計上されておりますが、この県営事業がどのような事業なのかですね、お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

宝満寺を整備する事業につきましては、県が九州新幹線の全線開通に向けて取り組んでいる魅力ある観光地づくり事業の一環で、今回本市の観光施設を整備したい旨、要請がありました。

県と市内の各候補地を見て回りまして、宝満寺を整備したいということでしたので、今年度の実施となったところです。散策道とベンチの設置、駐車場出入り口の工事が主な整備内容です。

**12番（立山静幸君）** 事業費はどのぐらいの事業費ですか。

**市長（本田修一君）** 事業費は、2,000万円でございます。

**12番（立山静幸君）** 教育長にお伺いしますが、先ほどは取り組みは教育委員会としてはないというようなことですが、スポーツ振興についてですね、この前の新聞で、サッカーフェスティバルですか、そのようなサッカーを取り組んだ現地調査が実施されたということを見ましたが、それ等については、この関連性はないのかですね、お伺いいたします。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 新聞の方で、県内の各スポーツ施設等を見学、また宿泊所を含めて見学をされたというふうに聞いています。教育委員会としましては、既に合宿誘致等で事業を展開されてきておりまして、サッカーフェスティバルについては、今継続して実施しているところでありまして、その分野についてはこのことも入ってくるのかなというふうには考えております。

**12番（立山静幸君）** それには教育委員会は、生涯学習課はタッチされなかったんですか。現地調査には参加されたんですか。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 担当が案内に同行をいたしました。受け入れの時に担当者が立ち会いをして、施設の説明を実施をいたしました。

**12番（立山静幸君）** 私が質問をする中で、この1～8番までの事業についてそれぞれ、先ほども申し上げましたが、各課が該当するものが多いということで、各課をちょっと訪ねてみましたが、課長すらこのパンフレットを持っていないんですね。持ってありません。総務課長にも聞きましたが、総務課長も持ってありません。

こういうような上部団体、県がですね、このような大隅地域に限って、全県とは思いますが、大隅の地域に限ってですね、細かく8項目について10年間のビジョンを立てている中で、市の課がですね、このパンフレットも持っていないし、ある課はそれぞれの会合に何回か出席してこのビジョンがなされたかもしれませんが、3番目の人と環境にやさしい美しい大隅の環づくりというところで、日本一のリサイクル地域を目指すということで、大崎町、志布志市が掲げてあって、県もこれについて、大隅地域に二つの全国の1番、2番があるというようなことを掲げてですね、これを大隅地域に広めていきたいというようなことで、これも一つには観光に大いにつながるんじゃないかと。後ほど市の単独のところで申し上げますが。

それと、農政課問題もですね、畑かんを中心としたことについていろんな事業をしていくということでもあります。観光行政につきましては、ブランド推進の育成とか、ツーリズムをやっていくんだというようなですね、細かい項目を掲げて取り組みをするんだということになっておりますが、今ブランド推進課も設置しようという計画の下ですね、担当するそういう課がですね、このようなビジョンを持っていないと。それは考えはあるかもしれませんが、課長すら持っていないで、職員はなおさら持っていないわけで、こういうのをやっぱり課全体がですね、10年後取り組む姿勢というのがやっぱりちょっと不足しているんじゃないかと、そのように感じたところであります。

昨日、市長にもお願いをしておきましたが、各課長さん方に配布をしていただきたいと。コピーでもいいですから、各課長さん方も私が質問をするのにどのようなのがあるのかなというのも聞いていただきたいというようなこともお願いをしましたが、私たちはこの講演を聴きながら、そしてまた各課の対応を見ながらですね、市の財源は限られているわけですね。やっぱり県の財源も、この事業に基づいた予算を獲得してくるのが、各課の課長さん方、あるいは副市長、市長の役目ではないかと思えます。

昨日の県議会の中でも南薩のある議員さんが、南薩のビジョンについてどのような計画をして、どのような効果があったかという質問をされております。県議会は、県がする事業ですので、それなりの答弁がされて、事業も実施をされているんですが、我が市でも宝満寺が2,000万円ほど今年の事業でされるということは、大いにいいことだと、観光についてですね、いいことだと思っております。

そのようなことで、各課長さん方が、このような県がビジョンを掲げている中で、少しでも県の予算を持ってくるという努力が必要ではないかと、こう思いますが、市長はどのようにお考えですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

このビジョンづくりにつきましては、先ほども申しましたように、地域振興局主催によります会議等で本市の状況等もお話しながらまとめをしていただいたところでございます。

ということで、私どもにもこのビジョンというものは限定された形で配布されたということで、今回、このことにつきまして改めて市の職員につきましては、県のホームページに掲載してあるということで、閲覧をするように指示がしてあるところでございます。

大隅地域振興局は、将来ビジョンに基づきまして、さまざまな事業を展開するという事になるかと思えますので、このビジョンに基づいた形の本市の事業も提案するようにしてまいりたいと考えます。

**12番（立山静幸君）** 生涯学習課長にちょっと、再度お伺いしますが、先ほどの新聞報道のサッカー、スポーツの招致なので県が大隅半島では志布志を中心にですね、現地を調査をされたという新聞報道です。それには各大学とかですね、いろんな団体の方が同行されておるんですね、県外の。そういう時に教育長なり、担当者でなくですね、教育長、市長がですね、接待をすべき

ですよね。もてなしをですね。そういうのはなぜされなかったのかですね。

今では観光客は、このフェスティバルが一番の年間の観光誘致の基本になっているんじゃないかと、こう思うんですけども、その記事の中に、さんふらわあ、船の利用が高校生とか大学生は多いんじゃないかと。プロ野球も誘致したいと、プロ野球の方々は新幹線を利用するんじゃないかというようなことも記事が載ってありました。

そういうことで、そういういろんな志布志市に100万人を呼び込もうという大きな計画があるわけですので、そうしたのがある場合はですね、やっぱりおもてなしの心でですね、接待をして、できるだけ志布志にそういうスポーツ選手なり、あるいは観光客が来るようなですね、施策が必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** これにつきましては、県の観光課の方で11月の13、14日に県内各地のスポーツ施設を回っていると思います。5大学14団体が参加されてのことでございましたので、恐らく県内各地を2日間で回するには時間的な余裕がないということもあって、各施設に直接行かれて説明を学生の方々にし、どういう競技が各地のそれぞれのスポーツ施設に向いているかということの紹介ということにとどまったのではないかと考えておりました。

招待して接待という部分があるべきではないかという御指摘もあるんですが、そういう時間が取れるのであれば、我々も出向いて説明をもっと時間をかけてやれるのかなと。ただ今回の場合は、そういう時間がなかったというふうに理解しているところであります。

**12番（立山静幸君）** 企画政策課なり港湾商工課なりですね、いろんな市長の答弁では、実施がされようと計画されておりますが、その中でどうしてもこれだけは県の事業で早く実施をして、新幹線の開業に伴う効果をですね、上げたいという、計画を前倒しするようなですね、事業はないのかお伺いいたします。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** ただいま議員の方からございました、新幹線開業に備えまして、現在県の大隅地域振興局を中心に、いかにして大隅半島の方へ観光客を呼び込んでくるかということを通じ広域的な形で、観光メニュー化や事業化について私ども市も県と一緒にしながら、いろいろ取り組んでいるところでございます。

その中で、今まで質問がございましたそういう合宿等の誘致等についてもいろいろお話がございますので、先ほど生涯学習課の方から答弁がありましたけれども、私ども港湾商工課の方も一緒に入りながら、施設、あるいは宿泊施設、そういったもの等についてもですね、説明をできる範囲で現在までしているところでございます。今後はまた更にですね、そういった機会がありましたら、答弁がありましたような形で力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、今ございました、県費を使った形でのどうしてもこれだけとはというようなことにつきまして、現在、来年度予算で私どもはお願いする予定でございますが、新たに志布志市の観光振興計画なるものをいろいろ皆さんに御協議いただいて、その中で計画的にいろんな観光施設等の整備等を進めていきたいというふうに考えております。

その前に、今、私どもが昨年皆様方に相談しまして、志布志駅の一部をJRから借り受けをし

まして総合観光案内所をですね、設置をしまして、観光客の利便性を図っているところでございますが、皆様御存じのように志布志駅の実情としまして、トイレがいまだに、いまだにというか当初から男女共同でございまして、大変観光客の方に不便を掛けているところでございます。議員の方からも指摘もございまして、私どもも早くからどうにかしたいということでJRと協議をしているところでございますが、今協議を進める中で何とかですね、あそこのトイレにつきまして、男女共同、そして身体障がい者、そういった方にも使えるような形での改修をですね、来年度予定をしているところでございます。それにつきましては、志布志駅はJRの終着駅であって、また発着駅でもございますので、広域的な形で大隅半島の観光商品の目玉になり得るという形で県の方に働き掛けをしまして、そういう今申し上げましたトイレ改修等に伴う経費、そういったもろもろについてぜひ県のこういった今回の宝満寺に係りますような形でのですね、そういった形での事業費のお手伝いをいただきたいということで、現在申し込みをしているところでございます。

併せて、トイレ改修と同時に、志布志駅は案内所はございますけれども、JRのお客さん、あるいは観光客のための待合所というような形でのですね、スペースが不足しておりますので、そういったものの改修も含めて、トイレと併せて県と一緒にやっていきたいということで、お願いをしているところでございます。

**12番（立山静幸君）** 来年は県議選もあることだしですね、やっぱりこのような県営の事業についてはですね、県議さんを通じていろんなやっぱり情報を得ながらこの県営事業に取り組んでいくのが市長の役目でもあるし、また補佐役の課長さん方でもあるわけです。

今、JRの駅だけをちょっとありましたが、さんふらわあ待合所とかその周辺については、何も計画はないのかですね、お伺いをいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

さんふらわあのターミナルにつきましては、新若浜港が開港したことに伴いまして、駅の機能を見つめ直すという中で、さんふらわあのターミナルの整備ということも一部要望があったところでございました。しかしながら、その中身を精査する中で、現在のターミナルを更に活用するという方向になりまして、現在のターミナルにつきましても別途県の方で周辺地に花の植栽等をしていただいている状況でございます。今後更にあのターミナルにつきましては、周辺の緑地等の整備等も含めて県に要望してまいりたいと思います。

**12番（立山静幸君）** 県もせっかくこのようにですね、各地域ごとに将来のビジョンを掲げた計画がなされておりますので、どんな小さな事業でもですね、我が志布志市にですね、予算を持ってくるような努力をしていただきたいと思います。次に移ります。

次に、九州新幹線全線開通に伴う今後の観光振興として、志布志市単独事業として、平成22年度、23年度においてどのような事業を想定しているのかであります。新幹線が平成23年3月12日から開業をするわけですが、それに伴い数年前から観光振興について、大阪・福岡・熊本・鹿児島を中心に、また県内の各市町村を含めて新幹線の効果を想定した観光客誘致に向けた対策な

り、準備なりが進められてきたところであります。我が志布志市でも過疎地域自立促進計画や、先ほど申しました県の大隅地域将来ビジョン等に基づき、九州新幹線の波及効果を想定したソフトなり、ハード面の事業が計画されております。

その中で、過疎振興計画を見ますと、項目だけいろんなことが載っておりますが、今年、来年度ですね、事業についてどのような事業が取り組みをされるのか、市長、教育委員長にお伺いをいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

九州新幹線全線開業に伴う最大の効果は、関西地区、中・四国地区、北部九州地区の皆さんが全線開業を伝えるさまざまなイベント等を通じて、改めて本県観光に興味を抱いていただけることではないかと考えております。

このため、本市を含めた大隅地域の魅力をいかにPRし、この大隅半島に誘客できるかがポイントになってくると思われます。

観光は、滞在型観光と日帰り型観光に大きく分けられます。

滞在型観光としましては、近年本市としましては、スポーツ合宿の誘致に力を入れております。

平成22年度の事業としましては、鹿児島県が開催した福岡及び関西地区での学生を対象にした合宿誘致セミナーへ参加し、本市のスポーツ施設の概要や充実した宿泊施設を紹介し、関西地区はもとより、北部九州からの新たな誘客に努めているところであります。

さらに、23年度より滞在型観光を推進するための推進員を配置し、スポーツ合宿はもとより、修学旅行を含めた誘致活動に取り組んでまいりたいと考えます。

特に、関西地区からの誘客につきましては、フェリーさんふらわあの片道利用を推進する必要もあると考えております。このため関西地区の旅行代理店やフェリーさんふらわあと一体となって、観光商品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

日帰り型の観光としましては、現在商工会を中心に取り組んでいただいております、ちりめんを使用した「背白ちりめん三味井」を開発され、各商店街で開催されておりますS-1グランプリに参加し、高い評価をいただいているところであります。このように、商工会や観光特産品協会による本市特産品を活用した新たなグルメ開発を支援するとともに、大慈寺や宝満寺といった歴史的建造物を巡回するまち歩きや観光農園、工場見学とセットにした商品を観光情報誌といった媒体を活用しながら、誘客を図ってまいりたいと考えております。

併せて、来て良かった、また行ってみたい、住んでみたいと言ってもらえるよう、志あふれる市民の力で、おもてなしの心あふれる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会では、九州新幹線の全線開通に伴う観光振興策として独自に計画、実施した事業はございませんけれども、現在教育委員会で推進しております諸事業の中で観光振興に寄与すると考えられる事業といたしましては、先ほどから出ておりますサッカーフェスティバルでありますとか、あるいはポートマラソン等のスポーツ事業のほかに、史跡、名勝、天然記念物などの文化

財の整備・活用に関連した事業がございます。

これらの事業の中で平成22年度に実施しました文化財関連の事業としましては、志布志城史跡公園保存整備事業として山城の発掘調査と公有化、それから志布志麓庭園保存管理計画策定事業などを実施しております。また、来年23年度の事業計画といたしましては、新たに志布志麓、阿多氏庭園の国登録申請や、津口番所跡の遺構確認調査及び文化財マップの発行などの事業等を計画しているところでございます。

以上でございます。

**12番（立山静幸君）** 市長からの答弁の中で、修学旅行者に対する対策もするというところでございますが、新聞紙上を見ますと、出水市、垂水市、垂水は魚ですね、ブリですか、ああいう修学旅行の体験学習で修学旅行者が来ているようですが、その前の準備、いろいろあるわけですよね。農家の宿泊先とかいろんなので、去年からそのような協議会も設立されているんな計画が着実に進んでいると思うんですが、その農家民泊等との関連で、今どれくらい推進協議会の中で進められているのかですね、お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、サッカーフェスティバル等を中心としましたスポーツ団体の誘致につきましては特に力を入れているということで、誘致のための団体を結成し、その方々を中心に関西地区を中心に大学等の訪問をしていただいているところでございます。その方々は当然スポーツ団体ということになるわけでございますが、そのほかにも本市におきましてはさまざまな自然に産するものがあるということでございますので、以前からお話がありますようにグリーンツーリズム、またエコツーリズム、そしてまたブルーツーリズムというものを今後この団体を中心に、そしてまたさんふらわあの会社とも一緒になりながら、観光会社とともに新たな企画を研究しているところでございます。

**12番（立山静幸君）** 過疎地域の計画の中でグルメ通りの開設というのが掲げてありますが、これの進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私としましては、本市にたくさんの観光客が来ていただける町にしていきたいと、そしてまた来ていただいた方々に本市のうまいものを食していただきたいということで、うまいものコンテストを開催したり、そしてまた、グルメ通りを紹介したりして、そのような要望にお応えしていきながら観光振興を果たしていこうというふうに考えているところでございます。

そのようなことで、来年度に向けまして、このことにつきましては、予算化をしていきたいというふうに考えているところでございます。現在の段階では、先ほども申しましたように商工会の方で、独自の事業でS - 1グランプリに挑戦するという形で「背白ちりめん三昧丼」を開発されております。

そしてまた、先日の新聞でも紹介されましたように、商店街の飲食店の方々がメガ盛りというようなものを組み立てて、17日からキャンペーンをされて、本市の商工振興、そしてまた飲食振

興、そしてまたグルメ振興を果たせるような取り組みをされておりますので、これらのものを十分その状況を把握しながら、来年度のうまいものコンテスト、あるいはグルメ通り開設につきまして、参考にさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

**12番（立山静幸君）** それと、さんふらわあ交流全国グラウンドゴルフ大会も計画されておるようですが、これはどのような方法で、時期等、どのような考えの下に計画されているのかですね、お伺いいたします。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** さんふらわあ交流グラウンドゴルフ大会でございますけれども、5月に実行委員会が開催されまして、日程等を決めていただき、その中で、決定してからスタートするわけですが、関西地区で約40チームぐらいを参加いただけるような形で募集を掛け、それ以外については、体協のグラウンドゴルフ協会が主管となって県内の各チームへの呼び掛けをしているところでございます。その動きの中で募集を掛け、教育委員会としても関西地区の方には、関西郷土会の方へ参加のお願いにまわっているところであります。

**市長（本田修一君）** さんふらわあ交流グラウンドゴルフ全国大会につきましては、平成18年10月にさんふらわあがこの地から撤退するということがありました。それで、さんふらわあを活用したさまざまな事業を組み立てていきたいという中で、グラウンドゴルフの全国大会ができないものかということで、さんふらわあ交流グラウンドゴルフの全国大会と銘打って開催しているところでございます。

今課長の方で答弁いたしましたように、本年の準備はそういったことでやっているところでございますが、全国大会というふうに銘打っておりますので、今年は200人ほどの方が関西地区から訪れました。このことを更に高めていきながら、いわゆる将来的に全国大会というふうに持っていければというふうには考えているところでございます。

**12番（立山静幸君）** しおかぜ公園がもう供用開始をされているわけですが、このこけら落としというんですかね、そのようなのに関連してですね、何か大々的なイベントは考えておられないのかですね、お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

しおかぜ公園につきましては、本年の4月以降に本市にということで移管がされてきているわけですが、現在まだ芝の養生がされているというようなことで、完全には供用できる状態ではないということでございます。一部ミニ大会的なものは開催していただいているところでございますが、本格的にこけら落としの大会ということにつきましても、現在担当の方で企画中でございますので、その企画がまとまりましたら、また皆様方にも御紹介しながら御相談申し上げたいと思います。

**12番（立山静幸君）** それは23年度中ですか。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** ただいま市長の方からも答弁がありましたとおり、現在協議中でございます。時期的なものにつきましても、今決めておりますが、23年度の夏場前に実施できればということで検討中でございます。



**12番（立山静幸君）** 分かりました。

先ほど、県が日本一のリサイクル地域を目指すということで、後でまたということを上申しましたが、今年もフィジーですかね、そこから研修に来られているわけですが、こういうリサイクル日本一、市の中で日本一ということ掲げた観光誘致ですね、その辺はどのように考えておられるのか伺いたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どものまちは平成12年以来ごみの分別収集に取り組み、そして今や今お話にありましたように、全国の市の単位で1位の分別収集、資源化率になっております。この件で作られている数字につきましては、72.8%というふうになってはいますが、私どもがいただきました一番新しい数字では、75%ほどの分別収集率になっております。大崎町は80%ほどでございますが、私どもとしては、このものこそ本市がまさしく全国に誇れる内容ではないかなというふうに思うところでございます。それは、このような分別収集がなされるためには、28品目という本当に信じられないくらいの多品目にわたる分別収集を市民の方々が一生懸命取り組んでおられる、そのような成果がこうして上がってきているということでございまして、私は、このことはまさしく志布志の市民力ではないかなというふうに思うところでございます。

それはどういうことかという、市民の方々が、町の行政に対しましてさまざまな形で協力をいただいているところでございますが、このような面倒くさいことについても特に一生懸命取り組んでいただいている市民ということは、本当にすばらしい市民力であるというふうに考えております。そしてまた、取り組む内容が環境に対する取り組みということでございますので、今、日本全国、そして世界全体が環境に対して新しい取り組みをしようとする時代の中で先進的に取り組んでいる本市であるということは、誇りになる内容でありまして、それをまた全国に発信していくことのできる内容であるというふうに思います。

私自身はいつも、このことは日本一なんですよということを市民の方々にお話申し上げております。そのことで全国的にも評価がされ、この取り組みについて、現在も全国から50を超える団体が昨年はこの取り組みについての視察に訪れていただいたところでございます。

そしてまた、JICAの方でこのことを評価していただきまして、JICAの方からフィジー国のごみの資源化に向けての取り組みということで本市の事例を紹介していただきまして、本市の方でこのことについて職員が2年続けて、派遣しまして、指導をしているところでございます。そしてまた、フィジー国の方からも本市に訪れられまして、この仕組みをぜひともフィジーの方でも市民の方々の力を借りながら達成したいというような意気込みを示していただいているところでございます。

来年度以降も国の事業を活用しまして、フィジー国とこの取り組みについては連携して取り組みをしていくということになっているところでございます。

**12番（立山静幸君）** 最後にしますが、所管事務調査で、帰りはさんふらわあを利用しました。その船内で「フロムしぶし」が流れてきました。しばらく、もう4年ばかりになるんですかね、

これができる。小学校とかいろんな、市役所内でも流れておりましたが、近ごろもう聞かなくなりましたけれども、志布志の海から広げよう、志布志の丘から伝えよう、志布志の里から届けようというすばらしい曲のメロディーが流れてきて、ああ4日ぶりに鹿児島へ戻りたいなあというような気持ちになりました。この「フロムしぶし」をですね、観光の面からもですね、また我々市民の啓発のためにもですね、やっぱり日常的に流すことはできないかですね。いろんな商店街、先ほども駅の観光案内所をされましたが、観光案内所ですね、一日中流しておるというようなことですね、必要ではないかと、こう思いましたので、最後に紹介をしてこの件については終わります。

次に、肉用牛生産と肥育経営についてであります。

先進的な肥育農家が求める子牛づくりと肥育農家の飼養技術向上について、研修会の開催は考えられないかであります。産業建設常任委員会所管事務調査が実施をされ、11月17日、兵庫県の山上畜産のブランド牛の肥育について調査を実施いたしました。

山上畜産は、現在1,700頭を肥育され、近くに500頭規模の新しい畜舎も完成をしております。大部分が雌牛で、曾於家畜市場で毎月約100頭ずつ購入をされているということでもあります。購入価格は約33万円で、約18か月肥育して、出荷時は約70万円程度であるというようなことになりました。この山上さんは、もう30年近く曾於郡の牛を購入してもうけさせてもらっているというようなことになりました。現場には山上社長さんと息子さんと兵庫県家畜商業協同組合理事の山野さんも同席をされておりました。

私たち委員は11月25日、今回の11月の競り市に息子さんと山野さんが来られるということで、25日の夜、志布志で懇親会をしたところであります。

17日の現地研修会、あるいは25日の懇親会の席の中で、肥育農家の立場から次のような要望なりお願いを話されました。

一つに、肉用牛子牛の交配についてであります。現在但馬牛系と気高系牛の系統がある中で、母牛の系統から3代までの血統を考えた交配をしなければ生産農家はお金が取れないということで、私たちは3代血統に基づいて曾於郡の良い牛を購入して、毎月100頭ずつ買って帰っているんだということです。まだまだ血統についての生産者の認識が薄いのではないかと、低いのではないかとというような指摘もありました。二つ目には、種雄牛の農家、種牛農家ですが、と人工授精士との義理人情に捉われず、あくまでも母牛に対して血統を調査して授精すべきではなからうかと。三つ目に、まだまだ脂肪の付いた子牛が多く目立つと。私たちは神戸牛に近い肉を基に肥育しているが、脂肪の付いた子牛は絶対買わないようにしているんだということで、粗飼料で育てた腹膨らみのよい子牛を求めているんだというような話でありました。

肉用牛の生産については主に以上のようなことでありましたが、肥育農家については、それぞれ肥育農家がブランド牛として出荷されているのでとやかく言うことはないけれども、やっぱり神戸牛や松阪牛に近い肥育牛を出荷するには系統はもちろんのこと、枝肉の正肉歩留まりを考慮したり、あるいはまた消費地が求める肥育牛づくりが必要ではないかというようなことを話され

ました。

山上畜産では、粗飼料はオーストラリア産のウイトという粗飼料を購入されておりました。濃厚飼料につきましては、前期・後期18か月の中で、前期・後期2種類で独自のブレンド配合をJAに依頼しているというようなことでありました。

今回の調査の中で、まだまだ子牛生産者、肥育農家とともに研修、勉強が必要ではないかと痛感したところであります。

そこで、市内の生産・肥育農家を対象に、求められる子牛づくり、求められる肥育牛づくりについてですね、購買者、生産者、肥育者、指導者を含めた研修会を、各町単位でもいいと思いますが、実施する計画はないかお伺いをいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

まず、先進的な肥育農家が求める子牛づくりの研修会の開催についてお答えいたします。

平成8年に県が実施しました県内子牛市場での肥育農家に対するアンケート調査結果によりますと、鹿児島県の子牛は導入後の発育がよい、養いやすい、枝肉が質・量ともに良いという点を持つ一方で、子牛の太りすぎ、ばらつきが大きいということが欠点として挙げられていました。それを踏まえ県は、子牛の飼料給与マニュアルを作成し、子牛の商品性向上を推進しております。市としましては、平成20年7月に市肉用牛振興協議会主催で子牛飼料給与マニュアルの研修会を実施し、平成20年12月から21年2月にかけて、各町の生産者部会で研修会を実施しております。

また、種付けに関しましても、平成21年8月に県肉用牛改良研究所の研究員を講師に「適正交配による鹿児島黒牛の商品性向上対策」と題しまして、市肉用牛振興協議会の研修会を実施しております。

今後もさらに、子牛の商品性向上についての研修会ができるよう、関係機関を交え協議を進めていきたいと思っております。

次に、肥育農家の飼養技術向上についての研修でございますが、肥育農家の飼養管理技術につきましては、それぞれの肥育農家が使っている配合飼料や粗飼料の種類によりまして給与マニュアルが異なっており、さらに農家がそれぞれ独自の飼養技術を持っておられます。そのため、ある肥育農家で非常に肥育の成績が良い配合飼料や粗飼料をそのまま同じように別な肥育農家が使っても、必ずしも良い結果が得られるとは限らない状況であります。

現在行われている研修会としましては、農協や生産者部会による枝肉共励会が開催され、それぞれの農家が出品した肥育牛の枝肉をお互いに観察することにより相互研さんを図っております。そのため市としましては、飼養技術向上を主眼に置いた研修会はこれまで実施していないところでございますが、要望があれば実施してまいりたいと考えております。

**12番（立山静幸君）** 今、研修等については、随時研修をしていると、肉用牛、肥育牛についても同様であるというような答弁であります。過疎自立促進計画の中で、日本一の和牛生産、日本一の肥育牛産地を目指し、生産履歴の明確な高品質で差別化を図られるブランドづくりに努

力していくということを掲げて市長は取り組みをされているわけであります。一挙に日本一になるわけではないです。こういう高い目標を掲げて日々努力をしていかなければならないと思っております。

そういうことで、いろんな、市は市、農協系統は農協、あるいは肥育・生産農家は肥育・生産農家で単独的な研修はされておりますけれども、やっぱり先進的な肥育農家の方々とのですね、研修会も年に何回かは必要ではないかと思うんですよね。それによって年々日本一の生産農家、肥育農家に進んでいくと思うんです。

そのようなことで、市長の日本一を目指したですね、取り組みについて再度お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この日本一というのは一朝一夕に達成できる内容ではないということですが、そのような目標を掲げて進んでいきたいと思いますというスローガンということになっております。しかしながら、そこにはきっちりとした裏付けがあつてのことであるということでもあります。

ということで、生産の部分に関して言いますと、今年アグリコミュニティ事業で牛の分べんの監視のテレビシステム、そしてまた発情の監視のテレビシステムを試験的に酪農家に導入しているところでございます。このことがしっかりとデータとして出るならば、生産農家の方々に普及していければ、まさしく生産の観点から経営的には向上していく内容になるかというふうに思います。

そしてまた、本市は志布志港という港に飼料コンビナートを抱えております。そのようなことで、この飼料コンビナートから南九州地域全域に飼料が運ばれるわけですが、その飼料の運賃についてもより近い所が安いということで、現在本市にさまざまな方が進出していきたいということで要望が寄せられております。それらのものが順次達成されれば、肥育頭数は飛躍的に高まっていくというふうに考えます。そして、その肥育として進出される方々は、当然この曾於地区の牛を求めたいというようなことが前提になっておられます。ということで、系列の農家を増やしていきながら肥育の頭数も増やしていきたいという考えも示しておられますので、そのような形で系列の肥育の農家が増えていくのではないかなと。となりますと、その肥育牧場とセットになった飼養管理がされていく、飼養マニュアルが設定されていく、飼養技術が高められていくというふうに考えるところであります。

ということで、日本一の肉牛、生産牛のまちということは、まんざら夢でもない内容になっているということでございます。

**12番（立山静幸君）** そういうことを踏まえた研修については、どのような考えかを。

**市長（本田修一君）** 研修につきましては、先ほどもお話ししましたように、肥育農家につきましては、それぞれの技術を持って肥育をされておられるようでございますので、その肥育の方々が系列農家を増やしていられることによりまして、その系列農家を中心とした研修がなされていくのではないかなというふうに思います。

また、子牛につきましては、先ほども申しましたように、子牛の給与マニュアルを実施しまして、その成果が確実に上がってきているようでございます。これらのことも更に進めていながら、このことを中心にした研修を組んでいきたいというふうに考えます。

**畜産課長（中崎章文君）** 若干補足いたします。

どのような内容の研修を考えているかというふうなことでございましたが、曾於地区の改良目標に沿ったものを基本としながら、母牛の系統を考慮した適正な交配の在り方や肥育農家が求める子牛づくりに関し、関係機関と協議しながら、県内外の関係機関や先進的な実践農場の経営者等を講師に県内外の肥育農家のニーズを反映させるような研修会、または意見交換会等の実施へ向けて取り組みをしてみたいというふうに考えております。

**12番（立山静幸君）** 実施するとなれば予算関係も出てくると思うんですが、来年度の予算に、そうたくさんは要らないと思うんですが、予算計上される考えがあるのかですね、お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は、ブランド推進というものを掲げております。そしてまた、そのことに対応して積極的にされる項目については、私自身も積極的に対応した形の予算付けをしてみたいというふうに考えております。

ただいまの件につきましても、関係農家の方々の御意見等をお伺いしながら決定してみたいと思います。

[ 立山静幸君「終わります」と呼ぶ ]

**議長（上村 環君）** 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで、3時まで休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

港湾商工課長から報告があります。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 午前中の議案第77号の平成22年度志布志市一般会計補正予算（第10号）におきまして小園議員より御質疑のございました、プレミアム商品券の購入件数と購入者の実数についてお知らせいたします。

購入件数につきましては、1,721件でございます。購入者数につきましては、3,408人となっております。

準備不足で御迷惑をお掛けしましたことをおわびいたします。

**議長（上村 環君）** 次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

**13番（小野広嗣君）** それでは、皆様、こんにちは。

早速、質問通告に従い、順次質問をしております。

はじめに、高齢者対策の観点から質問をいたします。

現在、少子高齢化や過疎地域の拡大が進む中、移動手段がない高齢者を中心とする買い物弱者が増えております。最近では中山間部だけでなく、地方都市や首都圏近郊の団地にも広がっており、経済産業省の推計によると、買い物弱者は全国で600万人程度にも上ります。全国的にインフラ整備が進み、物資も豊富な我が国において、こうした問題がなぜ生じているのか、買い物弱者の現状を検証し、解決に向けた取り組みについて、本年5月に経済産業省が「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書」として取りまとめ、公表をいたしております。報告書では、車の運転ができず、家族の支援も得られずに食品などの買い物に困る高齢者らを買物弱者と位置付けています。医療や介護のような公的制度が整備されていないことも踏まえ、社会的課題として対応することが必要であると各省庁の連携も呼び掛けました。支援策としては、宅配サービスや移動販売、交通手段の提供などを挙げ、民間で採算が取れにくい地域では、自治体の補助や公的施設の活用も提言をしております。

そこで、本市では、このような買い物弱者と言われるような生活支援が必要な方々の現状をどう把握し、対応しようと考えているのか伺いたいと思います。

次に、子育て支援の観点から、児童虐待に絞り込んで2点質問をいたします。

本年7月大阪市で起きた、3歳と1歳の児童が23歳の母親に数か月遺棄され、亡くなるという事件がありました。新聞記事にも、飢えの中ひたすら母親を求め続けたであろう子供の叫び声が今でも聞こえてくるようだとありました。最近では、虐待がエスカレートし、子供を死亡させる事例も増えており、事態は極めて深刻であります。児童虐待の相談件数は19年連続で増加しており、2009年度は4万4,210件、過去最多でありました。環境を選ぶことのできない無力な子供の心情を思うとき、早急に有効な対策を講じなければならないと強く思うものであります。

そこで、本市の児童虐待の現状把握の状況と防止対策について伺いたいと思います。

また、こんにちは赤ちゃん事業は、児童虐待にもつながりかねない母親の育児不安を解消し、孤立化を防ぐ事業でもありますが、本市における推進状況について伺いたいと思います。

次に、広報広聴の観点から質問をいたします。

市長は6月定例会における施政方針の中で、2期目の市政に臨むに当たり、初心に帰り、市民の声を謙虚に受け止め、耳を傾け、足を運び、手を差し伸べ、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のために誠心誠意、全力を傾注する覚悟であると述べられております。市長が目指される市政運営を実現していくためには、この広報広聴の役割は非常に重要であると考えます。

そこで、本市における広報広聴の本来の目的とあるべき姿について市長のお考えを伺いたいと思います。

併せて、今後の「市報しぶし」の在り方をはじめ、ホームページを活用して市をPRする戦略

的な取り組みなど、広報広聴ツールの改善、並びに今後の拡充へ向けた取り組みについて伺いたいと思います。

次に、図書館行政の観点から質問をいたします。

本年は国民読書年でもありますが、近年国民の活字離れが指摘される中、電子書籍の普及が注目をされております。電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたもので、話題のiPadやAmazon提供の電子書籍リーダーの登場を受けて、今後国民のニーズが飛躍的に高まると予想されております。

そうした中で、東京都千代田区の区立図書館はいち早く電子書籍の存在に着目し、平成19年11月、インターネットを使って電子図書を貸し出すWeb図書館をスタートさせ、開始以来広く注目を集めております。利用者はインターネットを介して24時間、365日いつでも貸し出し、返却ができるため、わざわざ図書館に出向く必要がありません。活字離れ対策の一環としても、また公立図書館の利用改善推進を図り市民の利便性に資する観点からも、このWeb図書館の導入を検討する時期にきているのではないかと思います。教育長のお考えを伺いたいと思います。

**市長（本田修一君）** 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、高齢者対策についてであります。

移動手段がない高齢者を中心とする買い物弱者が増えている。生活支援が必要な方々の現状をどう把握し、対応しようとしているのか。そして、高齢者に限らず、移動手段のない方々の買い物についての今後の状況把握と支援策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

高齢者を含め、移動手段がなく、買い物に不便を感じている方々が増えているということでございますが、現在市では、移動手段のない高齢者70歳以上の方を対象に福祉タクシーを運行しております。買い物を含めた日常生活に必要な移動手段として御利用いただいている現状です。しかしながら、対象者が限られた事業であり、山村部の商店がない地域や事業対象とならない方々の問題解決には至っていない状況にあります。

支援が必要な方々をどのようにして把握するかという点につきましては、民生委員の方々が地域に密着した活動をしていただいているので、情報をお持ちと思いますが、買い物に不便を感じるという観点からの情報を把握しておりませんので、情報を収集し、現状を把握したいと思っております。

また、高齢者の相談窓口として包括支援センターが、障害者の相談窓口として障害者相談支援センターがそれぞれありますので、お互いの情報提供も含め、緊密な連携を取りながら現状の把握に努めてまいります。

今後の対応でございますが、現在志布志市では、情報通信基盤整備事業を市全域で展開しております。ICTの利活用で新たな買い物の形が見えてくるのではないかと考えております。そういった面からも市内の商工業者と意見を交わしながら、有効な支援策を考えてまいります。

また、高齢者や障害者に限らず、買い物に不便を感じていらっしゃる市民のための施策として、公共交通施策も含め複数の関係課による協議を進めてまいります。

次に、子育て支援についてでございますが、本市の児童虐待の現状把握の状況と防止策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

児童虐待は、家庭という密室で行われるのがほとんどで、周囲の人に分かりにくいという問題があり、民生委員の方々の情報や近隣の住民の方々からの通報、学校・保育園からの連絡等で把握しているのが現状であります。現状では通報等を受けた場合、直ちに関係者からの事情聴取を基に調査を開始し、場合によっては関係者・警察・児童相談所を含めたケース検討会を実施し、直接保護者と面談を行い、指導するケースもありますし、見守り体制を万全とした上で経過観察としているケースもあります。

防止対策としては、児童虐待の防止等に関する法律により児童福祉に職務上関係のある者は児童虐待の早期発見に努めることとなっており、志布志市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連絡、情報交換を定期的に行っているところでございます。

また、近隣の間人関係の希薄化に伴って、保護者を支える者も身近にいなくなりつつあり、子育てに対する不安や負担を感じる保護者が増加する傾向にありますので、子育て支援センターにおける相談、支援も行っているところです。近隣の住民からの通告による把握が大半でありますので、市民の方々へ児童虐待についての正しい認識と関心を持たせることで予防と早期発見が可能となりますので、地域住民への啓発活動を行ってまいります。

次に、こんにちは赤ちゃん事業の進捗状況についてでございますが、こんにちは赤ちゃん事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行う事業であります。

本市では、ハイリスク妊婦と新生児・産婦の希望者に対しては助産師が訪問指導を行っております。昨年度は97世帯を助産師が訪問し、本年度、10月までに70世帯を訪問しております。また、生後三、四か月児を対象とした乳児健診を実施するに当たり、母子保健推進員による訪問を出生届の際に訪問の同意を得られた方全員に対して実施しているところです。昨年度は、対象者283人に対し、254人、約9割の御家庭を母子保健推進員が訪問しています。本年度も11月までに200人の御家庭を訪問しております。こうした訪問や定期健診、育児相談等で保護者の育児に対する不安や悩みの解消を支援し、情報提供を行っています。

さらに、より丁寧な支援の必要な人に対しては、保健師が子育て支援センターや療育センターにここにはうすと連携し、ふれい教室や親子で遊ぼうデー、療育事業等に参加しやすい環境づくりに努め、乳幼児の健やかな成長を見守る活動を実施しています。

次に、本市における広報広聴の目的とあるべき姿についてということでございますが、お答えいたします。

現在市が取り組んでおります、共生・協働・自立のまちづくりのためには、市政に関する市民の理解と協力が必要です。そのためにも広報活動を積極的に行い、市民に対して市の施策、諸活動を広く周知することで市民と行政が情報を共有することは必要不可欠なことであります。また、市民の皆様の意見を施策に反映するためには、市民ニーズの把握を行う広聴活動をしっかりと行



い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくることがとても大切であります。このように、広報広聴は市と市民をつなぐパイプでもあり、市政運営の根幹とも言える大切なものと考えます。

広報活動につきましては、主に「市報しぶし」を活用して行っております。高度情報化の時代となりましたが、インターネットのみの発信では高齢者やパソコンの苦手な方には必要な情報を届けられず、情報格差が発生することが考えられます。

広聴活動につきましては、市長への便りのほかホームページの掲示板、意見箱、「市報しぶし」の「お便り 市民のこえ」など、またふれあい移動市長等さまざまな手段を使って行っているところであります。

今後の広報広聴活動につきましては、現在市が進めております地域情報通信基盤整備推進事業で市内全戸に設置を目指しております、行政告知端末やケーブルテレビといったさまざまな媒体を活用してまいりたいと考えます。

次に、今後の「市報しぶし」の在り方をはじめ、ホームページを活用して市をPRする戦略的な取り組みなど、広報広聴ツールの改善並びに拡充への取り組みについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

今後の「市報しぶし」の在り方、ホームページ等を活用して市をPRする戦略的な取り組みについては、市が整備を進めている地域情報通信基盤整備事業では、市内全戸に行政告示端末の設置を目指しております。また、この整備された通信網を活用しまして、希望される家庭にはBTVケーブルテレビによるケーブルテレビ放送のほか、志布志市街地を除く地域でも光ケーブルによる高速インターネット利用が可能になります。

11月のホームページのアクセス件数を見ますと、600のコンテンツに全体で5万6,994件のアクセスがありました。その中で「市報しぶし」のアクセス件数は495件となっております。他の月を見ましてもおおむねこのようなアクセス数となっており、「市報しぶし」につきましてもインターネットを多くの方が活用しておられる状況であります。

しかし、現在のホームページでは紙面と同じものを掲載しているだけでありますので、今後につきましては、音声や映像を含めたインターネット媒体に適したものに变更してまいりたいと考えております。

また、現在のホームページでは行政の発信した情報と市民が知りたい情報との間にずれがあるのではないかと考えられますので、今後はホームページ上でも市民の皆様がどのような情報が欲しいのか等のアンケートも実施してまいりたいと考えます。

ホームページの情報は大変便利ですが、一方で主に高齢者の方など、なじみが薄く、抵抗を感じる方も多いかと思っております。そこで、今後は、今回の情報通信基盤整備推進事業により各家庭に設置される行政告知端末を活用した音声による行政からのお知らせのほか、ケーブルテレビ放送を活用した市民チャンネルやデータ放送でさまざまな告知を行う予定にしております。

また、そのような音声や映像のコンテンツをインターネットを活用して、利用者が見たい時に見ることのできるオンデマンド放送により配信していきたいと考えております。

このように、さまざまなメディアを活用することで市民の皆様が情報を得る手段の選択肢も増え、市民生活の利便性や情報格差の解消にもつながるものと考えます。そうすると、現在市報は告知や話題が多く紙面を占めておりますが、情報の整理を行うことでページ数の見直しができるとともに、市と市民をつなぐパイプという本来の目的に沿ったものになるのではないかと考えております。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

インターネットを使って電子図書を貸し出す、いわゆるWeb図書館の導入について検討をする考えはないかという御質問でございますが、お答えいたします。

御案内のとおり本市の図書館は、旧町時代から三つの図書館を中心に市民に利用されているところでございます。インターネットを使って電子図書を貸し出す、いわゆるWeb図書館の導入についての御質問でございますが、本日の地元紙でもその記事が出ていたのを読んでまいりました。先進事例としては、先ほどありましたように東京の千代田区立図書館が本出版のまちを生かして、平成19年度から出版会社と連携し、Web版を作り、電子図書の貸し出しを始めるとともに、千代田Web図書館サービスで24時間、365日、いつでもどこでもインターネットを通じて電子図書を借りることができるWeb図書館の電子図書の特徴を導入し、運営されていると聞いております。まさに本のない図書館といいたしめようか、本を要らない読書という、そういう時代が到来したのかなと感無量でございます。

このメリットといたしましては、議員がおっしゃるように高齢者や障害のある方々が図書館に行くことなく図書を借りられることや、昼夜を問わずに借りられること、そして蔵書の保存管理の心配がないということがあるようでございます。また一方、問題点といたしましては、電子図書化は著作権法に妨げられ、新刊図書など著作権問題を解決できない書籍や、あるいは図書館のようにさまざまな時代の作品を提供することができないものが多くて、利用者のニーズを満たせない面もあるやに聞いております。

今後の本市における取り組みでございますが、Web図書館は全国的にスタートを切った段階でありまして、電子図書のソフトウェアシステムの開発や運用面の課題もあるようでございますので、全国的な課題となっております国民の活字離れに拍車を掛けないように図書館や移動図書館の利用促進に努めますとともに、財政負担等も考慮しながらしばらく状況を見守っていきたいと、かように考えているところでございます。

とりあえずは、本市の図書館行政の推進といたしましては、市教育委員会といたしましては、旧有明町の図書館の整備充実を来年度お願いしようかなと思っているところでございます。御案内のとおり三つの図書館の中で一番貧弱といいたしめようか、やはりまだ整備が遅れているような感じがいたしますので、皆様方に来年度お願いしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**13番（小野広嗣君）** 高齢者対策、特に交通手段のない買い物弱者、いわゆる最近では買い物難民という言葉まで使われる厳しい時代状況になってきているわけですね。

そういった中で、やはり高齢者の生活、これに不自由を来さないために一番大事なのが、命を守る、この食ですね、この食を守るための買い物、この買い物支援というのがまず第一だろうというふうに今思っております。そして、その買物を支援するための交通手段、これのあり様というのがやはりしっかり吟味されていかなければいけない。

そして、もう1点は、やはり地域で見守りをやっていく。先ほど市長もちょっと民生委員の方の調査という話もされましたけれども、そういったネットワークの構築を成し得ていかなければ、高齢者の生活の支援、不自由を来している方々の支援というのは成り立たないというふうに思うわけです。

そういった中から、先ほど民生委員の方々の情報を中心に収集を今後していったって、情報の把握をしていくという、そしてその結果、さまざまな対応をしていきたい、その中には情報通信、ICTの利活用、あるいは公共交通施策も含めて、課を越えて今後協議をしていきたいというふうに述べられたわけですが、まず高齢者の食を支える買物の支援のために、まず交通手段の確保ということがあります。

今回の過疎地域自立促進計画でもそうですが、これ、今市長の方でも答弁があったところではありますが、公共交通施策も含めて協議をしていくということですが、もうここに載ってきていますよね、実際。いわゆる先ほど市長が言われた表現というのは、18年の時にそういった表現がもううたってあるんですね。その結果、全然進んで来なかった。福祉の方で福祉タクシーを議論する、そして企画の方でいわゆるこういった公共交通システムのことを議論する、そして意向調査等もされてきた経緯があって、なかなかここまでたどり着かない。今市長が言われたようなところまでたどり着かない。

そして、今回のこの過疎地域自立促進計画を見ていくと、その中でしっかり項目として挙げてこられた。そして予算付けとして、24年から4年間にかけて1,400万円ずつ、5,600万円を想定されていますけれども、これを想定されているということであれば、その姿がここで見えていてしかなるべきだと思いますが、その姿をお示してください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

買い物弱者の方々が志布志市で推計しますと、約2,000人ほどいらっしゃるんじゃないかなというようにあります。

ということで、そのような方々は20年2月に行いました公共交通市民アンケートにおいて、日常の買物が不便というように、不便なふうに思われている方が34.2%、また病院が22.3%で、私どもが現在用意しております福祉タクシー等を御利用されながら生活しておられるという実態があるということでございます。

この福祉タクシーにつきまして、新たに新公共交通システムを確立したいということで、21年3月に基本計画を定めたところでございますが、このことにつきましては、今後4月の施行に向けて国の方で新しい交通基本法の制定が進められるということでございますので、この情報の中で、いわゆる今言いました、高齢化に伴う買い物弱者に対する策が示されるんじゃないかなとい

うふうに考えるところでございます。このことを待ちまして、市としても対応を進めていきたいということを考えているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 市長、この計画の中にですよ、概算予算として上げてますよね。これ、積算根拠はどうなんですか。

**企画政策課長（溝口敏久君）** 市内をこの計画の中で3路線ほど計画しまして、その中の1路線を市役所を通る路線を試験的に走らせたいということの計画でございます。

そういったことで、その回数、それから運転手のそういった費用等々を含めまして、こういった金額が出たところでございます。

**13番（小野広嗣君）** ということは、今後5年間、スタートは2年後ですけど、そこで計画されているのは、1路線だけということですね。その予算なんですか、1路線だけの予算。

**企画政策課長（溝口敏久君）** 今計画的に、試行的にするのは、1路線ということでございます。

**13番（小野広嗣君）** 今回ですね、多分もう御存じだろうと思いますけれども、いわゆる今回の改正された国の法律ですね、今年の4月ですよ、ここで買い物弱者に対する支援という項目がちゃんと入っていますよ。予算付けもされていくわけですよ。そこを含めてこの計画は成り立ってるんですか。

**市長（本田修一君）** ただいま課長の方で申しましたように、私どもの市の今までとってきた高齢者に対する公共交通システムの中で検討した中で、新しい路線として設定したということでございます。

そして、今議員がお示しなられます国による交通弱者に対する取り組みにつきましては、今後更に私どもは本市による問題点を洗い出しながら、今後の対応を決めていきたいというふうに考えます。

**13番（小野広嗣君）** ぜひですね、この過疎対策事業債というのを、改正されて今年の4月に施行されているわけですから、この計画とは今市長の答弁で別途であるとするならば、新たにですよ、もう意向調査はしているわけですから、そういった意向に沿うような、やはり本市独特ですよ、計画をしっかり立てていくということが大事だろうと思うんですね。

先ほど、冒頭市長は、買い物弱者に対する捉え方、そういった情報があまりないから、今後掌握をしていくと言いましたけれども、いわゆるアンケート調査をしていくと、買い物に不便を来しているという答えが相当あったわけでしょう。そこからやはりしっかりとした対応をしていくというのがあってしかるべきだったと思うんですよ。もう2年経過していますよね。

そういった意味では、しっかり今の時代状況ということを見て、本当に高齢者が増えていく、大変な状況ですよ。2012年問題ってありますよ。いわゆる団塊の世代の人たちが労働資本から、その現場からどんどん離れていく。そして、2025年という問題、これは団塊の世代の方々が75歳になっていく。そして、志布志市はもう29%です、今でも、高齢者率が。全国では30%を超える。志布志は多分35%ぐらいいくでしょう。大変な数です。3人に一人が高齢者。

そういった状況の中で、買い物の問題だけではない、医療の問題を含めてですね、さまざまな手を打っていかねばいけません、そういった総合的な政策を作り上げていかねばいけない時に、地域の福祉総合計画、地域福祉計画ですね、これの策定が求められているわけですが、本市はいまだにこの策定に着手をしておりませんね。ここの背景というのはどうなっているんですか。

**福祉課長（山下修一君）** 福祉総合計画につきましては、努力規定があるわけでございますけれども、現在のところではまだ作っていないところでございます。今後に向けて、作成に向けて努力していきたいというふうに今考えているところでございます。

ただ、障害の部分について若干まだ固まっていない部分がございますので、なかなかそこまで踏み込めない部分もあるということで、そこらあたりがはっきりした段階で総合福祉計画というのにも取り組んでいきたいというふうには考えております。

**13番（小野広嗣君）** 市長ですよ、超高齢化社会に入って、当然障害者の分も含めてですよ、総合的な支援計画というそういったものを立ち上げていかねばいけないということで、これ、法的に努力目標として、積極的にですよ、自治体が取組みなければならぬとされているわけですね。これ、もう10年ぐらい前からスタートしてて、もうこの改正版を行っている地域もあるわけですよ。県内においても6市町村が着手済みです。そして、4市町村が今策定予定。本市は策定予定にも入っていませんよ。策定未定のランクに位置付けされていますよ。

そういった意味では、福祉施策ということで、個別にはですね、さまざまな手を打っていらっしゃることは理解するんですが、そういった総合的な福祉の観点からの地域福祉計画、こういった策定をしっかりと作り上げて、私が今回話している買い物弱者、あるいは交通手段のない方々への支援、そういったものもそういった流れの中ですよ、支援体制を作っていく。個別にはありますよ、障害者自立支援、高齢者支援の計画とか。いっぱいあります、介護の計画だとか。それらも当然含まれてきますけれども、総合的な部分、こういったものをやっていく。

そして、そういった計画を策定していく中で、住民のニーズを調べていこうというのを取り組んでいる自治体がアンケート調査をやった結果、一番多かったのが、やはり交通手段がない、買い物に困っているというのが一番に上がってきているんですよ。そういうのをしっかりと見定めていけば打つ手が見えてくるじゃないですか。どうですか、市長。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

議員御指摘のとおりだというふうに認識するところでございます。私ども自身が買い物弱者の方々がどれくらいいるのかということにつきましてもしっかりと把握していない状況、そしてまた、それについても今から調査するというようなレベルでございまして、そのことにつきましては、誠に申し訳なく感じるところでございます。

ただいまありましたように、総合計画につきましても計画の策定に向けてまいりたいと思いません。

**13番（小野広嗣君）** 今市長の答弁のようにですね、やはり志布志市民のそういった生活・暮

らしを守る、それが一番の仕事だろうと思うんですね。それは今市長がしっかり取り組んでいきたいということですので理解を示しますが、先ほど市長の答弁の中に少し出てきたなと思うんですが、今回のこの計画の中に、商業の振興という項目の中にこうあるんですね。各地区の通り会等の連携により最寄り品を中心とした宅売システム等の導入を支援し、市民に密着したサービスの提供を図りますというふうにあります。これ、具体的な姿をちょっと教えていただけませんか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身が今回マニフェストに示したように、商業の活性化というようなことで、そしてまた、商店街の活性化もしていきたいということもマニフェストに示したところでございます。その中で、今回取り組んでおります地域情報通信基盤整備事業を活用した形でこのことに対応できないかということを示したところでございます。地域の商店街の方々、それから当然スーパーの方々も入るかと思いますが、それらの方々や農産物の生産者、あるいはＪＡとも協議会を結成いたしまして、それらの方々の協議会からこういった高齢者の買い物弱者に対して宅配ができるシステムを、今回取り組みますＩＣＴ事業で構築したいということをお考えのところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 僕のイメージも今市長が言われたことをイメージして質問をしたところでもあります。それはよく理解をするところではありますが、その前提も、あくまでも今進めているこの地域通信基盤整備事業ですね、これがしっかり順調に進んでいかなければ、市長の思うようにいかない。併せてそちらの方もですね、丁寧に推進をしていっていただきたいというふうにいるわけですが。

市長、今回、10月でしたが、新たに政府が設けました経済対策がありますね。そういった補正予算、2010年の補正予算案にこの地域商業の活性化ということが、さっきの過疎債の方とは別ですよ、新たに盛り込まれまして、買い物弱者への支援の項目も入っているんです。その中のいわゆる地域商業の活性化というところでは、地域の商店街等が行うデジタルコンテンツ、今市長が言われた観点ですよ、コンテンツ活用による集客力の向上、そして一方では空き店舗対策、そして買い物弱者への対応等を支援するというふうになっています。このことに対する市長の理解はどうなんでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

その件につきましては、別途企業から本市の今回のシステムを活用した事業として提案がされたところございました。

しかしながら、現段階では、先ほども議員の方から御指摘がありましたように、現段階で構築しようとしている事業を完璧になし遂げることがまず第1段階でございますので、そのことに全力を注いでいる段階でございますので、このシステムにつきましては、今後この本市が今取り組んでいる事業が完遂した際に、積極的に地域の方々を取り込んだ形で協議会を設置して取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 早急には進まない問題を抱えているとは思いますが、今の市長の答弁の

ようにぜひですね、真剣な議論・協議をして進めていただきたいというふうに思います。

交通手段ということに戻りますが、先ほどバスを1本と、試験的にやっていくというのがありました。そして、別途また考えていくと、国の方向付けが変わっていますのでね。そういったときにやはり、今日お昼時も、同僚議員の方からお話も聞きました。松山で言えば、末吉寄りの方でいくと、その方々は曾於市の交通手段を使って動かれて、すごく便利だというような話もありました。今度は有明の方と話をしていると、飛び地の方々の問題とかさまざまあるんですよという話もありました。そういった本当に細かいところまでやはり見ていかないと、行政側が上から目線です、その交通手段の流れをですね、作り上げて、はいどうぞというわけにはいかないというふうに思いますので、そこはしっかりですね、見ていただきたいというふうに、これは求めておきたいというふうに思います。

市長、買い物支援ということで、全国の自治体が、これだけ高齢化になっていって買い物に困っている人が出てくると、さまざまな施策を打つわけですね。中には10名の若い青年を臨時的に雇って、その10名の方々が高齢者の買い物の支援をやっているという町もあります。そして、もう細々いっぱい持っているんですが、資料としては、さまざまあるんですね。自治体自体がもうしっかり積極的に職員を使ってやっている所、びっくりしますけれども。そして、社会福祉協議会がやっている。あるいは、各小学校単位で、小学校区単位で高齢者の見守りネットワーク、そういった協会を校区単位に立ち上げて、福祉の観点から支援をする。あるいは、当然商工会、商店街、そして今度は、シルバー人材センターを使っての買い物支援、こういった取り組みをやっている所もあります。

数多くのそういった取り組みがありまして、そういった取り組みを、そういった先進事例を国は今回、経済産業省がまとめ上げてまして、それを自治体に提示するというふうになっていて、もう近々それが提示されます。その時に、やはり志布志市内のいわゆるニーズ、状況把握ができていないと、先進事例を見ても対応できないですね。だからこそしっかりと状況把握というのをしてほしいわけですが、その辺はどうですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

国の方でも地域商業活性化事業補助金ということで、特別に買い物弱者対策事業を今度組むということでございますので、私どももその事業がしっかりと受け止められる態勢は作ってまいりたいというふうに思います。そのための事前調査をしっかりとやっていきたいと考えます。

**13番（小野広嗣君）** ぜひですね、高齢者の皆様が地域で安心して暮らしていける、本当にそういう安心して暮らせる志布志だなと言っていただけのような施策をですね、しっかり推進していただきたいと求めまして、次へ移りたいと思います。

次に、過去にも旧町時代、そして新市になってからも、この児童虐待の観点では質問をさせていただいているわけですが、市長の方からもいろいろと答弁をいただいたんですが、合併してちょうどもう丸5年になろうとしますが、この5年有余の中で、児童虐待相談の対応件数といいますが、そういった数値が示されますかね。

**福祉課長（山下修一君）** 5年間のデータではございませんけれども、平成21年度からのケースを一応拾っているんですが、9件ございます。その9件の中で、2件については解消したケースとなっております。そのほかにつきましては、やはりそのまま、継続して定期的に自宅を訪問等を実施して、経過観察を行っている状況でございます。中身につきましては、父母等からの暴力というのが7件でございます。それと、ネグレクトが2件というふうになっているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 今、本市の状況は分かりました。これは表に出てきた部分ですからね。水面下に沈んでいるという、こういった表に出にくい事案でありますので、もっと現実はありませんね。私自身が直接相談を受けて、もうその段階でいろいろ、しっかり心を砕いてですね、対応して解決した問題もあります。だから、さまざま、いろんな方がその場で対応して、救済に至る場合もあると思いますね。そういった場合、事案が落ち着いた場合は表に出てこないけれども、この本市の中にもかなりの数でそれに近い状況があるということを僕は実感しております。そういう実感があるがゆえに、何回となくこういった質問をさせていただいているわけでありまして。

先の大阪の事案、いわゆるその方の名前、そういった状況さえ分からない、勝手に踏み込めない、そういった状況の中で、これは大変だということで、8月にいわゆる衆議院の青少年特別委員会か、そういったところで議論をされて、その日のうちに、そういった状況であっても入っていけるんだというふうな通達を出しているわけですね。そして、正式に8月26日に、この居住者が特定できない事案においても、臨検、立ち入り調査、そして出頭要求等についてもできるんだという通知を出しています。これは確認できていますか。そして、確認できておれば、それを受けての対応についてお示しをください。

**福祉課長（山下修一君）** 誠に申し訳ございませんが、その点については、確認できておりません。

**13番（小野広嗣君）** 文書で通知が届いておるはずですので、後でそれ、質問中にお示しをください。

だから、確認ができていないということであれば、それを受けての対応方というのは議論されていないということですからね。

先ほど市長が述べられましたように、その点に関しては、そのとおりだなというふうに市長も理解されて答弁をされたんだろうというふうにとりたいわけですが、この児童虐待が行われていると思われた場合にはですよ、それを見聞きした市民はですよ、通報をする義務があるというふうに法は改正になったんですね。これが徹底されていくことによって、先ほど言いました水面下に隠れているいわゆる虐待、こういったものが上がってくる。であるがゆえに、こういった法律が改正になったがゆえに、19年連続で増え続けているんですよ。徹底されればされるほど命を守れるんですね。

そういった流れの中で、いわゆる児童虐待の、いわゆる何と申しますか、児童虐待を救済するための考え方として、お医者さんであるんですが、お医者さんのある方はこう言われています。



児童虐待じゃないかなというふうに見てて、あえてそこを飛び越えなくて、通報もせずに子供を死なせたと。その時にその子供にわびるくらいであるならば、児童虐待ではないかもしれないけど、そのおそれもあるなと思って通報をして、結果的にはそうではなかったと、だけれども、そのときにその親御さんにおわびした方がよっぽどまじだって、そのくらい通報することは大事なんだということをおっしゃっています。そして、通報していれば救われたであろう命というのが8割に上るといふふうに言われています。

そういう意味では、本当に児童虐待に対する市民の理解、そしていざという時の取り組み、そういったものをしっかり練っていく。先ほど啓発をしていきたいというふうに市長は言われましたけど、ただ単に言葉で簡単に言われますけれども、本当にそのことが実効性のあるものになっていかなければいけない。それをするによって本市の子供たちの命をしっかりと守っていけるんだと。そういう意味では、本当にこのことに関しては、ただ散らしを配って、ホームページに載せて啓発を行いましたと、それでこと足りるという問題ではないんです。いわゆるそういった虐待を起こす親に対する教育等も含めて、講座等も開いて、しっかり周知を図っていかなきゃいけないと思うんですが、どうですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私ども自身でも、ただいま法についての見解が変わったというような内容について、把握していなかった状況であります。そのような意味で、まだまだこのことについて認識が低かったというふうに反省しているところでございます。

ただいま議員御指摘のとおり、本市としましても児童虐待が本当になくなれば有り難いということでございますので、このことにつきましては、住民につきましてもっともっと啓発の活動、広報の活動をしていき、また学校とも連携を取りながら、この児童虐待に関する法律の抜粋等も配布しながら啓発を高めていきたいと思っております。

**13番（小野広嗣君）** ぜひそのような取り組みをしていただきたいんですが、僕はやはりそういったことに向かう心構えと言いますかね、例えばこの過疎地域自立促進計画、これ、18年策定の分もざっと読みました。そして今回の分も、ざっとですけど、読んでいきますと、当然、同じような文言になる所もいっぱい出てきます。それは当然理解するわけですね。ただ、ただどころいった計画を策定して議会にも示される、そして市民にも公表されていくということであれば、やはり一つ一つの事業、政策に対して変わっている分があるわけでしょう。法律も変わってますよ。今回でも児童虐待の、例えば一つ、いっぱいあるんですよ。児童虐待の防止という項目が4行あります。全く一緒の文章です。法律が変わってるんですよ。先ほどの、ただ立ち入りじゃない、行方が知れなくても立ち入りができるようになったんです。そういった法律が変わったことも、一つ一つの事業をここに載つけるときには、そこの背景をしっかりと見て、変わってなければいいですよ、同じ文言でも。昨日も野村議員の方からもありましたけど、文言はきれいだけれども、中身はないじゃないかということになるんですね。ただうたっているだけ。ただうたっているだけでは、そういった実態もつかんでなければ、手は打てないですよ。こうやって政策として載

っかっているだけ。どう思われますか、市長。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

昨日もお話申し上げましたとおり、計画につきましては、達成率が84%ほどであったということでございます。そしてまた、その中身につきましても、年次別にまた今御指摘のあった内容で私どもは対応しているということでございますので、より密度の高い形で対応はできているのではないかなというふうに考えております。

今お話がありますように、児童虐待についても、予断的にはそのような内容、また文言になるうかというふうに思いますが、その内容に合わせて、その時々法律に合わせた、施行令に合わせた形での対応をしているというふうに考えるところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 今の市長の答弁は理解をできますので、しっかりそういった取り組みをしていただきたいと思いますけれども、やはりこういった計画というのはひな型がありましてね、それに乗っかって安易に作っていくみたいなのをすごく感じるんですよ、毎回いろんなものもらう度に。それを出すときにはやはりその事業、政策、そういった施策の背景、そして法律が変わってないのかとか、そういったものをしっかり担当の職員の方々が精査してですね、やはり志布志市の政策だと言えらるものを出す。これはどっかの町で見たものだな、同じだなというものは意味がないんですよ。ぜひともそういったところはしっかりですね、今後取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

あと、例えば役所内の職員の中に、児童福祉士の資格をもらっしやる方がいらっしやるんですかね。

**福祉課長（山下修一君）** 誠に申し訳ございませんが、把握していないところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 職員の中にももしそういった資格をもらっしやる方がいれば把握をしておいただければ、そして市内も含めてそういった資格をもらっしやる方がおれば、その資格をもらっしやる方の活用ということも当然大事になってきて、しっかりこの人数を増やしてですね、取り組んでいる自治体が、いわゆる児童虐待が半分減ったとか、そういった事例があるわけですね。そういったことも含めて、いいですか、答弁できますか。

**福祉課長（山下修一君）** 先ほどの児童福祉士の件について答弁させていただきますが、志布志市役所内には、ただいまおりません。

[ 小野広嗣君「市内での話は聞いてませんか」と呼ぶ ]

**福祉課長（山下修一君）** 市内については、ちょっと確認をまだそこまでいたしておりませんので、申し訳ございません。

**13番（小野広嗣君）** ぜひですね、市内でそういった資格をもらっしやる方がいらっしやれば、そういった方のいわゆる人材としての活用、児童虐待だけではなくてさまざまに活用できると思います。実際、自治体によってはこの資格を県から認定を受けて取っしやる方々、そういう取り組みをやっている自治体もありますので、そういったところにもですね、目を向けてほしいなあというふうに思いますので、この件は求めておきたいとします。

あと、この件でもう2点。

NPO法人の日本子どもの虐待防止民間ネットワーク理事長、ここで弁護士もされている岩城正光さんという方がこう言われてますね。虐待には子供の情報の管理体制をつくるのが一番大事なんだというふうに言われています。例えば、就学前の子供の情報、ここの関係は保健課で統括管理をしていくというのが大事だと。いわゆる子供の身長・体重・障害・家庭環境といったそういう情報をしっかり押さえておく、そして小学校に上がったなら今度は学校現場の方でそれを押さえていく、子供の状況に変化が起きていったらそのデータを基に、表には出てきていないけれども、発見ができる、このシステムが大事だと言われています。こういったシステムの構築を急がなければならないというふうにも言われています。市長、どうお考えでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員のお話された内容について、把握しておりませんでしたので、今後勉強させていただきます。本市にも生かせるところは生かしていきたいというふうに考えます。

**13番（小野広嗣君）** 把握をされていないということですので、実際、NPO法人でありますけれども、日本子どもの虐待防止民間ネットワーク、そこの理事長の思いと申しますか、こういった点が遅れていると、だからここをしっかりと立ち上げられていければ児童虐待の防止につながっていくんだということですので、そういったことも含めてですね、しっかりと研究を進めていっていただきたいというふうに思います。

あと1点、この周知徹底を図る上でですよ、市長、この児童虐待防止に関して本市でさまざまな講座等を設けて、親に対する教育というそういった講座をこれまでされてますかね。

**福祉課長（山下修一君）** 児童虐待に関する講座等は、現在まではやっていないところでございます。

**13番（小野広嗣君）** よく男女共同参画の観点からの講座とか、いろいろ企画されてなさってらっしゃいますし、食の講座だとかいっぱいやっていらっしゃいますね。そういった中で、やはりこういった虐待をする親の側に対するしっかりとした教育、後で申し上げますこんにちは赤ちゃん推進運動とはまた別個にですね、やはり努力をしていかなきゃいけないんだろうなと思います。

コモンセンスペアレンティングという講座を設けている所があって、簡単にできる内容なんですけど、これは受講者からも評判がすごく高いと、問題の改善にもつながっているということなんですけど、これは虐待だけに限らないな、子供の情操教育にとってもすごく大事ななというふうに思うんですけども、この講座というのは、暴力や暴言をいわゆる使わないで子育ての技術を親が習得をするという方法なんです。子供の前で今言いましたように暴力や暴言を使わない、そのことが虐待の予防、解消を目指していくと。誰にでも簡単に実践ができて、短期間で効果が上がるのが特徴だというふうに言われています。親子間のコミュニケーションの質を改善することで、子供の問題行動が減り、子育てを楽に楽しくできるといいます。育児に不安を抱える親への支援講座ということで評判になっているわけですが、こういったことをやっていくといゆる虐

待だけではなくて、親子間のコミュニケーションも取れていくと。そして、子供がすくすくと育っていく。そういった講座があります。そういった部分もしっかり学んでみてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

**市長（本田修一君）** 今お話にありましたコモンセンスペアレンティングということであるとなれば、それこそ、親の一般常識というようなことになろうかというふうに思います。そういった常識すら欠落というか、その常識を育む形で御本人が育ってこなかったということが原因かというふうに思います。

そういったことが今後私どもがこの児童虐待という観点から取り組むべきということになるとなれば、積極的にこのことについては、関係機関と協議を進めながら取り組みをしたいと思いません。

**13番（小野広嗣君）** そういうことでありますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたい。やはり虐待の中にはですよ、心的虐待、親がけんかをしているのを見て子供が孤立化していく、そして父親が母親をたたく。子供がたたかれるわけじゃないんですよ。父親が奥さんをたたく、そのことによって子供が萎縮して心の傷を負っていく、こういった虐待があるわけですね。そういったものを救済するためにも、今少し提案をいたしました講座等の導入というのは大切じゃないかなというふうに思いますので、前向きに捉えていていただきたいと思えます。

あと、こんにちは赤ちゃんですが、この事業はしっかり本市で取り組まれているということは十分存じ上げている状況の中で質問をさせていただいてます。助産師さんを通してしっかりとした4か月までの子供への訪問、そして母子保健推進の方々の訪問、こういったことも含めて取り組んでいらっしゃるわけですが、訪問されていくとやはりそこにそれなりの問題を発見されると思うんですね。発見された場合、1回の訪問につきその後もアドバイスを多分されると思うんですが、僕はこういった事業というのであればですね、1歳ぐらいまではですね、継続して見守りを続けるということがすごく大事だろうと思うんですが、そこらはどのように推進されているんですかね。

**保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問ですが、今中心に回っていただいております母子保健推進員の方が、受診勧奨をはじめとした地域のパイプ役、あるいはそういう相談を受けてらっしゃっておりますので、当然回を何回か重ねた上で顔見知りになっているんな相談を受けていくという形で、複数回回っている状況でございます。

**13番（小野広嗣君）** 母親のですよ、育児不安や、それによる孤立化、そのことがいわゆる虐待の温床になっているわけですね。そういった意味から言えば、この助産師さんや母子保健推進員の方々の活動というのは尊いというふうに思っているわけですが、今課長の方からも答弁されたように、状況に応じてしっかり足を運んだり、多分電話を入れたりして相談には乗ってくださっていると思うんですが、やはりそういった場合、保健師、推進員の数というものがどうなのかというのを少しお示しをいただきたいんですが、現在どのくらいの人数で取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

**保健課長（木佐貫一也君）** 現在、推進員の方は、30名いらっしゃるところでございます。

**13番（小野広嗣君）** いわゆる高齢化に伴い、対応ができないという方々も少しずつ出てくるのではないのかと、そして、その数が十分なのかと、そこらの認識をお示しをください。

**保健課長（木佐貫一也君）** 推進員さんの数につきましては、年々減っている状況でございます。今推進員さんの委嘱の数につきましては、具体的に人口何名について何名必要という形ではございませんが、当然状況から見ると、合併時から比べますと減っておりますので、研修なり実施して委嘱していく方向も今後大切なと考えているところです。

**13番（小野広嗣君）** 先ほど市長の方からも答弁をいただいたわけですが、こういった訪問を推進していく、そういった場合に、その訪問を嫌がられる方々が出てきますね。で、お断りにられる方々、先ほどのデータでもやはりそういったものが見え隠れしているわけですが、そこに対する対応はどうされているんですか。

**保健課長（木佐貫一也君）** 希望されない、訪問について拒否される方につきましては、健診の案内を郵送しまして、またそれでもいらっしゃらない方につきましては、電話で確認やら、保健師が直接訪問しているという状況でございます。

**13番（小野広嗣君）** ただいまの課長の答弁でありますと、いわゆる対象となる方々のフォローということに関しては、全てカバーしているというふうに理解してよろしいんですか。

**保健課長（木佐貫一也君）** 数字的に言いますと、20年度、21年度で5名～7名の方が拒否されております。その方についても一応報告の中では、若干なかなか難しいと困難事例の説明を受けておりますので、会うことはできてもそこまで話ができないケースもあるのかなというところで考えているところです。

**13番（小野広嗣君）** 先ほど福祉課長の方からも、児童虐待の関係で2件はネグレクトがあると。この育児放棄といわれる観点、いわゆる手が掛かるかもしれないけれども、そうやってなかなか会えない人、そういった所にこそそういったものが隠れている可能性が高いわけですので、これはやはり行政の側としては、諦めずに根気よくやっていかないと、大事な命が守れないと。また、大人に罪をつくらせてしまう。そういったことも出てくるわけですので、僕はこのこんにちは赤ちゃん推進運動というのは、すごく大事な事業なんだけれども、やはり難しい世帯そういった所への積極的な働き掛け、これがやっぱり一番大事なんだろうなというふうに思うんですが、どうですかね、市長。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま課長の方で答弁いたしましたように、5名～7名の方々にそのような特別な対応して、保健師自身がまた別途電話連絡をしたりして、訪問したりしているということであるようでございます。漏れなくできることが最良ではございますが、そのような形で、できない場合もどうしてもあり得るというふうには認識しているところでございますが、更に積極的にこのことについて訪問ができるような形の取り組みをするよう、指示はしたいと思っております。

**福祉課長（山下修一君）** 先ほどの立ち入りの件の通知のことでございますが、通知はちょっ

と今見当たらないんですが、9月30日付けの虐待通告のあった児童の安全確保の手引きというのが国からこちらにまいっております。その中に、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに、子供の住所または居所に立ち入り、必要な調査、または質問をさせることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される50万円以下の罰金に処することとされているというように手引き上に書かれているところがございますので、もうちょっとまた後で詳しく勉強させていただきたいと思います。

**13番（小野広嗣君）** はい、その件は理解をいたしました。

最後ですが、この児童虐待の通報の件で言いますと、今後の対応ということも含めてお聞きしたいわけですが、例えば市民からの通報、まあ通報はいろんな形があるでしょうけど、これが夜間に行政の側にあった場合はどういう対応になっているのでしょうか。

**福祉課長（山下修一君）** 夜間にあった場合については、ガードマンを通じて、私なり福祉課の職員なりに伝わるようになっております。

**13番（小野広嗣君）** ということは、夜間であっても、守衛さんの方から福祉課長にあつたら福祉課長の方で、中身次第でしょうけれども、その日のうちに足を運ぶということもあるでしょうし、翌朝対応して児相と連絡を取ってやると、一緒になって行くとか、そういうことで理解していいんですかね。

**福祉課長（山下修一君）** 当然虐待の場合は、通報があつたら即対応しないといけない、次の日に持ち越すということはできませんので、近くにいらっしゃる職員がいれば、すぐその方が行くとかいう対応を当然取らないといけないというふうに考えます。

**13番（小野広嗣君）** 分かりました。そういった対応ができるシステムをしっかりとっているという理解でよろしいと思いますので、理解いたしました。

次へ移りたいと思います。

広報広聴の関係で市長に先ほど答弁を求めましたけれども、基本的な考え方というのは、私の思うところと先ほど市長が述べられたことと、特に差はないと思うんですね。同じだろうと思います。

やはり、市民の満足の高いまちづくり、それを進めていくためには、行政としての説明責任とこのをしっかり果たしていかなきゃいけない。そしてその上で、市民との円滑なコミュニケーション、こういったものが取れていかないと、事はうまく運ばないわけですね。そういう意味での先ほども示されました本市の広報広聴の在り方。姿勢はわかりますよ、市長。同じだと思いません。この5年間の広報広聴の在り方はうまくいっていたのか、どの程度の水準までできているのか、そういった所感を述べてください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

広報につきましては、先ほども言いましたように「市報しぶし」を活用して主に行ってきたということでございます。また、ホームページ等も活用しながらしてきたということでございます。

「市報しぶし」につきましては、市内の方々に自治会を通して配布し、また自治会に加入して

おられない方につきましては、主な商店等で配布できる態勢を取っておりますので、必要な方につきましては、見ていただいているというふうに考えるところでございます。

また、ホームページにつきましては、ごく限定した形になるということでございますが、活用される方は十分そのホームページを活用されながら、市の広報につきまして、入手されているというふうに考えるところでございます。

また、広聴という面からいきますと、市長への便りというものが毎月毎月あるわけでございますが、このことにつきましても、その意見については真摯にお答えしているということでございます。そしてまた、「市報しぶし」につきまして、その市長への便りの一部を市民の声としても反映しているというところでございます。

それから、ふれあい移動市長室も開催いたしまして、このことにつきましても大体1校区2回ぐらい、市内全域回れたということで、その地域地域の市民の方々の御要望等も十分承ったのではないかなというふうに考えるところでございます。

**13番（小野広嗣君）** まあ努力をしているということで理解すればいいんでしょうけれども、今市長が述べられました、最後に。この移動市長室、本年はどんな割合で回られてるんですか。20年と21年はよく分かっています。

**市長（本田修一君）** 今年度につきましては、まだ開始していない状況でございます。過去3年間の実績を踏まえ、改めて公民館長さんたちの御意見をお伺いしながら、その意見を取りまとめ開催しようというふうに考えているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 責めるわけではないですけどね、やはり昨年と一昨年、昨年は相当回っていらっしゃいますよ、実際。本年は全然動かれてないんですよ。いわゆるそういう中に、こう言われてますよ、先ほど言いましたように。初心に帰り、市民の声を謙虚に受け止め、耳を傾け、足を運び、手を差し伸べて、ここまで表現されて6月に施政方針を出されていますよ。足を運んでいらっしゃらないです、ある意味で。いろんな行事はありますけれどもね。いろんな行事には行かれていますけどね。移動市長室はもう終わったんですか。

**市長（本田修一君）** 私自身としましてはすぐ開始しようかというふうに考えていたところですが、口でい疫が発生いたしまして、そのことについては取り組むことができなかったということでございます。

ということで、改めて公民館長さん方の御意見をお伺いしながら、今日程を調整しているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** 諸般の事情もあろうと思いますが、実際施政方針で述べられたそういったものをやはり、やっぱり約束ですからね、しっかり履行していかなくちゃいけない。そのことに対しては今後、ここでおっしゃっているとおりですね、取り組んでいただければと思いますけれども。

特に、情報伝達手段とすれば、ホームページもありますけれども、限られている。そして、一方で一番主な情報の伝達手段というのは、今の段階では「市報しぶし」ですね。その「市報しぶ

し」の読まれ方が、ページ数があまりにも増えていって、もういわゆる広報紙というひとつの小冊子になってしまっているという状況を市民からも聞きますし、委員会でも何回となく述べておるわけですね。あまりにもページ数が多すぎて、もう途中で読まなくなってしまう。そういった読み捨て状態がかなり、量が多くなればなるほど出てきております。そういう意味では、ページ数を減らして月2回にした方がいいのかとか、そういう話も聞きます。しかし一方で、いわゆる情報インフラ整備が今後進んでいく、そして行政告知端末機を導入することによってそこをカバーできる、そういった解決方法もあるかと思えます。そういった意味で、今のいわゆる「市報しぶし」の読まれ方というのは、すごくもったいない読まれ方になってるんですよ。そこをどうお感じですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

御指摘のとおり、平成18年度につきましては22.7ページだったんですが、19年度で33.3ページ、20年度で37.7ページ、21年度で42.7ページ、22年度で42.2ページということで、平成18年度からするとボリュームが倍近くなっているということでございます。ということで、内容につきまして、より詳しく、そしてまたよりきめ細やかに地域の情報をお伝えしたいという意欲があふれましてこういった結果になってきたのではないかなというふうには思っております。

ということで、市民の方にとりましてはあまりにも量が多いので、拾い読みというような形になっているのかなというふうには考えるところでございます。

今後につきましては、今お話がありましたように、今後情報通信基盤整備事業によりまず告知端末がサービス事業として開始されますので、そのものでお知らせできる内容があるかというふうに思います。そのことで、もっと今よりも読みやすい形の「市報しぶし」にはしてまいりたいと思います。

**13番（小野広嗣君）** 今後ですよ、しっかり検討をなされて、「市報しぶし」の中身というの削っていく部分というのは当然出てくると思いますが、その際ですよ、市長、経費の削減という観点ではものを見ないでくださいね。「市報しぶし」というのは、情報を伝達する上ですごく大事な媒体ですから、経費の面では必ず見ないと。これはやはり、その視点を忘れないでくださいね。じゃあそのことは理解をいたしました。

ホームページに関しますが、いろんな情報が使送便を使って志布志から出ていく。そして「市報しぶし」、こういったものが主であるわけですが、やはりインターネットを利活用されている方にとっては、ホームページの利用というのも大事な視点なんですね。そして、先ほど市長も言われましたように、いろんな声を聞く広聴という観点からも、ホームページ上でも意見箱だとか、掲示板だとかあるんですね。ところが、意見箱を見ていくと、この意見箱というのは特に市政についての建設的な意見やアイデアをお寄せくださいってなってるんですけど、こっちはゼロなんですね。ゼロ、今のところ。ここ最近ゼロになっていますね。ところが、掲示板、掲示板の方には、数はそんなに多くないんですけど、出ています。これは情報の交換とかそういった場合に使うようになってるんだけど、実は掲示板の方にこうこうしてほしいと所管課に対する要望である



とか、アイデアが載ってるんですね。ここの使い分けがすごくホームページ上でうまくいったいなんだというのを実感するんですが、そこをどう感じられますか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** ただいま、掲示板と意見箱等の利用についてのお尋ねでございますけども、この掲示板につきましては、情報管理課の方で管理をしております。意見箱につきましては、直接総務課の方に意見等がまいりますので、総務課の方で管理しているところでございますが、まずこの掲示板等につきましては、現在この掲示板の目的につきましては、市民のコミュニケーションの場としてですね、利用していただくということが主な設置目的でございますけども、現在この掲示板の中にもですね、市役所の窓口をお尋ねされる書き込み、それから行政への問い合わせ等の書き込みが相当数寄せられておるところでございます。こういう書き込み等につきましては、掲示板の利用目的と異なるということで情報管理課が対応窓口となりまして、担当部署へそのメールを転送、そしてつなぎまして、回答については、担当課から直接メールで本人にお送りしているというような形をとっているところでございます。

以上でございます。

**13番（小野広嗣君）** この意見箱の活用というのがですよ、ホームページ上の意見箱ですよ、活用というのが進んでいない。掲示板の方は進んでいる。やはり一工夫あってしかるべきだろうなというふうに思いますので、もうこれは答弁は要りませんので、求めておきたいというふうに思います。

例えば、広報紙もそうですが、ホームページにも市の情報がどんどん上がりますね。その情報を出していく時の基準というか、そういったものはどこが行ってるんですか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** ホームページ等の運営でございますが、この市のホームページの運営につきましては、平成20年に市のホームページ管理運営規則というものを設けたところでございます。それまでにつきましては、各課のホームページへの掲載について非常に温度差がありまして、毎回毎回ホームページで活用する課と、あまり活用しない課の温度差があったところでございまして、このような管理運営規定を設けて各課、各課長に情報管理者ということをお願いをしているところでございます。

まず、広報紙の掲載等につきましては、広報紙が発行される以前に市の職員の新着情報に今後のこれから発行する広報紙の内容が掲載されますので、その中身を情報管理課の方で確認しまして、市民にお知らせしなきゃならない情報というものにつきましては、情報管理課の職員の方から担当課の方をお願いしまして、今後こういう計画があるということですのでホームページに載せてくださいということをお願いをしているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** ホームページ上に載せる情報ということでは、そういう基準を設けてやっている。じゃあ、広報紙に載せる時のチェック機能というのはどうなってるんですか。ホームページじゃないですよ。各課から上がってきたのをそのまま受けて載せるんですか。そうじゃないでしょ。

**総務課長（中崎秀博君）** 総務課のお知らせ版につきましては、基準は設けていないところで

ございます。やはりお知らせの記事の内容を見まして、重要度等を勘案して掲載するというような状況でございます。

**13番（小野広嗣君）** 例えばですよ、そういった広報紙、こういったものを今回載せたいということを市長に流すことはないんですか。勝手にはしないんでしょう。

**市長（本田修一君）** 広報紙につきましては、最終的な原稿のチェックは私の方でしているところでございます。

**13番（小野広嗣君）** じゃあホームページ上の更新はどうですか。

**市長（本田修一君）** ホームページの更新については取り組んでおりません。

**13番（小野広嗣君）** ホームページのいわゆる機能を使つての質問をしていますので、少し角度がずれるかもしれませんが、お許してください。通告の範囲として理解をしてほしいんですが。

僕は昨日、本市のホームページを見ていました。なぜ見たかということ、質問をする数日前ぐらいから、今回はホームページに関する質問もしていますけれども、いろんな質問通告をすると、できていなかったことがその前日とか前々日にぱっとアップされてきた経緯があるんですね、これまで。ですから、どうなんだろうと思って見たら、今回は僕の質問に関してのアップはなかったんです。それで、まあ良かったのか悪かったのか分からないわけですが、ただびっくりしたのは、以前もやっているんですけど、いわゆる昨日議案上程をされまして、いわゆるダグリの指定管理者の関係ですよ。指定管理者が、選考委員会の決定を得て、株式会社大黒に決まりましたというのが発表になっていますよ、昨日の段階で。なぜこれを言うかといいますと、ただし書きは付いていますよ、議会の議決を経て最終的には決定するって出てるんですよ。であれば、議会の議決を経てからアップすればいいんじゃないかと思うんですよ。

なぜこういうことを言うか分かりますか。3年前も同じことをやってるんですよ。3年前は、競合されていって上がってきた人が、ホームページでもう掲載になったわけですね。2位とか3位だったところは名前も出てないわけですよ。上がったところがホームページでも出る、そして、議会でいろんな議論がある。町中では、もうアップされてて、ここが1位なんだねというのがずっと広がっていく。そして、最終的には否決ですよ。そのことによってどんだけ、トップに選ばれたんですよ、地元の企業が不利益を被ったか。やはり議会の議決を経てからでよかったんじゃないですか。そこらの考え方がよく分からない、僕は。

**議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時41分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**市長（本田修一君）** 先ほどの件についてお答えいたします。

志布志市指定管理者選定委員会運営要領に従いまして、ホームページで公表したようござい

ます。この件につきましては、議員御指摘のとおり、もう少し配慮した形で公表すべき内容だったかというふうには感じたところでございます。

**13番（小野広嗣君）** だから、チェック機能ということ言えば、公表が悪いということではないけど、タイミングですよ、やはり。本当に、3年前にいわゆる選考委員会で1位になったわけですね。そして、あとのところはホームページに載つけられても名前も出ないわけだから、不利益は全然被ってないわけでしょう。トップになったところはホームページに載って以降、議会でもいろんな議論があった末に、それは議会の議決ですから、否決になって、結果的に地元の優良企業、ここはやはり大きな損失を被った。一人歩きするんですよ、情報は。ホームページに載せた、そして選考委員会で審議した結果、株式会社大黒さんに決まったと、これが載る。最終的には議会の議決が必要となりますと小さく書いてある。選定されたという情報の方が一人歩きするんですよ。これはやっぱり議会の議決を経て以降に、3年前の経緯を考えたときに、今回はしっかり議会の議決を経た後に載せるべきだったと、そう思いますよ。

それで、市長の今の答弁であれば早速でも削除できるわけですから、1日だけ載っけて即削除すればいいわけですから、削除してくださいよ。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの件につきましては、議員御指摘の内容ということで、非常に多大な迷惑を被ったというような経緯がございました。そのようなことで、今回の件につきまして、ホームページ上で公表されておりますが、その内容については削除いたしまして、議決をいただいた後に改めて公表したいと考えます。

**13番（小野広嗣君）** 何でもかんでも広報紙あるいはホームページに載せればいいということではなくて、確かに公表をしていくということは大事であります。だけれども、やはりそこに一定の配慮というものがあってしかるべきであろうというふうに思いますので、今後ともですよ、市長、広報紙の方はしっかり市長が最終チェックをされているというか、目を通されている。細かいところまではできないでしょうけれども、项目的にされている。ホームページに関してやはり市長の方にですね、大事な案件のときには伝達がいくような流れをしとかなないと、何が載って何がだあって流れていくか分からない時代ですよ、情報は。ぜひとも気を付けていただきたいというふうに思います。

あと、もう1点、ホームページを使って情報発信をしていただきたい。これは特に思っているんですが、観光PRでもいいですよ。今後は、ケーブルテレビ等を通してとか、市民チャンネルを通して、市長が市内の市民に対して今後の方向付けであるとか、あるいは協働の取り組み等に市民が一生懸命、市民協働で頑張ってくれた時に御礼であいさつをするとか、いろんな取り組みができますよね。それは市民向けであります。

今度は、一方ホームページを使って広報をする流れの中で、市外へ向けて、あるいは国外へ向けてやれる方法があるわけですね。

「YouTube」って御存じですか。のぞかれたこともありますか。世界で2,000万人以上の

方が利用なさってますね。これ、ほとんどお金はかからないです、ここにアップするために。

例えば、観光PR用のビデオを市で単独で作って、そして市の情報を市のホームページ上にボタンを付けて、そこから「YouTube」に飛ぶ。動画の情報量というのは重いわけですが、本市のホームページ上にためるわけではないです。「YouTube」の方にためてもらいますので、いくらでも蓄積ができます。そういったものを利用して宣伝をしている市町村、あるいは政党もあります。私どもの政党も公明党のホームページ上にそういったボタンを置いて、「YouTube」でかなりの量の動画を配信してPRをしています。そういったPRをぜひとも志布志市でもやっていていただきたい。どうでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

その件につきましては、まさしく私が今後ブランド推進のために取り組むべき内容ではないかなというふうに考えているところでございます。

私どもは、さまざまな商品についてブランド化を図っていく取り組みをしているところでございます。そしてまた、そのような取り組みが徐々に成果が現れている商品もあるところでございますが、それをいかにして情報発信していった世間の人に認めてもらうかという取り組みがかなり遅れているというふうに認識しているところでございました。

そのようなことで、今回本市ではICT事業に取り組む、そのことがきっちりした市内でのまず情報伝達手段が確立していくということでございますので、次には市外に対しまして市内の状況等を詳しく伝えられる手段を確立していきたいというふうに思っておりましたので、ぜひそのことにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

**13番（小野広嗣君）** 前向きな答弁でありますので理解をいたします。

少なくとも世界最大の動画サイトですね、「YouTube」は、世界中の方、また日本人も相当な方々がこのサイトをのぞかれています。そういった意味では、いわゆる経費もかけなくて、ほとんどかかりません。取り組める流れですので、情報管理課長はこのことは理解されていると思いますが、少し答弁願えますか。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** ただいま市長の方から答弁がございましたけれども、ICTの利活用等につきましては、ケーブルテレビ等で行政の番組も制作するというようになっております。そのような画像のソース、そういうものもいろいろ市の方で蓄積ができるというふうにもっておりますので、そのような情報も含めて「YouTube」等の利用について検討させていただきたいというふうに思っております。

**13番（小野広嗣君）** ぜひ前向きに本市の観光PRを中心にですね、情報の発信に努めていていただきたいというふうに思います。

あと、教育委員会の方ですが、Web図書館について、こちらが通告をしておりましたので、多分その後調べられたんだろうなというふうに思うわけですが、教育長の答弁を聞いていますと認識が時期尚早というふうな捉え方であるなというふうに聞こえたんですが、そうなんですか。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

時期尚早という時じゃないなとは思っています。ただ、私自身があまりメカに強くないものから、読書と言えば本を持って広げて読むというぐらいの認識なものですから、やはり本当に暗い部分でございますので、今後またこのWeb図書館につきましても図書館で十分調べて、そして遅れないように取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

**議長（上村 環君）** ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

**13番（小野広嗣君）** 時期尚早ではないというふうに今度は答弁をされたので、そういった観点から質問をちょっとしたんですが、実はですね、教育長、通告をしましたね。通告をしたのは11月末です。それ以降にまた大きな動きがあったんですよ、12月2日の日に。文科省の電子書籍関連の法整備などを目指す懇談会が設置をされています。実はこういった懇談会を設置するよというというのは、今年の5月、6月に計画があったんですね。その計画を受けて開かれたわけですが、12月2日に3点にわたって懇談・協議がなされたんですが、その1点目にですね、図書館における電子書籍の蓄積や貸し出しといった公共サービスの在り方を求めていくというのが1項目あります。そして、御心配をされていた先ほどの権利の集中管理ですね、電子書籍の発行に必要な権利処理を円滑にするための仕組みを進めていくということ。そして、電子書籍の発行にまつわる出版社に対する著作権、あるいは著作の隣接と言いますかね、そういった関係の保護。こういった部分についての是非を早急に議論して取り組むというふうになってまして、これについては当初1年間をかけて協議していくと、懇談をするというふうになっていましたが、より短期間での取りまとめをしなければいけないということで、12月だけでも3回やるんだと、そして早急に答えを出すというふうに結論づけています、1回目の懇談会で。ですから、遠い話ではもうないですよ。急がなきゃいけない。そういったためにはその受け皿づくりということをしっかり進めとかないかと思っています。

そういう意味で、先ほども教育長が言われたように利用者側の利点、図書館側の利点、いっぱいあります。いっぱいあります。

先ほど言われた、電子図書というのは拡大もできます。音声も聞けます。そして、めくりも自動でできます。便利ですよ。紙を手にとって読む方がいいと、僕もまだそっちの方なんですけど、でも電子化された本の情報も結構蓄積しております。図書館に行って、本を借りて読める、それが一番いいんでしょう、本来は。だけれども、仕事が忙しくてなかなか行けない、高齢でかなわない、先ほどの交通手段がない、そういった方々にとってはこれほど便利なWeb図書館はない。

もっとすごいなあと思うのは、これまで公共図書館で無理であったいわゆる学習本であるとか、そういった本の貸し出しをWeb上でやって、そして自分が学びたい所にマーカーで印を付けら

れて、そして得点まで出されると、そういうシステムもありますね。そして、2週間ぐらいに5冊ぐらい貸し出しをする。そして、本来の図書館であれば返却がされないということで、そこに対する催促があったりとかいろいろ手間暇があります。だけれども、これであれば、2週間後に帰らなければ自動的に消えるようになっています。そして、読み込んでないからもう少し読みたいというときは1週間の延長ができるとか、さまざま、人件費を使わずに、人を介さずにそういった取り組みができますね。

図書館側から言えば、いわゆる図書の紛失がない、返却、そういったことのいわゆる手間が省けるとか、さまざまな利点があります。

そういったことに関して本当に、じゃあこれを立ち上げるのにどれぐらいの経費がかかるか分かりますか。

**教育長（坪田勝秀君）** 私、調べました千代田区立図書館の場合ですと、システム購入費、それから回線使用料や保守委託料の運営のための初期投資が約600万円、そしてデジタル化した資料費として初年度に約500万円等、あと年次的にランニングコストがかかると、こんな程度しか資料は持っていません。

**13番（小野広嗣君）** 今述べられた、いわゆるコンテンツ料、いわゆる資料代、一般的に言う書籍代ですが、これは年次的に減っていますね。蓄積していきますから減っていく。そして、一旦蓄積されたものは傷まずに永久に保管できるという、こういう利点がありますね。

そして、公立図書館であれば、蓄積されていく本が、蔵書が増えていけば増えていくほど手狭になっていくというのが、将来志布志の図書館でも考えられる。

だから、全部をデジタル化するわけじゃないわけで、いわゆる公立の中央図書館というか、志布志図書館を基本にしながらもWeb図書館を構築していく。初期費用が約600万円、立ち上げ。それで、あとコンテンツは500万円ですけど、400万円、300万円と、千代田区の場合でも減っていますね。その代わりコンテンツは6,500ぐらい増えていっている。それをしっかり市民が利用できると。簡単に登録をして利用できる体制です。

ですから、こういったことに対する検討というのを教育委員会の中でしっかり、今の段階からですね、進めていっていただきたい。どうでしょうか。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今議員指摘のとおり、大変このWeb図書館というのは、時代を先取りした素晴らしいシステムであろうということは私も理解するわけですが、ただこれを本市の市立図書館、今三つありますけれども、ここに導入していくということになりますと、諸経費・費用もまた当然、初年度は特にですね、発生してまいります。

それから、やはり職員の雇用とかいうこと等も含めまして、図書館の運営の在り方の根幹にまでかかってこないかなということも懸念するわけですので、私どもといたしましては最初申し上げましたように、そういう諸問題、課題等がどのようにあるのか、どんなところにあるのかということを見守りますとともに、先発市町の様子等も情報を収集して遅れないように準備

してまいりたいと、このように考えております。

**13番（小野広嗣君）** 教育長、ちょっと理解されていませんね。3か所に必要ないですよ、1か所ですよ。1か所があればいいわけですよ。

そのことは、時期尚早ではなくて、先ほどの急ピッチで進むということも共通理解の上ですよ、研究を進めていっていただきたいというふうに思います。

じゃあ、現状について少し議論させていただきます。

教育長は、本市のいわゆるホームページ、図書館のホームページですよ、これを御覧になっていただけますか。

**教育長（坪田勝秀君）** あまり見たことがございません。失礼します。

**13番（小野広嗣君）** 担当課長は。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 申し訳ありませんが、見ておりません。

**13番（小野広嗣君）** じゃあ図書館行政を議論できないじゃないですか。見ていただきたい。本市には限らないんですが、同じレベルと比較をしてもしょうがないんですが、鹿児島市だとか、薩摩川内市だとか、そういった所はちゃんとしたホームページが出来上がっています。本市の場合は、情報量が限りなく少ないです。そして、それ以上もう、検索機能はやっと付いているわけですけど、自宅から居ながらにして、例えば僕であれば自分の好きな辻邦生とか宮本輝とか、いろんな作家の本がどんだけ入っているのかというのは検索できますね。だけれども、予約ができませんね。インターネットで予約ができない。これ、もうできている所がいっぱいありますよ、薩摩川内市も、霧島市も、鹿児島市も。そういった取り組みに関してはどうなんですか。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

ちょうど合併いたしました時に、その少し、一年前でしたか、私が聞くところによりますとオンライン化が一段落したということを知っておりましたので、その後は恐らく志布志市の場合は、それ以上いわゆるそういう情報システム化というのは進んでないんじゃないかなと、こういうふうに理解しております。

[小野広嗣君「だから、今後どうなんですか」と呼ぶ]

**教育長（坪田勝秀君）** 今後は、今指摘にありましたように、私も今申しましたように、今、霧島とか川内とか教えていただきましたので、そういう所の視察を兼ねて、そして勉強してまいりたいと思っております。

**13番（小野広嗣君）** ぜひですね、全国的にももうそういった流れになっていますので、せめて先ほどのWeb図書館にたどり着くまでにですね、そういったものには早く取り組んでいただきたい。そう難しいことじゃありませんのでね。

図書館のホームページを見ると、イベント案内とか図書館だよりというのもずっとあるんですが、もう今年の3月以降全然進んでいません。更新も何もされていませんね。

そして、何よりも気になったのが、リンクがなされてないんですよ。例えば国立国会図書館であるとか、いわゆる県立図書館とか、そういった所にリンクを張っておくことが大事なんです。

そして、例えば国立国会図書館にリンクを張っていると、今ですね、日本初の児童書専門図書館のホームページということで、その国立国会図書館に併設された形で国際子ども図書館というのがあるんですよ。ここを見ていくと、電子展示会だとかデジタルライブラリーとかあって、居ながらにして見ていける。そして、今そこにはですね、絵本ギャラリーがあって、絵本の発祥から20世紀までの流れが全部載って勉強できるんです。子供たちが見ても楽しい。大人が見ても勉強になる。そういった所へリンクしていく。おもしろい所につながりますよとか、いろんな誘導する言葉を付けてですよ、引っ張っていくとそういうことができるんです。どうですか。

**教育長（坪田勝秀君）** 分かりました。そのことも含めまして、よりよい図書館活動と、それから図書館指導充実に努めたいと思っております。

**13番（小野広嗣君）** 本当前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思うんですが、まあホームページを見ていらっしやらないぐらいですから、ちょっと期待薄かなという気もしますけど。

教育長は国文学者ですのでね、青空文庫は御存じですか。御存じない。ネット社会にはちょっと疎いという感じですね。

著作権が50年、著作権が切れた漱石であるとか、龍之介だとか、そういった方々の作品を有志で全部デジタル化の文章化されて、それが無償で配布されています。全国の図書館、8,000図書館に、大学・高校の図書館を含めてそうですが、今から3年ぐらい前にDVDにして送られています。それは貸し出しで見れるように送られています。でも、ネット上でそこにつながれば読めるんですよ、自分とこのパソコンでも。そして持ち歩くこともできますよ。

そういったことも含めて、Web図書館にたどり着くまでには、そういったことを市民に利用していただくという方法もあるわけですよ。そういったことを図書館のホームページでしっかり張り付けて、市民につないでいく、そういったことがぜひ大事じゃないかなと思います。どうぞ、答弁をお願いいたします。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

本当に私も全くこういう情報機器には弱いものですから、今大変よく議員の方から勉強させていただきましたので、本日はまたこの議会の様子を図書館担当者も見ているだろうと思いますから、ひとつ早速、また終わりましたら集めて、一緒に勉強していきたいと思えます。

終わります。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

**議長（上村 環君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

**14番（長岡耕二君）** 私が一般質問をする時はいつも最後になりまして、時間をオーバーして、皆さんも今後の計画がありそうな顔をしておられますので、簡単にと言いますか、質問させていただきますので、明快な答えを期待して質問に入らせていただきます。

通告に沿って質問いたします。



平成23年度組織機構見直し計画を示されました。基本方針にあるように、再編計画には限界があると認めながら、各支所の見直しがなぜ必要であるか、また各支所の現状、そして市民の意見をどのように市長は考えておられるか伺います。

また、総合支所方式から本庁方式へ早急に移行しなければならなかった理由をお伺いいたします。

次に、各支所の住民サービスは今の現状で適正であると思うかお伺いいたします。

時期によりますと志布志支所の窓口の混雑を見た時、またある時は建設課、農政課の職員は現場に出向くことが多く、市民対応が電話連絡に頼ることが多いことがあるなど、とても市民が満足できる対応とは考えにくいですが、どのように市長は思われているかお伺いいたします。

次に、本市の農業政策に入ります。

本市の農業政策もいろいろな事業がありますが、その中で現状と事業内容がかけ離れており、見直す必要があるものが幾つかあります。その中でも畜産生産基盤施設整備事業については、事業費の2分の1を助成する、もしくは上限金額が定めてありますが、上限金額が現状に合っていないと思いますが、見直しは考えられないかお伺いいたします。

以上、後は一問一答方式で質問いたします。よろしくお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** 長岡議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、組織機構見直しについて、志布志支所は現状でも職員が少なく、そして窓口件数が多いのに見直しをするのか、そしてまた、本庁方式は拙速すぎるのではないかというようなことについての御質問でございます。お答えいたします。

新機構見直し計画につきましては、各支所の現状と市民の意見をどのように捉えながらしたかということですが、支所の現状につきましては、松山支所において、農業委員会を含め4課1局15係、職員数37名、志布志支所においては、教育委員会を含め11課27係、職員数93名の組織体制で行政サービスの提供を行っております。

市民環境課の窓口来庁者の平成21年度の現状は、本庁が1万6,512人、38%、志布志支所が2万1,334人、49%、松山支所が5,872人、13%であり、税務課の平成21年度手数料件数は、本庁が6,676件、40%、志布志支所、8,115件、48%、松山支所、2,073件、12%という状況です。

産業振興課においては平成19年度から試行的に課長を置かず、産業振興室として課長補佐級の室長を配置し、業務を本庁に集約したところであります。3年経過した今では、本庁と支所の機能分担の見直しと本庁への機能集約の推進の成果と、一部ではありますが、職員の窓口対応のスキル向上により住民サービスの機敏性が向上してきているように感じられます。

そのような中で、市民の皆様からの意見・要望についても迅速に対応するために、本庁との連携や事務事業評価による事務事業の改革改善にも努めながら、全庁的な改善意識の定着を図りながら職員の意識改革と職員間の連帯感や協調性も育み、持続的な市民サービスと行政運営の効率性向上を目指してまいります。

いずれにしましても、組織再編計画と定員適正化計画の最終目標である平成23年4月に向けて

の再編計画の取り組みでありますので、御理解いただきたいと思います。

次に、総合支所方式から本庁方式へというようなことについてのお尋ねでございますが、市役所の機能につきましては、本庁、支所を問わず、組織や業務、人材を集約することなどにより、効率的な組織運営や限られた人材の有効活用など、一定の効果が期待できるものと考えております。

しかしながら、単純に集約を伴う組織効率化だけの観点での再編には限界があり、また安定した市民サービスの確保の観点からも、その機能が十分発揮されない場合もございます。そのような経緯により、支所につきましては、合併協議の中で総合支所として位置付け、スタートしたわけでございますが、合併後、市民の窓口利用の状況や事務執行の効率性を考慮し、段階的に本庁へその機能や業務を集約してきましたが、総合支所方式では、業務の効率化を図りにくい、2番目に新自治体としてまとまりにくい、3番目に職員の効率的配置を図りにくいなどの課題があり、これらを解消するために本庁方式に移行するものであります。

本庁方式とは、庁舎機能を1か所に集中し、本庁以外の従来の庁舎を支所、出張所として、窓口機能のみを持つ組織体制と認識しています。本市の場合、今後も支所においても課長を配置してまいりますので、現状の体制と変わりはないと認識しております。

また、合併協議の中の財政シミュレーションでは、職員数について、類似団体を参考に合併10年後には100人の職員を削減する職員数となっており、現在の定員適正化計画で50人の削減目標を定め、計画を進めているところでありますが、今後更に職員数を削減するには、総合支所方式では目標達成に無理があると考えているところでございます。

次に、各支所の住民サービスをどのように考えているかについての御質問でございますが、今回の組織再編に当たりましては、本庁と支所との役割の検討を行う中で、合併後5年目を迎える現在の状況におきまして今回の見直し計画の実施に当たっての基本的事項として、少人数課の1課1係については統廃合の推進をし、松山支所において課の統廃合による試行を実施してまいりましたが、特に混乱することなく窓口サービスが提供できておりますが、今回志布志支所の課の統合を行うに当たっては、課長職の減に伴い課長の担当職務が増える点について検討し、志布志支所の課長ヒアリングを実施した結果、対応が可能と判断しまして、志布志支所についても同様の体制を構築させていただき、来年度の支所の組織体制を志布志支所につきましては11課27係体制から6課28係体制に、松山支所を4課1局15係体制から2課1局13係体制としておりますが、市民に密着したサービスを提供し、その低下を招かぬように適正な人員配置に努めるとともに、特に市民課窓口については、業務や職員数も含め、現行機能を維持する方向で考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、畜産生産基盤施設整備事業についてのお尋ねでございます。

事業内容の見直しはどうかということについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

畜産施設整備につきましては、合併前からそれぞれの地区で実施されてきており、合併に伴い畜産環境施設整備事業として補助額等の拡充を図ったところであります。現在の畜産生産基盤施設

設整備事業は、平成20年度からのスタートであります。事業メニューの追加に伴い、平成21年度から各対象事業の補助額を1割削減して事業を継続しているところであります。

この背景は、市の予算にも限りがあり新たな補助事業を追加し続けることはできないため、毎年の予算編成方針の定めにおいて、新規事業は、新規事業1件につき廃止事業1件以上を要し、新規事業に係る一般財源要求枠は廃止事業における一般財源の範囲内とすることや、平成22年度市の一般単独事業においては、前年度比90%の範囲内で予算要求することも基本的事項としているところであります。

このようなことから、当事業単独で補助額の引き上げを行うことは極めて厳しい状況であります。畜産経営の厳しい環境を鑑みますと、でき得るなら既存事業分の補助額の削減をせずに支援できればとも考えますが、全体的な予算編成上の取り組みの一環でありますので、御理解をいただきたいところであります。

なお、事業メニュー間において補助率の水準に格差が生じている部分があるようですので、次年度に向けて格差を縮める方向で見直しを図りたいと考えております。

**14番（長岡耕二君）** まず最初に、組織見直しの計画についてであります。市長が各支所のヒアリングを行ったということですが、その時の意見はどういうことがあったか。

それと、この見直し計画の中に限界があるものという、この限界というものはどういうところが限界であるか。

そして、この中で、市長の答弁の中にもありますように無理があるという言葉がありました。その無理があるというところを市長はどの辺を考えておられるか、再度お願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志支所の課長の聞き取りをしたところでございます。その聞き取りの中で各年度における課長が対応した内容についてのまとめをもらい、その内容について検討したところでございます。そしてまた、来庁者の数とか、それから自動交付機あるいは市民カードの発行部数、そしてまた郵便の申請分、それらのことについてデータを基に協議をしたところでございます。

そのようなことで、今回改めて組織の再編に当たっては、これらの内容について検討した結果、組織再編は可能というようなことで判断したところでございます。

それから、総合支所方式では無理があるというようなことの答弁についてでございますが、今後さらに合併時の職員数について、定員適正化計画について進めるとなれば、更に50人の削減が必要ということになるわけでございます。しかしながら、合併10年後には総体で100人の職員を削減するというこの取り組みにつきましても、前期の5年間でこのことについては達成がされるところでございますが、今後更に厳しい形で削減をすとなれば、総合支所方式については無理があるというような判断をするところでございます。更に組織の再編を見直していかなければ、この削減に対応はできないんじゃないかというふうには考えるところでございます。

すみません、限界のところはどこでしたっけ。

[長岡耕二君「組織の見直しに当たっての基本方針の中に、計画については、限界があるものの、

更に組織の見直しに取り組む必要があるという、限界というのはどこを示すのかということ。市長の思っているそのままでいいですよ。」と呼ぶ]

**市長（本田修一君）** 申し訳ございません。

組織機構見直しに当たっての基本方針ということで、3分の2程度に縮減する再編計画については限界があるものの、更なる組織の見直しの必要があるという、このことについての見解、改めての答弁ということでございます。

この課の削減、そしてまた係の削減ということにつきましては、19年4月1日に比較して23年4月1日で3分の2程度に縮減するという組織再編計画が立てられたところでございました。しかしながら、このことにつきましては、課の削減については済んだということでございますが、係の削減についてはこのような形の削減が進まなかったということから、限界があったというような表現になっているところでございます。

**14番（長岡耕二君）** 難しいことはもう省いていきたいと思えます。

それじゃあ市長は、各支所にですよ、1週間に何回くらい足を運ばれるか。それとですよ、各支所の支所長なんかとどういう連絡を、密にするという形をですよ、単純にですよ、こういう連絡を取っているというのがあったら教えてください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身が足を運ぶというのは、毎月1回の朝礼では必ず行くわけでございますが、そのほかに1回ほどはなるべく行くようには心掛けているところでございます。

そしてまた、各支所の課長等との連絡につきましては、毎週課長会をしておりますので、その中で支所の状況等があれば報告がされていると、また相談もあるということでございます。

**14番（長岡耕二君）** 月に1回くらい足を運ぶと云ったら、やっぱり現場の現実は分からんですよね。週1回くらい足を運ばれるのかなと、忙しい時はそうじゃないかなと云って、私なんかも事業所を何か所か持っていれば、毎日とは言わんけど、それくらい足を運んで現実が分かるような気がいたします。

支所長なんかにお任せであるのかもしれませんが、やはり何でもかんでも私が質問したかと言いますとですね、私なんかもいつも支所に相談に行きます。そして、住民の皆さんがここに行ったらこういうことだったとかいろいろなことを、ちょっと改善せんないかなということもいつも指摘を受けます。その一部としてですね、やはり窓口、今数字でも市長がおっしゃられたとおりですよ、志布志の支所というのは6割の窓口を持っているわけですよ。人口があそこに集中している。そして、合併する時を想像したとき、ほかの所は人口が集中している所に本庁があるということで、志布志の場合はその反対ですよ。それを見たとき、やはり無理して総合支所に持っていこうとすること自体が無理だろうというふうに考えます。

改革というものは、いい方に改革するのが当然であります。その中で、事務局でも限界があるということをかえてそういう方向に持っていくということ自体がやはりおかしいんじゃないかと。そういうふうに改革するというのは、反対の方ですよ。いい方に改革するのが改革であっ

て、無理してでも改革するという事は、住民へ負担があるということと私は考えます。

まず、私たちがいつも支所に行きながら、そして住民もよく言われますが、志布志の支所を想像してください。4階を見たときですね、4階は大変忙しい建設課、農政関連、そして農業委員会があります。あそこに行った時、現場に出向かないかん人だけですから、みんな一生懸命頑張っていますよ、見ていますと。私なんか連絡しても、現場にちょっと時間内に行けないからということで、朝7時半ぐらいに来たり、8時ぐらいに打ち合わせ、現場を見に来たり、電話連絡をしたり、大変忙しく頑張っていますよ。

そして、ある住民が、そこは4階ですよと私が教えれば、行ったら誰もおらんというんじゃないで、臨時の女性の職員の人がおって、何の要件ですかって、誰に話せばいいか分からんということで、うちに相談に来て、私に相談されます。その時に私なんか電話をするけど、電話連絡しか伝わらないというのが志布志支所の現実ですよ。

そして、2階、窓口が、税務課、住民課、ありますよね。その中で、やはりお客さんはかなり集中して、暇な時は暇だろうと思います。集中している時がかなりありますね。

そういうところを見たとき、本当に総合支所方式から本庁方式に無理して早急に進めないといけない理由はどこにあるのかなと、不思議でならないんですが、市長の答弁の中には、無理であるけど進めんないかと。これが本当の改革だろうかというふうに考えますが、住民の意見を聞いたとき、どうしてもその方式に進めないといけない理由をちょっともう1回、市長、お願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併いたしまして5年が過ぎようとしているところでございますが、職員も合併時の混乱時から大分慣れてきまして、業務もスムーズに展開されてきているなというふうには考えるところでございます。

そのような中で、改めて来年の4月をめどに組織再編するということにつきましては、本当にまた新たな形の負担が生じるのかなというふうには思うところでございますが、今申しましたように、このことは定員適正化計画に基づいて組織の見直しがあると。そして、そのことについては、基本的には住民にとりましてサービスが低下しない形の組織再編をしていくということが前提となっているところでございます。

私自身も先ほど何回支所に行くのかというお話の中で、改めて考え直してみましたら、特にこういった形で御指摘がございますので、月始めとか、特に何らかの形で市民の方々が窓口に殺到しそうな時には、努めて支所の窓口の状況を見に行っているところでございます。その折々、私自身、その課長から冷やかされるんですが、市長が来る時はいつも市民の方々がいない時だけ来るんですねというようなことを言われるわけですが、私自身はいつ多いんですかというようなことを確認しながら行っているつもりでございまして、そのような状況で、初めに申し上げましたように、職員の方々が大分慣れてきて、そういった停滞というものはない状況になっているのかなというふうには感じているところでございます。

ということで、支所につきましては、窓口機能はきちり保たれている、そしてまた、そのような観点から市民に対するサービスが維持されているというふうに私自身は考えているところでございます。そのような中で、職員の適正な配置、適正規模の配置ということをしなければならないということについて、更に組織見直しをしながら、現場の職員というものの数を確保しながら組織再編をするということで今回の御提案をするところでございます。

**14番（長岡耕二君）** 何かしら市長と並行線のあれになっていますので、やはりですね、合併する前を見ていたからそういうふうに私も考えるのか分かりませんが、やはり住民の意見、そして市民へのサービスということを考えればですね、やはりもう1回見直すべきではないかと私は考えますので、ぜひ見直しと申しますか、見直しのまだチャンスですので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

あとはまた、この組織再編の中身についてちょっとお伺いいたします。

志布志支所を見たとき、地域振興課と税務課が今後一緒になるということではありますが、税務課は今2階にありますよね。そして、地域振興課は私の感覚では3階にあるというふうに思いますが、この部分とですね、そして、前否決になりましたが、ブランド推進課がここに掲載されておりますが、このブランド推進課は志布志の支所ではどこで考えられるのかということをお伺いしたいと思います。

なぜかと言いますとですね、今、ブランド推進ということで、市長が言われたように、私なんかも産業建設で事務調査にまいりました。それも同僚議員が話したとおりであります。これはなぜかと言いますと、ブランド推進ということで考えますとですね、私たちが地元で生まれた牛を、今、市長が御存じのとおり、一貫事業がありますよね、あれとひっくるめて、志布志で生まれた子牛を志布志の人が肥育して、それをどうにかブランド化して売っていけないかということで、合併する前からアピアでうまかもん市ということですとずっとやっております。その中で、限界があるんですね。志布志の人においしい牛肉を食べてもらおうということで、前は一頭ほどを2日間で売りおったです。そして、今は半頭、半分を売り切れないというぐらいの現状であります。これをどうして今後ブランド化して売っていかうかということで今悩んでおります。その一環として、山上畜産、神戸牛で売っていくあの現状を見たとき、志布志で生まれたものを育ててどういう形で売れるのかということの調査として、今度の山上さんを選んだわけですよ。

そういうところとか、ブランドと言いますと、やはり今アピアで港湾通りですかね、あそこがあつて、テナントショップと言いますか、そういう形で地元の商品を並べております。こういう品物をブランド化していくのがブランド推進、物流の係になるのかなというふうに考えていますが、志布志ではどういうところ、どこでそれを窓口として考えておられるのか、1点ほど、これだけ最初に伺います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ブランド推進課につきましては本庁に設置するわけでございますが、例えば企画、あるいは総務といったような形の部署と同じように、総体に影響するというところでございます。

ということで、志布志支所あるいは松山支所についてブランド推進を担当する部署というものは特別になく、全ての課においてそのようなことの対応を求めていくということになるかというふうに思います。

地域振興課と税務課とを統合しまして、現地域振興課は3階、税務課は2階にございますが、地域振興課を2階のフロアの税務課の隣に移す予定でございます。地域振興課につきましても、市民の窓口業務を担当しておりますので、市民サービスの向上につながるというふうに考えます。

また、支所長も2階フロアで執務をすることになりまして、窓口部門の総括管理が可能となりまして、課の統合により課長が減になりますが、その職についても補完できるというふうに考えるところでございます。

いずれにしても、市民の皆様が利用しやすい配置に努めてまいりたいと思います。

**14番（長岡耕二君）** 次に、産業振興課が振興室になった。そして、建設課、管理、建築、土木、このところが建設室になっておりますが、私がさっきも言いましたように、建設の方々、維持、そして、耕地林務水産課になりますかね、耕地係、この部分はですよ、かなり志布志では忙しい部分ですよ。市長、お分かりですよ。その部分が土木も、都市計画もやはり志布志では必要だと思いますが、この部分が統合されたということで、今の現実を見たときですよ、志布志の建設のところは3名ほどですかね、おられますよね。その中で本当に慌ただしく、忙しく頑張っておられますが、この部分は本当にこれで大丈夫なのかなというふうに私は思いますが、市長はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

土木施設の新設・改良、そしてまた、用地完了を本庁建設課に集約させることによりまして、効率的な事務及び執行ができるようになるかと思えます。

また、土木施設の維持管理は、より現場に近い各支所及び本庁で行うことで迅速な対応と措置ができるということでございます。道路占有などの事務手続きも、引き続き室建設係で行うということになります。

災害時には、室を含めた建設課全体で対応していき、早急な対応を図っていくというふうに考えております。

また、都市管理係では、都市施設の維持管理、住宅の受け付けや建築関係に対応し、住民サービスの低下にならないようにするというところでございます。

**14番（長岡耕二君）** 今、るる述べましたが、この見直し計画は大変無理である、限界があるということに私は気付きました。この計画はぜひ見直すべきではないかというふうに考えて、次に移ります。

次に、農業政策の中のですね、畜産生産基盤施策事業のことについて質問させていただきます。

今ですね、市長が言われたとおり、21年度、22年度、そして今この計画を見た時ですね、堆肥舎事業が、大変今環境、そしていろいろなところでですね、畜産農家というのは負担がかなり、今までにすれば倍の事業費の負担がかかってまいります。

今、口てい疫で分かったようにですね、産業振興の中の畜産の占める割合というのはかなり大きいのを市長も分かれたと思いますが、仮にですね、この資料で見ますと、事業費も2分の1、そして、ただし45万円。私が今計画を立てておりますが、見積もりをもらった時ですね、20頭の牛舎、そして堆肥舎を造ったときですね、これくらいの大きさの堆肥舎を造ってくださいと言ったら、最初は500万円くらいでした、見積もりをもらったら。そして、いろいろ絞りながら、耐震強度なんかはもうそのままにして、簡素化した建物を造って、これが限界ですよというのが350万円ほどでした。それをいろいろ縮減して半分にしてもですよ、半分にしたときが200万円程度の事業費ですよ。その中で、上限が45万円、最初50万円だったのを1割カットして45万円にということであろうというふうに考えます。そして、畜舎が15頭~29頭の事業費で2分の1、それで補助が90万円。最初、私が20頭規模の牛舎をお願いして見積もりをもらった時が、500万円くらいでした。500万円ちょっとでしたかね。これも今耐震強度とかいろいろなことを言われまして、環境にやさしい畜舎を造ろうとすれば、その程度要ります。その中で、いっぱいにして400万円くらいかなとしたとき、やはり農家の負担というのがかなり大きいなあというふうに考えたとき、やはり行政もかなり厳しい状況というのは私も認識しております。その中で、農家さんもかなり苦労されているなということで、このままでは限界があるなということに気がしましたので、今の市長の答弁にもありましたが、ちょっと見直しというニュアンスで答弁をいただきましたが、再度お願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

畜産関係につきましては、今年口てい疫が発生したということもございしますが、本市の基幹産業の農業のまた基幹であるというようなことで、特段に配慮した形で振興については補助しているというふうに思っているところでございます。

そのような中で、全体の事業費の予算付けにつきましては10%削減とかいう形でしてありました関係で、昨年度につきましては、新たなメニューを追加したということで、畜産生産基盤整備施設事業については補助率が変更になったということでございます。

現在、この事業につきましては、大分一巡してきたんじゃないかなというようなふうには考えるところでございます。その全体の事業量を見た中で、改めて縮める方向でできるとなれば見直しを図っていききたいということでございます。

**14番（長岡耕二君）** 私はちょっと、見直しをすると言ったけど、内容的にちょっと分かりませんでした。いい形で見直しをするということによろしいですか。もう1回お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、さまざまな事業が提示されているところでございます。その中で一巡したと思われるものがあつたりしますので、そのものを精査した形で、また補助率の水準に格差が生じているということがあるようであれば格差も縮めると、そしてまた、全体の畜産事業の中での格差を縮めるような形の見直しを図っていききたいということでございます。

**14番（長岡耕二君）** 全体的な見直しをやるということではありますが、ぜひいい形で見直しを



お願いいたしたいと思います。

それと、6月の一般質問でもやりましたが、この過疎計画の中にも入っておりますが、地域間の事業が過疎計画にも入っておりますが、これは6月の一般質問の時にも言いましたように、市長が選挙期間中に競り市の場所に来て、農家さんと約束した事業を私は再確認の意味で6月も言いましたが、過疎計画にもありますので、ぜひその部分も、私は市長の公約だろうと、農家さんとの約束だろうというふうに考えていますので、ぜひこれも過疎計画にありますように、実行していただきたいと思いますが、市長、よかったですら答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ブランド化を図っていくという観点からすれば、地元の牛をきっちり育てながら一貫した形でこのことを地元でも認めていただき、そしてまた外部にも認めていただくような形でブランド推進をしていくことになろうかと思えます。そういった意味から、この事業についても積極的に取り組みをしてまいりたいと考えます。

**14番（長岡耕二君）** 市長が積極的にやっていくということを知りましたので、また質問せんないかんときは、また改めてやりたいと思います。

今日はちょっと時間が足りないので、この辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時50分 散会

平成22年第4回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成22年12月8日（水曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

毛 野 了

平 野 栄 作

丸 山 一

金 子 光 博

### 出席議員氏名(23名)

1番 平野 栄作	2番 下平 晴行
3番 西江園 明	4番 丸山 一
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇一
9番 毛野 了	10番 立平 利男
11番 本田 孝志	12番 立山 静幸
13番 小野 広嗣	14番 長岡 耕二
15番 金子 光博	16番 林 勇作
17番 岩根 賢二	18番 東 宏二
19番 小園 義行	20番 上村 環
21番 鬼塚 弘文	23番 福重 彰史
24番 野村 公一	

### 欠席議員氏名(1名)

22番 丸崎 幹男

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田 修一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝秀	総務課長 中崎 秀博
情報管理課長 徳満 裕幸	企画政策課長 溝口 敏久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏史	税務課長 外山 文弘
福祉課長 山下 修一	保健課長 木佐貫 一也
農政課長 上原 登	耕地林務水産課長 立山 広幸
畜産課長 中崎 章文	建設課長 中迫 哲郎
松山支所長 白坂 照雄	志布志支所長 小辻 一海
水道局長 井手 佐喜雄	会計管理者 楠川 昭博
農業委員会事務局長 堀苑 智之	教育総務課長 五代 豊一
学校教育課長 金久 三男	生涯学習課長 津曲 兼隆

### 議会議務局職員出席者

事務局長 今井 善文	次長兼議事係長 徳田 弘美
調査管理係長 坂元 正知	議事係 武田 賢一郎

午前10時00分 開議

**議長（上村 環君）** これから本日の会議を開きます。

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

### **日程第2 一般質問**

**議長（上村 環君）** 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、9番、毛野了君の一般質問を許可します。

**9番（毛野 了君）** おはようございます。

通告に従い、質問を申し上げます。

まず、市が所有する遊休地の活用と企業誘致の取り組みについてでございます。

本市においては大変財政難の中、基金を取り崩してまで取得した多額の遊休地を抱えております。松山地区の工業団地、志布志地区の大迫の食品団地、夏井のゴルフ場跡地、新若浜地区の11haの分譲地等々、遊休地を抱えておりますが、まだ企業誘致が目に見えてこないのが現状であります。市長は昨年、立地の可能性がある企業が今種をまきました。そして、もうすぐ芽が出てくるものが幾つかあります、あるいは幾つもありますという答弁でありました。その果実がどうであったのか。また、施政方針で、積極的に企業訪問等を行い、トップセールスで港を持つ優位性を生かし、セールスで地元へ貢献できる優良な企業誘致に努めますとあります。遊休地の活用で健全な財政確立と、並びに我が町の産業振興と活性化に努める熱意とですね、芽が幾つ出たかの結論も併せてお伺いを申し上げます。

**市長（本田修一君）** おはようございます。

毛野議員の御質問にお答えいたします。

企業誘致につきまして、雇用・就労の場の重要な施策と位置付けておりまして、振興計画でも重点項目として雇用の場の創出と地域経済の振興を図るための施策を展開しているところでございます。

現在、市が所有する遊休地としましては、工業団地など向けに造成された安楽大迫工業団地、志陽工業団地、佐野原工業関連用地等があり、パンフレット等を作成しまして、市や県のホームページ、鹿児島県企業立地懇話会、志布志港ポートセミナー、志布志市企業誘致セミナー等をはじめ機会を見つけてこれら分譲地のPRを行っているところであります。現状としましては、平成8年より分譲を開始しておりました松山尾野見工業団地を本年4月に売却しております。

企業立地につきましては、平成20年には1社、21年に2社、そして本年度は1社と企業立地協定を行っております。リーマンショック以来の景気の悪化、停滞によりまして新たな資本投入に

つきましては、全国的に厳しい状況ではありますが、新エネルギーなどの環境ビジネスや農業関係のビジネス等を重点項目として進めております。また、市内に既に立地しております企業である食品製造業、飼料製造業、畜産関連業の積極的拡大の支援も重点項目としていただいております。見通しとしましては、現在畜産関連業や飼料製造業において協議を重ねているところでございます。このことにつきましては企業立地協定まで結び付けたいというふうに考えております。企業誘致につきましては、重点政策としまして、これまで以上に更に積極的に取り組んできたところでございます。

今議員から御指摘がありましたように、前回議員が企業誘致についてお尋ねになられました折に、トップセールスをし、種をまいているというようなことのお話をしたところでございます。それらのことにつきましては、本市に来ていただいたり、更に具体的な話をする中で進出を断念されたということがほとんどでございまして、また新たな形での誘致の活動をしているところでございます。

**9番（毛野 了君）** 市長、今の答弁で2か所と1か所、二つと一つが企業誘致がなされたということですか。具体的にちょっと教えてください。

一つは、養鰻ですか、農地を潰してまで立地した養鰻だと思いたしますが。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

1社は御指摘のとおり養鰻場でございます。もう1社につきましては、今回新たにサンキョーミートさんの方で増設工事をされておりましたので、その立地協定をしたところでございます。

**9番（毛野 了君）** 市長の努力で確かに養鰻というのは1社誘致をされた、その実績はございます。ミートについては、増設ということであれば既存の企業ということで、新たな企業誘致というものではないというふうに理解していいんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

**9番（毛野 了君）** 前回、冒頭申し上げましたが、種をまいて芽が出るものが幾つかあります、幾つもあります、どちらかだと思いますが。日本語は難しいですね、幾つかと幾つもありますかでは大分違いますから。その果実がどうなんですか。今大変景気が底をついておりますが、我が町に進出して企業として取り組もうという、種をまいたものが芽が出てくるものは望みがないんですか。そこもちょっと併せてもう1回お願いを申し上げます。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本年5月に、これはもう昨年度事業になるわけでございますが、堀口園さんの方で、てん茶工場というのを新たに開設していただいているところでございます。

それから、先ほどもお話ししましたようにさまざまな形でトップセールスを行ったところでございますが、セールスを行った時点では、かなり感触がいいというようなふうに受け止めたところでございます。その後、具体的にお話をさせていただきまして、また本市に来ていただき該当する土地などを見ていただいた結果、進出については至らなかったということございまして、昨

年そのような働き掛けをしました会社については進出がないところでございます。

しかしながら、現在新たに港関連の会社で、本市は志布志港という中核国際港湾というものがございまして、この地に近い形であるならば進出が図られる可能性があるということで、タイヤ・ゴムの会社、あるいは太陽光発電の会社につきましても、流通という観点からの進出もお願いをしているところでございます。

さらに、今言いましたように志布志港におきましては飼料コンビナートがございまして、現在畜産関係の方々が非常に飼料の価格について、その価格の動向に関心が高くなっている状況でございまして。そのような中で、本市から配送される飼料の価格は他の地域に比べて有利な条件にあるということで、本市の近郊に農場を開設したいという申し込みも来ているところでございます。これらの企業につきましては、担当課と綿密に連絡を取りながら、進出が図られるべく取り組みをしているところでございます。

**9番(毛野 了君)** 市長、今私が聞いているのは産業振興のことであって、農業振興ではないわけですね。ひとつ、その畜産の企業として進出をするのかどうか、それは伊崎田地区のあそこのことだと思いますが、私が聞いているのは、産業振興の意味で企業誘致という立場で聞いておりますから。

市長、ポートセールスと一緒に、毎回同じメンバーで同じ所に行くようじゃですね、企業誘致もですね、なかなか厳しいものがあると思います。確かにポートセールスも、具体的に言うと東洋埠頭、上組、日本通運さん、支店長と県と一緒にやってポートセールスをやる、これは結構なことですが、もう過去何年もやっているんですね、同じメンバーで。同じメンバーですから、同じ取引先しか行かないわけですよ。裾野が広がらない。企業誘致もしかりです。新しい芽をですね、ぜひ見つけて、新しいメンバーで取り組んでいくべきだと思います。

そこで、既に立地されている港の企業の支援と情報収集も大切だが、地場企業の育成、農商工連携、県と一体となって企業誘致促進の補助制度を活用しながら、市長、言うまでもないことですが、立地をやると地域経済が活性化し、若者の定住、経済の活性化につながるということももう市長も十分自覚されていることと思いますが、市長、市長になって5年目です。市長は中央にですね、太いパイプとすばらしい人脈を持っていると伺っております。ぜひそのノウハウをですね、我が町の産業振興につなげるような決意を、種まきじゃなくて芽が出るような振興策をですね、決意をぜひもう1回お願いを申し上げます。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

農商工の連携につきましては、新たな取り組みということでJAさん辺りでもこのことについては取り組みがされ、実績が出てきているようでございます。そしてまた、私どもの方でも、今回新たに構築するICT関連でもそのようなことが可能ではないかというふうにただいま研究をしているところでございます。

私自身、市長になりまして5年ということになりますが、本当に大変な時代をやってきたのではないかなというふうに思っております。世界全体で言えば、リーマンショックによりまして経

済不況が発生した時期でございます。そしてまた、本市では、口てい疫も発生したりしまして、本当に大変な時代に私自身皆さん方の御協力をいただきながら、市長職を全うしてきたというふうに考えるところでございます。

そのような中で、企業誘致ということにつきましては、志布志港の開港もございましたので、そのことを新たなてこにして、この地に企業が進出していただくべくさまざまな形のセールスはやってきたつもりでございます。しかしながら、時代背景が難しいということで、そのようなことで結果的には、いわゆる企業の誘致が果たされなかったということについては、大きな企業の誘致については果たされなかったということについては、反省するところでございます。冒頭ありました工業団地というのも十分用意されておりますので、そのことについても積極的にPRしながら、今後も企業誘致についてはあらゆる角度からの努力を払って取り組んでまいりたいと思います。

**議長（上村 環君）** 鬼塚議員、着席です。

**9番（毛野 了君）** いいですか。市長、志のまちづくりも大変結構ですが、ぜひ企業誘致をやることによってですね、志布志の人口増にもつながる。経済の活性化にもなる。これをぜひですね、上京する折々に企業誘致のセールスも引き続き努力されることを期待いたします。

次に移ります。

県道の整備要請についてであります。

県道塗木大隅線の部分改良についてですが、この路線は特に、志布志町田之浦校区大越集落内を通る、道路幅も狭くカーブも多い、薄暗い箇所もあり、大変危険な部分でございます。従来これは校区民がそれぞれ移動市長室なり、その場で要請もしておるんだそうですが、なかなか着工をみていないということで、ぜひ取り上げてほしいという強い要望がありましたので、あえて取り上げる次第であります。

この路線は、田之浦校区から松山町尾野見、泰野を結ぶ県道でありまして、地域の産業、経済発展はもとより、地域間の交流を図る上からも欠くことのできない極めて重要な役割を果たしている路線でございます。両地区民が合併して良かったと、本田市政が2期目で一気に造っくいやったと目に見えて実感できる路線であろうかと思えます。早期にこの部分改良を県に進達、あるいは要請する考えをちょっとお伺いを申し上げます。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この路線は、泰野から田之浦へ向かい主要地方道、南之郷志布志線と接続する一般県道であります。志布志港の発展に伴い、農畜産物の生産拡大及び輸送トラックの大型化・高速化が進んでおりますが、現況は御指摘のとおり屈曲が多く、しかも狭いいため、通勤通学はもとより、地区住民の日常生活に支障を来している状況であると認識しております。

このようなことによりまして、未改良区間についても新規採択地区として曾於地区土木協会の要望活動で現状と課題を説明しまして、1.5車線のな局部改良も含んだ整備をお願いしているところであります。

県も財政難で非常に厳しい状況であります。今後も市の重要路線として地元の協力を得ると同時に、更に要望を継続していく所存でございます。

**9番(毛野 了君)** ぜひですね、部分改良で、本来なら全線改良がいいんでしょうけれども、危険な箇所の部分改良ということで、ぜひ県に強く要請して、早期着工をみるように努力をお願いを申し上げます。

それと、関連して、通告をしていないけれども、ここの部分は通学路であり、中学生は部活をやりと自転車通学だそうですが、暗くなって大変危険であると、ここに街灯を付けてくれという要望も併せて要請しているのだが、一向に付けてくれんというのがありました。前回同僚議員が質問をしましたが、学校の校長に調査するのではなく、自治会の小組合長に要請すべきであるというのが出ましたけども、ぜひその実態をですね、併せて早期に街灯設置というものも実施されるよう要望しておきます。

答弁がありますか。答弁があれば伺います。

**建設課長(中迫哲郎君)** 志布志地区の街灯につきましては、昨年度約440基ほど地区内の学校の通学路を中心に整備したところでございますが、その中で漏れていたというかですね、脱漏分を今年度の箇所で整備をしているところでございます。また、必要な箇所につきましては、調査をしながら、年次的にですね、予算を獲得しながら整備していくということで御了解願いたいと思います。

**9番(毛野 了君)** 答弁がいただけましたので、じゃあ今私が指摘してる所は設置を計画してるの。

**建設課長(中迫哲郎君)** 今この地区につきましては、集落の独自の街灯もございまして。今市が設置している街灯と集落の街灯の明かりの差とかいろいろなことはございまして、その辺を現地を調査しながらですね、必要な箇所につきましては、年次的に整備してまいりたいと思います。

**9番(毛野 了君)** 市長も担当課長も、これは議事録に載りますからね、ぜひ実行をしてください。

次に移ります。

市道町原弓場ヶ尾線についてであります。この道路は志布志湾の整備が進むに伴い、港に直結する路線であり、また東九州自動車道と志布志都城道路のインターと面する、今後利用者と交通量の増加が予想される地域であり、残りの未整備区間の改良計画をお伺いをいたします。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

市道町原弓場ヶ尾線の進捗状況でございますが、平成18年度から事業を進めておりまして、現在のところ県道志布志福山線との交差点改良が完成しまして、右折レーンが整備されたことによりまして、国道220号と志布志港方面への通行がスムーズになり、渋滞の解消が図られ整備効果の向上が見られております。この交差点改良区間を1期工事区間と位置付け、完成できたところでございますが、現在は、御存じのとおり志布志インターチェンジへのアクセス道路でありますので、将来交通量の増加が見込まれ、大型車両の往来により周辺の住民の生活の安全性の向上を図



るため、さらに舗装の傷み、振動等の対策に道路の構造を向上させる必要がありますので、2期工事を平成21年度から整備を進めているところであります。整備の内容としましては、元々この道路の車道幅員は大型車両等に対応できる道路幅が確保され、既に2車線化されております。しかし、この周辺は住宅が多く建設される良好な基盤であり、本市でも生活道路としての重要な主要路線に位置付けていることから、将来自転車、歩行者も多く見込まれる地域であるということも含めまして、歩道整備に重点を置き2期工事として整備を進めているところであります。

また、志布志市から都城広域圏を結ぶ定住自立圏共生ビジョン事業に掲げ、基金を活用するなどしまして財源の確保にも努めているところでございます。

**9番(毛野 了君)** じゃあ市長、23年度の当初予算計上ということで理解していいんですね。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

歩道の整備につきましては、国道220号志布志港入り口交差点から県道志布志福山交差点までの市道は、両側歩道で整備済みであります。しかし、この路線の北側にある、ただいまお話になっております弓場ヶ尾方面から通じる接続路線の昭和弓場ヶ尾線につきましては、現在片側で歩道整備を行っております。このことから、現在のところ歩道は片側の整備をまず行い、自転車、歩行者の安全を確保しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

**9番(毛野 了君)** ぜひ取り組んでください。この問題はこれで終わります。

次に移ります。

教育長にちょっとお伺いいたします。社会体育施設で運動公園内にある武道館の整備についてであります。

体育の基本計画方針は、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくり、目標として、いつでも学べる場と機会があるまちづくりであるというふうなうたっております。

そこで、日本古来の武道である柔道・剣道の施設整備であります。この武道館は現在、日々の稽古では十分であります。年間数十回開催される各種の大会においては、それぞれ県内外から多くの参加者を見ている少年団大会等々、応援者は武道館の外よりの応援となっているというのが現在の武道館の施設だそうですが、他の大会会場では、簡易なものもあるが、観覧席、応援席が完備されていると。

今後、なお一層の少年団活動の活性化、更なる青少年の健全育成に寄与することだと思いますが、早期に整備する必要はないかと教育長にお伺いをするわけですが、あえて一般質問に取り上げたのは、何年も指導者がですね、要請をしてくれているが、一向に実現しないと。私も昨年教育委員会に行って、教育長と担当課長に言いました。検討しますと、私の解釈では聞きおきますというぐらいにしか私はとらなかつたんですが、各剣道、柔道の指導者が長年お願いをしている事案だそうです。大きい大会をする時、それぞれですね、選手以外は出てくださいますとか、そういうのをやって大会をやる中で、大変心苦しいというのが指導者の弁です。その考え方をちょっと教育長、お伺いをいたします。

**教育長(坪田勝秀君)** お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のように、この日本古来の柔道・剣道の指導につきましては、新しい学習指導要領におきましても、今度中学校におきましてどちらかを必ず習得するということふうにも決まっておるところでございます。学校におきましては、畳のない中学校には、今度新しくまた予算をいただきまして畳を購入していただいたところでございます。私どもも柔・剣道の普及、そしてまたその活動ということにつきましては十分認識はいたしております。

そこでですが、志布志運動公園の武道館につきましては、これは御案内のとおり昭和63年6月にしゅん工されまして、もう既に22年が経過をいたしておる施設であることは御案内のとおりでございます。当武道館につきましては、現在片面を剣道、そして片面を柔道という形で年間を通じて利用をされておりました、主に柔道会や剣道連盟が年に数回利用していただいているというのが実状でございます。

今議員御指摘の武道館の観覧席についてでございますが、以前も議員からもいろいろと御忠言いただきまして、柔道の大きな大会が開催された際に、今御指摘のように一般の方が試合を見られないので、観覧席の設置ということは考えられないかということございまして。そこで教育委員会といたしましても、いろいろな角度から検討をいたしました。その結果、この武道館につきましては、建設当時は現在のように観覧席を設置することは想定されておりませんで、試合コートと壁の間がですね、2 m60cmしかございません、もし畳を敷いてしたときに。その2 m60cmの所に移動式または常設いずれかの観覧席を、階段的なですね、新たに設置するとなりますと、私どもの今の試算でございますが、それを見ますと、実際に3段ぐらいの観覧席を設置いたしますとですね、試合場と観覧席の間が極めて狭くなりまして、約79cmぐらいの幅にしかならないわけですね。ですから、柔道にしてもわあっとこう非常に激しいスポーツでございますから、そうになりましたときに、選手及び観客の安全面の配慮ということで、大会運営に支障を来すのではないかという結論に達したところございまして、現在、この武道館の現在の形での大会運営をまげてお願いをしているというのが実態でございます。

そこで、私どももいろいろ考えたわけですが、それでは、体育館ですね、体育館には観客席もありますので、この体育館に主催者に会場の変更などを検討していただきまして、体育館の有効活用を図りながら安全な大会運営はできないものかということ、今後関係団体ともですね、話し合いまして、会場の設営の問題もありますが、これはまあもう少し検討いたしましてですね、スロープでも付けましてですね、畳の移動ということが可能であれば、体育館で競技の日程を調整してできないものかと、今考えているところであります。

ですから、これは近々また関係団体と話し合いをいたしましてですね、そうできないか。ですから、あそこの今の武道館に観客席を造るとなりますと、あれを広げるしかない、両脇ですね。それで、もう造り替えるしかないというのが現状でございますので、これはまたこうなりますとまたばく大な予算もかかるということでございますので、私どもも大変苦渋しております。ですから、そこのところの体育館の利用ということ、今一つの選択肢として考えているところでございます。

以上でございます。

**9番（毛野 了君）** なかなか市長よっけんな厳しい答弁ですなあ。

そこで、教育長、今後検討するということであるが、観覧、折り畳みのそれが設置不可能という判断をされたということですね。それであれば簡易な、言葉がちょっと適當ではないかもしれないけども、下ろしみたいなのをしてな、片方だけ、それなら何百万円もかけんでいいと思うんだけども、そういうのを考えられないのか、ぜひそれも併せて検討してみてください。

最後に伺います。

各施設とも老朽化しており、年次的、計画的な改修が必要と思うが、体育施設の有効活用を図りながら、各施設の整備を進める計画はありますか。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

具体的に体育施設に関しての御質問でございますが、現在、御案内のとおり文化会館をこの前1億数千円かけましてリニューアルしたところでございまして、これまた今後耐震化の問題もございまして、それと併せながら、どの程度どういう施設を今後改修、またはリニューアル、できることなら今御指摘がありましたように観客席もできるようなものができるとすれば、これはもうそれに越したことはないわけでございますが、そういうことも含めてですね、また計画の中で財政当局とも御相談してみたいと、こういうふうに考えております。

**9番（毛野 了君）** ぜひ年次的に改修、改良に努めてください。

市長、最後に、志布志市の遊休地の一覧表なり、面積なり、そういうものがあればひとつ、後もっていただけませんか。

はい、議長、質問を終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、毛野了君の一般質問を終わります。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

**1番（平野栄作君）** それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

地域情報通信基盤整備事業につきまして、2点ほどまずお伺いしたいと思っております。

市長は施政方針の中で、本事業により地域内の情報通信格差を是正し、光ファイバー回線による情報通信基盤を整備し、行政告知放送端末を全戸に設置して市民が安心して生活できるシステムを構築する。さらに、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において活用を進め、住民の誰もが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりと市民サービスの向上に努めると述べていらっしゃるようです。

当集落におきましても先ほど説明会がありました。説明に来られたわけなんです、主体的な内容としましては告知端末の設置、それとケーブルテレビ、インターネット部分というものが主要なものであったように思っております。告知部分につきましては、全戸の加入ということをお勧めいらっしゃると思っております。

当集落ではですね、数軒もう要らないというような所もありましたが、その後何回か足を運びまして、詳しい説明を行った結果、当集落におきましては全戸、告知部分については設置をして

いただけるというようなことになっております。

ただし、ケーブルテレビについては約半数程度、インターネットについては高齢者世帯というのはほとんど加入がないというような状況になっているようです。

そういう中で、まず1点目なんですけど、昨日の質問の中で、進捗状況、加入等ということの中で総体的な数字が出ているわけなんですけれども、この行政告示端末の設置というのは全戸に設置をするということが基本であるようですが、それで市民が安心して生活できるシステムを構築する基となるということになるろうと思っております。

その中で、各町単位での加入の状況、これがどのようになっているかという点。それと、昨日未加入の数値も出ているようでしたが、自治会の未加入世帯も多数あると聞いておりますが、そこらあたりに対して今後どのような形で設置を広めていくのかという点についてお示しをいただきたいと思っております。

**市長（本田修一君）** 平野議員の御質問にお答えいたします。

地域情報通信基盤整備推進事業は、現在、伝送路整備工事とセンター設備整備工事、及び情報センター建設工事の建築本体・機械・空調設備工事と情報センター建設工事の電気工事の4工事が進捗中でございます。工事そのものはスケジュールどおりに進捗しているというふうに考えております。

現在、全職員の協力を得ながら自治会説明を開催しましたが、数自治会を除きましてほとんど終了したところでございます。

告知放送端末の申込状況につきましては、12月7日現在で自治会加入世帯の申込件数が9,608件、申し込みの率は82.3%でございます。自治会未加入の世帯の申し込みでは963件、申し込みの率は24.0%であります。市全体では申込件数が1万571件、申し込みの率は67.4%であります。

各町別にといいましてでございますので、松山地区におきましては、申込件数が1,607件、加入率で82.9%であります。この内訳につきましては、自治会加入世帯で1,559件、87.7%、未加入世帯で48件、29.6%です。

次に志布志地区でございますが、申込件数5,045件、加入率58.9%。この内訳は、自治会加入で4,512件、74.6%、未加入で533件、21.2%であります。

有明地区につきましては、合計で3,919件であります。加入率75.5%。自治会の加入世帯で3,537件、91.8%、未加入世帯で382件、28.5%であります。

今後、この未加入世帯につきましては、12月31日を最終の締め切りとしておりますので、更に自治会についての働き掛けをしてまいりたいと思っております。そしてまた、未加入世帯、それから自治会で把握できない世帯につきましても、職員の方で各戸訪問をいたしまして対応したいと、加入率を高めてまいりたいと考えております。

**1番（平野栄作君）** ありがとうございます。

今説明があったパーセントなんですけれども、自分が前聞いていたよりは若干高いのかなというような気はしておりますが、ただ気になるのは、自治会加入世帯というのは非常に加入率も高

いと、それに反して多分入ってらっしゃらないという所は高齢者世帯なのかなというふうに考えております。ただし、防災上の観点からいきますと、高齢者世帯についてもやはり加入促進を図るべきであるということが必要じゃないかなと思っております。

特に、当集落でも考えたわけなんですけど、この事業を推進するに当たりましては、職員の努力も必要だと思いますが、そこにはですね、自治会長の力をやはり借りていく必要があるのかなと。そしてまた、自治会長自体がこの事業の詳細部分というものを熟知されていないところも多数あるのかなということも考えるところです。

ですから、今後進めていくに当たりまして、職員だけということではなくて、やはり未加入の所があるとすれば、自治会長の協力ももらうような活動も併せて進めていかないと時間的な余裕もないんじゃないかなと危惧されるところであります。

それともう1点が、自治会未加入世帯の対応ということになっております。限られた職員の中で、短期間の中で本当にこの全戸設置という目標に向かって進むわけなんですけども、これが本当に可能なかどうか、そこらあたりを併せてもう1回お願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもとしましては、この加入につきましては、全戸設置を目標に取り組んでいるところでございますが、先ほど議員からお話がありましたように、どうしても加入したくないという方も中にはおられるというふうには聞いております。そういった方々は致し方ないとしても、私どもの方で十分御説明を申し上げ、100%を目指した形で加入の促進をしていきたいというふうには考えるところでございます。

このシステムにつきましては、現在申し込みを受けて、そして設置をしたいという方につきましては国の交付金事業が活用できる極めて有利な内容になっておりますので、そのことを十分自治会長さん方にもお話ししながら理解をしていただき、協力をしていただくような態勢をとっていきたいと考えております。

**1番（平野栄作君）** 今のうちに最大限の努力をやはり傾注しておかないと、期限が来ますと自己負担というような形にもつながっていきますので、そうなった場合にはまた苦情とかいうものが殺到することが考えられると思いますので、最大限の努力を傾注されることを期待いたします。

続きまして、2点目の部分になりますが、行政サービス向上にこの事業をどのように活用されていくのかという点であります。

パンフレットをいろいろいただきました。これは将来像ということで記載されているんだろうなあとと思っておりますが、ここにもありますパンフレットには、将来的なビジョンというようなものが記載されていると思っております。でも、こういう資料がありながら、集落自治会の時にはここ辺りに踏み込んだ説明というのが皆無でした。特に、ここにあります在宅要介護・高齢者宅緊急通報端末の設置とか、遠隔医療相談ですか、そういうものも何か将来的にはですね、視野に入れられてこの事業を今回整備をしていくというようなことになっているのかなというふ

うに考えております。

高齢者の皆様方にとりましては、安否確認とか在宅福祉情報の入手、遠隔医療相談等が可能であるというようなことがですね、早いうちに情報としてあればですよ、それなりのまた考え方というのを持たれるのではないかなと。ただ、今の状況ではインターネットとか聞き慣れない言葉だけが氾濫しておりまして、この将来像の具体的な説明というものが不足しているのではないかなというようなものを非常に感じたところであります。

この事業、今は基盤をまずつくっていくという段階ですので、これから先のことになるとは思っておりますが、やはり早い段階で将来的なビジョンというものも市としては示しておく方がいいのではないかなと思っております。この部分につきましては、どのような計画、方向性をお持ちなのでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、今回敷設する事業の大きな内容としましては、まず行政告知端末機を設置していただく、そしてまた、ケーブルテレビが見られる回線を引くというようなことになるということでございます。

ということで、CATVにつきましては、公設民営という形でBTVに運営をしていただくということになるわけですが、その回線を利用して今後市として行政が福祉的な形で取り組む、市民生活の向上のために取り組むという事業を構築するというものが、ただいま例としてお示しになられた内容であるかと思えます。

現段階では、そのような事業を展開している地域はあるわけですが、私どもの地域ではまだまだ、まずハードの構築を完璧に仕上げることが最大の課題になっておりますので、このことにつきまして全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

そして、将来的には今お話がありました高齢者の見守り、あるいは健康増進のための健康診断システムとか、あるいは子供の教育のための宅習の制度の確立とか、そういったものがあることは十分承知して、またそのことについての勉強は重ねてきているところでございますが、事業費自体が構築した後に維持という観点からすると、まだかなり本市にとってはハードルが高い内容ということでございますので、それらのものが本市の独自の形で展開されるまで、しばらくお待ちいただきたいというふうには考えているところでございます。

昨日もお尋ねがございましたように、買い物困難者世帯に対するサービス事業ということについても研究を重ねてきているところでございます。今年度についても経産省の方で、そのことについての募集があったところでございますが、現段階では内部的にまだまだそこまでの協議が調えられてないということで、次年度にそのことについては内部で協議を調えながら事業化を図っていきたいというふうには考えているところでございます。他の事業についてもそのようなふうに、順次サービスが高まるような形の取り組みをしてまいりたいと考えております。

**1番（平野栄作君）** 将来的な構想ということになると思っております。ただ、ばく大なる経費をかけながらここを整備をしていくわけですので、なるべく早い段階でですね、そういうサー

ビスの提供が可能になるように進めていただきたいと思います。

本当、情報化社会ということで、ちょっと見てみますとですね、田辺市の方ではもう既に大体基盤整備完了後1年6か月から2年後にですね、テレビ電話の取り付けとか、高齢者の見守りというようなものを既にもう取り組んでいらっしゃる。モデル的にも取り組んでいる自治体もある。だから、こういう先進的事例が多数あると思います。全国で147か所ぐらいの規模でこの情報基盤の整備が進められているというのを聞きますので、そういう事例を先駆的に取り組みながら、当市の福祉増進とか、行政のサービス向上というものに努めていただければいいのかなというふうに考えております。

もう御存じだと思いますけれども、この高齢者の見守りにつきましては、冷蔵庫の開閉にセンサーを取り付けていると。それが一定期間開閉がなければ異常と見なして、センサーが感知して通報するというような仕組みになっているようです。

それと、あと、テレビ電話ですね、そういうのもモデル地区を選定しながら取り組みを進めていらっしゃるようです。テレビ電話なんかはですね、特に高齢者にとっては非常に便利なアイテムになっていくのかなと思っております。また、現在であればインターネットを利用していくとですね、スカイプクライアントとか、そういうものの活用によってそれに類似したような操作も可能になっていくというようなこともあります。

ですから、インターネットがもう活用できる体制をつくっていくわけですので、高齢者の皆様方にもそういう効率の高いですね、ものがあると。そしてまた、高齢者の生活の中に利便性が追求されるわけですので、そういう情報も合わせて提供していくべきなのかなと。そしてまた、高齢者はですね、複雑なことはできないと思います。ただし、限られた操作であれば、そういうものの活用ということも数回の講習会の中で学べていけるのではないかなというふうに考えられるところです。

ですから、そういうことの情報発信ということも併せてですね、今度基盤が整備されているいろいろな行政情報というものがこの事業を通じて流れていくわけなんですけれども、この基盤が確立した後は、そういうものを先駆的に取り組みながら、そしてそれに合うような形でのサービス提供を目指していただきたいと思います。そこで辺りはどのようにお考えでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回情報通信基盤整備推進事業を導入するに際しまして、地域での説明会を重ねてきたところでございます。その中で、例えば情報通信基盤整備という言葉自体も難しい内容であろうし、そしてまた行政告知端末機、それからCATV、あるいはケーブルテレビ、あるいはインターネットという言葉はかなり高齢者の方々には理解し難い内容かなと、言葉かなというふうに考えまして、あまり難しいことは言わなくて、今回は、行政告知端末機が設置され、そしてまた多チャンネルのテレビが見られますよというようなことでお話申し上げているところでございます。そしてまた、多チャンネルテレビの中で市民チャンネルも開設され、そのことが市民の一体化が調整される内容の放送がされますよということのお話を申し上げて、とりあえずは行政告知端末機の





の方としては、伝えておくというような回答があったところなんですが、その後一向に改善の兆しが見えていないというふうに感じているところですが、その後どのような経過になっているのかというところだけお示しいただきたいと思います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

シルバー人材センターの運営につきましては、私も理事の一員として参加しておりますので、意見をその都度申し上げているところでございます。3月定例会での質問につきましても、理事長ともこのことについては十分意見交換を行ったところでございます。その中で、志布志地区のシルバーワークプラザにつきましては、組織再編という形で職員を本所に異動させたということで、会員の方々に対する業務の指示、配車、報告書の受け渡し等を行い、事業の展開に支障がない形で運営がされているというふうには聞いているところであります。職員が常駐している状況ではありませんので、若干の不便をお掛けしている部分はあろうかと思いますが、事前に連絡をいただければ鍵を開けるなど対応はされているというふうに伺っております。

会員の方々からの要望も直接センターには届いていないと聞いておりますので、もしそのようなことで更に要望があるということであれば、私どもの方に直接でも構いませんし、担当の福祉課の方にも御連絡いただければ、このことについてのサポートも更にしやすくなるかと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

**1番（平野栄作君）** 事業内容の部分についてはですね、もう質問は差し控えたいと思っておりますが、なるべく会員の皆様の施設ですので利用促進が図られるように進めていっていただきたいというふうに考えているところです。

ここでちょっと質問から若干外れるかもしれませんが、今シルバー人材センター事業につきましては非常に過渡期にきております。と言いますのも、公益法人制度改革が進められております。2008年12月から5年間の間に公益法人、あるいは一般社団法人に移行しなければならないと。そして、それはもう今どんどん県内のセンターでは進められているところであります。

また、この移行に伴いましては、新公益法人会計が改正になったんですが、その上の新々公益法人会計への移行ということも併せて必要になっております。

これは、公益法人制度を抜本的に改革するために2006年3月に公益法人制度改革3法案が閣議決定されまして、同年5月に第164回通常国会において法案が成立したところです。2008年12月から施行され、新制度に移行しております。その柱は、法人格取得と公益認定を切り離すというもの、また準則主義による非営利法人の登記での設立、主務官庁制度の廃止と民間有識者からなる合議制機関による公益認定、公益認定要件の実定化、中間法人の統合、既存の公益法人の移行・解散というようなものであります。

私になぜこういうことを言うかということなんですけれども、こういう今状況にシルバー人材センターというのは置かれていると。そしてまた、皆様も御存じのとおり、今回の事業仕分けにおきまして、センター補助というものは大幅にまたカットされる方向にあります。そういう中で、シルバー人材センターはですね、このような制度改革にあおられて事務も非常に多忙化してきて

いる。

そして、県内の状況につきましても、いろいろと問い合わせてみますと、まだなかなかこの部分について進んでいないと。現在、大崎町、伊佐市、さつま町という所が23年度に移行するというので準備を進めているようで、ここは県内でも先駆的な取り組みなのかなと思っております。

そういう状況の中です、今聞きますと当市のシルバーにおきましては、事務局長も不在な状況ということです。そういう中で事務も相当多忙化してきているということは感じております。

市といたしましては、これはもうシルバーの事業の中身なんですけれども、その一方で、多分そういう背景があるということと、反面、会員さんとかですよ、発注者の方々、私も前おりましたので経験がありますが、たくさんいらっしゃるわけです。多分事務局にはほとんど苦情の連絡というものは入っていないと思いますけれども、私の方には数十件寄せられておりますし、いろいろな会合で会いますと、前と違うよねという声を非常に聞きます。

今後におきましても、そういう補助金という立場からも非常に厳しくなっていく団体であります。でも、その事業がやはり市として育成してどんどん頑張っている事業であればですね、バックアップという態勢について、またそういう補助金の増ということについても進めていけるとは思います。現状のままでいきますと、非常に大変になるんじゃないのかなというのを非常に危惧しております。そういう面からですね、センターの今後を考えて、市当局としては、やはり指導、助言を加えていくべきだと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、私自身も理事と、そしてまた、理事長とは常に意見交換をしているということで、今お話になったような内容につきましては、常に伺っているところでございます。

この財政的に厳しくなるという面からいくとなれば、私どもの志布志市本体についてもそのようなことで、今後更に財政的に厳しい状況になるということで、そのことについてはお互い頑張っていかなければならないということになるかと思っております。

しかしながら、本市の行政の中で高齢者福祉、あるいはシルバーセンター事業というものをどういったふうに捉えるかという観点からすると、当然この団体については、私どもはもっともっと育成していきながら、安定的に雇用が、あるいは仕事が確保されるというような状況が生み出されるべきだというふうには考えております。

そのような観点から、どういった形で財政が縮減された中で対応できるかということにつきましては、シルバーセンターの方とも十分協議を重ねさせていただければというふうに思います。

**1番（平野栄作君）** ぜひですね、中身についてもなんですけれども、やはり育成していく義務はありますので、そこらあたりでもですね、十分把握していただきたい。

というのが、やはりそこを構成している会員というのは市民であります。そしてまた、高齢者の福祉増進につきましてもですね、非常に有意義なところだと私も思っております、やり方によってはですね。でも、やり方を間違えると大変なことになっていくと、逆のケースが出てくる

と。そしてまた、やり方をいい方に持っていくとですね、プラスアルファ効果というのは非常なものが出てくると思っております。ですから、そこらあたりの道を間違わないようにですね、市の方としても指導・助言を今後も続けていっていただきたいということを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

3点目です。環境行政についてです。

当市におきましては、ポイ捨て防止条例施行もやっておりますが、その後も相変わらず不法投棄やポイ捨ては減少していないというような状況下にあります。本当にですね、当市はごみの資源化率という部分につきましては全国にも高い水準にあります。これはもう我々も自負するところでありまして、このことにつきましてはですね、市をはじめ、衛生自治会、また、市民各位の努力の成果であるというふうに考えているところであります。

しかし、一方ですね、不法投棄の問題ですね。ごみの資源化率は全国でも高い位置にある半面、ポイ捨てがやはりここ数年来数量的にもさほど変わっていない現象がある。この間ですね、どうなんだろうかと。確かに市民総意の努力によりまして、資源化、ごみそのものが資源化されていく、それは全国でもトップのクラスにあると。でも、多分何パーセントかの市民、あるいは市外の方々が相変わらずこの志布志市内にポイ捨てを繰り返していると。そして、市としてはそれを回収等をしているし、また市民の方々もですね、マイロード大作戦等をやりながらですね、それをバックアップしている状況なんです。でも、非常に矛盾を感じる場所があるんですね。一生懸命分別もやっています。そういう市民が人の捨てたものを一生懸命拾って、またそれを再分別をしている。ものすごく偏った方々に負担が掛かっているのかなということを非常に問題視する必要があるのではないのかなと。

確かにですね、分別につきましても私もここ数年来やっていますけども、大変ということはありません。でも私も今自治会長という立場で、クリーン作戦なんかをやるんですが、その後全部持ち寄って自分で全部、資源化、なるべく資源化しようということで水洗いなんかもやります。でも、よく考えてみますとですよ、自分たちは自分のごみは適正に分別をして出す、そして人が捨てたものまで自分たちが拾って、そしてまたそれを分別をして出している。果たしてこれが本当なのかなと。

確かに資源化率というものでは全国一なんですけれども、反面もうちょっと、あと何パーセントかの市民の意識を変えることによって公平性が保たれる。そしてまた、今ごみをわざわざ拾っている方々、それはまた別な方向で取り組みを、環境問題についての取り組みというのを進められていくというふうに考えるんです。ですから、そこあたりの是正というものが本市においても今後の課題になっていくのかなと思っております。

そして、昨日の質問の中でも、この取り組みというものが観光開発等につながっていくと、そして市長の方でも、そういう取り組みを全国へ発信していきたいというような答弁がありました。

私はですね、できればこの取り組みにプラス、もう一つ、ごみゼロのまち、これを付けてほしいと思っているところなんです。と言いますのは、先ほど言ったような、どちらかというと偏っ

た方々が一生懸命難儀をしていると。そして、ある何パーセントなんでしょうけども、意識のない方々のためにそれをやってるわけです。ですから、この意識をまず高めていくような努力も今後は必要になってくるのかなと。それに対してどういうことをやっていくかということになっていくと思うんですが、これを成し遂げたときにはですね、ものすごい、もうこれ自体が観光資源の目玉になるし、市長がいつも言っているらっしゃるブランド化の基礎となると思うんですよ。どのものをブランドにつなげていくかということはまだ分かりませんが、どれをとっても環境とごみゼロ、それが基盤になりつつブランドを進めていけるといふ、基礎ということに位置付けられていくと思うんです。

この部分なんですけれども、こちらあたりを今市としてはどのように認識をしていらっしゃる、今後そういう部分に対してどのようなアプローチをされていくのか、そこについてお尋ねしたいと思います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の御質問のとおり、そしてまた感じられたとおりであろうかというふうに思います。

本市としましては、基本的には不法投棄やポイ捨てにつきましては、犯罪であるということの認識を求めているところでございます。しかしながら、現実的にはいちごっこの感が拭えないということでもございまして、市としましては、現場を見つけ次第ごみの中身を調べ、手掛かりがあれば本人に確認し、始末書等を書かせ、事の重大さを認識させているところでございます。また、このことにつきましては、警察とも協議を行っているところでございまして、警察の方では投棄した量によりましては、直ちに検挙しているということでもございます。

議員のおっしゃいますように、昨年10月1日にポイ捨て防止条例を施行したわけでもございますが、この施行後も不法投棄は絶えないところでございまして、月平均950kgを環境パトロールの方で収集し処理している状況でもございます。

このようなことから、昨年度は不法投棄防止の看板を50本新たに製作し、不法投棄の多い場所に設置したところであります。また、今年度も30本の立て看板を設置したいと考えております。

そして、不法投棄の現状につきましては、例年四、五十件の通報が寄せられており、現場に職員が駆け付け確認を行っているところでございます。本年度は現在のところ13件が投棄された案件で、投棄された物の中から個人を特定されるものが発見されましたので、このことから8件文書で呼び出し、注意・指導を行っております。投棄されたごみを持ち帰ってもらい、分別処理をしてもらったところでございます。

このほか、警察に検挙された案件もあったというふうに聞いております。平成21年度志布志署管内では4件の検挙があったというふうに聞いております。その中で数十万円の罰金に処せられた者もあります。このほかにも、始末書、厳重注意、原形復旧というものを含めると10数件に及ぶということであるそうでもございます。

議員がお話になりましたように、本当にまじめに分別を行って集落等で確実にまたごみ出しを

しているという方と、本当にこのポイ捨てごみをされる方とは大きな隔たりがあるというふうに思います。ということで、今後とも環境パトロールを更に行って、そしてまた警察とも連携を強化していきたいというふうに思います。

そして、新たな対策の一つとしまして、来年1月から、環境省から移動式の監視カメラ5台を借用できることになりました。これらを不法投棄の多い場所に設置し、このことを広報紙や看板等でお知らせしまして、不法投棄撲滅の一助にしていきたいと思います。

不法投棄自体は、本当にはじめに申しましたように、これは犯罪でございます。そのようなことを広報媒体を通じまして周知していきたいと思います。

そしてまた、大事なことは、市民一人一人が私どもが取り組んでいる環境美化活動に誇りを持っていただいて、そしてまた、更に自分たちのまちは自分たちできれいにしていくなだという心構えで取り組んでいただくことが、将来的には御提案されておりますごみゼロのまち、不法投棄が一扫され、ごみ不法投棄のないまちになっていくのではないかなというふうに考えるところでございます。

本当に不法投棄がなかなかなくなるというふうには感じているところでございますが、私自身は、市長になった就任当初からこのことについては、常に市民の方々にお話しているところで、そしてまた協力もお願いしているところであります。そしてまた、ごみの資源化率日本一なんですということもお話しているところでございます。そのようなことから、年々年々こうして少なくはなっているんじゃないかなというふうには感じているところでございます。

日常にごみが目立ったまちだったんだけど、今は環境パトロールの方々のこういった収集もあることでありますが、そのような状況というのは散見する程度になってきたということではありますが、依然としてたゞいまお話があったような形で、不法投棄というような形のものはあるということでございますので、このことの撲滅については、一生懸命取り組んでまいりたいと。

ということで、本当にお話がありましたように、このことこそ、ごみゼロのまちの実現こそ、私どものまちのブランドになっていくということは間違いないものだというふうに思います。このことを成し遂げられたら本当に胸を張って、胸を張って日本全国に発信できるというふうに考えているところでございます。

**1番（平野栄作君）** 確かに、ここ数年来見掛けるごみの量というのは少なくなってきたかには思っておりますが、やはりいろいろな所でポイ捨てがあるというのも実態であります。いかにしてこれを周知していくか。多分、そういう話の場に来られてない方々ということなんだろうかなと思っております。

そこで、ちょっと御提案なんですけど、一つはですね、市内の事業所等につきましてもいろいろ連携を取っていらっしゃると思っております。基本計画の中にもちゃんと載っておりますので。でも、ごみの捨ててある形状からするとやはり、長距離なのか、トラックの運転手の方々なのか、そういう部類なのかなということで、いろいろごみを見るとどういう方々かなというのが大体推測がされていると。そういうところですね、もう1回そういう該当事業所、市内の事業所もで

すけれども、市外についても市内を通行されるそういう事業所等をお願い。

そしてまた、志布志市の創年団、ふるさとづくり委員会、そういう組織もあります。ですから、そういう組織の活動の一環の中ですよ、やはり同じ活動を。少しずつでいいと思うんですけども。ふるさとづくり委員会では、それぞれの地区で独自のカラーの事業をやっておりますので、一概にこれをやれということではないんですが、私の地区なんかでもやはり大崎町境なんかは不法投棄が多い所がありますので、今回一応提案してみようかなとは思っております。そういう形で各地区のふるさとづくり委員会が、やはりそういう同じ活動をする。主として、看板も立てられないのであれば、校区単位でのそういう委員会等で看板等を設置しながら啓発を進めていく。そしてまた、創年団であればいろいろな青パトとかですね、そういうので回っていらっしやいます。ですから、そういう情報等の共有、そしてまたポイ捨て条例もありますので、そういうところを活用しながら注意を促していくというような活動も考えられると思っております。

そしてまた、当市では、志布志の日ですか、ありますけれども、そういう時に合わせてですよ、ごみゼロ推進週間とか月間とか、そういうものを設けてなんかのやはり集中したPRの展開とか、そういうこともやっていった方がいいのかなと。

ただ、10何年ですか、始まってから、このごみ問題というのは。平成10年ぐらいからだったですかね。もう12年以上たつわけなんですけれども、やはりもう1回根本に戻ってですよ、周知を図っていく、そういう機会を捉えていってほしいというふうに希望しているところですが、そういう取り組みについては、いかがでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

事業所についてでございますが、本市がごみの資源化率75%、そして同じシステムでやってる大崎町が80%ということについて、市民の皆さん方もおかしいなと、何でなのということを感じられるということでございます。この5%の差につきましては、企業の方で分別化されない、資源化されない形で産廃として捨てられている部分があるというようなことで、その5%の差が埋められない。志布志市には大崎町に比較して、そういった事業所が多いということでありまして、このことについて私自身は、そのような企業関係の方々の集まりの時にこの現実をお話申し上げ、少しでも企業の方でも資源化率を高めていただきたいという要請をしているところでございます。

市外の事業所については、特段今までそのような形の協力をさせていただく形の要請はしていないところですが、今後考えてまいりたいというふうに思います。

このポイ捨てごみにつきましては、極端に言えばポイ捨てごみがある所には更にポイ捨てごみが発生するということであろうかと思っておりますので、ポイ捨てごみに気付いたらすぐ捨てるということが肝心じゃないかなというふうに思っております。そういった意味で、さまざまな形でサポートしてくださる方々を組織づけると、あるいは協力の依頼をするということは、当然そうすべき内容になるのかなというふうには考えたところでございますので、今お話になられました団体のほかにも協力がいただける団体については、ポイ捨てごみが目についたらすぐ捨ていただくようなまちづくり、市民というもの、志の市民というふうになるかと思っておりますが、そのような形

で協力をお願いしたいというのは呼び掛けをしてまいりたいというふうに思います。

ということになれば、私自身は車の中にごみ袋を用意しまして、気付いた度に拾っているところでございますが、多分私が毎日通勤する所についてはごみは落ちていないということで、心掛けてすぐ拾うようにしているところでございます。ということで、まず市民の方々にそういった形で呼び掛けをすとなれば、市の公用車等、あるいは市職員の車についてもそのような態勢で臨むようなことを私自身、今後指導してまいりたいというふうに考えたところでございます。

そういった形で、このことについて真剣に取り組んでいる市役所の姿が見られるとなれば、市民の方々も協力の度合いが高まってくると。そしてまた、全体的な市民のそういった環境に対する、ポイ捨てごみに対する考え方が深まってきて、一日でも早いポイ捨てごみゼロのまちが達成できるのではないかなというふうに今感じたところでございます。

そのようなことで、本当に先ほども申しましたように、そのことが達成できるとなれば私自身としては更にそれを高めた形で、このまちが、ごみがゼロのまち、そしてまた、花がいつでも咲き誇っているまちというようなものをしていきたいというふうに考えておりますので、そのようなまちに進められるまず第一段階ではなかるうかというふうに考えているところでございます。

そうすることによりまして、私どもはこの志布志市が、自分たちの住んでるまちが本当にきれいな環境のまちだということで誇りが持てると。そしてまた、来ていただいた方にきれいなまちなんだねというようなことのお褒めのお言葉をいただけることによりまして、このまちに対する誇りが生まれてくるというふうに感じるところでございます。そのことは、先ほども申しましたようにまさしく志布志ブランドというようなものになっていくというふうに考えるところであります。

**1番（平野栄作君）** ここまで取り組んでいるわけですから、もう少しだと思っております。ですから、そのもう少しが非常に厳しいとは思いますが、ですけれども、やはりもうここまでやっているわけですから、ここまできたんだったら最高を目指すというような意気込みですね、そういう方向に持って行っていただきたい。そして、人のごみを拾わなくなれば、道路の道端に花、プランター一つでも置ける余裕が出てくる。そうすると、また更に変わった環境になっていくのかなというふうに考えております。

今後もより一層、企業への周知の徹底、また市民への説明、そして官民一体となったような形で取り組んでいっていただくことを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時37分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、丸山一君の一般質問を許可します。

**4番（丸山 一君）** 休憩がされたお陰で傍聴人がゼロになりまして、気を持ち直して頑張っていきたいと思います。あんまり知っている人はいませんでしたので、あんまり関係ねえのかなと思うんですが、気の持ちようが少々違うようでございます。

通告に従い質問をいたします。

まず、海岸清掃についてであります。

海岸と言いましても、安楽川から菱田川まで約2kmについてであります。ここには4月中旬から8月の中旬までの4か月間に赤ウミガメが多数上陸して産卵をいたします。その4か月間に大雨や梅雨、台風等によりまして、さまざまな漂着物が流れ着き、海岸の良好な景観を壊しております。また、ウミガメの上陸を妨げております。その打ち上げられました漂着物を処理している人たちが多数おられます。安楽川左岸の河口にも一人、よく一人の男性の方が拾っておられます。通山押切海岸におきましては、軽トラックを乗り入れまして、ごみ拾いをしながら流木等も処理できるものは処理している人がいます。押切の下では夫婦で散歩をしながら、その旦那さんは拾わないですけどね、その人は犬を連れて歩いてるだけです。奥さんが後を付いてごみ拾いをしております。そのごみがいっぱい集まりますと私んちに電話がまいります、取りに来てくれという形になります。私の玄関先には、ごみ袋がいっぱいあります。そういう形ですね、漂着物を処理している人たちが多々おられます。

市長は、このような現実を認識しておられますか。伺います。

**市長（本田修一君）** 丸山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま通山海岸において、漂着物についてごみの収集をしているということについて、認識しているかどうかということでございますが、個人あるいは各種団体で、あるいはまた定期的にボランティアで海岸の清掃活動をされているということについては、聞いているところでございます。

また、自然公園指導員及び自然保護推進員としても積極的な活動をしていただいている。今ありましたように、丸山議員におかれましては率先してそのことについて取り組んでいただいているということにつきましても、大変有り難いことだというふうに考えております。今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**4番（丸山 一君）** 今市長からたつてのお願いがありましたけども、私ももう10数年ごみ拾いをしております。一銭がちもならんごみだけを拾っております。環境政策課に電話をしますと、またなというような顔をされるんですけど、もうしょうがないと、頑張ってきてくれということ

を。  
ただですね、この漂着物の中には杉や広葉樹など何百キロから何百トンもあるような、しかも根付きの杉とか広葉樹が多いわけです。松山のある議員さんに冗談で言ったことがあるんですけども、このでかい木には松山町新橋ってけちゃったどということをやったことがあります。そのせいかどうか知りませんが、今新橋の川の上流の両岸を伐採等をしてますよね。だから僕が



言ったのがちょっと影響したのかなと思ってんですけども、実際ですね、もう二人、三人で抱えるぐらいのでかい流木等も流れてくるわけです。

それと、あと、竹、ペットボトル、空き缶、ドリンク瓶。このドリンク瓶もまた不思議に思うんですけども、自分の栄養のためにですね、じゃんじゃん飲んで、じゃんじゃん捨てるんじゃないかなと。近頃はこのドリンク瓶が非常に多い。それとプラスチック製品、ゴム製品などさまざまな物が流れ着きます。

中でも一番始末に困るのが、卓上コンロのボンベであります。竹や木を集めて焼却処分をするわけですが、卓上コンロのボンベはですね、中身が少々残っているせいか、それと重いせいか、竹なんかの漂着物の中に入っているわけですね。で、両サイドから集めていきまして帯状につくっていくわけです。ちょうど私、7年前になりますけども、あまりにも多かつたもんですから、菱田川から安楽川までの間をですね、一人でずっと集めながら、両方で集めて帯状にしながら火を付けていったわけです。そしたら、もうあっちこっちで爆発するわけです。よく調べてみたら、飛んでくるのを見たら卓上コンロのボンベだったわけですね。ですから、自分たちで焼肉をしながらですね、不必要になったらそれを川に捨てるやつがあると。これがまた不思議でならないわけですけども。ですからこういうところをですね、やっぱり使う人もですね、それなりの処理をしていただきたいということを思います。

菱田川はですね、源流が国分市の山の中にあります。そこからずっと本流調査をしたことがありますけども、国分市、鹿屋市、曾於市、志布志市、大崎町というのが関係があります。安楽川におきましては、安楽川の源流は都城市にあります。大淀川水系の峰を一つ挟んだ所が安楽川の源流です。ですから、両方の川におきましてもかなり流域が長い。そういうことを考えますと、前にもちょっと話が出たことがありますけど、そういう現実を知らしめるためにもですね、ぜひ環境サミットなるものを作ってみたいかどうかということをお私に考えておりますけれども、市長の認識をお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま、菱田川、安楽川の河川がもたらすごみの深刻さについてお話を伺い、本当に大変な状況だなというふうに改めて認識したところでございます。

現在、前川の河川浄化対策協議会が平成21年度に設置されました。そしてまた、今年度田原川の河川浄化対策協議会を設置したところでございます。今お話になられました菱田川、安楽川についても、今後河川の浄化対策協議会というものは設置していきたいというふうには考えておりますが、まずこちらの方の協議会を設置しながら、総合的な環境サミットというものができるとはいいかなというふうには考えるところでございます。

今後このことにつきましても、設置を呼び掛け、本市だけではなく、安楽川、菱田川につきましては本市だけではございませんので、関係市町と連絡を取り合って設置をしていながら、環境サミットについては取り組みをしてまいりたいと思います。

先ほど、前川河川浄化対策協議会につきましては、平成21年度と申しましたが、平成20年度の

設立でございました。訂正させていただきます。

**4番(丸山 一君)** 今市長の答弁にありましたとおりですね、やっぱり菱田川、安楽川、前川も含めましてですけども、河川流域が結局源流からするとかなりひどいわけですね。そこから流れてきたごみがですね、何でかと言うと、新若浜埠(ふ)頭ができたお陰でですね、やっぱり上げ潮が安楽川の辺りで潮が止まるんですよ。そしたら、それが今度は風と波で打ち上げられてくるのが、我々の通山押切海岸でですね、私らは1年中ごみ拾いをしなくちゃいけないという環境に実際あるわけです。ですから少しでもですね、先ほどの平野議員の話じゃないですけども、やっぱり関係する市町村にもですね、そういうことを周知徹底をしてもらうために、ぜひですね、環境サミットなるものをしていただいて、我々地域がそういう負の遺産を毎年引き継いでおると。

しかもそれに関しては、ウミガメが一番被害者実際なんですよ。後でまた言いますけれども、実際、ごみが打ち上げられておりますと、カメは上がってこないんですよ。彼らは、だから沖合いで交尾をして上がってくるチャンスをうかがってるんでしょうけども、波打ち際等の上でですね、竹がずうっと打ち上げられておりますと、カメは上がってこないんですよ。ですから、そういうことを考えればですね、ぜひ関係する市町村に諮りまして環境サミットなるものをしていただきたいと思います。必要とあらば私もですね、パネリストもなりますよ、それぐらい。もう実際経験がありますから、じゃんじゃん言います。

市長ですね、ここに海岸漂着物処理推進法という法律があります。この法律は、平成19年4月に漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議取りまとめがなされまして、21年7月に制定された法律であります。この表題がですね、ものすごく美しい文章であります。「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」とあります。

実際ですね、この文章を読みますときれいな文言であり文章でありますから、これは素晴らしい法律であるなと思ったわけですが、この法律について市長は認識がありますか。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

海岸漂着物処理推進法につきましては、認識しているところでございます。海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で、海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状に鑑み、海岸漂着物対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定、その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするというふうに書いてあります。ということで、この法律によりますと、本当にその処理のための措置を講じなければならないということでございます。

しかしながら、この海岸の管理者というものは、本市においては鹿児島県が直接的な管理者ということであります。そしてまた、海岸漂着物の処理責任については一義的には県になっておりますが、市町村につきましては、海岸漂着物の処理に関し必要に応じ海岸管理者等と協力しなけ

ればならないというふうに規定されておりますので、このような形から取り組みはしていきたいというふうに考えております。

**4番（丸山 一君）** この法律の対策の3本柱といたしまして、海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、国際的な協力の推進とあり、地域計画の作成に関する基本的事項と海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項というのが、会議の設置というのがうたわれておりますが、今市長がいろいろ答弁をされましたけれども、実際の管理者は国であり、県であるわけですね。ですから、この法律の施行は国がしなくちゃいけない。

だけど、そういうふううたわれておりますけれども、実際まだ動いていないです。私が確認に行きましたけれども、今からやらないかなというような感じの低レベルな県の意向であります。ですから、それをですね、市の方からですね、逆に今度は要請をしてですね、この法律を推進するというのと、協議会の設置については、ぜひやっていただきたいということを市の方から働き掛ける意識はありますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

県は、平成22年3月、本年3月にこの法律に基づきまして協議会が設置されております。

市としましては、県とともに海岸の保全につきまして取り組みをすると、漂着物の除去等についても協力するというようなことになりますので、このことにつきまして、本市の海岸においてはウミガメが上陸すると、そしてまた、そのウミガメの保護また上陸のための環境の維持ということについて、地元の方々が一生懸命取り組みをされているということ等のお話も申し上げ、このことについて県が積極的な取り組みをしていただけるよう要請はしているところでございます。

**4番（丸山 一君）** この法律は、県庁の中の廃棄物・リサイクル対策課の所管にあり、海岸漂着物処理に関する本年度の予算は、調べてみたところ380万円でありました。その内、鹿屋の大隅地域振興局河川砂防第一係に230万円、岩川の曾於市駐在機関という今名前になっていますけど、ここに志布志、有明、大崎海岸2,394mの維持管理費として150万円予算計上をしてありました。このことについて市長は御存じですか。

**市長（本田修一君）** 先日県と打ち合わせを行った際、確認はしております。

**4番（丸山 一君）** 何か自信のなさそうな、頼りのなさそうな態度でありましたけど、実際ですね、私が調べたところ、こういう金額が実際もう予算化されてるわけですよ。

岩川にですね、合庁があった時代には、県土木の方をお願いをいたしまして、年間800万円ほど予算計上をしていただきました。それで、通山押切海岸の重機等が必要な処理に関しましては、その800万円の予算の中で対応をしておりました。あとは、小物に関しましては我々地元の人たちがボランティアで処理をしながら、今の美しい白砂青松の景観を保ってきているわけです。

今県も緊縮財政の中ですね、岩川の合庁が規模縮小されまして大隅地域振興局になったため、その対応が非常に遅い。海岸清掃の要望を今年も6月、7月頃に出しましたけれども、まず調査をしましてそれからというような話で言われるもんだから、じゃあなるべく早くやってくださいねと言ったんだけど、調査に来たかどうか分かりませんし、その後、梨（なし）の礫（つぶて）

で全然駄目でした。

ですから、しょうがないと、通山小学校のウミガメクラブの連中に声掛けをしまして、それが5月22日ですね、6時半から7名で約1時間かけて約200m処理をしました。8月8日の日に朝6時から3時間をかけまして、通山校区公民館主催でこれをやって、これは130名ほどまいりました。これは1,500mぐらい処理したわけですね。

ですから、県の対応というのはですね、なかなか遅いと。しかもこの処理推進法ができてもう1年以上たつのにですね、今からやらないかなというような感触で岩川ではありました、実際ですね。しかもこの予算が付いているのにもかかわらずですね、今からじゃあやりますかとか言われますけど、今海岸はきれいですよ、冬場の場合は海岸はきれいになりますから、今ごみはありませんよと言ったら、じゃあこの予算はどうなるんですかと言ったら、これは返還しなくちゃいけないと、県の方に。じゃあ繰越明許で起こしてくださいよって言ったら、いやそれはできないんだと言われるわけですね。であれば、返すのではなくて、年度末、2月末か3月の頭ぐらいに一応発注を掛けてくださいよと、そしたらその予算は残るじゃないですかということを行ったわけです。なぜかと言いますと、例えば23年度の当初予算がもしも3月で上げられたやつが通ったとしても、施工実行となりますと、来年の8月、9月になるんですね。ウミガメは4月、5月から、もう4月から上がってくるわけです。じゃあ間に合わないじゃないですかと。ですから、このせめて今年の分の予算だけでも残しておいてくれと、それを発注を掛ける形をしたらどうですかと。しかも、仕事をするのにおたくら県の対応が非常に遅いから、市の方で代行予算を組んできて、それで対応をしておいて後で県に請求するという形はどうですかと言ったら、ああそれは可ですよと言われたわけですね。

ですから、市の方もですね、やっぱり協議会設置をするのと同時にですね、そういう予算措置に関しましては、県の方と協議をしていただきたいと考えておるわけですが、市長の見解をお伺いをいたします。

**財務課長（溝口 猛君）** 市の方で代行予算で執行して、後で県からその分の経費をいただくというような形でございますが、その件につきましては、県の方と十分協議しなければ今ここで執行できるかどうかについては、明確な回答はできないところでございます。

**4番（丸山 一君）** 県が言われるのには、僕も行ったんですけども、市と県で協定を結んで、その書類等に関してですね。予算に関しまして協定を結べばいいんですかと言ったら、「いいです」と言われたわけですね。ですから、先ほど何回も言いますが、県の方は対応が遅いから市の予算の方で対応していただいておって、後で後日そのかかった応分の費用を県に請求するという形を取れませんかと、それでいいですかと言ったら、それは「いい」と言いましたから、そのことについてはですね、ぜひ協議をしていただいて、なるべく素早い対応をお願いをしたいと思います。これは間違いありませんから、県の職員が言ったわけですから。

それと、海岸漂着物はですね、不定期でありなかなか予測不可能なんですけども、その都度対応をしてウミガメの上陸を妨げることなく、また美しい海岸線を末永く後世に残すためにですね、

維持管理に努めるためにはですね、県もそうですけども、市の方が対応が早いと思うんですよね、地元ですから。先ほども言いましたけども、通山小学校のウミガメクラブとか、通山校区公民館とか、あとふるさとづくりの委員会の人だとかさまざまな団体に声掛けをしまして、もうしょっちゅうそういうことをしております。しかしですね、市長、やっぱり年がら年中ですね、ボランティアボランティアと言いますと、ウミガメの海岸清掃だけがボランティアじゃないわけですよ。ほかにもいっぱい我々はやっております。やっぱりボランティア活動にもですね、限界があります。

ですから、先ほど言いましたようにですね、県の方とですね、この法律ができていますから、ぜひですね、協定関係とか協議に関しましてですね、その対応をお願いをしたいと思いません。もう一度、答弁をお願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの件につきましては、県とも十分協議を重ねて、そのような方向を目指してまいりたいというふうには考えるところでございます。

そしてまた、ボランティアの方々につきましても市としましては、県の方でみんなの水辺サポート事業等を推進しておりますので、その中で現物支給等もしております。このようなこともさらに県の方にも呼び掛けをしてまいりたいと考えます。

**議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時09分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**4番（丸山 一君）** 午前の分にちょっと補足して説明をいたしますと、カメはですね、普通は5月の半ばから8月の半ばまで、大体盆どんが来るのをカメも分かっているみたいで、盆が過ぎると上がってこないんですよ。今年は4月の半ばから上がってきはじめて、通山小学校のふ化場に最終的には11腹分入れまして、1,200個ぐらいだったと思うんです。そのうちふ化率が84%ぐらいですから、800何十匹ふ化をしまして、その都度海岸に持って行きまして、子供たちと父兄と合わせて放流をいたしました。その中には、たまたま9回目か10回目の時には秋田市からホームステイか何かで子供たちがこっちに來られて、その子供たちが泊まる晩にですね、たまたま見ていたら、ふ化場の砂が下がっていくもんですから、出てくる前は。フラットになってたもんがだんだんだんだん下がっていくんですよ。下でうごめいているもんだから砂が落ちていってすり鉢状に砂がなってくるんです。それを見ていて、その子供たちおいでと言って、その秋田の子供たちと通山小学校のウミガメクラブの子供たちが親たちと見てて、それを出して放流をさせたことがあります。

漂着物処理に関しましては、5月22日の日にも通山小学校のおやじの会の人たちと菱田川の河

口近くを約200mぐらい処理をしたんですけども、処理をしたその晩、夜中過ぎにもうその場所に1匹上がってきたんですね。7月に校区公民館でやった時も、やった日の晩にまた一匹上がってきた。ということで、県にも言いましたけども、実際彼らが海から見ていて、海岸線に竹くずがいっぱい上がっていると警戒をして上がってこない。それを焼却処分したり、なくすると必ず上がってくるんですよ。

ですから、県に言いましたけども、迅速なる対応をお願いしたい。そのためには、その県の予算というのはなかなか後手後手に回るから、市の方で何とかできませんかと言ったら、向こうはオッケーですと言いましたので、そこをひとつ協議をしていただきたいと思います。

それでは、次にですね、市有林の維持管理について伺います。

通山押切海岸には、約15haの松林があります。私たちが小さな頃には、餅つき用の臼を作るぐらいの大きな松が生えておりました。その後、保安林指定になりまして、木も切るな、枝も切るな、草も取るなというのが続きまして、約30年ぐらい続いた結果、松林は雑木林になってしまった。その間、松食い虫に食われまして枯れ松が非常に多くなりまして、西押切の地区におきましてはもう松がほとんどないような状態になりましたので、3年ほど前からですね、我々は緑化推進協議会というのを作りまして、そこで抵抗性松というのがあるということを知りまして、それを植えてきている経過があります。

我々の御先祖が江戸時代から植えてきた松はですね、植える時に竹柵を作りまして、その中で松を植えてきた。ところがその後、昭和40年の頃から県がやってきたのは、今度はネットを張って、ネットで囲いをして松とグミを植えてきたわけですね。そして、そのグミも西洋グミでありまして、この間撤去が全部済みましたが、実際ですね、根周りが15cmぐらいですかね。グミは大きくなるものではないので、地をはって低い雑木林とグミ林になってしまった。それで、もう犬猫も入らんような雑木林になってしまったと。

これを何とかせんないかんということでやっておりましたところ、3年ほど前に県の財団の参事という人がちょうどこの林務水産課に来られまして、その時は祝田君が課長をしていましたけれども、いろいろ三者で話をしたところ、保安林の中でも18段階ぐらいあって、その中でこの市の保安林に関しましては枝を切ってもいいし、草を取ってもいいという段階にありますよという話をいただきましたので、我々は市と協議をしまして緑化推進協議会とか森林環境税の予算を付けていただきまして、それに対応してきて、去年の12月におきまして雑木林はきれいな松林になりました。下はもう砂がむき出しになった状態で、我々が小さい頃育ったようなきれいな白砂青松の松林に実際なりました。それを受けまして、有明高校のバイオクラブをお願いをしまして、僕らが小さい頃はショロと言っていましたけど、松露（しょうろ）ですね、松の露と字を書きますけども、松露菌をひそかに7か所にまきましたので、二、三年後にはですね、私だけひそかにその松露を取ろうかなと。誰にも教えていけませんのでそれをやろうかなと考えておりました。

ところがですね、砂がむき出しになってきれいな松林になったのはいいんですけども、今度は草が生えてくるわけですね。それを今度はボランティアの人たちに頼んで、7月11日と11月21日、

草刈り作業をするからといていろいろ連絡を取りまして、参加をしていただきました。両方も約30人来られました。約3時間やりましたけれども、特に7月11日の場合は朝6時からして、3時間ぐらいでもう暑くなったもんだから、もうやめようと、体を壊すと。で、11月21日は朝8時からやりまして11時ぐらいでもう一応やめましたけども、それでも15haの中です、やっぱり一部しかできないんですよ。ですから、市の持っている市有林の松林をですね、この後市の方がどういう管理運営をしていくのかなと考えておりますので、答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

市有林の管理についてでございますが、現在通山海岸の松林の市有林の保安林につきましては、平成21年度に地元から県森林環境税事業を活用して地元負担30%、70%の補助事業を導入し、地域の憩いの場としての維持管理をしていきたいとの要望がありました。これに伴いまして、県と協議した結果、100%補助の事業である県のふるさと森再生事業を活用し、地域との共生・協働の観点から通山地区ふるさとづくり委員会に委託して、9.28haの下刈りを実施していただいているところでございます。この後の維持管理につきましても、地域との共生・協働の考え方に基づき通山地区ふるさとづくり委員会の方々へお願いしておりますが、市といたしましては年1回程度の下刈り作業の費用を支援しているところでございます。平成23年度以降も地域との共生・協働の考え方を基本に、地域の方々と協議を行いながら維持管理を実施してまいりたいと考えております。

**4番（丸山 一君）** 今市長の答弁にありましたとおり、市の方から年1回の下刈りの費用を何とか捻出していただいておりますが、その結果、11月21日にやりました。その時にはもう草がですね、長いのは1mぐらいになっておるわけですよ、四、五十cmから1mぐらい。皆さんでやりますけども、なかなか草が長くなっている。しかも、もうその頃には種がですね、充実しているもんだから、もうちょっと前にやろうやと言ったわけですよ。でも、タイミング的にはもうそういうふうになってきましたけども、私が考えるにですね、5月から11月ぐらいのあい中で約3回ぐらいの草刈りをすれば、長さが30cmか40cmぐらいになった時点で草刈りをしていけばですね、かなりはかどると言えますかですね、距離も延びるし短時間でできるんじゃないかと考えるわけです。ですから、予算措置に関しましては、1回ではなくてですね、3回ほど計画できないかなと思っております。

それと、昭和30年から40年の頃にかけて、私が小学校、中学校の頃にはよくあそこで松葉かきをうちのおやじ、おふくろなんか、ばあちゃんたちがやっておりました。地元の人も相当しておりました。松葉かきをするお陰でですね、雑木はあんまり草が生えないんですよ。しかも、松葉かきをすることによって草が生えないのと同時に、葉たばこ耕作者にですね、やっぱりその人たちも現在でも松の葉が欲しいということをおっしゃるので、できればですね、そういう形で提供する側になれるんじゃないかと、そういうことも考えておりますので、それについて市の方のお考えをお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

地域の憩いの場としての松林を地域との共生・協働で基本的には管理していただくという考え  
方から、市としましては、今後も年1回分の費用の支援を考えているところであります。

また、同様の支援を行っている所としまして、伊崎田校区霧岳の市有地と、通山校区押切海岸  
の保安林の2か所があります。いずれも植樹祭や緑化推進事業実施後の維持管理を行うために、  
このように地域の方々の協力を得ながら年1回の支援を行っているところであります。

御質問の地区につきましては、平成21年12月に保健課で作成しました健康づくりウォーキング  
マップに通山海岸海辺快適コースとして定めておりますので、健康増進のためのウォーキングコ  
ースの整備として、総合的に検討させていただければというふうに考えているところでございま  
す。

**4番(丸山 一君)** 健康づくりのウォーキングマップに載ったのはもう知っておるんですけ  
れども、そのためにもですね、やっぱり草が生えておるとなかなか。あれは松林の区域の中に我々  
がつくっておるわけですね。そこまでなかなか行けないんですよ。ですから、先ほど言いました  
ようにですね、1回ではなく3回ぐらい草刈りをすれば、維持管理も務まるし、皆さんのためにも  
なると。しかも、松林の中の道路も碎石等を入れまして、もう皆さんが通れるような状態、軽  
トラも通れる、乗用車も通れる状態です。そこで中に入って行ってウォーキングを楽しむという  
そのためにはですね、やっぱり年3回ぐらいの草刈りも必要だなと思います。

それともう一つ、先ほど抵抗性松の話もしましたが、松食い虫に強い抵抗性松というのが  
ありますので、それを県の財団の方に申請をいたしまして、年次的にですね、例えば1千本か2  
千本ぐらいを毎年植えていけば、20年、30年後にはですね、昔の臼を取るようなでかい松の松林  
に復元できるんじゃないかと思えますけど、答弁をひとつお願いをいたします。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

来年2月に専門業者をお願いしまして、密集部分から100本程度の移植を実施する予定でござい  
ます。移植の推移を見ながら、必要であれば松食い虫に抵抗性のある松の新植も計画的に進めて  
まいりたいと考えております。

[丸山一君「何本ぐらいとか計画はないんですか」と呼ぶ]

[本田修一君「具体的にはないです」と呼ぶ]

[丸山一君「数字はないの」と呼ぶ]

**市長(本田修一君)** 新植ということで、計画的に植えていきたいということでございます。

**4番(丸山 一君)** 年次計画を立ててやっていくという答弁でありましたので、ぜひですね、  
それを継続的にやっていただきたい。特に、松の木も相当もうなくなっておりますので、抵抗性  
松を植えられて、しかもですね、抵抗性松を植えるときには、我々緑化推進協議会にお声掛けし  
ていただいた方がいい。実際、業者さんに前したところですね、てげ三郎で植えて、駄目だこり  
ゃと。我々は掘って、黒土を搬入をいたしまして、タイヤショベルでやっぱりバケツ半分ぐら  
いずつを入れながら、肥料も少し入れてちゃんと植えてくる。我々は地元民ですから、みんな丁  
寧にやっていくわけですよ。業者さんにお任せするとそういうところが、まあ手抜きじゃないん



ですけども、取り扱いが雑だなというのが我々の持っている感触でありますのでですね。抵抗性松も100本、200本じゃなくて、1,000本とか2,000本とかというような単位であれば、少々有料ではありますけども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて、普現堂池の管理・運営についてお伺いをいたします。

現在、蓬の郷の指定管理者により普現堂池は管理されておりますが、手に負えないといいますが、手が回らないというのが実情であるように感じられます。平成の名水百選になったのに普現堂池の下池はほていあおいが池一面に繁茂しており、我々NPOオアシス水環境研究会では、何とかしようということになりまして、10人ほどが2日間にわたりまして手作業で撤去いたしました。撤去した時に11tダンプで10台ほど持ち出しをいたしまして、現在はきれいに1本もないような状態になっております。その日は私は参加しておりませんが、実際きれいな池になっておりまして、皆さんがよく、憩いの場というか、子供たちが釣りを楽しむような状況になっております。

本池ですね、一番上の水源の所にある池になりますけれども、これは水草が生い茂りまして水面は全然見えない状態になっております。

実際平成の名水として選ばれたのに、こういう状況を市長は認識しておられるのか、今後どのようにしていくつもりなのかお伺いをいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

蓬の郷の指定管理につきましては、現在、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間を株式会社蓬の郷に管理委託しているところであります。委託の範囲につきましては、浴場やレストランのふれあい交流センターに加えまして、パターゴルフ場、親水公園、多目的広場、民宿村も指定管理の施設となっており、御質問の普現堂池につきましても、親水公園の一部として指定管理の範囲内になっております。

この普現堂池は、上池、中池、下池の三つの池からなっておりまして、御存じのとおり平成の名水百選に選ばれている普現堂湧水群でもあります。池の管理につきましては、指定管理者である株式会社蓬の郷が行っておりますが、NPO法人オアシス水研究会や地元ボランティアの皆さんと連携しながら水草や藻の清掃を行っていただいているところであります。

しかしながら、特に上池は水深も深く、藻が多く繁殖しており、専門的な維持管理が必要だと認識しているところであります。現在は、施設と親水公園等を一括して指定管理しておりますが、特に親水公園部分につきましては、年間を通じて専門的な維持管理の方が適切なのではないかと感じております。次の指定管理の期間につきましては、そのような点も考えまして、指定管理の範囲、区分を決定してまいります。

そして、この親水公園につきましては、市民が親しまれ、そして、名水百選でもございますので、観光資源として生かされるように整備推進してまいりたいと考えております。

[丸山一君「市長、指定管理の期間はいつまで」と呼ぶ]

**市長（本田修一君）** 指定管理の期間につきましては、平成22年4月1日から25年3月31日ま

でとなっております。

**4番(丸山 一君)** 現在、本池はかなり水が引かしてありまして、それを見ますと、あれはすり鉢状になっております。現在、元の水位からすると多分2 m50から3 mぐらい下がっていると思うんですけど、それでも全体に何も水面は見えない。藻が全体に生えているわけですね。どこがどれだけ深いのかというのがなかなか見た目では分からないという現状であります。

私が思うにですね、やっぱり子供たちと例えば遊ぶにしる、大人が行って片付けるにしる、今の状態ではなかなか難しいと。我々NPOでいろいろ課の方も来ていただいて相談をしたわけですが、すり鉢状をですね、深い所に大ぐりといいまして、碎石場のあのでかい石を敷き詰めていって、その上に今度は中ぐりをずっと入れていく。その上に目つぶし碎石を入れて重機で転圧をしますと、フラット、平面に仕上がります。その上に今度は浜砂等を10cmか20cmぐらい入れますと、例えそこから2 m、3 mぐらいの水位になって、本池がきれいな状態になったとしても、年に1回ぐらい掃除するのにですね、やっぱり機械を入れるか人力でやるかにしるフラットにできていると作業がしやすいわけですよ。ですから、我々はそういう結論に達しましたので、できればですね、そういう形に市の方で対応はできないかなと考えております。

維持管理に関しましては、25年3月までであればですね、その後やっぱり専門の人たちをお願いをして、年に1回ぐらいは。年に1回となりますと、普現堂池は普現堂土地改良区の管轄の水源地になっておりますので、早期米の収穫が済んだ8月の末以降になると思うんですけど、水位を下げまして、その中で対応すればいいと。そこで、水位を下げる時に、例えば子供たちを呼んで植物の研究であったりとか、水生植物、それとか魚の研究。それと、トンボの里で確か28種類のトンボがいるとか何とか表示がしてありますが、そんないるのかなと、現状は、と私は思っているんですけども、そういう子供たちの勉強の機会も与えればいいと。それと、ある程度水位を下げまして、そこに子供たちを呼んでですね、魚のつかみ取り大会とか、ああいうこともイベントで考えられたら、また普現堂池のPRにもなるんじゃないかと考えておりますけど、それについて見解をお伺いをいたします。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

今、御提案があったことにつきまして、例えば池に碎石等を沈めまして、すり鉢状の池をフラットにしていく、それによって管理していくということにつきましては、市の関係する課とも十分協議しながら、このことについては考えさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、皆さんの方で、NPOの方々に積極的にこのことについては関心を持っていただきまして、そしてまた名水の百選にふさわしい景観を創っていただいたということについては、改めて感謝申し上げますところですが、当初この藻がほこった関係でほていあおいをわざわざ持ってきたというようなことも聞いたりしていたところでした。逆にそのことが結果的には悪い状況を生み出して、全面ほていあおいの池になってしまったということでございまして、よかれと思った内容が結果的に悪い結果を生み出したということでございますので、今後この池の景観を保つためにはどういった形が望ましいかと、そうしてまたどういった管理をし

ていただける方をお願いするかということにつきましても、十分内部で勉強させていただければというふうに思っております。

**4番(丸山 一君)** 中池からですね、下池の方に例えば石積みがしてありまして、そこは多分、あれは階段状に造ってありますが、一種の井ぞきだと思うんですよね。あそこにですよ、年中水が流れておりますので、そんなにでかい水車じゃなくてもいいんですけど、水が流れている所が3か所確かあります。あそこにそんな大きくない水車等を設置されれば、また見栄えも良くなるんじゃないかと。月野の辺りにも水車が随分増えましたし、あと森栄閣があるあそこにも水車がいっぱいあるんですよね。ですからそこには、そういう仕事をできる人たちがいらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。多分あれは地元の人たちで、有志で、作られたと思うんですよね。であれば、そんな予算等はかからないので、やっぱり池の景観を市長も今言われましたけれども、あそこにですね、できればそんなに大きくないような水車を設置されたらどうかと。予算的にもそんなにかからないので、そこもひとつ検討をお願いをしたいと思います。

それでは、最後にですね、道路整備についてお伺いをいたします。

一丁田地区の線路跡地は以前より冠水をいたしまして、地元も困っておったわけですが、昨年の市の工事によりまして、もうこれで問題は起きないだろう、冠水はしないだろうというのを我々地元民を含めてですね、みんな喜んでおったわけです。ところが、7月、8月頃にですね、ちょっとした強い雨が15分か20分ぐらい降りますと、以前と同様冠水をいたします。特に一番ひどかったのは8月だったと思うんですけども、以前より多くですね、約300mぐらい冠水しちゃった。その原因を考えますと、志布志町側にあります流末は、水路が1本しかありません。その容量不足だと思うんですよ。

ですから、私が提案するのは、緊急時の避難用の道路として、線路跡地からですね、海外線へ1本道路を引きまして、その横に水路をつくる。そこに水を流し込んでいくという方法をとりますと、水が分散されますので冠水はしないだろうと思います。市長の見解をお伺いいたします。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

議員におかれましては、雨が降る度に一丁田及び通山地区の安全対策について御努力いただき本当に感謝を申し上げます。

さて、御質問の緊急時避難用の道路建設につきましては、平成19年9月議会において同様の御質問をいただき、その際には周辺土地利用と一体となった道路計画が必要であると考えているとの答弁をしたところでございます。

特に一丁田地区につきましては、雨が降る度に冠水し、通行不能となることが度々あり、その対策として市道上ノ浜押切線道路改良事業において道路のかさ上げをするなどの整備を行ったところであります。また、改良と併せて安楽川護岸に至るまでの流末整備も実施しており、今年度は更に整備を進めて、市道押切通山線沿いにあります排水路と接続する予定であります。

これによりまして、当面の対策はできるのではなからうかと考えておりましたが、今年の豪雨により再び道路が冠水し、周辺住民の方々に大変苦勞を掛けてしまったところでございます。応

急的な対策としまして、道路面の排水を少しでも促そうということで、側溝の蓋をコンクリート蓋からグレーチング蓋に変えたところであります。

近年の雨の降り方はゲリラ豪雨と呼ばれますように、排水施設の能力をはるかに超える相当量の雨が短時間に降り、排水不足になった道路の冠水被害などが発生しております。

このような状況の中、排水施設の増設など道路の設備も含めて、その対策について考えていかなければならないと考えておりますので、ただいま御提案のありました内容についても、十分考慮させていただきたいと考えております。

**4番(丸山 一君)** 今市長の答弁にありましたですね、蓋板をグレーチングに変えてもらった。実際そうなんですよ。10枚ほど入れてもらった。これで随分水の引きはいいだろうと思ったわけですが、ところがですね、雨が降るたびに周りの土地から水が流入して、その時に枯れた草とかですね、葉っぱとかが落ちてきまして、そのグレーチングの上に詰まるわけですよ。で、雨靴を履いて行ってその中で取ると、ものすごい勢いで引くんですよ。

ところが、その詰まるという行為の前にですね、逆に吹き上げてくるんですよ。雨が降って15分か20分した時には、そのグレーチングからものすごい勢いで水が吹き出るんですよ。それで、下の方から水の排水がよくなり出すと、今度は逆に落ちだした時に葉っぱ等が埋まって、なかなか今度は水が引かないと。ですから、雨が降るたんびに出て行ってその処置を実際しております。もう10年ぐらいになります、もうこの仕事はですね。海岸ばかりじゃなくて、私はそういう所の処理も小組合長という立場でですね、しておるんですよ。

あそこら辺りも住宅地が増えまして、交通整理をしておりますと、もう年中悪たれ口をたたかれるわけですね。またかよと、いつになったら通いがなっとかと、もうほんの若い兄ちゃんたちにですね、ぼろくそ言われるわけですね。もう実際10年ぐらいこういうことをやっておりますけど、いいかげんですね、もううんざりしております。特にですね、どしゃ降りでしかも頭の上で雷ががらんがらん、ごろんごろん鳴る時はですね、どうも生きた心地がしないというのが、いつどこに雷が落ちてくるか分からんというのがあります。反対側の方には校区公民館長がおりますから、携帯電話で電話をして、そっちを止めてくれと、Uターンさせてくれと、俺はこっちでやるんだという形を私自身はもう10年ぐらいしております。

ですから、できればですね、なるべく早い対応をお願いしたいと思うんですけども、先ほどの議員じゃないですが、当初予算に組み込んでいきますか。

**市長(本田修一君)** 先ほど答弁しましたように、道路整備と同時に安楽川河口へ排水する流末整備も行っており、この整備完了後周辺の状況を見ながら次の段階を考えていきたいということでございます。

**4番(丸山 一君)** 安楽川の右岸の堤防工事も済みまして、そこからですね、上流川の方へ、水路を上流へ移しまして、土水路がでかいのができておるのは知っております。そしてその延長を今度はやるんだという話も聞いております。そこがつながりますと、有明町から来ているコンクリート三面張とちょうどつながるわけですね。

僕が言っているのは、緊急避難道路を造って、そこに水をすると、鉄道線路跡地に集まってくる水が2方向に分散されると、であればその冠水もしなくなるだろうという予測を立ててるんです。ただ、工程的なものがありますから、そこは測量してみないと分からんと思うんですけどね。で、道路改良等が無理であれば、とりあえず排水路だけでも造ってくれんかという気持ちがありますので、もうひとつお願いをいたします。

課長でもいいですよ、建設課長。

**建設課長（中迫哲郎君）** 先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、安楽川の河口から伸びます水路の流れをですね、まずスムーズにするということを今行っております。

議員御指摘のとおり、そこへつなげるのが一番いいのかなとは考えているところでございます。鉄道線路の所で一丁田のパチンコ屋さんの方から流れてくる水と鉄道線路の方がぶつかってですね、そこが逆流するというのが、飲まれてですね、というのが原因じゃなからうかということで考えているところでございます。分散するということがまずできればということで、今通っております敷地につきましても、一部民有地を通ったりというようなこともありますので、そういうのを解決しながらですね、対策を立てていきたいと考えております。

**4番（丸山 一君）** 鉄道線路からの排水につきましては、安楽土地改良区の土水路を利用してですね、一時という形で改良区に相談をしまして、それはやっております。そこには鉄道線路跡地からの水と、国土交通省からの排水路があります。そこがちょうど合流しまして、しかも90度にぶつかるものですから、こう排水がうまくいかないと。

ですから、私が言うのは、もう一つ手前のパチンコイチローから降りてきた道路をまっすぐ浜に延ばしていきますと、先ほど課長が答弁しましたその土水路につながるわけですね。ですから、その途中で抜いてしまうと、そういう冠水というのは解消できると思いますので、一部民地と言われましたけれども、志布志町の人でありますのでですね、ひとつ課長、頑張ってくださいと思います。その人が無理であれば、もう一つ隣にも志布志町の人がおられます。その人はかなり協力的でありますので、言っていただければ、私が対応いたします。

最後にですね、県営ラフォーレ松原団地周辺の道路整備についてお伺いをいたします。

この団地周辺の道路もですね、先ほどの線路跡地と同様、雨が降るたびに冠水をします。しかも、県営ラフォーレ松原は51世帯の人たちがおられます。しかも大体30代、40代の人たち、50代半ばまで少々いますけれども、そういう若い人たちで、しかも子供たちがですね、通山小学校の中で約3分の1ぐらい、あそこから来る子供たちが多いですよ。で、仕事帰りのですね、奥さん方がなかなかこの駐車場に入れないという現状があります。雨が降るたんびあそこはもう冠水をいたします。ですから、これを市の方へ、旧町時代から我々はいろいろお願いをしてきたわけですが、なかなか改善されない。市長はこの事実を認識しておられたかどうか、どのようにするつもりなのかお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は先ほどの一丁田地区と同じように、冠水があったということにつきまして、知らせがあった時には何回か現場に足を運んで見ております。ということで、ラフォーレ松原団地周辺の冠水についても見ているところでございます。

この場所につきまして、短時間に排水施設の能力を超える雨が降ったという結果、冠水がされたというふうに考えるところでございます。

市道には側溝が付いておりまして、路面水を集水して排水しておりますが、その排水設備が十分であるかどうか、また断面不足になっていないかどうか、あるいは最近降ります集中豪雨につきましてどの程度耐え得るのかということにつきまして、さまざまな調査を実施しまして、周辺にあります既存の排水設備を有効に活用しながら排水対策を行ってまいりたいと考えております。

**4番（丸山 一君）** 今市長が答弁された市道に関しましては、団地とグラウンドゴルフをするあい中の道路のことだと思うんですけども、あそこはですね、両サイドにトラフが入っております。で、升があっちこっちにあります。で、雨の日よく見てますと、水の流れがですね、左へ行くのもあれば右へ行くのもある。道路を横断していくのもある。ですから、あそこは、旧町時代にどういう設計でああいう構造物を造ったのか分かりませんが、あれにも一つ問題があるというのがあります。それと、升の下の泥だめ槽がありますね。泥だめ槽の上の容量不足というのがある。それと、先ほど言いました安楽川の方角に行っている三面張水路は、そこが起点なんですよ。ですから、その起点に入っていけば、あれは800ぐらいの断面ですから、そこに水が全部行くようにすればですね、一気に解決するんですよ。

ですから、トラフの高さ関係と深さと方向性を考えれば、一気に僕はあそこは解決すると思います。ですから、建設課の技術の連中には、あんたなんかの知恵と知識で早急にやってくれということをお願いをしておりますので、素早い対応をお願いをしたいと思います。

それともう一つ、その団地からですね、志布志町方向に行きますと、グラウンドゴルフの横を通りますとL Pガスがありますね。あそこまではトラフが入っているわけですよ。あの先を延長させますと、三面張水路が90度のまま曲がって来てそこにちょうどぶつかるんですよ。ですから、そのトラフを延長をして、なおかつそこを可変側溝にして高さ調整をしますと、一気にあそここの水の排水問題は解決すると思うんですよ。

ですから、51所帯の人の中でですね、やっぱり非常に困っておられる。ですから、これはもう旧町時代からの懸念事項でありますので、なるべく早い対応をしていただきたいと思いますが、もうひとつ答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** 旧町時代からの課題ということではありますが、私も旧町の最後の町長ということで、このことについては聞いていたところでございますが、最近は特にゲリラ的な豪雨でそういった形で冠水が度々発生するのではないかというふうに感じたところでございます。

特にあの地区のこの道路につきましては、ほかの地区とは違いうかいする所がなくなるのではないかなという気もするところでございますので、その辺りも考慮しながら、先ほどの一丁田の

方では、まだ別な道路を利用していただくというような形で緊急的には対応できるわけですが、この地区につきましては、冠水が激しくなるとなればうかがいかなり難しくなるというようなふうにも考えますので、十分に調査をいたしまして、早急に対応は考えたいと思います。

**4番（丸山 一君）** 市長の答弁にありましたとおり、あそこはですね、袋小路みたいな感じになってまして、うかい路が実際ないんですよ。ですから、鉄道線路跡地からまっすぐ降りていきますと、もう行き止まりみたいなもんですよ。押切地区から回ってきても行き止まり。この両方向が冠水すると、もう団地の中に入れない状況があるわけです。ただ、10分、15分ぐらい待ちますと、それはまあ、水は、あそこは30分かかかるかな、引きが悪いから。

ですから、先ほど言いましたように、L Pガスの前の道路を通って志布志町側の方にトラフは途中まで入ってますので、しかも大体泥がかなり堆積してるんですよ、ですから、あれを延長した上に可変側溝にして泥上げをすると、あそこはかなり解消されます。それと、先ほども言いました三面張水路の方にですね、水を入れるようにしますと、一気に解決をすると思うんですよ。いつ頃になったら対応できますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、ただいま御提案のあった内容等も含めまして十分に調査いたしまして、速やかな形で対応をしていきたいと考えます。

[丸山一君「はい、終わります。」と呼ぶ]

**議長（上村 環君）** 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

**15番（金子光博君）** 本日の最後になりましたが、最後までお付き合いをよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思います。

まず、後継者対策について、本市の基幹産業である農業を持続的に発展させるために、農業後継者として新規就農する際の支援が本市では不十分な状況であると思うが、厳しい農業情勢を考えたときにその必要があるのではと考えますが、市長の答弁を求めます。

**市長（本田修一君）** 金子議員の御質問にお答えいたします。

農業後継者支援対策としましては、本市独自の支援策として、合併後農業農村家業再生支援事業を創設し、これまで18名を認定しております。認定者は経営規模を拡大し、認定農業者として認定されたり消防団への加入や学校行事、地域活動等、地域の担い手として活躍されております。

また、農業公社の研修等事業によりピーマンやいちごの担い手育成に努めております。ピーマンにつきましては、栽培者の過半数を公社研修生が占めており、平成21年には県のブランド産地に指定され、売上高10億円を突破し、毎年右肩上がりに販売実績が伸びております。

21年度は国が2分の1を助成する新規就農定着促進事業により10名が、また22年度は国の事業が経営体育成交付金事業に変更になり、3名が事業に取り組み農業用施設の整備や農業機械の導入を図っております。これも後継者への大きな支援となっております。

お尋ねの農業後継者として就農する際の支援策ということでございますが、ただいま申し上げました市が行っている二つの支援策のほかに、担い手を対象とした市農業生産対策事業により、施設整備や資材、農業機械導入等について3分の1の助成を行っております。近隣の自治体の状況を見ますと、それぞれ独自の支援策があるようでございます。本市は毎年20名程度が農業後継者として就農していますが、後継者の士気を高めるためにも、後継者全員が対象になるような就農支援策について模索してまいりたいと考えます。

**15番（金子光博君）** ただいま答弁をいただきました。

我が市におきましては、ほかの自治体と違って市家業再生ということでやっておられるわけですが、私どももちろんです。市長も選挙を経てここにおられるわけで、選挙期間中に市民の皆さんや農業者の皆さん方の生の声をですね、多く聞かれたと思います。このことについても多くの声を聞かれたと思いますが、今の政策で本当に皆さんが、よか制度やがというふうに納得しておられるというふうに市長は考えておられるのかお聞きします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

新規就農者につきましては、基本的には中核農家で、そして経営的にも安定されている農家に新規就農される方が後継者として出てくるのではなからうかというふうに考えるところでございます。

そしてまた、そのような方につきましては、十分その農業経営体が順調に維持されていると、経営が維持されているという前提があってからこそ後継者が就農というような形がとられるというふうなふうに私自身は感じているところでございます。

そういうことから、現在市がっております農業後継者の支援ということにつきましては、先ほども言いましたように新規就農定着促進事業、ないしは市の農業生産対策事業等について対応しているということでございまして、新たにエターンないしUターンでされる方については、先ほど申しましたような事業を取り組み、対応しているということでございます。

**15番（金子光博君）** そのほかの新規就農者に対しての、その新規就農だけじゃなくてですね、その事業、それから公社生のそういうのについては、私も評価はしております。

ただ、この事業についてはですね、本当に市長の考えが反映されておる政策かということについては、私は疑問を持っておるんですよ。

私も家業再生の18名の中ですね、数名のお手伝いをしてきました。事業の中身についてはですね、ある程度、担当課と相当な議論もして、要綱の見直しもしてもらって、該当するようなふうに制度がだんだん緩やかになって今18名というようなふうになってきております。当初の要綱では5名いけばよか方ですよ。

何でかと言うと、お父さんの年齢、子供の年齢、そして、あれに書いてありますように、自立しているところは駄目なわけですからね。そういうところを、全てとは言いませんが、家庭に踏み込んで見ますと、お父さんが高齢になられて、不幸にして亡くなったと。高齢のお母さんを一人では置いておけない。よそにおって、もう40幾つですからね、世帯を持っておるんだけど、



やはり親孝行の子供さんだから、近くに兄弟はおるけれども、その人たちが見てくれれば外から辞めて帰って来んでもいいんだけど、帰って来ざるを得ないと。そういうような実態やらですね、お父さんはまだ60にはなっていないんだけど、不幸にして病気になったと。そうすると、今までお父さんたちが二人でやってきた経営をお母さん一人では続けられないと、お父さんの面倒も見らんないかと。入院する、とてもじゃないけど今までの何分の一の経営しかやっていけない。だから、よそでいい仕事に就いておったんだけど、辞めてきて家計を助けんないかと。そういうような実態ですよ。

私が言っているのは、そういうのはそういうのでいいですよ、非常に人助けになることですから。ぜい弱な基盤の所の人たちがこの事業をして、じゃあその地区の中核的な農家になってリーダーとなってやっていくかということ、そこにはちょっと疑問もあるところもあります。

今、現状の中でそれぞれやっておられて、誰が見てもですよ、あそこは今度は誰てるが戻ってきて後をすっとやいげなと、そらよかこっじゃがと、あいは元気があっじ、親んしもよかかんげを持っちゃらいしじゃらいと、というような所にですね、帰ってきたときにはですね、やっぱりそれなりの、市としてですね。本市の基幹産業ですよ。ほかの自治体でやっていなくてですね、我が市だけというのなら私も、あえて強くは言いませんけれども、調べてみたところですね、お隣の曾於市、大崎町、鹿屋市、都城市、霧島市、南さつま市、ほとんどの所がですね、我が市の家業再生の事業より数段上の支援をしておるんですよ。

市長、市長の日本一の中にですね、二つの日本一があるんですよ。農業関係ですよ。そういうことを考えたときに、もう1回答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話がありましたように、近隣の市町でも対応がされているようでございます。そしてまた、その内容につきまして、例えば曾於市でいきますと、新規で、単身で10万円、そして夫婦で15万円、親の継続で単身月5万円、夫婦で7万円というような形で、こういった中身について条件的なものを私、まだ勉強してきませんでした、こういった形でとられているということについては、本市がとっている家業再生事業に匹敵する、あるいはそれをしのぐものかなというふうには感じたところでございます。

ということで、先ほど答弁しましたように、今後につきましては、更なるその支援策については近隣のこういった事例も参考にさせていただきながら、取り組みを深めていきたいというふうには考えます。

**15番（金子光博君）** 先ほど、新規就農の見込みのある方が本市では20名と言われましたよね。

[ 本田修一君「実績」と呼ぶ ]

実績で20名。曾於市では実績でいうと去年は11名ですから、非常にいいことですよ。20名も3万幾らの人口の所で後継者が育って、まあこれの中には公社生も含まれるわけでしょうけれども、非常にすばらしいことだと思いますのでね。

何月でしたか、夏井の大黒の河本会長のところで、海の駅、イルカランドの起工式がありまし

たよね。あのあいさつで、河本会長が後背地の農業が元気なくして我が町の商工業の発展はないんだというふうに力説しておられました。皆、あの会場に来た人たちはそのとおりだというふうにも実感されたと思います。分野は違っても、そういうところでこのまちをいかにして浮揚させようかというようなふうに頑張っておられる。先頭に立っておられる人たちであってもですよ。商工会の会長さんです。農業が元気がでらんない我が町はやっせんとやっせと、ああいう公の席で声を大にして言われるわけですからね。やはり、今市長から答えはもらえませんが、そういうつもりで23年度からの先の予算に反映をさせていただければなというふうに思っております。

20代の若い人たちはですね、やっぱりその仕事に飛っくんとときには、やる気と情熱を持って飛っくわけですからね。そういう人たちには大いに応援をせんないかんですよ。もう1回お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今議員の方で河本会長がお話されたことにつきましては、私もその場におりましたので聞いております。商工会の会長さんの立場としてもだったと思いますが、今回口でい疫が発生いたしまして、その口でい疫は畜産のみに影響があるかというふうに考えていたら、とんでもない話だったと。畜産、そしてまた農業全般に、そしてまた本市の全ての産業、商工業については特に直に影響があったということから、常日頃から農業が元気がないと、この地域は元気がないんですよと言っていたことが、本当にそうだったんだという実感の下に発言された内容だというふうに感じたところでございます。そのことにつきましては別の場でも会長は言っておられますので、私どもにとりましても、農業振興について更に一生懸命なさいというエールを受けているというふうに感じているところでございます。

そのようなことから、私自身は、農業振興については特にさまざまな形できめ細やかに対応しているところでございます。今回お話されておりますこの農業後継者の対策についても、ただいま御提案があった内容も含めて、十分23年度以降にも反映させていきたいと考えます。

**15番（金子光博君）** 今後に期待して、次に移ります。

次に、道路行政について質問をいたします。

まず、柳橋付近の改良工事については、来年2月末で完成の見込みであり、県土木はもとより市長以下所管課の建設課の職員、地権者、工事業者の方々にその御労苦や努力に対し、この場を借り敬意を表しお礼を申し上げます。松山地区、特に尾野見、泰野の人たちにとっては、大変な喜びと期待感であります。信じて、念じて、諦めずに声を上げ、辛抱強く頑張れば道は開ける手本になった事案ではなかったかと思えます。なお、残された区間についても、今後も引き続き最大限の努力をしていただきたいと思います。

そこで、県道塗木大隅線内、やっちくふれあいセンター入り口から、通告書には市ノ原バス停付近と書いてありますが、正確には市道番号141番、老人ホーム・市ノ原線の終点、三差路までのガードパイプが立っている区間約750mでございます。ここの歩道改良の必要があるのではないかと思います。現状をどう認識しているか、市長、教育長の答弁を求めます。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

この路線は、松山地区と志布志地区を結ぶ県道で、通勤、通学、志布志港からの物流及び住民生活にとって非常に大切な路線であります。志布志港の発展に伴い、農畜産物の生産拡大及び輸送トラックの大型化・高速化が進み、交通量も多くなってきております。

現在、泰野地区のふれあいセンター入り口までの区間を平成23年度完成に向けて、道路改良工事を行っているところでございます。しかし、泰野地区のふれあいセンター入り口から尾野見小学校方面へは、路肩にガードパイプを施した狭小な簡易歩道となっており、自転車で通学する中学生は危険な状況であります。このようなことにより、自転車・歩行者道の整備を曾於地区土木協会での要望活動で現状と課題を説明しましてお願いしているところでございます。県も財政難で非常に厳しい状況ではありますが、今後も市の重要路線として地元の協力を得ながら、更に要望を継続していく所存でございます。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

まず最初に、現下の通学指導の現状について申し上げます。

教育委員会では、これまでも市内全ての小・中学校に対しまして、道路の歩き方や自転車の乗り方等について、発達段階に合わせて具体的指導を行い、児童・生徒の安全確保に努めるよう、校長研修会、教頭研修会や学校訪問等で指導してきておりますし、併せて通学路の安全点検を怠らぬよう指導しております。

また、各学校におきましては、通学路の現状に合わせて、児童・生徒が自分の身を守る上から具体的かつ徹底した安全指導を行っているところでございます。さらに、PTAが中心となりまして、立しよ指導の期間や日時を定めて朝の登校指導をするなど、保護者並びに地域ぐるみでの児童・生徒の安全確保に協力をいただいておりますが、お陰さまで大きな事故もなく推移してきておりますことに感謝しているところでございます。

さて、議員御指摘の区間は、泰野小学校及び松山中学校の児童・生徒が登下校の時などに利用しておりますが、極めて歩道も狭く、特に自転車通学の生徒は車道を通学している現状でございまして、極めて危険な状態であると言わざるを得ません。教育委員会といたしましては、関係課とも先ほどの市長の答弁にありましたように連携をいたしまして、県への歩道改良の要望をいたしますとともに、今後とも各学校の通学路の実情に合わせて、児童・生徒に対し具体的かつ継続的な安全指導、保護者や地域との連携した児童・生徒の安全確保に努めるよう併せて学校を指導してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

**15番（金子光博君）** 特に教育長、あなたについてはですね、小学校の児童、中学校の生徒、高校生、あなたの所管に関わるところの子供たちについては、我が子と思わないかんわけですからね。あなたも新橋から奥さんをもっておられますので、あそこの区間については、何百回と通っておられて、あそこの危険度については十分認識をされておられることだろうと思います。あなたはあなたの立場で、県にもそれなりのパイプがあるでしょうから、やはり側面的にですね、

建設課長なんかを助けてくださいよ。よろしく願いしておきます。

私はですね、あそこのガードパイプのある区間を計ってみました。そうすると、中央線からガードパイプの間が280しかありません。2 t車はトラックは幅が180ぐらいですけれども、バックミラーまですると200を超えます。ガードパイプだもんだから、最低でもやっぱり50cmぐらいはよけて走ろうとします。スピードが上がれば上がるほどよけて走ろうとしますから、2 t車で精一杯中央線の中を走るぐらいでしか走れません。もう2 t車以上の4 tの大型になると、とてもじゃないが中央線内では走れないというような状況です。だから右側に譲って走るわけですね。そうすると、反対側はどうかというと、中央線から白線の所まで、側線まで280、側線から側溝の蓋の所まで、外側まで120あります。だから、ちょうど4 mになるから、反対側車線の車がこっち側によけて、土手側によけて、人家側によけて、それで毎日の交通が行われているというような状況でございます。

で、改良が済んだ所ですね、あっちも計ってみました。改良が済んだ所は、中央線から350あります。350ありますから、もう中央線を踏み出さんでもスムーズに走れるというような状況です。そして、歩道が300あります。私が今言っている区間の歩道はですね、ガードパイプから、側溝の蓋を利用してますからね、あそこは。側溝の蓋を利用して1 mしかありません。子供も小学生は、一・二年生は手をつないで二人は歩けるかもしれませんが、もう高学年になると1列にならないと通学はできません。ましてやこごどん自転車の中学生どがこう、まれけん言うこつを聞かんとが走るときには、もう小学生たちは人んげえの所に寄るか、壁にこうしてせんと、非常に危険な状況です。あそこの区間については、もう泰野の中心部の両歩道じゃなくても、片側でもいいと思いますよ。

あそこの三差路から今度は、尾野見方面の方はですね、ちょっと広くてですね、やはり中央線から側溝部分の所まで含めて350ありますから、あっちの方に行けばまあそうないなと思うはずですよ。そして、中央線から西側の方は、縁石まで320です。ガードパイプじゃなくて縁石だから、割と左側に寄せて走れるわけですよ。

建設課長、合併してからこのことを県の方には何回ぐらい要望をされておられるのか、ちょっとお聞かせください。

**建設課長(中迫哲郎君)** この路線につきましては、先ほども市長が答弁いたしましたとおり、土木協会の要望で要望しているわけですが、具体的にここの歩道を広げてくれということでは、昨年からですね、具体的に箇所を上げて、この箇所はもう改良はいいからとりあえず歩道を広げてくれということを昨年から具体的に要望しているところでございます。

**15番(金子光博君)** ひとつ、張りコンで逃げられないようにしてくださいね。今、尾野見川について張りコンをやってもらう準備が進んでおりますけれども、張りコンは張りコンですよ、あくまでも。3 mもの大きな歩道は要らんわけですから。2 mもあればもう十分だと思いますよ。

あそこの道路については、大型の畜産農家もあるし、当然飼料運搬車も頻繁に通ります。それと、もう終盤に来ておりますが、焼酎用の原料かんしょの輸送が都城方面やら始良、伊佐、あっ

ち方面へ相当、松山地区、そして志布志の田之浦、森山、帖ち言うんですっけ、あそこら辺の原料かんしょも相当、地元だけではさばききれんわけですから、向こうに上ります。その区間にですね、福元モータースという自動車屋さんがあります。私たちはたまにしか見ないから、あんしは目の前でいつも、毎日危険度は十分知っておられますから、たまにはですね、建設課長、あそこら辺にもお邪魔して、状況も聞いてみてください。やっぱり小さな事故は結構あるんですよ。ガードパイプも大分傷んでいる所もあります。

それと、松山地区にとってはですね、県道の背骨は1本しかないんですよ。背骨は1本しかありません。志布志やら有明と違いますよ。どれが背骨かあばらか分からん、そげなふうじゃなか。背骨がきれいに1本しかないわけですから。

それと同時にですね、泰野小学校の前の信号から宮下入り口のあるところまでは、塗木大隅線と柿ノ木志布志線の重複区間ですからね。なおそこには手厚い保護を県としてはしてもらわんないかんわけですよ、二つの路線があこの区間は走っているわけですから。

そういうこともありますので、不幸な事態がですね、発生しないうちに、県に対して強力な要請活動を続けてもらえるか、そのことについて市長の答弁を求めます。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併いたしました5年になるところでございますが、松山地区においては、道路の整備はかなりされているなというふうに合併直後感じたところでありました。

しかしながら、この泰野地区が遅れているなということであったようでございます。そしてまた、午前中ありましたように宮下から大越線が少し遅れているというようなことになろうかと思いますが、このお話がある路線につきましては、改良済みというようなことを聞いて私自身もびっくりしたところでございました。

現況としましては、今お話がありますようになりかなり狭いので、またカーブになっている地点でございまして、その中で狭い歩道があるということについては、非常に見通しも悪く危険度が高いなというふうには感じておりました。今課長の方からありましたように、昨年からは本格的にこの区間について、歩道を特に早急に整備するような要望をしておりますので、先ほどもありましたように、弓場ヶ尾線と同様に粘り強く、早急に整備がされるように取り組みをしてまいりたいと考えます。

**15番（金子光博君）** 泰野中心部が改良が進みますと、スピードを上げて通行する車が多くなると思われますので、やはり危険度は高まってまいります。やはり建設課長、通行量調査なんかもしてですね、そして、県にやっぱり言うことが効くような材料を持って臨んでください。ただくっがたいじゃいかんですよ。やっぱりじかに自分で足を運んで、その危険度の状況、生の声を聞くなり、それと通行量、数の調査やらいろんなのを。教育長もその認識は十分持っておられますから、作文作りはもう第一人者ですからね、そういう人たちの力も借りながら、県に何とかへずさすいごっせんないかんわけですから。ひとつよろしくお願いします。

終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時26分 散会

平成22年第4回志布志市議会定例会（第5号）

期日：平成22年12月9日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小園義行

鶴迫京子

下平晴行

### 出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

### 欠席議員氏名（1名）

6 番 坂 元 修一郎

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆
行政改革推進監 野 村 不二生	

### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎



午前10時00分 開議

**議長（上村 環君）** これから本日の会議を開きます。

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

### **日程第2 一般質問**

**議長（上村 環君）** 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

**19番（小園義行君）** おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

私たちの政党は、いつでもどこでも国民が主人公と、そして地方自治体、こういうところではせますと、住民の皆さんが主人公という立場で活動してきました。私も約40年ほどになるわけですが、その間、20年近く議員もさせていただいております。そうした立場から、いつも住民の皆さんが主人公なんだという立場でやってきました。今回の一般質問に当たっても、市長をはじめとしたスタッフの皆さんと一緒にいいまちづくりをしていく。それは、住民の皆さんの立場に立って、私たち議員はチェック機能といいますか、そういう立場を持っていますので、その立場から質問をこれまでもやってきました。今回もそういった立場で質問をしたいと思います。役所は住民にとって役に立つそういった場でなければならないと、いつもそういうふうに思っておりますので、そうした立場から通告をしていました点について、順次質問をしていきたいと思っております。

まず、組織機構再編計画について質問をします。

今回、来年の23年4月1日実施の組織機構見直し計画が議案として出されております。これについては先の9月議会でも、見直しに当たってはそれぞれの立場からきちんとしてほしいと、議論してほしいということで質問をしたところでありますが、今議会でも同僚議員がお二人ほど、一昨日この点について質問をされております。そうした立場で、いろんなやり取りを聞いておりました。今回、この組織機構見直し計画について、どういった議論をどの場でし、今回のこうした提案になったのか、そのことについてまず市長にお聞きをしたいと思っております。

**市長（本田修一君）** おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

組織機構の再編につきましては、組織機構再編計画と定員適正化計画の最終目標が23年4月でありますので、これに合わせて庁内で組織機構点検シートに基づき各課のヒアリングを実施するとともに、志布志市組織・機構見直し方針の推進体制に基づき、本庁、支所の課長補佐級で組織

する組織見直し検討チームを設置しまして、組織機構の見直し作業を進めてまいりました。

組織見直し検討チームでは、行政評価制度を活用した事務事業評価やヒアリング結果に基づき課題となりました組織構成や事務分掌等について、市民の目線に立った市民サービスを低下させないことを念頭において、また縦割り行政の弊害を解消するために関係する課でグループを編成して検討いたしました。具体的に申しますと、市民と直接関係する部門、総務企画部門、産業振興部門、建設部門、教育部門の5グループです。検討結果についてグループごとの所管する課長会において報告するとともに、更なる検討を重ねた見直し案について、支所課長を含めた全体の課長会の中で議論をし、今回の組織機構見直し計画を御提案申し上げているところであります。

また、最終的には志布志市行財政改革推進委員会の意見を聞きながら、志布志市行財政改革推進本部会議で決定した組織機構見直し計画でありますので、どうぞよろしくをお願いします。

**19番（小園義行君）** 今市長の方から答弁がありました。一昨日の同僚議員のやり取りも含めてですね、併せて関連して質問をさせていただきます。

今市長の方から、課長補佐級を中心にして、五つのグループでいろいろ議論をしたと。私は9月議会でも、住民の意見がしっかりと通る、そして先端で働いておられる職員の方々の意見がきちんと上に上がっていく、そういった議論を踏まえた上で組織機構の見直しというのはやられなきゃいけないというふうに質問をして、市長の答弁も出ているところであります。

市長、今、五つのグループをもってそれぞれやったということでありますね。その中で、私はこうした組織機構の見直しというのは一昨日のやり取りを聞いてましても、ここにありますように、いわゆる集中改革プラン、国が示してますね、それに合わせて公務員を削減しなきゃいけないだと、そういった立場からのものが頭にあって、全て19年4月1日現在の3分の2程度にする、その計画が先にあって見直しをしているという印象を持ったところであります。

本来はですよ、こういった計画というのは、住民要求がどこにあって、そこで住んでおられる方々、そしてそのことに対する事務量がどれくらいあるのかと、そのことをきちんと全体を見渡した上で、忙しい、要求の多いところ少ないところ、それはあるでしょう。でも、その事務量をどうやって把握し、この課長補佐級のグループの中でそういった住民要求と併せて事務量、その把握をもった上での議論がされて、そしてここはこうだよねと、ここはこうした方がいいよねと、そういった議論が最終的に検討された上で計画として出てくる、それが私は当然なことだろうと思います。頭から課を少なくする、ポストを少なくする、そのためにはこういう計画でない駄目なんだということではいかんというふうに思うわけですね。

そういった点で、今回五つのグループに分かれて、課長補佐級のところでまず議論をされてやったということですが、これ、実際にここに出てきているものを見ると、そういうふうには思えませんよね、これね、私から見たときも。まさに国が示しているその集中改革プランに基づいた形でのやり方であって、いきなり総合支所方式から本庁方式にやるんだというふうに述べています。

そこでお聞きしますけど、松山支所、志布志支所、そして本庁と、事務量をどういうふうに把

握されて、今回のこういう組織の再編、見直し計画というふうになって提案されたのか、お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

行政改革につきましては、本市になりましてすぐさま着手いたしまして、そして、総合的に行政改革推進本部を立ち上げて検討を重ねてきたところでございます。その中に推進委員会も設置いたしまして、外部からの評価をいただきながら年次的に改革を進めてきているところでございます。

私どもは、合併いたしまして、この合併市が合併後に財政が厳しくなるということが前提でございましたので、その前提に基づいて財政シミュレーションをなし、その中で私どもが職員と市のサービスを提供する側の体制としてどれぐらいの体制が必要かということが検討され、その中で近隣市町、あるいは人口が類似している団体と比較して、そのような定員適正化計画を定め、それに基づいて総合的な計画としたところでございます。その中で、平成23年4月を目標に401名だった職員を351にするという前提で行財政改革に取り組んできた中での今回の新しい組織機構の見直しの案となったところでございます。

ということで、私どもとしましては定員を削減することが前提であるということではないということでございますので、まずもって市民に対しますサービスが低下しない形の、財政が厳しい中でそのような体制をとるためにはどういった組織が必要かという観点から検討してきたということをもまず御理解いただきたいと思います。

そのような中で、今お話がありますように、事務量の把握をしながら進むべきだということは当然でございます、人事異動をする際の事務量の把握につきましては、課長等から提出された組織人事に係る組織人事ヒアリング調査と職員から提出されました自己申告書を基に、超過勤務の状況と併せてその把握に努めているところでありますが、今回の組織再編の際には特段このことについては取り組んでおりませんでした。

また、20年度より行政評価制度を導入し、事務事業評価により課、係ごとの実態把握に努めておりますが、現時点では詳細な数値までは把握できていないのが現状でございます。今後更に事務事業評価の取り組みを徹底して、事務量の把握に努めてまいります。

実際的に数値としては捉えていない状況でございますが、担当の課長あるいは補佐、そしてまた当事者である職員から提出されております自己申告書を基に事務量についての把握をしまして、その中で今回の組織再編の案となったところでございます。

**19番（小園義行君）** これ、市長、今、市長の答弁、それを聞いててですね、何か情報基盤整備の事業とまた同じことをやってるのかなという気がしてなるんですね。今、事務量の把握、いわゆるどれだけ、例えば松山支所にこれだけ、志布志支所にこうだと、それぞれの課を含めてですよ。今回、この過疎地域自立促進計画、これも出てますね。こういったものを向こう5年間なり、こう、ちゃんとやっていこうよというときに、認めてちょうだいということをおっしゃっているわけでしょう。その中で、あなた方が人の配置、そういった住民要求に合わせて事務量の

把握をやっている最中の中でこういった、計画の変更といいますかね、見直しが出てくる。まさにですね、この組織機構改革を認めてちょうだいて、その後からまた考えますというようなことと同じようなことで、本当に住民サービスの低下をさせないということであれば、こういったことが予想されるのかということを含めてですよ、きちんと把握した上で今回の組織機構の見直し計画、これ、議案として出てくるわけですが、そういったものがされて当たり前じゃないですか。私はね、この計画がここに資料としてありますけれども、やっぱり人を減らさなきゃいけないという大命題の上に立ってやっているというふうにしか思えないんです。事務量の把握をきちんとした上で人を配置する、これが当たり前でしょう。そして、課の見直しとかそういったものもやっていくというのが当然だと思うんですね。それが、実際に今その途中であるという中でこれが出されてますよ。こんなことでいいんですかね。

その事務量の把握というのを今やっているというけど、いつまでにちゃんとしたものが、市長、出るんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

事務量の把握につきましては、先ほども申しましたように、現在担当の課長あるいは補佐等から、そしてまた、本人の自己申告を基に現在担っている業務がその部署に、あるいはその担当者にとって適当かどうかということの実態把握に努めながらしているところでございます。

そしてまた、私どもは先程来お話しますように、年々職員の削減に努めてきたところでございます。そしてまた新たな業務も発生しているところでございます。その業務がきちんと市民のサービスにつながるような形で執行されているかどうかにつきましては、今申しましたように担当の方で把握しながら努めているということでございますので、随時この事務量につきましては変化があるものというふうに考えます。その中でサービスが低下しているとなれば、更にそこについては改善を加えなきゃならないと。そしてまた、担当する職員について負担が重くなっているとすれば、全体的な課、あるいはまた課を越えた形での対応をすべきものというふうに考えるところでございます。

**19番（小園義行君）** 具体的には、いつ出るか分からんということですね、今の市長の答弁だと。実際ですよ、大まかですね、これ、ここまで出されてるんですよ。これも議案として出ているわけでしょう。そういったものが予想される中で、これぐらいはどうだねというのは、当然あってしかりじゃないですか。やっぱりそういう住民の要求にきちんと応えていくという、その体制をしっかり保っていくという、そこから始めないと組織の見直しというのをいくらやってもですね、僕は住民から満足されることはないと思います。

その削減の関係ではね、定年退職に対する後の補充という点で、これ、無理にやらなくても十分達成しているでしょう。この5年間でもう分かっていますよね、それね。これから先、団塊の世代を含めてどんどん少なくなっていくわけですけど、そうしたときにこの目標のここにはね、無理しないで僕は届くと思うんですね。そういう状況を踏まえたときに、住民からの要求に対して人は少なくなっていく、そのことに対してどういうふうにやっていくのかということがない

とやる意味がないということですよ。ただポストを少なくする、課を少なくするというだけではいかんというふうに思うんですね。

そこで、具体的なやつはもう委員会とか、そういうところでありますので、住民の、今市長の答弁で、事務量の把握、そういったものがまだ途中だということでありました。その中で、じゃあ具体的にですね、そのことを1点だけ聞いてみます。

ここに21年度のいわゆる来庁者数というのが、長岡議員のあれで答弁がありましたね、市長の方で。これを見てもですよ、志布志支所2万1,334人と、そして本庁が1万6,512人、松山が5,872人。そういった中で、市長の答弁でこういう答弁がありましたね。松山支所で試行的にやってみた、あんまり問題はなかったから今回のこういう提案になったということでありましたね。まさしくこの組織図を見ると、松山支所と志布志支所は同じであります。そうしたときに、有明本庁と松山支所を足したものでやると志布志の来庁者と同じぐらいですよ。そういったものが果たして、今市長が答弁された、いわゆる窓口を含めた事務量の把握がされていない中で、こんなにたくさんの方が来る所をこういう形の組織にしても全く問題ないというふうに、支所の課長を含めて課長会でも異論がなかったということでありますが、この現実を見て、これで大丈夫だというふうに本当に思われますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

来庁者につきましては、志布志支所が本庁あるいは松山支所を合わせた数より、志布志支所の方が全体の半数近くになっているということでございます。このことにつきましては、当然私もこの来庁される方々に不便を掛けさせない体制というものについては、いつもいつも御指摘をいただいているので、特に注意を払いながら対応を重ねてきているところでございます。

ということで、実際に来庁される方々につきましては、昨日、おとといでしたが、議員の方からありましたように、一部かなり待たされた例があるということについては、誠に申し訳なく思うところでございますが、ほとんどの場合において、来られた都度に対応ができている状況ではなからうかなというふうには思っているところでございます。

そのようなことで、私自身も本当にそのように滞留している状況があるのかどうかということにつきましては、そのようなことが起きる確率の高い時に見にいている状況ではございます。私がたまたま行く時はそのような状況がないということで、確認はしているところでございますが、しかしながらこのことについては本庁、支所等を問わず、来庁される方が滞りなく手続きができるよう今後も努めてまいりたいと考えます。

**19番（小園義行君）** この補佐級を含めた五つのグループ、ここでいろいろ議論されて、何ら問題ないというふうにあったんですかね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

補佐級の中では、ただいま提案しているような形での組織再編について、理解をいただいているというふうに考えております。

しかしながら、支所の課長さん方におかれましては、今後課長職が減ることに対して、

その対応についてスムーズに今後取れるかどうかということの心配がありまして、その対応された内容について表に作成され、私どもの方に来られて一緒に協議をしたところでございました。その内容等を検討しながら、課長のポストにつきまして減るということがあったとしても、今後その内容については全体で取り組むという体制を執るとなれば可能であるというようなことで、御提案するような形になったところでございます。

**19番（小園義行君）** じゃあ、この状況を見てですね、私は本当に窓口来訪者、一つこれだけ見てもですよ、住民要求というふうに見ればですね、本当にこれ、それぞれ支所長さんもオッケーだというふうにするわけですね。

そこで、志布志の支所長にちょっとお伺いしますが、これ、志布志の支所長、全て、地域振興課、これまで税務課、市民課、福祉課、産業振興課、建設課、ここを総括して、兼務でありますけれども、支所長としてやらなきゃいけなかったわけですね。これから先、今までは少し人がおったけれども、少なくなっていくますね。これ、支所長としての仕事としては本当にこれは大変だというふうに僕は理解をします。いろんな要求があるという、その実情としてですよ。これ、小蓬支所長も全く問題ないということで、了解されての議案の提案と、もう当然ほら、当局だからそうでしょうけど、そういうことで理解していいんですか。

**志布志支所長（小辻一海君）** はい、お答えいたします。

先ほど市長の方が申し上げましたとおり、課長ヒアリング、それから多様にわたり協議が実施され決定されたものでございますので、私といたしましては、住民のサービスが低下しないように地域振興課を2階の方の窓口部問の方へ移す予定ですので、窓口部問の総括、また建設、それから産業振興室等をみながら住民の意見・苦情等も直接お聞きし、本庁の市民環境課、また福祉課、それから保健課、税務課と綿密な連携を取りながら、住民サービスの低下を招かないように事業を遂行してまいりたいと考えております。

**19番（小園義行君）** 今の支所長の答弁としてはそうでしょう。でもやっぱり、大変なことが予想されるということニュアンスとしては受け取りますね、今の答弁でですね。それはそれでいいでしょう。でも、実際に事に当たる人は大変なことになっていくだろうというふうに思います。

あと、細かいことは委員会においていろいろやりたいと思いますが、少し二、三、具体的なことでもうちょっとお願いします。

今回、ここの中に地域包括支援センターや子育て支援センター、こうしたものの位置付けというのは今までと全く考え方としては同じというふうに、一昨日もありましたけれども、志布志支所の市民課の課長がセンター長を今後も引き受けていくというふうになるのですかね。そして、子育て支援センターの対応はどうなるんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

包括支援センターにつきましては、相談業務も担っておりますので、3階の地域振興課跡に事務所を開設し、この窓口業務が直接エレベーターが使える形にしていきたいというふうに考える

ところでございます。地域振興課が2階に移るということで、そのような措置をするということ  
でございます。

そしてまた、子育て支援センターにつきましては、本庁の方で今と同じような体制で管理する  
ということでございます。

**19番（小園義行君）** 市長、ちゃんと聞いてくださいよ。地域包括支援センターは志布志支所  
の市民課の課長がセンター長を務めるんですかと聞いているんですよ。

**市長（本田修一君）** そのとおりでございます。

**19番（小園義行君）** 市長はあまりよく理解されていないみたいですが、子育て支援センター、  
そういった、言葉は悪いんですけど、一番待ったなしの所ですね、そこについても本当にもっ  
と議論されたのかなと、今の答弁を聞いても思いますよね、本当に。

それから、あとはもう具体的なものはいいでしょう。

同じことを教育委員会にもちょっとお聞きします。教育のグループもあったということで、教  
育長にも通告しておきましたが、これ、私もずっと文教厚生委員会に属してしまして、給食セン  
ターや図書館ですね、この事務量たるや人の管理も含めてですよ、本当に大変なことだろうと。  
今回、これまではそれぞれ図書館、給食センターと別個でしたけど、もうその中に一くりに  
なってますね。その教育委員会の総務とそういう形で、生涯教育の方が図書館の館長だとか、そ  
ういう兼務をされると。総務課長が給食センターの所長を兼ねるということで、これ本当にね、  
あそこは待ったなしですよ、何かあった時に。こういうことで果たして大丈夫なのかと、そうい  
った議論もしっかりと踏まえた上で、向こうに管理者はいないわけですからね。責任を取るとい  
ったら次長さんだけですよ、いわゆる。

そして、図書館も同じでしょう。条例公民館の中に六つ抱えていると、分館を。そういったも  
のを踏まえても、今のこの状況で大丈夫だと。そして、この過疎計画の中で図書館の充実という  
ところの中にも、今年度、来年度はないですけど、その次からいっぱいありますね。そういった  
ことを踏まえたときに、果たして人の管理、そういったものを含めて、教育長、これ、全く大丈  
夫だというふうに理解をしてこういう提案を教育委員会としては了としてなったのかですね、そ  
こらについての議論を少しお願いします。

**教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会関係の組織機構見直しについて、全般的なことをまず申し上げたいと思います。

御案内のとおり、平成23年4月を最終目標といたします組織機構再編計画に基づきまして、行政  
改革推進室のヒアリングの中で、教育委員会関係では、次の3点について検討することとなった  
ところであります。

まず一つ目に、教育総務課と学校教育課の統合に関すること。二つ目に、松山、有明教育分室  
の廃止に関すること。三つ目に、学校給食センター、図書館等の教育機関の所長、館長の職を所  
管課長の充て職とすること、以上の3点でございました。

これらにつきまして教育委員会では、まず教育委員会の各課内での検討を行い、また見直した

場合のシミュレーション等も行いまして、さらに課長補佐級で組織する組織見直し検討チームで再検討いたしました。

その結果、まず教育総務課と学校教育課の統合に関することと、松山、有明教育分室の廃止に関することの2点につきましては、教職員指導あるいはいじめ・不登校対策など、専門性が高いことや市民サービスの低下を招く恐れなしとしないなどから、統合や廃止をせずに現行のままとしたところでございます。

また、学校給食センター、図書館等の教育機関の所長、館長の職を所管課長の充て職とすることにつきましては、現に教育総務課長及び生涯学習課長が兼務しておりますので、実質的な変更はないという結論に達しましたので、実態に合わせることにいたしました。

以上のような検討結果を行政改革推進室に提出をいたしまして、行政改革推進本部会議で決定されたところでございます。

以上でございます。

**19番（小園義行君）** 教育委員会サイド、今本当に真剣にそういう議論をされた上で、やっぱり統合は無理だということでこのようになったんですね。これを見ると全然話してないのかねって普通思いますよ、変更がないから。でもそれぐらい真剣にやったということで、それでもなおかつ給食センターと図書館については、それなりの人の確保と、いわゆる嘱託職員、パートさんを含めてですね、すごい大変な仕事を担っておられるわけで、あそこを兼務する教育総務課長、そして生涯学習課長、これなかなか大変ですよ。日常頭の中にあんまりないかもしれないですけど、事が起きたら待たなしの所ですので、そこについてはですね、ちゃんとこれ、しっかりと踏まえた上でのものというふうにならないといかんというふうに思います。

今、それだけ真剣にやったということでありますので、よく分かります。

じゃあ、次にですね、最後、この問題では。

9月議会でもやりました。それで市長がですね、9月議会で答弁をしました。この組織改革の見直しについては、本庁の見直し、位置の見直し、こういったことも含めて低下を招かないように議論をしてくださいということで、あなたはこういうふうに答弁しています。何回も質問を受けて職員も十分そのことについては考えながら検討チームに臨んでいると。今後5年先、10年先を見極めたときに、この地でふさわしいのかというような観点からも検討を重ねてきている。この視点が、今回のこの見直し計画に当たってどういうふうに市長が答弁されたこのことが反映されてるんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたせんだったの議会での答弁につきまして、5年先、10年先ということにつきましては、現在、私どもは合併いたしまして5年がたっているわけですが、これがこの地域だけの合併で済むものかどうかということについての議論もまだ収束していない状況でございます。そのような観点からも、5年先、10年先ということがあり得るといようなことを考えるところでございます。



現段階では、具体的にはそのような動きはないということですが、私自身にはそのことについて各関係者からその都度、私自身の考え方についてのお尋ねや、それからその地域の方々の考え方というものについての御意見等が寄せられているところではございます。

今回の組織再編につきましては、そのような観点からの検討というものについては特段していませんところですが、職員においてもそのような内容があると、状況があると、そしてまた国においても将来的には道州制というものがあるということについては、十分認識はしているというふうに考えます。そのようなことが前提にあっての職員間の協議がなされたというふうに考えます。

**19番（小園義行君）** 市長はそういうふうに思われたんでしょう。このことをですね、よく考えたら、私は、住民がたくさん押し寄せる所から人を少なくして、あんまり、言葉は悪いですけど、寄らない所に職員をどんどん吸い寄せていくという形は、少し問題があるなというふうに思います。

そういった立場で、それはこの窓口来庁者、この数を見てもそうですが、そこで、この問題について最後にお聞きをします。

地方自治法の第4条が規定しています、事務所の位置、これを変更するに当たってのこのことについて、第4条の立場からしたときに、今回のこの見直しはどうだったのかということ、いかがですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

地方自治法第4条につきましては、地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。2項に、前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないということが書かれてあります。

このことにつきましては、合併後の議会でも議員からお尋ねがあった件だというふうに思います。私もこの件についても十分考慮しながら合併協議会で協議を重ね、有明に本庁の事務所を構えたということでございます。

**19番（小園義行君）** 私はですね、先の9月議会の市長の答弁からしたら、やはりこの地方自治法第4条の、いわゆる住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係、他の官公署というのは保健所、警察署、郵便局、県の出先機関、そういったもの等々がある、そのこととの関係をきちんと考えて下さいということを含めてうたっているわけですよ。そのことを踏まえて、9月議会でした時に、そういうこともきちんと考えられての計画の見直し、そういったのが議論されるんだろうなと。あまりそのことは反映されてないですね、これね。

もっと言えば、これ、今回総合支所方式から本庁方式にするということは、志布志総合支所と松山総合支所は、もう支所ですよ。支所というのはどういうことかということ、これも地方自治法の155条でうたっています。これ、正直言ってそれなりにですね、志布志市全体の問題を考えたときに、住民の要求、そういったものに対する、そして事業として、いわゆる事務量、そのこと

をしっかり把握した上で私は見直しをしていかないと、ひいては市長の答弁を借りて言えば、松山支所で試行的にやって問題がなかったから今回の見直しで志布志支所も全く同じにしましたと。これ、ひょっとしたら来年か再来年、今度はもう支所ってなってますから、来年、これが通ればですね。その時点ではもう出張所にしてしまうのではないかという心配もするんですよ。そういうことにならんためにも、やっぱり住民の要求というのがどれだけあって、きちんとそれを把握した上で、みんながいいまちづくりをしていくという視点がないと、これいかにじゃないですか。

本当に僕はそういった意味で、これはあと委員会等でも連合審査ということになったみたいですので、いろいろ質疑をさせていただきますが、考え方としてはやっぱり住民サービスの低下を招かない、そのためにちゃんとやるという点で、人は少なくなっていく上に難しいものがありますよ。そこでは住民要求がどこにどれだけあるのかということをしっかり踏まえた上で、このいわゆる組織の見直しというのはやっていかないと、僕は大変なことになるというふうに思います。

18年1月1日に合併して選挙があった時から、5年後、10年後を考えると今の状況ではまずいということを僕はずっと言い続けてきましたけども、これ、本当に見直しをやる際にはそういったものをしっかりつかんだ上でやるということが私は肝要だろうというふうに思います。同僚議員もこれはあんまり認められんというようなことで一般質問を終わりましたけれども、私もこの問題についてはまだいっぱいありますけど、これは委員会の中でやります。考え方としては、この地方自治法第4条のこれはあまり9月議会の答弁からしたときに、今回のものに反映されていないと、そういうふうに理解していいですか、市長。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本庁あるいはその事務所、別な事務所を変えるときには、当然条例を定めるということになっております。その際には議会にまた御相談するということになるわけでございますので、私どもが現在とっている体制については、先ほども申しましたように、合併協議会の中で十分検討して、その結果事務所の位置を、本庁の位置をここに定めたということでございます。

今回の提案につきましては、特段その事務所の位置を変えようというようなことで提案していることではないということでございますので、先ほども申しましたように、5年先、10年先というのは本当にまだ分からない状況ではございますが、それらのものについては職員の間でも十分認識をしながらこの組織再編については検討してきたものというふうに私自身は考えるところでございます。

**19番（小園義行君）** これはぜひですね、本当に5年先って言わずに、合併してもう5年たっているわけですが、本当にこれ考えていかないと。住民の要求がどこにあるのかということをよく考えて、やっぱりやっていかんといかんというふうに僕は思います。

この問題では最後です。

市長が考える、今回ブランド推進課というのを立ち上げようとしています。これ、議会に提案があった時に認められたのはですね、調査研究はいいでしょうと。その調査研究の結果が議会に何ら報告もない中で、もうさっさとそうしますよということになっていきますね、今回の提案とい

うのは。

そこで、私は、もう少しこれ、謙虚にですよ、議会在そういうことは駄目って否決した議案でしたからね、そういった点でも、市長、もう少しこれ、慎重であってよかったのかなというふうに思いますね。

そこで、一つだけ聞かせてください。市長が考えるブランドって何ですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ブランドという言葉ですぐ思い付くのは、例えば有名な海外ブランドのカルティエとか、そういうような高級香水とか、それから高級服とか、そういった形でのものでブランドというものがすぐ思い浮かぶのではないかなというふうに考えています。

しかしながら、そのような物品、物というものについては、その企業企業で長い間培って研究され、そして他と特に格段に違った形で生産され、そしてそれを認めていただいて、価値ある物として位置付けられて評価が高まってきてブランドというふうになって、そしてまた、結果的にそれが高く買われるということになっているんだというふうに思います。

私が考えるブランド、地域ブランドというものは、この地に産する物が、今みたいな形でそれぞれが本当に飛躍的に高い価値が認められ、そしてその結果高く販売されるというものになれば有り難いと、そうありたいというふうに考えるときに、なかなかそういったものが出現しないということでもあります。しからば、どのような形でそのような形のブランド化を図っていくかということ考えたときに、例えば地域でイメージしたときに京都をイメージしたときに、じゃあ京都はどんなものが京都として認められるのといったときに、例えば京都の御所であったり、それから京都の今の時期で言えば紅葉であったり、あるいは京都の祇園町であったりということ、そのようなふうに、そこにあるさまざまなものが総合的に合わさった形で京都ブランドというものができているというふうに考えるところでございます。

鹿児島ブランドについても、多分鹿児島を考えるとならば鹿児島の桜島、あるいは西郷さん、あるいは焼酎そういったものがあって、そのようなものに全国の方々が魅力を感じられ、そしてそこに訪れ、そのものを親しもうということになろうかというふうに思います。

そういうことで、私どもの地でもそのようなふうに全国的にそれぞれの産物が評価される形になれば、一つだけ評価されるということよりも多方面にわたって評価をいただくというような形がされれば、志布志ブランドができるのではないかなというふうに考えてきたところでございます。

しかしながら、なかなかそういったものは現実的にはないんだよねというふうに、私自身が市民の方から、いろいろな生産者の方からこの物を志布志ブランドにしてくれと、ブランド化を図ってくれというふうに言われたとき、とても自信がない状況が続いてきたところでございます。

しかしながら、今世界全体が環境について、そして日本全体が環境について考える時代となってきたところでございます。そのような中で私どものまちは、このごみの資源化を成し遂げるということで、まさに日本で有数の地になっているところでございます。それは何かというと、

ごみの資源化を図っていく、日本一にしていくことで、このまち全体をきれいにしていこうと。そして、そのまち全体をきれいにしていくために市民全ての方々が協力していただければ、とてもそういったまちは出現しないというような中でのその成果ではなかろうかなというふうに思うところでございます。そのようなものが今世界全体が求める流れとしてある中で、私どもは先進的に市民全体がそのことについて取り組んでいる地域だということであるというふうに気付いたところでございます。

このことを基にして、私どもはこれを基本に据えてまちづくりをしていけば、この地はまさしく志布志ブランドができるのではないかなというふうに考えて、そのことをまずお話申し上げておりまして、重ねてお話している中で健康についても一生懸命取り組んだ成果がまさしく今出てこようとしております。

そしてまた、タイミングよくICTについても日本一のシステムが構築されようとしてきております。

そして、今朝の新聞では来春に指定の延期があったというふうに書いてありましたが、国際バルク港の指定も受けようと一生懸命頑張っております。この国際バルク戦略港湾も日本で有数のものになるということでございます。

そのようなふうに日本で一番のものが今どんどんどんこの地でできつつあるという状況を見たときに、これらのものを私どもは全国に、このようなものがあるんですよと、このような地域なんですよと、そしてこのような地域で産出されるものは当然、環境、そしてまた健康について十分一緒になって取り組んだ地域だから、この地域で産出される農畜水産物は当然安心・安全、健康、うまい、そして本物、有機、循環というようなくくりで作られている、そしてまた作っていただくというようなことを私自身はいつも生産者の方をお願いしているんですが、そのようなキーワードをもった方向性を持っているということでございますので、きっとこの地に来ていただいた方々が、本当に看板どおりのまちなんだなと。そしてまた、その結果この地の方々が、私どもの市民の方々がそのことを受けて、本当に私どもは日本全国で評価されるまちに住んでんだなという自覚と、そして自信が生まれてくるんじゃないかなと、そのようなことで更にそのことについて、一生懸命取り組んでいただけるまちになっていくのではないかなというふうに考えるところでございます。

そのようなことをするとなれば、今それぞれの部署で担っている業務だけでは少し全うし得ないので、それらを束ねた形でブランド推進を図っていこうということで、ブランド推進課の設置のお願いをするところでございます。

**19番（小園義行君）** 市長のブランドというそのことについて、一応お聞きをしました。これは委員会でもたちゃんとやりたいと思います。

今回のこの組織機構の見直し、そういったものについては、本当に僕はもっと不十分だなというのを今市長とのやり取りの中で、住民要求、そして事務量の把握、そういったもの等々を含めてですね、これ、担当と一緒に議論された方々、本当に納得してこれでいいというふうには僕は

思っておられんと思います。

これ、確かにどっかに痛みがいきますよ。でも、それでもやっぱりあくまでも住民要求に根ざしたところに立脚したところでない、こういうのはうまくいかないというふうに僕は思いますね。それは後でまた委員会でやりましょう。

次にいきます。

環境対策ということで、粗大ごみの出し方についてということで、少しお願い方々やっているわけですが、12月になりまして、年末年始にそういう粗大ごみ等々を出されるわけですね。現在はそれぞれに業者の方をお願いをして、予約を取って来てもらうということではありますが、そういう形になってから、今年は選挙もありました、私たちは。その選挙の中でも、またその後もですね、この粗大ごみの出し方について、電話でのやり取り等、なかなか高齢の方が大変だということ等もあってですね、年に一、二回でいいから以前のように公民館なら公民館と、そこに出してもらって、それを業者の方が引き取っていくというそういったやり方にできないかというような要望がよく寄せられております。

そういった意味で、現在のやり方を変えなさいということではないんですが、それはそれとしてあって、盆、正月といえますかね、そういう時ぐらいに公民館なら公民館って、ここって決めてですよ、そういった粗大ごみの出し方というものが検討できないものかというふうに思うんですが、いかがですかね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

粗大ごみの収集につきましては、高齢や身体が不自由等の理由によりごみステーションや収集所まで粗大ごみを持ち出すことができない方が増加してきたことや、家電リサイクル法の施行により、家電4品目の廃棄についてはリサイクル料金が必要となり、排出される粗大ごみの個人の特定が必要になってきたところでございます。このことから、平成19年7月から電話予約による粗大ごみの戸別収集を開始したところでございます。

開始当初は、少量の場合依頼しにくい等の相談が寄せられていたところでした。これらについて、グループでの回収を認め、各自治会や公民館等で行われる環境学習会でグループでの申し込み方法について案内してきたところでございます。

粗大ごみの収集件数につきましては、平成20年度1,390件、平成21年度1,503件と増加してきており、市民の方々へ浸透してきていると感じております。グループでの回収件数につきましては、平成20年度15件、平成21年度7件の申し込みがあるところです。

お尋ねの年2回程度の粗大ごみの拠点回収につきましては、ごみの排出者の特定が困難なことから処理料の必要なごみや他の地域からの持ち込み等が懸念されますので、拠点回収については考えておりませんが、グループ回収のうち集落単位の回収につきましては、現在10数軒を取りまとめて出されている所も幾つかございますので、このような形で取り組んでいただけるよう案内してまいりたいと考えます。

今後もさまざまな機会を通じて広報活動に努め、粗大ごみの出しやすい環境づくりに努めてま

いります。

**19番（小園義行君）** 今、市長の方から答弁がありました。皆さんなかなかグループというのは非常に難しいというのが結果として出ていますね。それで、集落単位ということで、それも実際いいよと、広くされているわけですが、ここが本当にいいんならですね、それなりの集落、自治会ですかね、今自治会と言いますので。その自治会が100幾つあるわけでしょ。その中でいつでもそれが、例えばAという自治会が、うちは1月、5月という形でやっていいものかどうかということも懸念をしますね。だからそういった意味では、もしそういうことが可能であるのであれば、ちゃんと広報していただいて、年に2回ぐらいはこうですよというようなことも含めてですよ。これ、毎月集落で、自治会単位でやるというのもまた困難が伴うでしょうから、ぜひですね、今答弁があった自治会単位での回収というのが可能であるということであれば、それについて、毎月ということもいかなでしようけど、年に2回とか3回とかそういうのを決めてやってもよいというふうに理解をしていいんですね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、家電リサイクル法の施行によりまして、粗大ごみの中に廃棄される物で家電4品目、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機という物が搬出されているということでございまして、この物につきましては、処理料が必要というふうになってまいりますので、その物については出していただけないわけでございます。

ということで、このことがきちりできる体制であるとなれば、今お話があったような形で集落でも可能というふうに考えますので、また御相談があった集落については協議をさせていただきながら対応させていただければというふうに思います。

**19番（小園義行君）** 今ありましたように、じゃあその搬出した搬出先の責任ですかね。出す人のですよ、それが明確になれば、これは大丈夫だというふうに理解をしていいですよ。私が出したというのがちゃんと分かればいいわけで、そこについては、今の市長のそれで私も要求があった方々に対してのお返しとしてはしますけれども、行政としてそのことも一つの方向性として、いいですよというものを明確に分かる形で出していただくと有り難いなと思います。そういうことで、大丈夫ですね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今ほどお答えしましたように、リサイクル料金が必要となるものが搬出されたときに自治会長さんが責任を負えるのかというような問題もございまして、そのことについてきちりと責任を負える体制がとられているということになれば、対応は可能かというふうに思います。

**19番（小園義行君）** 了解をしました。よく分かりました。そういう形でお願いをしてみたいと思います。

次に、経済対策ということでお願いをします。

口でい疫の発生からですね、本当に本市、大変な状況がありました。そうした中で、今志布志市がプレミアム商品券、いわゆる商工業者の支援を含めてですね、されていますが、そういった

中で、今議会でももう即決もありましたけれども、それぞれ市としては持ち出しが約8,000万ですかね、それぐらいの持ち出しをして、いわゆる商工業者の支援というようなこともあります。これは本当にいいことだと思います。一方で、商品券ということになっていますので、お金の動きというのがいろいろありますね。

そういった意味では、いわゆる緊急にそういう仕事、中小業者の仕事の確保、これもいわゆる行政、いわゆる自治体に求められていることでもあります。これは、官公需法という法律がありますね。これで、自治体としてのその中小業者に対してのいわゆる仕事興し、支援ということでもあります。そういった中で、私もいろいろ相談を受けたりしますが、大工さんたち等も仕事がないとか、塗装屋さん仕事がないとかいっぱいいろいろあります。

そういった中で、これは全国で今展開をされていますが、住宅リフォームの助成制度ということで、全国では、県の段階では秋田県が一つですね。そして、173市区町村でやっています。いわゆる住宅をリフォームする際に20万円以上、そして、10%だとか上限を15万円とかいろいろやっていますが、そういうふうにして仕事を作り出していく、その助成、いわゆる支援として考えられんかということで今回取り上げたところであります。

隣の曾於市、ここも鹿児島県内で唯一これが始まっております。工事費20万円以上で10%を助成するというので、上限が15万円ですね。これ、曾於市もすごく実績が出ていまして、21年9月から、あそこは市長選挙がありましたので、その市長選挙の後に9月議会から始まってですね、32件、374万円出していますが、22年度4月は市の助成を1,100万円というふうにして、助成ですね、これね。事業としたらその10倍から出ているということで、それだけのお金が回っていくということです。ぜひそういう形をもって何かこの本市もできんかなということで、住宅リフォームの助成制度、そういうのを創設をして、そういう業者さんたちの支援ということを考えられんものかということで通告をしたところです。

プレミアム商品券が8,000万円ですよ。それも昨日のやり取り、質疑の中でも、ごめんなさい、先日でした。約1割の世帯、そして人数もそうでしたが、このリフォーム助成制度、いろいろありましょ、金額、それはですね。そういった意味で、20万円以上の工事をやった際に、10%とか、上限は15万円とか、いろいろそれはあるでしょう。そういった意味で、そういう支援の仕方というのは考えられないものかどうかということで、市長、いかがですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

長引く景気低迷の中、昨今の急激な円高の影響を受けまして全国的に景気回復への期待感が薄れている状況にあり、鹿児島労働局が10月に発表しました県内経済の動きについても、生産活動や個人消費の弱含み、雇用回復は足踏みし、観光関連も低調に推移するなど、全体として厳しい状況が続いていると言っております。その言葉どおりに県内の有効求人倍率も本年10月現在で0.45と低く、全国の完全失業率も5.1と、3年前と比較して1.2ポイントも悪化してきております。

本市におきましてもこのような状況を踏まえ、来年度の予算編成に当たり作成しました政策方針の中でも、市民の所得向上と地域経済の活性化を最重要課題として打ち出しているところであ

ります。

御提案のありました住宅リフォーム助成制度につきましては、地域経済の活性化と中小業者の雇用促進を目的に近隣の自治体でも実施しているようであります。曾於市では、20万円以上の増改築工事に補助率10%で、補助限度額15万円を補助しているようでございます。都城市でも同じく20万円以上の増改築工事に補助率10%、補助限度額、こちらは10万円でございます。同市の場合には事業年度を2年間と定めており、21年度、22年度で予算を1億円というふうに定めておるようでございます。

本市といたしましても、地域の経済状況を見たときに、雇用情勢の回復は必須の願いであります。しかし、この事業に取り組むには大きな財源が必要ですので、その事業効果等についても詳しく調査いたしまして、今後の財政状況等も勘案しながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

**19番（小園義行君）** 市長、今ありましたように、それぞれですね、都城市とか曾於市のことがありましたね。大きな財源で、財源は少なくて結構いいわけですよ。いわゆる20万円以上の、例えば曾於市の例を見ると、20万円以上で10%の補助ですよ。最高15万円ということでされているわけですね。だから、何千万円も必要かといったら、私は仮に、プレミアム商品券がすごい金額じゃないですか。あれの半分もしてというふうには思いませんけれども、これは緊急ですからね、それなりに少ない金額でやって、もちろんリフォームする方がその手出しは当然されるわけだから、そのことが、事業をされるそういう業者さんにお金がいき、その人たちが消費に今度は回り、いろんなことで税収の増にもなるということで、いい循環ができるわけですよ。そういった意味では、大きな財源というふうには僕は思わないんですね。

ここで曾於市の例もあります、一番使い勝手がいいと思うのが岩手県の宮古市の例ですけど、これはですね、もう本当に簡単にされていますよ。補助期間がですね、22年4月1日から23年3月31日までの1年間で、ここは予算が5,000万円ですよ。いわゆる補助を10万円として、500件来るだろうということでしたんですね。これが3,500件に今では拡大していると、10月7日現在ですよ。これをですね、10月7日現在で2,170件、とてもみなさんそういうことで頑張るわけですよ。そうすると、そのすごい何倍ものお金が実際に業者さんに落ちていくわけじゃないですか。市の持ち出しとしては、5,000万円ということですよ、ここがですね。

だから、いきなりこの5,000万円しなさいということではなくて、仮にそういう制度があったら仕事がどんどん回っていくということで、補助があるんならいいでしょう。

この宮古市のやつは何でいいかといったら、一律もう10万円出しますということで、10%とかそういうことじゃなくて、10万円出しますということで、非常にこれは喜ばれて、この申請の仕方なんかですね、本当に簡単なやつですよ。それなりに地図を付けて、こうしてくださいということ等で、ここにありますが、工事内容とですね、補助金の対象経費、そして、いわゆる見積もりとかそういったものに対してもこれこれだと。あと、市税の滞納をしているかしていないかと、それにちゃんとチェックをして、応じますよと、同意しますということがあればですね、オ



ッケーだということで、これすごく前に進んでるんですね。

だから、志布志市のこのプレミアム商品券は、県が1,500万円、あと志布志市が6,500万円ですが、これで約8,000万円ですよ、出てますね。そんなに大きな金額を最初からしなさいとは僕は言わないけれども、本当にぜひ導入して、そういう業者の方々に直に仕事が行くという形ですよ、ものにして、支援といいますか。これ、毎年しなさいということじゃないですよ。緊急にそういうことを導入して、来年の頭からでもいいじゃないですか、4月からでもいいし。そういうことを考えられんかということでお聞きしているんですが。

秋田県がですね、これ、県としては1県やってるんですけど、ここもすごく良くて、今日の新聞に載っていましたが、来年度も事業を継続するというふうに秋田県は、これ決めています。

そういったことを踏まえてですね、ぜひこの住宅リフォーム助成制度、仕事がないという状況の中で、大変お困りになっているそういう業者の方々。これ、住宅のリフォームがなぜいいかというと、たくさんの業種の方が入るんですよ。電気屋さん、いわゆるクロス屋さん、そして塗装屋さん、いろんなことを踏まえて全ての業種にそれが回っていくという意味で、ぜひですね、この宮古市の例なんかをよく調べていただいて、大きな金額をしなさいということじゃないですよ。そういう支援を緊急一時的にできんかということで、どこもずっと継続してやるということじゃないですよ。一定の期間を定めて、1年なら1年でやって、そのことが喜ばれれば継続してやっていくということで、いかがですかということですよ。来年当初予算あたりでそういうことが考えられんものかというふうに思うんですが、いかがですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、宮崎県で発生しました口てい疫によりまして、本市の商工関係の方々も大打撃を被り、非常に危機的な状況に陥ったということがございまして、緊急的に中元消費に合わせて、そしてまた年末商戦に合わせて発行をしたところでございます。

先日お願いしましたとおり、年末商戦の分につきましては、反響が多く、直ちに用意しました1億円分が完売いたしまして、本当に有り難いなど。そしてまた逆に、それだけ地域の方々の経済的に危機的な状況が本当にあるんだなということの実感をしたところでございます。ということで、改めて追加の1億円を認めていただいたところでございます。本当にこの件につきましては、ありがとうございました。

そのようなことで、私どもの地域にとりましては、口てい疫の発生以来、もっと言えばその発生以前からも地域にとりまして経済の活性化については非常に大きな課題になっていたということでございますので、ただいま御提案がありますような住宅リフォーム助成につきましては、例えば台所とか風呂とか、それから床を直すとか、畳を入れ替えるとか、それから外壁を塗り替えるとか、屋根を補修するとか、そのような本当に家を建て替えるわけではないけど、ここは直したいなというふうに思われる方が多々いらっしゃるかとは思いますが。

そのような方々にとりまして、また市といたしまして、住みやすい環境をつくっていただくということについては、当然取り組むべき内容かというふうに思います。そのことが併せもって業

界の方々にとりまして非常に呼び水になりまして、活性化が図られるとなれば、本当におっしゃるとおりのような経済効果が地域全体に波及していくものと考えるところでございます。

ただいまお示しいただきました地域等につきまして勉強させていただきまして、今後の予算編成に向けても考えてまいりたいと思います。

**19番（小園義行君）** ぜひですね、今市長がありましたようにそういった形で、それぞれの業者の方々は一生涯懸命頑張って税金を納めておられるわけで、いわゆる官公需といいますかね、その税金をいかに使うかということでのものだと思いますので、ぜひそういった意味では、今市長の答弁にあったようにですね、よく研究していただいて、新年度あたりでぜひそういった事業が載ってくるといいなと、その方々も喜ばれると思います。

宮古市の例はここに六つほどですね、いわゆる二酸化炭素排出量の削減を目的とした高気密、高断熱、高効率など高性能住宅への改修工事だとか、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー改修工事、水洗化を目的としたやつ、耐震工事、クロスの張り替え、屋根、外壁の補修工事などうんぬん、ここに六つほどいろいろありますが、ぜひですね、そういった全てのいろんな業者さんにお金が回っていくという形でぜひ検討していただいて、新年度あたりでぜひ予算化されることを、ぜひお願いをしておきたいと思います。ぜひこれについてはですね、今市長からありましたので、よく検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

高齢者対策ということで、これも引き続きずっと市長に、お願いというか、質問をしてきておりますが、先の議会で市長が新たに課題も発生しているということで、次年度に向けて検討したいという答弁をされていますね。読みますか。分かってますよね。

その中で、先の議会でやりました。今年度幅を広げて、同級生については3月31日まで拡大してやるということで広げられましたね。その結果、とても喜ばれたと僕は思うんですよ。今年いろいろ市長がそういう形で、支給というか、回られて、どういった結果が出てるんですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身が回った所は特に高齢者の方々に、99歳、あるいは100歳という方々に敬老訪問をいたしまして祝い金をお渡ししたところでございます。当然その方々はそういった節目であるし、また家族の方々も本当に喜んでおられていたようでございます。

そのような中で、今議員からありましたように、今回は特に同級の方々については同じような取り計らいをするということで取り組んだ結果、そのことについての苦情はなかったというふうに聞いております。

**19番（小園義行君）** 当然広がるわけですから、これ苦情が来るはずはないですよ。喜ばれて当たり前だと思います。

今年度、市のこの敬老祝金の予算、1,700万円ですかね、この中で私はそれぞれに75歳以上3,000円ということで試算をして、市長いかがですかということで、予算の範囲内でできますということですね、これまでもずっと質問をしてきたんですが、この議会が終わった後ですね、実は、

私も孫が初めて生まれまして、ちょっとできものといいますが、湿しんができたものですからね、松山に大谷温泉ってあります、あそこに子供を連れて行って温泉に入ったわけですね。そこで帰る時になって一人のおばさんがそこに座っておられました。「おばさん何ごっな」って言ったら、「うんにゃ温泉に入いけ来た」ち言やっじ、「ああそうな」ち言ったら、「ところでおはんなスピーカーを付けちゃいが、何の商売をしやっ」と言やいもんですから、「選挙の時とか、どこでん演説しがないごっしちよっごはいが」と言ったら、「おはんな議員さんな」ち言やったもんですからね、「はい、議員をさせていただいています」と言ったら、「何ちゆう人な」ち言やいわけですよ。「小園義行といいますが」と言ったら、「ああ、おはんが小園さんな」って、「実は今年も選挙があったがな」って、「あん時おはんがあたいげえんそべ来ちよっせえ、敬老祝金なみんなに一律やったらどうかって言っせえ、ああよかこっじゃち私は思いました」ち、それで「そんなことはどげんないもしたか」って、私に聞きゃったつですよ。そしたらですね、そのおばさんが聞きゃっからほら、ああ私の下手な演説でも聴いてもらってるんだなあって僕は感謝しながら、一方で、「本田市長が今年は、同級生は9月1日までに節目になっちょらんないかんたっどん、それを広げて、来年の3月31日ずいそん年にない人は支給をしますよ」といって幅を広げられました」って、「今年はまた広がっているから大変喜ばれると思いますよ」と言って説明をしたら、そのおばさんいわくですね、「あたいどんも、どっさいくりちゆうこっじゃねとやじ、やっばい同じ日にもろたいもらわんかったいすっという、そいがあんまいじゃんさいな」って、「でもがんばっせえお、おはんが言うごっしっくいやんお」って、そのおばさんが本当におっしゃったんですね。うちも息子の嫁と一緒に行ってたんですけど、うちの嫁はえらく感心してですね、「お父さんが演説することで、こんなふうに住民の人たちは受け止めているんだなということのを改めてお父さん、今日何かお父さんの仕事っていうのをしっかり認識しました」っていうのを僕に言ってくれました。私はですね、本当にこれが、本当に素朴なですね、高齢の方々の思いじゃないのかなと思うんですね。

そこで、市長がこの敬老祝金についてはですよ、こういうふうにおっしゃってますね。敬老祝金が安否確認のために有効な手だてということは、民生委員にも更なる苦勞を掛けるので、その手だても考えながら、今年度はこの形でありたいと。次年度は、新たな課題も発生したので、そのことも併せて予算を立てたいと考えているということですが、ぜひこの節目支給ということではなくて、一律ですよ、3,000円あれば今の予算の中で、増やす必要もないじゃないですか。本当にそのことを同じ敬老の日に祝うという意味で、ああよかったねって、行政、役所からこういうのをいただいたというその思いを共有できる1日にしてですよ、いくという、僕はとてもそのさっきのおばあさんの、新橋の人でしたよ、その人から言われて、ああやっばりこれは頑張らんといかんのだなど、本当にそういうことを実現させていきたいというふうに変更して思ったところがありました。

そういった立場でね、次年度のそのことで予算を立てたいということで考えていますが、新たな予算を増やす必要はないんじゃないですか。今のその予算の範囲の中で、条例だけ変えてです

よ、一律そういった形でできんものかと思うんですが、市長、いかがですか。

**議長（上村 環君）** 岩根議員、着席です。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

せんだっての議会でお答えしました新たな課題ということにつきましては、その当時、戸籍簿に記載されてはいるが、住民票が確認できないという方が本市でもたくさんおられたということで、そのようなことの確認も併せてできるのではないかというようなことでのお尋ねだったということでございます。そのことにつきましては、民生委員の方々の御苦勞を新たに求めていきながら解決していかなくちゃならないということで御答弁申し上げたというふうに思うところでございます。

ということで、来年につきましては、このことについては一応整理がつくというようなことになりますので、次年度につきまして新たな財源というものは別途生じないということでございますが、これまでの敬老祝金の支給事業というものにつきましては、節目支給というような形で取り組みをさせていただければというふうに考えます。

**19番（小園義行君）** これ、市長、何回もこれは言いますね、やり取りしますね。その中でいつも、さっきの支所と本庁の関係、いろいろありましたけど、そこも合併協議会が決めたからということに帰結していくんですね、市長は。この問題は、合併当初は全員支給だったじゃないですか。それを合併協議会で決まったことと違う形に変えたのは、本田市長ですよ。これ、あそこに上村議長がおられますけど、当時合併協議会の松山町の町長です。町長がうそを言ったということに簡単に言うとなっていくますよね、変わっていくということはですよ。合併協議会でそういうふうにして全員支給にしていくんだということを決めたんですね。そのことを当然当時の首長としては、だからみんな合併に賛成してくれというようなことでやられた。それが本田市長になって変わったということていくと、大変申し訳ないけど、間接的に言うと住民から見たらそれ違うじゃないかというふうに、時の首長にこれ文句の一つも言いたくなるわけですよ。それを考えたときに、合併協議会で決まったけれども、それは合併するためのひとつのたたき台でしょう。それを変えてきた、それはそれでいいですよ。でも本来だと、市長の議論のやり方でいくと、じゃあなぜ元のとおりしないのかということになりますよね。だから、そういうことは僕はあまり言いたくないわけです。

この敬老祝金というのが、来年度の予算編成の時期にもう来ているわけじゃないですか。だから、そのことを踏まえて、先ほどのおばあさんの例、私は今年はもらえませんでしたということですよ。そのことで、それが広がったとならよかわいいなあって、いわゆる同級生まで。そういう形でもっとそれを広げてあげたらいいのにな。そのおっしゃるのは、金額の問題じゃなくて心だということなんですよ。そのことを踏まえたときに、僕は全員にちゃんとした方が。本田市長がそういうふう全員するというふうに議会で答弁されましたよっていったら、本当に本田市長の株はずっと上がるじゃないですか、簡単に言うんですよ。でも、それはばらまきでも何でもありませんよ。有り難いと思われる方が本当に多いわけですから、それね。だから、結果、合

併協議会でこう決まったからということに帰結していくんであれば、決めたとおりにやってよというふうになる。そういうことは言いたくありません。

だから、本当にこの敬老祝金の趣旨としては、先ほどのおばあちゃんの気持ちが本質だというふうに僕は思います。うちのおやじだってそうだと思いますよ。

だから、そういった意味で、節目支給を広げた、じゃなぜ広げたのかといたら、そこに同級生で9月1日までになってないと、9月2日だったら駄目だったわけでしょう。それを不公平やなっている声があって広げられたという、そのことを少し広げたらですよ、そういうことじゃないですか。これ、市長として、政治家としてのこれは判断ですよ、それ。いかがですかね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

議員とその大谷温泉でのおばあさんとのやり取りの話を聞きますと、何かほのぼのとした光景が目に見えようでございます。本当にそういった心温まる光景が市内各地であれば、本当にいいまちになるんじゃないかなというふうに思ったところでございます。そのようなまちを私もはつくっていききたいというふうに考えるところでございます。

ただいまのこの件につきましては、合併時はおっしゃるとおり全員と。しかしながら、その後、行財政改革の中で新たな支出が増やせられないということで、福祉関係で小児医療の無料化ということに取り組んだ経緯で、このことについては節目の方々にお祝い金を贈ろうと、そのような形に変更させてもらうということに変えて財源を捻出したところでございます。

当然、全員支給となるとなれば、それでは節目の方々に対するそのような定義というものをどういった形で表すのかという問題もまた発生してくるんじゃないかなというふうには考えるところでございます。そのようなことも併せて、ただいま申しましたように、今とっております節目支給というようなものの形で今後も支給させていただきたいということを考えるところでございます。

**19番（小園義行君）** 市長はそういう考え方で、条例改正をやって年齢を同級生は広げたということは評価をしますよ。でも、本当にですね、その思いがあったら、今おっしゃるようなことであれば、なぜそれを広げたのかということにもこれはなるわけで、きちっとそれをやったらどうだったんですかと。ちゃんとそのことについて、増えたわけじゃないですか。そのことを今の予算の中でやれるわけでありまして、これ来年度もですよ。来年度もこの1,700万円というのは、当然上下はあるでしょうね、若干ね。そのことについてはそうでしょう。でも、この1,700万円敬老祝金として支給をしていくという意味では、お年は変わらないわけで、その範囲を更に広げて、金額は下がる人もいるかもしれないけれども、そこに同じ思いで敬老の日を迎えるという、そういった意味での市長の思いに至らんのかなというふうに思うんですが。市長、これ本当にですよ、毎年、敬老祝金をもらう9月の敬老の日は、喜ぶ人とそうでない人が毎年出てくると。そういうことじゃなくて、今おっしゃったように、みんなが同じに思いを感じられる日にしていくというのが僕は基本だろうというふうに思います。

そういった意味でね、もう1回、本当に余計な財源を増やしなさいということじゃないですよ、

これ、正直言って。そのことを踏まえて今の予算の範囲の中でできるものに条例を変えるだけでしょう、これ。そのことで本当にみんなが敬老の日を一緒に祝えるというふうにできないものかという、思いですよ。その思いに、市長、至らないですかね。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

22年度につきましては、同級生の方にも支給したということで、2,351人で1,513万円ということになっております。23年度につきましては、その分が平準化されると1,783人になりまして、1,271万ということでございますので、仮にこの中で対応するとなれば、75歳以上全ての方が6,286人ほどになるということでございますので、3,000円支給の場合、1,885万円ぐらいになるということでございます。2,000円でしますと1,257万円、1,000円にしますと628万円ということになりまして、この金額等もございますので、私どもの方としましては、今の予算の中でするとなれば節目支給の形でさせていただきたいというようなことになるということでございます。

**19番（小園義行君）** 予算の中でやるからそうしたらいかがですかと言ってるんですよ。予算以外使えないわけじゃないですか、どう見たって。だから、そういう意味では、3,000円という形、75歳を今度は80歳以上って、昔松山町、志布志はちょっと75歳ってありましたけど、そういったものっていろいろあるわけで、年齢のくくりはいろいろでしょうね、それね。でも、そういうのを考えてやっぱり、ブランド推進でしょう、あなたがおっしゃるように、うちは高齢者も大事にしますよって、そのことも一つのブランドなんでしょう。ほかがやっているからそうじゃなくて、あなたがこのまちでそれを推進していこうとしているのであれば、きちんとそのことに対して私はやるべきだろうと思うんですよ。予算の本当に範囲内でできるというふうに、これ分かるでしょう。もう1回お願いします。

**議長（上村 環君）** 小園議員、答弁が繰り返しになっておりますので、この件については質問を変えるなりお願いします。

[小園義行君「今、もう1回、はい」と呼ぶ]

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

高齢者福祉についても本当に日本一を目指していきたいなというふうに思っています。そのような意味合いからしまして、今回構築されるICTのシステムを利用しながら、見守りとか、健康管理とかいうものを、そしてまた買い物困難者に対するサービスのシステムの構築とか、そういったものをどんどんどんどん構築してまいりたいなというふうに考えます。そういった観点からの高齢者に対する福祉日本一を目指していければというふうに考えるところでございます。

今ほど御提案されましたような形で、例えば、支給年齢をまた上げていくとなれば、そちらの問題も新たに生じていくのかなというふうに感じるところでございます。そのような意味からしまして、現在しております節目支給というような形で次年度もお願いしたいということでございます。

**19番（小園義行君）** この問題についてはですね、これからもまたいろいろやりたいと思います。そういった意味では、本田市長というのはそれなりに評価もできる場所もありますが、僕

から見たら少しこれ、足らんなと思いますね、本当に。同じ予算の中でやれることを、僕だったらやると思いますね、これね、本当に。まあそういう意味では、いいでしょう、この問題についてはまた後の機会でやりたいと思います。

次に、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるＴＰＰについてお伺いをします。

このＴＰＰの問題は、これまでもＦＴＡとかＥＰＡとか、いろいろあります。これ、日本政府が作った造語ということになっているわけですが、二国間協定を更に広げてやろうということで、急に菅総理大臣が参加を表明というようなことで、にわかにはですね、大変なことになっているわけです。

農水省の試算で、日本の食料の自給率がこれに参加すると40%から13%に急落するというようなことで、米、いろんなものを含めてですね、農業生産額が4兆1,000億円から減になるんだということです。農業の持つそういった多面的な機能、そういった意味では3兆7,000億円喪失すると、GDPも7兆9,000億円から減だということで、雇用に至っては340万人が減少する。

そういったことで、食料の自給率が40%からしかない日本の中で、これ、農業が本当に壊滅的になる。農業だけではありません、これは。金融から医療、全て関係することでありまして、本当にこれ、本気でこの問題にきちんと声を挙げなきゃいけないというふうに僕は思います。それぞれJA主催のですね、それにも参加をしました。新聞でも連日報道がされていますが、この本市経済への影響というのは、国が示している試算でどの程度になるというふうに市長は認識されていますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ＴＰＰにつきましては、ＡＰＥＣでアジア太平洋自由貿易圏を実現する手段として位置付けられているということでございます。環太平洋の9か国が広域で自由な貿易協定を目指して交渉中であります。

おっしゃるとおり、これはいろいろな面に影響があるということで、人の移動、知的財産権の保護、投資、競争政策など、幅広い分野で連携していくということでございますので、物品の貿易では原則として全ての関税を撤廃するんだと、または地域間の親密な関係強化を目指すという協定になっているようでございます。

国の方では、11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定したところでございます。

農水省の方では、このことによりまして農産物についての影響につきましては、農業生産額が年間で4兆1,000億円減少して、自給率が40%から14%まで落ち込むというふうに推測しております。そして、関連産業への波及を考えると7兆9,000億円減少するというふうに農水省は考えております。

そしてまた、鹿児島県では、県内で生産される農業生産額が1,813億円損失するんだと、そして、肉製品製造業や製糖業、そしてまた関連業への影響を考えると、これが1,858億円、そして同時に、地域経済への影響が1,996億円ということで、鹿児島県全体では5,667億円の影響があるというふうに見ております。

県の試算に基づきまして、本市の農産物の影響を試算しましたところ、でん粉用さつまいもが安価な外国産コーンスターチの輸入より国内需要がなくなることによりまして、2億1,500万円、米が同じように8億5,330万円、お茶が4億9,180万円、それから耕種作物で15億6,000万円減少すると。そしてまた、同時にこれが、地域経済へ7億8,300万円影響があるというふうに試算しております。

そしてまた、畜産につきましては、肉用牛で17億1,000万円、酪農で5億5,000万円、豚で33億1,000万円、ブロイラーで15億7,000万円、鶏卵で4,000万円、合計で71億8,000万円の影響が出るの見込んでおります。このように、畜産業におきましては多大な投資がされておりますので、経営の転換が安易でないということでありますので、このことにつきましては、影響は甚大であろうかというふうに思います。そして同時に、このことが地域経済へ及ぼす影響につきましては、99億円の影響があると見込んでおります。

また、本市には畜産関連産業である配合飼料基地がございますので、平成20年度製造量を基にしますと、現在265万t、平成20年度生産されておりますが、単価を50円で計算しますと663億円の減少になるというふうに試算しております。そしてまた、この減少により雇用の減や、関連産業である運送産業に大幅な影響があるというふうに推測されるところでございます。

そして同時に、本市には二つの食肉処理工場がございますので、現在サンキョーミートさんにおかれまして、あるいは志布志畜産におかれまして、この影響で半減した場合に168億円減少すると同時に、雇用600人のうち300人は解雇があるのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

そのほか、水産業におきましては、養鰻業において、82億円のうちの52億円が減少するというふうに推測しているところでございます。

商工会並びに鹿児島県商工会連合会の方に確認しましたところ、独自のこの影響についての試算はされておきませんが、鹿児島県が試算しました県内で影響の大きい9品目について、地域経済に与える影響額はマイナス1,996億円と試算がされておりますので、本市においても同じように大きな影響があるというふうに考えるところでございます。

このようなふうに、関税が撤廃された場合に、国内の農業生産や食料自給率及び農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、幅広い影響が懸念され、本市においても基幹産業の農業が壊滅的な状況に陥り、関連産業を含めた雇用環境も悪化し、地域経済に深刻な影響を与えることが明白であるかと思えます。そのようなことから、去る10月31日、松木けんこう農林水産大臣政務官が鹿屋市に現状調査に来鹿の際には、大隅総合開発期成会でTPP協定への参加は行わないよう緊急要請をし、11月13日に市内で開催されましたTPPへの参加を阻止するためのふるさとを守る緊急総決起大会でも、TPP交渉への参加に反対の決意を表明してきたところでございます。

本市の経済を守るためにこれからも国への働き掛けを行うとともに、全庁を挙げてこのことについては取り組みをしたいと考えます。



**19番（小園義行君）** 今、市長の方からありましたように、本当に大変なことにこれなりかねんわけですね。来年の6月にこの態度を表明するというふうに今の内閣は言っているわけですが、それまでただ黙って見ているということにはならないでしょう、これ。この議会もこのTPPについては、意見書を上げているわけです。

日本の関税というのは、もう開かれているんですね。ほかの一緒にやっている国なんかと比べると、11.7、これ関税、すごく低いんですよ。アメリカは5.5ですけどね。その関税率としてはもう非常に開かれている状況の中で、更にそれを開けとってアメリカの圧力に屈してこういうことをやろうとしているわけですけど、とんでもないことですよ、これね。本当に今ありましたように地域が崩壊をするということで、私は集会にも参加し、新聞やいろんなのを見る中で感じているわけです。

ただ、ここにおられる志布志市のこの幹部の方々が、この問題についてどれだけ真剣に受け止めておられるんだろうかと。そこに僕は本当に意思一致が共有していないと駄目だというふうに思うんですね。私が通告をした段階でどれだけの方々がこのことを我がこととして受け止めて、ちゃんとやろうというふうに思っておられるか、そこら辺は定かでないですけども、このTPPは農政課だ、畜産課だ、そこだけの問題だよって、これでは僕はないというふうに思うんですね。本当に市長をはじめとして、全部きちんとしてここにおられる方々は受け止めて、このことに対して、いわゆる市民の方々に対してもこういう影響がありますという啓発等々を含めてですね、やっぱり先頭に立ってやんなきゃいけないというふうに思うんですね。

そういった意味で、役所の方々を含めて、生産をされているそういった人たちは当然これはもう危機感を持っておられるでしょう。あと、消費者である住民、そういったところにもこういった問題についてはきちんとお知らせをしていくということをやらないといかんと。そのための手だてとしてですね、市長、考えておられますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身正直言いまして、このTPPなるものにつきましては、先般のAPECで菅総理が表明した時点で初めてその内容を知ったということで、このことについては民主党政権の中ではマニフェストの中に入れ込んでいたというような内容であったそうでございまして、そのことについて認識が足りなかったなというふうには感じたところでございました。そしてまた、TPPなるこの言葉自体がまた、先ほどありましたようにFTAとかEPAとか、いろんな単語が出てくる中で初めて聞く単語でございまして、それこそ何じゃったろかいというようなことを感じたところでございまして、中身がそのような恐ろしい内容だということを認識するにつれて、これは大変なことだというふう感じたところでございます。

ということで、私自身は今回この総決起大会にも参加した後に課長会でも、このことについては大変な状況であるということで、直ちにその総決起大会で配られた散らしを課長会でも配布したところでございます。そしてまた、今毎月1回各支所も含めて朝礼をしておりますが、その朝礼の中でもこの内容について話をし、このことが実行されるとなるとこの地域は壊滅的になると

いうことの話をしているところでございます。

先ほど少しお話をしましたように、サンキョーミートさん、あるいは志布志畜産さんにおかれて、600人ほどまた減少する可能性がある。そしてまた、志布志では志布志港が1,800人ほどいらっしゃると思いますので、この方々も半分になるんだと。

そしてまた、じゃあ半分になった方の受け皿がどっかあるかということ、それが受け皿がないわけですので、その方々は直接的にはもう外に出て行かざるを得ないと。そしてまた、今後後継者として私どもの地域で本当に育ててきた人材というものも全て外に出て行かざるを得ないということになれば、人口も激減するというふうに考えるところでございます。

そのようなことから、このT P Pなるものについては、絶対阻止すべき内容だと。そしてまた、仮にそのことがされるとするとなれば本当に一大深刻な影響がございますので、それをきちんと補完する内容が示されなければ到底このことについては同意はできないというふうに考えるところでございます。

そのようなことを今後も職員には折をみて話をしながら、そしてまた、市民の方々にもこういったこともまたどんだんお知らせをしていき、全市的な取り組みにしていきたいというふうには考えるところでございます。

**19番（小園義行君）** ぜひですね、今市長からありましたように、本当にこのT P P、これがされたらですね、地方は本当にもう全滅でしょう、簡単に言うと。だから、集会でもありましたように、経済連の会長の方から、ぜひこのことを多くの人に知らしてくださいというふうにおっしゃってましたね。これ、本当にこの行政がそういった問題について真剣に受け止めないと、これは農政課の問題だよ、畜産課の問題だよと、それだけだっということではない。金融から医療から全てこれ、今回のこのT P Pは含んでますので、大変なことになるということ認識した上で一緒にですね、声を挙げて、もちろん国にも声を挙げて、この交渉の参加をやめさせていくということにしないと、これいかんというふうに思うわけですね。

そういった意味で、最後に市長の、国に対してのそういう要請活動も含めてですが、再度決意を聞いて私の質問を終わりたいと思います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

このT P Pの協定を結ぶことによって、それでは得をする人は誰なのというふうに考えたときに、現在輸出している産業の方々が当面有利になるというふうなお話をされるところでございますが、しかしながら先ほども申しましたように、このことによりまして、日本の地方は全て壊滅的な状況になっていくと、そして、そこは全て人口が激減していくということになるかと思えます。そのようなときに、現在輸出産業できちんとされている方々も日本でその地方に工場を造ることはできなくなるというふうに考えまして、その工場自体が海外に設置せざるを得ない状況にますますなっていくということで、日本全体の国勢というものがそがれていくというふうに私自身は考えるところでございます。

そのような観点からこのことにつきましては、市民の方々にもその内容について熟知していた

だきまして、私どもとともにこの協定に参加することについての阻止行動について共にとっていただくようなことを市として取り組みをしてまいりたいと考えます。

**19番（小園義行君）** 今回、6項目ほど質問をさせていただきました。来年度の予算編成の時期等々もあります。ぜひ住民にとってよかったねと言われるようなそういったものになるための努力をしていただいでですね、予算編成等々をやっていただきたいというふうに思います。

今回、組織機構の見直しとか、そういったものについてやりましたが、あくまでも住民の皆さんが主人公です。そこに依拠したところでのものでないと、実になるものにならないというふうに僕は思います。

そういった意味で、ぜひこれからもそういった立場ですね、お互いやり取りをやっていきたいとします。

また、組織機構改革については、委員会等々で質疑をさせていただきます。

議長、終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

**7番（鶴迫京子君）** 皆さん、こんにちは。

一般質問も3日目に入りまして、大変お疲れのことと思いますが、もうしばらくお付き合いください。

市長の分かりました、やりますというお言葉をいただけたならば30分で終わるかもしれませんが、簡潔で前向きな答弁を期待いたしまして、少子・高齢化社会について質問いたします。

まず、少子化社会の一つの要因として、結婚をしない若者が増えているということですが、県が実施したアンケート調査結果によると、その理由として、適当な相手に巡り合わない、異性と知り合う機会がないということが圧倒的に多くなっています。そこで、地域の結婚支援の動きとして、出会いの場をつくらうということで、本市でも出会いサポート事業が始まりました。第1回目は志布志市青年団連絡協議会主催によるカップリングパーティーがさんふらわあの船内でありました。私も第1回目ということで、一応見学にまいりました。今年はそのパーティーもはや4回目で、有明農業資料館で行われ、19人の参加者があり、パーティー後に一組のカップルが誕生したとのことです。

また、ほかにも志布志Iプロジェクト協議会による恋活・カップリングパーティーが実施され、16人の参加者があり一組のカップルが成立したということで、これは既に行政報告で議会の方に

も提出されています。

そこで、お聞きいたします。

今年度だけでなく、これまで行われた全ての本市の出会いサポート事業の経過はどうであったのか、まず現状も含めて具体的にお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

本市の出会いサポート事業の経過でございますが、市青年団主催のカップリングパーティーが4回、市民団体とJR日南線利用促進連絡協議会及びJR九州との協働事業として実施した出会いのイベントが2回、市女性支援推進会議が主催した出会いのイベントが1回の計7回実施しております。年度別の回数で申し上げますと、平成19年度に1回、20年度に2回、21年度に2回、そして本年度が2回実施されております。

対象者としましては、市内の方だけとは限定しておりませんが、広く呼び掛けをしており、遠くは枕崎市や宮崎市からも参加していただいております。成果としましては、4年間で男性が132名、女性123名の計255名の方が参加され、13組のカップルができたようでございます。

市としましても、出会いサポート事業を通じて市民団体等と協働しながら、何回か出会いの場をつくってまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり何組かのカップルも誕生し、また参加者同士で連絡先の交換もされているなど、若者の出会いのきっかけづくりにはなったのではないかと思います。

**7番（鶴迫京子君）** 今市長の方で、こういう出会いサポート事業が4年間の中で7回ほど行われて、その成果として参加者人数が男性132名、女性123名で合計255名ということで、その中で13組のカップルができたということであります。そして、本年度のカップルも1組誕生して、本年度はですが。

今の答弁を踏まえまして、この255名の参加者人数で13組のカップル、4年間の実績を見て、市長はどのように感じられましたか。受けた感想をお聞かせください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

はじめに申し上げました市青年団主催のさんふらわあを活用しましたパーティー、平成19年度におきましては、男女50名ずつ100名の募集をしたところ、200名を超える応募があったということございまして、本当に素晴らしい事業がスタートしたなというふうには感じたところでございますが、その後につきましては、順次参加者が減ってきたということでございます。しかしながら、この参加者を募る方法というものをいろいろ工夫しながら、結果的には255名の方が参加された事業になったということについては、本当にそれぞれの団体で一生懸命していただいた結果、13組のカップルも生じたということで、結果的にはよくやっていただいたというふうにと感じるところでございます。このうち1組は、はじめの平成19年度の事業で1組は結婚まで至ったという報告も受けているところでございます。

**7番（鶴迫京子君）** 市長といたしましては、こういう出会いサポート事業が毎年継続されまして、その成果が出ているのではないかというふうに捉えられていらっしゃると思ってよろしい

ですね。そうですね。全然それまでは出会いサポート事業というのは、4年前まではなかったわけでありまして。全国事例ではいろいろな取り組みがされている中、本市も遅ればせながら取り組みを始められました。

そこで、志布志の人口が3万4,139人という、11月30日現在のことでありますが、その中で20代から40代までということは、40代と申しますと49までですので、20代から30代、ちょうど結婚適齢期と言いますか、20歳から39歳、40歳ぐらいまでの年代ですね、その年代の方が人口別に何人いらっしゃるかというと、6,323人いらっしゃいます。本市に籍のある方が男女合わせて6,323人。これは、独身者、独身者でない既婚者、結婚されてる方も合わせて6,323人です。

それは、人口の大体20%弱ぐらいの人数がいるわけですが、そこで過去3年間に、今度また調べていただきまして、過去3年間、平成19年度から平成21年度の11月30日現在、志布志市の婚姻届受理件数ですね、他市町村からの送付件数も入れまして調べていただいたところ、平成19年度が637件、平成20年度が654件、平成21年度が642件、過去3年間で大体1,933件となっております。これは、婚姻届ですので、年代は問いません。再婚者の方も含みますし、いろんな方が入っているとは思いますが、少なくとも一応600人台といたしまして、ざっと計算しまして、男女ですので2倍の1,200人くらいになるかと思えます。20代から39歳まで、20歳から40歳くらいまでの数が先ほど申しました6,323人ですので、そこから引きますと、全部大体の数ですが、5,000人くらいいらっしゃるわけですね。その方の中にはいろんな事情がありますし、全ての方が結婚しないといけないというわけでもありませんが、一応そういう年齢人口があるということを入りまして、そうしたときに、このカップリングパーティー、出会いの場を設けようと思って市の助成金を使いながら行われているこういう出会いの場の創出事業としてのカップルの成立件数は、その人数を踏まえた後ではどういう感想を持たれますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

総体で4年で255名の方が参加され、13組のカップルができたということで、数としてはまあこんなものかなということには思うところがございますが、ただいまお話になられました年間の婚姻件数が六百四、五十ということからすると、極めてまだ少ない内容なのかなというふうには感じるところでございます。

**7番（鶴迫京子君）** そうですね、具体的な人数を調べまして考えてみますと大変少ないような気がいたします。その参加人数の少ない理由はどこに問題があるのだろうかということを考えてみましたときに、現状認識というのは、周りを見回したら結婚してない人、独身女性、男性問わず、大変増えていることというのはもう市民みんなの現状認識であります。しかし、その現状認識は皆しているのですが、随分昔と違って、そのことに対して理解はしているが、手だてをやっていない、またやっていないというよりも手だての施しようがないと。それに関わる親も半分諦めのところもあるし、現代社会の状況では仕方がないというような部分もあるかと思えますが。

そこで、いろんな全国事例では、婚活課、課にしてまで取り組んでいる所もあります。そうい

うことをいろいろ聞く度に、それでも我が市はやっている方だとは思っています。お昼の休み時間に「鶴迫さん、朝7時のニュースは見なかったな」って同僚議員が言われまして、「ちょうど鶴迫さんが言っているこのことを言っていましたよ」ということで、私はテレビをちょうど見てなかったものですから、聞いたところでありますが、こういう出会い事業をいろんな所で努力していても、特に事例として宮崎県が出てたそうですが、なかなか我が市と一緒に進まない。そこには何の理由があるかという、そこにはいろいろな市内の状況ですね。男性、女性を取り巻くその結婚できない、しないそういう人たちの環境づくりをしなければ、こういう少子化、高齢社会には対策としては成り立たないのではないかとって動き出しているというような報道だったそうです。私もそのように思います。

これは、今回このような質問をしたのは、世話やきキューピッド事業とか後で触れますが、この出会いサポート事業の充実ということもさながら、そういうところにも目を向けて、みんなでどういう重要な課題が、問題があるのかという共通認識と一緒に市民がしなければ、このことは少しも前進しないし、前進どころか後退していくのではなかろうかなと思います。そして、そのことは、少子化対策というか、少子化社会に対していろんな方面から手だてをしたならば、また違う問題も解決を一気にするのではないかと思います。定住促進対策とかですね、観光化とかですね、いろんなことがもうこのことに一生懸命なれば解決の糸口になるのではないかと思います。その重要な課題である、根底にある市民自らみんなの意識統一化を図るべきだと思います、このことが重要な問題だということをごさね。ただカップリングパーティーがあそこで行われた、ここでもあった、そして何組誕生した、それだけで終わってはならないと思うんですね。いかがでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市においても独身の方が多いということで、私自身にも何とか息子の嫁さん、あるいは娘さんの婿さんを探してくれんかというようなお話があるところがございます。しかしながら、いろいろと、昔でしたらそれこそ仲立ちをされる方が積極的に結び付きをされて結婚ということに至るケースが多かったわけですが、昨今はプライバシーの問題とか個人のそれぞれの考え方が以前と違ってきているというようなことで、なかなかそういうことに結び付かない状況になっているようでございます。

しかしながら本市としましては、少子化というような課題もございますので、このことについては、更に取り組みを深めて一つでもカップルが誕生するような状況というのをつくっていきたいというふうには考えるところでございます。

**7番（鶴迫京子君）** 市長が少しでも、一組でも多くカップルが誕生することを願っているということでありますので、この出会いサポート事業は側面的に続けていただけたらなと思います。

そこで、次に伺いたと思いますが、県の少子化対策の一環として、独身対策で出会いの環境づくりの推進を図るため世話やきキューピッド事業が実施されています。県より委嘱されている市の世話やきキューピッドと青年団や志布志Eプロジェクト協議会などとの連携を図り、本市の

出会いサポート事業の合同での実施は考えられないかであります。

世話やきキューピッドとは耳慣れない言葉だと思いますが、世話やきおばさんのことでもあります。市長はこういう世話やきキューピッドという方がいるということを知っていましたか。世話やきキューピッド、名刺をいただいているんですが、ちょっと準備不足でかばんの中に入っていますが、裏の方に、「～えんってすてき～幸せな結婚へのお手伝いをします。私は、鹿児島県から委嘱を受けて、結婚相談・紹介等の支援活動を行っています。個人の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。」と書いてあります。全くのボランティア活動で、県で222名委嘱され、そのうちで市では7人です。

以前、志布志市健康プラザで、出会いの場を提供するため、世話やきキューピッド主催でパーティーを開きました。今年も計画を立てたのですが、9月26日ということで志布志Iプロジェクト協議会主催と重なったこともあり、準備の段階で特に女性の参加者が少なく、残念ながらやむなく中止となりました。手詰まり感で一杯でしたが、そこでみんなの意見として、来年度はもっと多くの若者たちが集まる方法を考えてやらなければ、少ない人数では効果も薄く、カップル誕生も期待できないね、となりました。

そこで、来年度は、青年団や志布志Iプロジェクト協議会、またはJC青年会議所でもやられているということですので、そういうところとの合同での実施はできないものか、おばさんパワーとヤングパワーがタッグを組めばいろいろな知恵も出て、参加人数も増やせるのではないかとことなのですが、カップル成立の増加という結果もおのずと付いてくるのではないかと思います。市長の見解をお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

世話やきキューピッドにつきましては、認識しているところでございます。この県内の世話やきキューピッドの方々の事業におきまして、平成22年5月現在で60組のカップルが誕生しているというふうに聞いているところでございます。本市においても、地域女性連絡協議会の方々によりまして任命がされているということで、活躍していただいているところでございます。議員におかれましても活躍していただきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

今お話がありますように、この世話やきキューピッド以外に志布志Iプロジェクト協議会、そしてまた青年団というような方々が合同でこのような形の出会いサポート事業をされるということにつきましては、それぞれが独自のネットワークを持っていらっしゃると思いますので、そのネットワークを十分掘り起こしをしながら多くの方々に参加していただければ、また多くのカップルが誕生するという事になるかと思っておりますので、ぜひそのことについては、サポート申し上げたいと思います。

**7番（鶴迫京子君）** 今、市長の答弁で、サポートしたいという意見でありました。サポートは4年間していただいておりますので、この合同でのサポートがしっかり来年度は形として予算なりに現れるということで理解してよろしいのでしょうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

そのような形で対応してまいりたいと思います。

**7番（鶴迫京子君）** 今、市長からやりますという大変いい答弁をいただきましたので、次に移ります。

高齢化社会について今度はお伺いいたします。

質問のタイミングがよく、まさしく明日、平成22年12月10日から、来年の1月10日までの間、高齢者の交通事故防止を最重点として、年末年始の交通事故防止運動が鹿児島県内で実施されます。そこで、一人一人が交通ルールを守り、交通安全への御協力をお願いしますと、本市のホームページでも呼び掛けています。

テレビ、新聞報道など事故のニュースを聞く度に双方とも高齢者という事例が多く、大変つらく重い気持ちになるのは私だけではないと考えます。県下の平成22年10月11日現在の交通死亡事故死者64人のうち、45人が高齢者です。全死者の7割を占めています。歩行中24人、車・バイクが15人、自転車3人、その他3人となっています。

また、県の交通企画課の資料によりますと、平成22年9月末の高齢者死亡事故分析結果の特徴といたしまして、地域別で曽於肝属ブロックが3割を占め、年齢別は75歳から79歳、月別で5月に歩行中死者が多発しております。時間別では、車両乗車中は昼間の占める割合が高く、時間帯は9時台が最も多くなっております。原因別で、操作不適や車の直前直後の横断、右から左に行動別では横断する。そして、全員が夜間歩行時の夜間夜光反射材を付けていないというもので、歩行中死者の6割は女性であるということであります。そしてまた、場所は自宅から近隣の500m以下の場所が多いということであります。

このように加齢とともに運転に必要な判断能力や記憶力など、また身体能力が衰えて車の運転が危険になってきます。運転に自信がなくなったら、また運転が心配と家族から言われたら、交通事故防止のために運転免許証の自主返納をしていただく、そのような高齢者が増えたならば、自分の命を守るだけでなく、人の命も守る安心・安全な志布志のまちになると思います。

高齢者に尋ねてみますと、9割ぐらいの方が免許証を返納したくないとのことであります。そのような中、本市の自主返納者を調べたところ、平成20年で38人、21年で65人、22年10月末で30人の、これまで自主返納制度が始まりまして、本市では合計133人ということですから、少ないということがよく分かります。多発する高齢者の交通事故防止のためにも、勇気を持って自主返納された自主返納者に対しまして警察と協力して本市独自の支援制度を始めて、少しでも自主返納者の人数を増やすことができればと考えます。

高齢者運転免許自主返納制度として、鹿児島県では、宿泊メリット制度が平成20年12月からスタートしています。自主返納者と同伴家族などの宿泊料金が、三つの協賛団体である鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合、日本観光旅館連盟南九州支部、国際観光旅館連盟鹿児島支部に加盟するホテル・旅館に宿泊した際に1割差し引かれます。このこともあまり知られていないのではないかと思います。

市長、まず、このことについて認識がありましたか。お伺いいたします。



**市長（本田修一君）** お答えいたします。

高齢者の交通事故につきましては、ここ数年交通事故に占める割合が高い状況にあります。今年の11月末現在の県内の交通事故件数は9,337件で、死者が80人となっております。このうち65歳以上の死者が55名で、実に7割近くが高齢者で、平成17年以降、7年連続で交通事故死亡者数の過半数を占めるという状況が続いております。

志布志市におきましても、今年の11月末現在の交通事故発生件数は166件で、幸いにも死者は出ておりませんが、昨年は発生件数が196で死者が4名、そのうち1名が高齢者ということでございまして、今年はどちらも減少しているような状況でございます。

このような中、県におきましては、平成20年12月から多発する高齢者の事故防止対策の一環として、高齢者が運転免許証を自主返還した場合に、本人及び同伴する家族等の宿泊料金を割引する高齢者運転免許証自主返納宿泊メリット制度に取り組んでいるほか、高齢者一人一人に交通安全意識の向上を図る目的で、高齢者が交通事故防止上、道路交通の場において注意すべき点を分かりやすく、かつ覚えやすいように、鹿児島弁の「おやっとさあ」の言葉に盛り込んだ「おやっとさあ運動」の散らしを作成して、高齢者の死亡事故の抑制を図っているところでございます。

市におきましては、地区の交通安全協会や警察と連携して、高齢者を対象に交通安全教室を開催したり、市内のグラウンドゴルフ大会等の高齢者が集まる機会を捉えて交通事故防止について話をさせてもらったり、また、今年発足しました公用車を活用しての志のまち青パト隊による安全・安心なまちづくりの活動を実施しているところでございます。

高齢者の運転免許証自主返納に対する支援の取り組みについては、県内におきましては、コミュニティバスの料金や温泉の入浴料の割引を行う自治体や、警察署とタクシー会社が連携して、タクシー料金の割引を行うなどの取り組みがされているようでございます。

**7番（鶴迫京子君）** 今、市長の答弁がありました。私が市長に尋ねたのは、市長がこの自主返納のメリット制度を御存じでしたかという認識をお伺いしましたので、認識があったかどうかを伺いたかったのですが。次の質問にも重なってきますが、まずどうでしょうか。

**市長（本田修一君）** 自主返納制度については、認識しておりました。

**7番（鶴迫京子君）** はい、市長は自主返納制度を認識してたということですので、大変話もスムーズにいくのではないかと思います。一般の市民の方もこの自主返納制度というのが、テレビ、新聞などで時々放送されますので、我が本市もこの制度がもうできているのだと勘違いしたりして、ある一つの事例ですが、運転免許証を自主返納するに当たり友達に聞いて、返納するのだけどどんな制度があるのかな、志布志はあるんじゃないと。内容をお尋ねしたら、「いや、そげなんと志布志はなかど、そんなのは」とか言われまして、ええって、もう家族から自主返納せんと危ないから、自主返納しなさいと言われて、自主返納はしたのだけれど、ああそういうのは何にも志布志は支援制度はなきたいなと言ってすごくびっくりしたという話をお聞きしました。

そういうこともあります。先ほど市長の方からもう答弁もありましたが、市独自で、鹿児島県内で薩摩川内市がバス料金の割引ですね、福祉バスの50円割引とかいろいろやっています。霧

島市は、ここはすごいことだなと金額的にびっくりしましたが、霧島市は額面1万4,500円のかごしま共通乗車カードを、1回限りですが、無償で交付しております。その共通乗車カードでいろいろなバスやそういうのを利用できるということでもあります。また、福島県会津若松市は、市内の高齢者運転免許証自主返納支援制度サービスを、そのサービス店というのを募集しまして、加盟店を募集して、その加盟している店舗や施設、金融機関などでさまざまな特典を設けて、独自でサービスを提供しています。カードを提示すれば、金融機関とか加盟店舗に行ったりすれば、その独自の特典が受けられる。これは、鹿児島で子育て支援にもこういう制度をやっていますね。本市でも子育て支援ということで、こういう店舗、加盟店をして特典をしています。そういうようなことではなかるかと思うのですが、提供しているということです。

このようなさまざまなことをやっている先進事例があります。こういう先進地をいろいろ調査研究して、この本市でも支援制度を始める考えはないか、市長の前向きな見解をお伺いしたいと思います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市内で高齢者の交通事故防止のために自主返納制度の導入を図れないかというお尋ねでございますが、このことにつきましては、警察と十分協力しながら、この支援制度について、どのようなものが適当かということについて協議をしなければならないというふうに考えるところでございます。高齢者を含めて市民の交通事故防止対策を全般的に講じるということが市の当然の責務でございますので、この中で高齢者に対して自主返納制度を取り入れるとすればどのような形が最もふさわしいかということを進進事例等も勉強させていただきながら、今後調査研究をさせていただければというふうに考えるところでございます。

**7番（鶴迫京子君）** 先進事例を調査研究して、このことは前向きに取り組みたいということではありますが、再度、もう一遍お伺いします。

先ほども私、質問の方で言いましたが、9割の方が免許証を返納したくない、ここに問題がありますよね。これは、誰しも高齢者になって、免許証を使えないということは本当に心苦しい、何か自分の体から手足が、何かそういう本当に喪失感、元気もなくなることでもあります。そのような中、この自主免許証返納者を増やすということは、並大抵ではないと思いますが、この問題は家族でもやはりいろいろ問題になってくるのではないかと思います。

自分のこと、私事ですが、1年前に母も免許を自主返納した方がいいということで、最初にそう思っていたところ、口に出せないんですね、家族では。そしたら、本人から運転に少し自信がなくなってきたということで、そこでいろいろ家族会議、いろいろしまして、返納しよう。その代わり、その後が大事ですね。ここに9割の方が返納したくないという理由があると思います。返納した後の買い物とか、同僚議員が買い物弱者、しっかり訴えていらっやいました。買い物、そして病院通い、そしてまた、いろんなことに車が必要であります。その利便性がどう図られていくのか。お金もかかります、タクシーに乗ったり等すれば。そこに問題があって、まずこの自主返納者制度を進めながら、その周りの高齢者支援の対策を急がなければいけないのではない

かと思えます。そちらの環境をしっかりと手だてすれば、この自主返納者はどんどん数が増えていくのではないかと思います。やはり、命を守る。ひと事ではないと思うんですね、事故が起きたら。高齢者になるのもいつかいく道でありますので、ぜひ、人の命も守りながら、自分の命も守る、そういう安心・安全な志布志のまちづくりをする。これが市長のいつもおっしゃるブランドではないかと思えますが、もう一遍、最後に具体的にしっかりと「やります」というような答弁がいただけたらと思えますが、お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の方からお話がありましたように、この志布志署の管内、本市においては、この地域の実情というのを考えたときに、車がないとなかなか生活ができない地域ではないかというふうに思います。そのような中で、高齢になられたとはいえその自主返納を求めるということは、まあかなり厳しいものがあるということをごさいますて、平成20年で38名、そして平成21年、65名、平成22年で30名の方が自主返納をされているようでごさいます。高齢者の数からすれば本当にごく僅かな数ということになるわけでごさいますので、ほとんどの方は、それこそ病気等で車に乗れなくても、なかなか免許証を返納するということまでいかないということになっているんじゃないかなというふうに思っています。

そのような中で、そのような方が返納された時に、返納してよかったというふうに見える何らかのメリットが提示されなければ、また、ないことによって不自由さをかこつことがないような状況というものがなければそのようなことにならないというふうに思いますので、先ほども申しましたように、先進事例等を勉強させていただきながら、このことについては、取り組みをしていきたいと考えます。

**7番（鶴迫京子君）** 自主返納制度は警察の方もいろんな自主返納者に9割ぐらいの方が返納したくないという実情を踏まえまして、あまり乗り気ではないと察します。ですので、そこにはやはりリーダーシップ、市長のリーダーシップが必要になってくるのではなからうかと思えますし、またその自主返納者制度をして、家族にしっかりサポートする態勢ができていような家族の方はどんどん自主返納されるかもしれませんが、一人暮らしとか、そういうような方、そういう支援が受けられない方の弱者支援に対してそういうこと環境づくりを早急に急ぐべきだと思いますので、重ねてそちらの方もお願いしておきます。大きな財源が必要にならないと思いますので、あまりにもこの数が少ないので、ぜひいい調査研究をして、検討結果を期待してまいりたいと思えます。

では、次に移ります。

次に、新聞報道によりますと、またこれも高齢者社会の問題であります、鹿大の小片守教授らの調査で、2009年の県内の入浴時突然死は172人、交通事故死の1.7倍で、9割が高齢者であるということでありまして。今、高齢者の交通事故のことをるるいろいろ質問してまいりましたが、その1.7倍であります。まずこの数字に驚きました。

死因は、心臓疾患が95人、水死43人、脳出血などの中枢神経疾患が27人など、9割以上の156

人が浴槽内、風呂場での死亡であります。シャワー中心の欧米ではほとんどこういうことは例がないということが新聞に載っておりました。12月から2月の寒い時期に集中し、熱い湯の浴槽に長時間首までつかる日本特有の入浴方法が急激な血圧変化をもたらし、心臓疾患などが起こるといことであります。既往歴としては高血圧は要注意で、血管系、糖尿病も注意、小片教授は、高温の湯を避け、お風呂に入る入浴方法を工夫すれば防げるケースが多いと呼び掛けています。

防止策といたしましては、七つ防止策を挙げてありますね。1番、脱衣所や浴室を暖める。2番、1番風呂や長風呂は避ける。温度は40度以下のぬるま湯に設定する。肩は外に出す。半身浴で腕を浴槽の縁に掛ける。5番、浴槽から急に立たない。入浴前後はコップ一杯の水を飲む、水分補給ですね。そして、最後、7番、入浴中は家族が声掛けするなどが挙げられます。そういうことが新聞に大きく掲載されておりました。この防止策は大変重要なことです。

先ほども何度も言いますが、交通事故死の1.7倍で死ぬのであります。交通死亡事故といいますと、もう1年中キャンペーンをやったり新聞報道で注意喚起をしています。しかし、このお風呂での突然死ということは、1回ぐらいはシーズン中に見たりしますが、なかなかそういう注意喚起はされないのが普通であります。

お風呂での突然死が、10数年も前のことでありますが、近所でもありました。家族も周りもその時は大変ショックを受けたことを昨日のこのように覚えております。突然、先ほどまでお話して笑ったりしていたのに、もう朝になったら、夜になったらもう死ぬわけですので、本当に突然死です。ですので、このことは、教授の言われている防止策ですが、すごく何か簡単なことのように思えて、ああそういうことは気を付けてるよと返ってきそうな気がしますが、なかなかみんなができるかとなると、そうもいかないのではないのでしょうか。油断大敵で、忘れていた時に災いは起こります。

そこで、入浴時の突然死を防ぐために市全体で寒い時期に取り組むべきだと考えます。交通事故に対してはいろいろキャンペーンがありますが、交通事故死の1.7倍のお風呂場での突然死です。お風呂場の突然死で亡くなったということをこの志布志市では聞くことがないような何か手だてをするべきであります。真剣に考えるべきであります。市長は、このことをどのようにお考えですか。

入浴時の突然死を防ぐため、12月から2月を入浴時突然死の防止策キャンペーン期間として、市民に小片教授の防止策を参考にした市報や散らし等で周知し、防災無線や車を使って市民全員に注意を喚起して促す。また、いきがい大学や各地区公民館等への出前講座を実施したりして、命の大切さを喚起することに関して取り組んでもらいたいと強く希望しますが、市長の見解をお伺いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

2005年の厚生労働省の人口動態統計によりますと、家庭内の不慮の事故死は1万2,781人で、その中で高齢者に多く見られる不慮の溺死が3割近くを占めており、年間3,000人以上の高齢者が家の浴槽で亡くなっているとされております。また、入浴を起因とする心筋梗塞や脳内出血などの

病死を含めると、全国で1万4,000人という推計もあるようでございます。県内においては、鹿児島大学大学院の調査によると、浴室内突然死が昨年は172件あったと報告されているところであります。

本市においては幸いに報告がないところでありますが、御指摘のように、高齢社会を迎えて発生の可能性も高まってくると考えますので、これまで市報、平成21年11月号、保健師メモにおいて「おすすめの入浴方法」ということで情報提供をしたことを含め、再度啓発してまいりたいと考えております。

**7番（鶴迫京子君）** 今、市長から再度啓発してまいりますという答弁をいただきましたが、具体的に担当課は、どういうところでどういう啓発運動をされていくか、具体的にできましたらお聞きして次の質問に入りたいと思います。

**保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの啓発の方法ですが、今市長の方が答弁いたしましたように市報の方で「おすすめの入浴法」ということで、保健師メモの中ですが、具体的には、内容も申し上げた方がよろしいですね。42度以下のぬるめのお湯に入ってくださいとか、お湯をかける手順とか、形で説明しております。そういった広報紙の啓発、プラス、今御質問がありました鹿大の先生の予防策、あるいは国民生活センターで予防策を出しておりますので、それを含めまして住民の方に啓発してまいりたいと考えているところです。

これまでは市報で啓発しておったわけですが、このほかにホームページ、あるいは市民の方への散らしなどで啓発してまいりたいと考えているところです。

**7番（鶴迫京子君）** 今担当課長から答弁がありました。そのことは今までの従来のやり方だと思えます。それ以上のものを私は求めているのであります。通告にも書いておきましたので、防災無線やと具体的に書いておりますので、そういう一つ一つのことに對しての答弁をいただきたいと思えます。

教育委員会の方も出前講座とかありますので、生涯学習の方もあろうかと思えますので、よろしく御答弁をお願いします。

**保健課長（木佐貫一也君）** 先ほどの鹿児島大学の先生の研究成果によりますと、入浴の危険性については、当然リスクについて広報すべきだと。あと、当然予防策の中にもございますが、例えば夕方4時から8時までがそういう可能性が高いといったことも御指摘されているところです。また反対に、先ほど議員の方から御指摘がありました日本固有の入浴文化だといったことを踏まえまして、個人の入浴時間というのは個人の生活様式でもございますので、その予防策の中を含めて、個人の生活スタイルを含めた中でですね、こういった形が方法としていいのか、そういうのをちょっと検討してからの方がよいのかなという判断をしております。もう少し時間をいただいた上で啓発のスタイルを考えていきたいと考えているところです。

**生涯学習課長（津曲兼隆君）** 出前講座につきましては、議員御承知と思えますが、各団体、学校、いろんなところからの申し出を受けて講師を派遣している事業でございます。そういう中で健康管理に関する問題がありましたら、保健課の方と打ち合わせをしながら、そういうことも

含めてやっていけたらというふうに思います。

**7番（鶴迫京子君）** やはり私がわざわざ一般質問を通告して、通告書を見られたら、なんだこんなことかと思われたかもしれませんが、本当に伝わってないなと残念です。本当にこの議場にいらっしゃる中で、どなたか親戚関係、地縁、血縁、そして友人とかそういう方でこういう方はいらっしゃいませんか。もしいらっしゃるとしたら、その方は大変私の言わんとすることは痛切に分かっていらっしゃるのではないかと思います。ですので、ひと事のように捉われずに、よくテレビで踊る大捜査線というのがあります。現場は自分の自宅の風呂場であります。全然関係はないかもしれませんが、組織再編にしてもですが、いろんなその現場サイドの声、現場を重視していただきたいなと思います。

もちろん交通事故も大変な問題であります、やはりこのことは、本当にみんなが、市民の意識が重要視しない。先ほど言いました、日本特有の入浴方法であるので文化ではないかというようなこともあります、そのことを置いておいて、踏まえて、重々分かっていますが、そのことを踏まえて、みんなでこの入浴時の突然死というのは交通事故死亡死者の1.7倍であるという市民の統一した意識を持たなければ、またやはりどこかで起きる。現在本市で起きてないからいいなあという問題ではないと思うんですね。ですから、そういうことに対する視点ですね、重要問題だという視点が欠けていると本当に思いますので、本当にこれは調査研究して、もうちょっと本腰を入れてしっかりやってもらいたいなと思います。

出前講座も先ほど課長の方からおっしゃいました。市民がお願いをして講座を開設するものである。そのとおりであります。しかし、それをサポートしながら、もうそれを待ってたらそういうところまでいかないかもしれませんが、その上のというか、意識統一を図るための手だてをどのようにするかというのが生涯学習課とか担当課の努力じゃないかと思しますので、ぜひそこをしっかりと視点を持ってやっていただきたいなと思います。期待いたしまして、次に移ります。

最後になりましたが、観光活性化のまちづくりについて最も重要であると考えている市長の構想はどのようなものであるのか。それに対する市長の本気度ということで最後にお伺いしたいと思います。

本市の基本構想はいろいろあります。今回なぜこのような質問をするのかといいますと、流行語大賞になった「ゲゲゲ」でおなじみの漫画家水木しげる夫妻のゆかりの地である境港市、米子市、安来市に、11月、総務常任委員会で観光活性化のまちづくりの手法と自主防災組織の取り組みを学ぶべく所管事務調査に行ったからです。

ちょっと長くなりますが、境港市のまちづくりは、平成元年、市役所の若手職員14人のまちづくりプロジェクトチームによる境港停車場線整備事業計画の構想から始まり、水木しげるロード800mが4年かけて平成8年に完成しました。その後、民間によるイベントやハード的な取り組みが行われ、また観光PR事業や観光地魅力事業、レンタサイクル事業、観光人力車運行事業など活性化事業を通して、入り込み客が、平成16年が今の本市と同じぐらいの78万人、平成18年92万人、19年147万人、20年172万人、21年157万人、22年10月末では300万人を突破したとのことであ

ります。構想の始まりは、市民の方に出歩いてもらうための道路の整備で、22年経過した現在、全国にさかなと鬼太郎のまち、境港として情報発信しています。

成功の理由は、資料によりますと、水木プロダクションの協力、マスコミ戦略、妖怪受難効果、官民徹底して「ゲゲゲ」などですが、結局動かすのは人材だと思いました。市職員の14人の熱い思いが反対していた人を動かし、どんどん広がり、官民一体となり取り組んだ結果です。何事も一人から始まります。

前々市長の熱い思い、緑と文化のまちづくりを提唱されスタートしました。その前々市長は思い半ばで病気で急死され、前市長の黒見哲夫さん、当時助役だったそうです、が引き継がれたとこのことであります。やはり強いリーダーの存在がありました。その後、市長が兼務だった観光協会会長に2004年に海陸運送元社長で定年後商工会議所副会頭の榊田知身さんが就任されまして、協会長のアイデアや行動力、人的ネットワークなど、リーダーの存在が、境港のまちづくり、妖怪の町へと飛躍し続けているとこのことであります。

研修を終えて、本市の観光活性化の方向性はと考えた場合、一貫した答えがないように思います。まず、リーダーである市長はこのことをどのようにお考えかお伺いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

まちの活性化や経済が豊かになる取り組みとしまして、観光入り込み客100万人を達成するべく努力しているところでございます。

観光資源のPRやイベントによる入り込みだけでなく、志あふれる市民の力でおもてなしの心あふれる取り組みによって、「来てよかった、また行ってみたい、住んでみたい」と言ってもらえるまちづくりを積極的に展開してまいりたいと思います。そのためには、市全体の長期的な観光行政の指針となる観光振興計画を議員各位、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、平成23年度に整備する計画でございます。

本市は、日南海岸国定公園に指定された美しい海岸線の一角にあるダグリ岬、国指定文化財や歴史のある町並み、志布志駅周辺の市街地、癒しや田舎暮らし体験ができる蓬の郷や民宿村、いちごやぶどう等の観光農園や工場見学施設、新たにリニューアルオープンしたやっちくふるさと村などの市内全体に体験型や滞在型の施設が整備されており、これらの整備活用が課題となっております。

また、広大な農地と温暖な気候を生かした県内有数の特色ある農畜産物、黒潮が注ぎ込む志布志湾でとれた新鮮な海産物など、地元の食材によるここでしか食べることのできない志布志の名物づくりの開発も急がれるところでございます。

併せて、観光案内所や市内一円にあるまちかど案内所、観光ガイドなどが連携し、多くの市民が志あふれるおもてなしの心を持って観光客をもてなす気風を高めていくことも必要だと考えております。

これらのことを総合的に推進し、本市観光の活性化を強く図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**7番（鶴迫京子君）** 今、市長の答弁がありました。日本の、こういう所で言うのはあれですが、首相が、ペーパーを見て、その市長の構想やら本気度を尋ねている時にペーパーをただ棒読みして、私に届きません。もう一遍、ペーパーなしで市長の思いをお聞かせください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お答えしましたように、基本的には観光振興計画をきちっと定めて、このことについては意識を統一しながら進めていかなきゃならない内容かなというふうには思っているところでございます。

しかしながら、私自身は市長に就任当初から観光入り込み客数100万人を達成するまににしましょうということ呼び掛けをいたしまして、とりあえずは今あるものを活性化させること、今あるもの、特にイベントの中でお釈迦まつりについて、本気になってこのお釈迦まつりを自分たちの祭りとして見つめ直して取り組むことによって、そのことを見ていただいた方々が何らかの心を感じて翌年も来てもらえるような祭りにするんだということを実行委員会の方々にお話しながら、そのことの活性化に努めてきたところでございます。その成果が徐々に出てきているようでございまして、そのような形でほかの祭り等についても、そしてまたほかの団体のイベント等についてもそのような心意気で取り組んでいただくようお願いしているところでございます。

しかしながら、総体として見てみれば、やはり本市が外部に発信する力というものは弱いと。そして、本市に来ていただいて本当に喜んでもらえる景観、あるいはおもてなし、あるいは食材というものはまだまだないということでもありますので、そのことを育てていかなければ、本当に来ていただいた方々がそのような心に、来てよかったという心にはなっていないというふうには思うところでございます。

しからば、どういった形でするかということにつきましては、総意をもってこのことについては取り組まなければならないということで観光振興計画の中で位置付けをするわけでございますが、その中でブランドというものもきちりと明示しながら、そのブランドを確立していきながら観光振興を果たしていきましようというような計画書づくりになるかというふうに考えているところでございます。

**7番（鶴迫京子君）** 今回はペーパーをもう見ずに思いを語っていただきましたが、今述べられたことは、この過疎地域自立促進計画の中に計画として出てきます。総合観光案内事業に599万8,000円とか、こまごまですね、観光振興計画を立てるんだ、観光活用計画を立てるんだということで、年次的に計画が立ててありますので、やっていくんだなという思いは分かっていますが、本当の市長の思いをお聞きしたくて質問を通告しました。

市長、観光というのは、本当に観光ってただ2文字ですけど、大変な問題ですよ。この観光に力を一生懸命入れたら、いろんなことがもつれた糸がほどけるように解決していくような気もいたします。観光は字のごとく、光を観るって書きますね。その光というのが先ほどの市長の答弁によりますと、何かあまりないような感じで、今からいろいろブランド、前提的にあるんですが、確立したものがないので、ブランドを確立をしようという市長の強い思いで今一生懸命進め



られてますが、この観光一つ取っても、もうブランドですよ。光、光は宝、光を観る、見つけるということは、宝ということで、宝を探す。その宝というのでもないのではなくて、私たちに、あるのに、訴えてるのに、私たち自身、市民というか、自分たちが気付かないという面があるのではないかと思いますので、宝は現にたくさんあると思います。市長もそういう考え方ではなからうかと思いますが、その宝はあるのだが、点で点在していて線にならない。それを面にして、面をとというのはもう全国の見識者がおっしゃることではありますが、本当にそのように思います。小さな所で、花火がいろんな所で上がって、その大きな本市全体の花火というのがなかなか一つにならないということがこの観光にも言えるのではないかと思います。

そこで、観光の中の凝縮しまして歴史ということでお伺いしたいと思いますが、この市長の公約の中の四つの視点の中に、所信表明をいただきましたが、その中に、まあ小さいことを言うようですが、歴史というのが一つ、1個、1回出てきたんですね。合併する前は志布志町は、歴史と文化というのを大変大事にしてきたまちだと思うし、またそういう重要文化財も国・県指定など、県で2番目なんですね。よく市長が日本一とか県で1番とか、そういうのをすごく重要視される割には、このことをあまり聞いたことがないのですが、その歴史のまちづくりということで、こういうのが、私、本棚を整理していましたら出てきたんですね。これは志布志町のもですが、志布志町歴史の街づくり基本構想ダイジェスト版、平成6年です。志布志町はこの歴史のまちづくりをもうずっとやってきているわけですね。これを見ました時に、ここにヒストリーパーク夢プラン21ということで、これを作成した人たちの名前が後ろにですね、あら、あの課長、その頃は、係長とか課長補佐とか書いてあるんですが、その時係長だった方がもう今は、今度は議員になっていらっしゃる方もいらっしゃるし、そういう方がプロジェクト委員会に名を連らねていらっしゃる。本当にこれを見た時に、何かぼろっと宝が落ちてきたような気になりました。

そこで、こういういろんな構想がありまして、いろいろ一生懸命志布志町ではやってきた経緯がありますが、志布志町と境港市とそのままそっくり比べたらとんでもないことになるのですが、境港市は元来港町で、文化不毛のまち、志布志とは全然違いますね。志布志は歴史と文化のまちと言われてますが、と言われ、課題の一つであったということでもあります。そして、この本市は、歴史と文化のまちづくりという点で一点突破できるのではないかと考えます。本市にある歴史的価値のあるもの、有形無形を問わず文化的なもの、近代化遺産など、整理されているとは思いますが、全てが市民の目に触れる形になっているとは言い難いと思います。研修中、例えば志布志町の旧東郷医院の洋館を貸してもらい、使用し、文化財などを展示し、また市民からの協力をもらって民家に眠っている歴史的価値のあるもの等を収集し、市民に鑑賞する場を提供し本市の文化度を高めるとともに観光のスタートをしたらどうだろうか、自主財源の乏しい中、多額な金がかからないので、まずこのことから始めたらどうだろうかというような夕食時にこういう話が出ました。総務委員会は大変まじめな委員会だなと、皆さん、委員、お昼の研修が終わって夕方の夕食時にもこういう話、歴史とこういうまちづくりについて観光活性化の話をしたのであります。

そこで、今の思いがこの構想にも出てるんですね、もうしっかり。構想ですので、出来上がっ

ているんですね、そういうようなことが。ですので、こういうような志布志町の歴史のまちづくりというところで、志布志町の東部の方を3地区に分けて、観光活性化やらまちづくりをやっていこうという構想が練られています。

そこで、観光活性化ということで、観光活性化となりますともう産業振興、いろいろ入ると思いますので、まずお聞きしますが、去年ですね、21年度に商工会から志布志市中心市街地の将来展望に関する提言書というのが出ましたですね。そこに提言がまとめてありましたが、ここに書いてあるのが、一つは行政・商工会に対する要望、意見など、二つは市全体の観光・歴史・文化等への取り組みについて、3番目に中心商店街活性化取り組みの是非についての意見が多数寄せられたということで、そしてその中で一番多かったのは、本所の場所の意見でしたというのがここにまとめられてありますね。住環境整備、商店街活性化など、今後アンケートの結果を基に積極的に協議会を持ちながら取り組んでまいりますという商工会の報告がありますが、この観光活性化のまちづくりというと、境港市もそうでありましたが、道路の整備から始まっていますね。そういうことを捉えまして、やはりそれはすごく重要な視点ではなかろうかと思いますが、この志布志町の中心の商店街ですね、あそこを水木ロードではありませんが、商店街としまして、その道路の区画整備、そういうこともずっとうたわれてきていますが、そのまんまになっています。そういうことも含めまして、総合的に市長はそういう観光活性化を踏まえまして、大きな市の構想として東部地域をどのように活性化して、そしてそれを観光活性化に導いていこうかとされているか、もう一遍、最重要に思っていることというのをお聞かせ願いたいと思います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

観光振興計画、まあ基本構想になるのかも分かりませんが、基本構想やら計画を定めていくということにするところがございます。その中で、今お話になられました内容につきましても、十分検討がされることになろうかというふう思います。歴史の街づくり構想に基づくプランにつきましては、すばらしいプランであるというふうには認識しているところがございますが、現在時間も経過しており、そしてまたその計画自体を達成するとなるとかなりの経費を要するというところがございますので、そのことについても併せて検討していくべき内容かというふうには思うところがございます。

その中で、志布志市街地の東部地域のみならず、総体的に志布志市全体で取り組むべき観光構想、観光計画というもののなか位置付けながら考えてまいりたいというふうには考えます。

**7番（鶴迫京子君）** 過疎地域自立促進計画の中にも歴史のまちづくりとかいろいろ予算を年次的に計画されていますので、その計画が順調に進むためには、やはり人的配置ということになろうかと思います。絵に描いた餅に終わるか終わらないかは、やはりそれを、先ほども言いましたが、市の職員の方々がどんだけそのことに対して熱意を持ってやるか。そのためにはやはり人数も必要となってくると思います。それには、今度はお金をかけなければいけません。投資をしなければ、その目的とするところに行き着くことはできないと思いますので、まず観光活用計画、この過疎地域計画策定に当たっても、しっかりとした現実に即した計画を立てられるようお願い

いしまして、やっていただきたいなと思います。

それで、まあ今回いろいろ質問したわけですが、「あれもこれも欲しがらな」というのが私のトイレの日めくりカレンダーにあるのですが、やはりあれもこれもすぐ欲しがってしまいますが、やはり一番大事なことは、行政、私議員もですが、個人的にも、所得向上、本人、自分、そして市民の所得向上、そのためにはやはり産業振興の活性化と、そういうことになってくると思います。そのためには、やはり市のトップである市長がリーダーシップをとって頑張っていたか前には進まないと思いますので、全ての、もろもろのいろんなことがある中で、市長は一人ですので大変ではなかろうかと思いますが、市長の意気込み次第で先進事例で成功した事例、100万人突破というのもリーダーシップだったのではなかろうかと思いますが、ぜひ最後に市長の決意のほどをお聞かせください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身、2期目の市長に選任していただきまして、そして5年目となるところでございます。その中で、本当にいろんな課題があるんだなというふうには思うところでございます。先ほどの議員の中にもありましたように、TPPという新しい大きな課題も出てきていると。それを本当にクリアしなければならない、そういうふうにしなればこの地域はますます危機的な状況が深まっていくというふうには思うところでございますが、志布志は本当にすばらしい地域だというふうに私自身は思うところでございます。それは、先ほども申しましたように、ここにはすばらしい市民力があるんです、市民力が。みんなが一緒になって行政を盛り立てる、まあ行政を盛り立てていなくてもいいんですが、一緒になってまちづくりを考えていこうという人たちがたくさんいらっしゃると。私はそのことが本当に大きな支えだというふうに思います。そのような意味で、私自身はそのような方々に一生懸命一緒にまちづくりをしていきたいと思いますという声をお掛けしまして、そして、その中からさまざまな意見をいただきながらまちづくりをしていこうというふうに考えるところでございます。

私自身としましては、2期目の市長選に当たりましてさまざまなマニフェストを提示して、今回当選をさせていただいたところでございます。徐々にそのマニフェストに基づく政策が盛り込まれて、実施されようとしてきております。その中で、特に町の活性化につきましては、ブランド推進というような形で掲げたところでございます。このことがなされとなれば、本当に境港市をしのぐようなまちに私自身はなっていくというふうに信じております。そのためにいろんな大きなハードルがあるというふうに思いますが、そのことを先ほども申しました一緒になって取り組んでいただける市民力をもって私自身は成し遂げてまいりたいというふうに考えるところでございます。

**7番（鶴迫京子君）** はい、最後に市長の強い表明がありましたので、「来てよかった、また行ってみたい、住んでみたい」と言ってもらえるような取り組みを、市民力を生かして「人と物がゆきかい豊かで生活重視のまちづくり」を目指して入り込み客100万人の突破ということを達成されるように粉骨砕身努力されることを願いながら、質問を終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。  
ここで、2時30分まで休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

**2番（下平晴行君）** それでは、通告書に基づいて質問をいたします。

まずはじめに、事務事業の執行の在り方についてであります。

今回の組織機構見直し計画についてであります。集中改革プランや定員適正化計画などで組織機構見直し、いわゆる組織再編をしていくためには、総合支所方式から本庁方式に移行しなければいけないことは理解できますが、場所は別として、今回の組織機構見直しのよう課を統合して市民の期待に応え得る行政を実施するためには、柔軟性のある組織を築いていかなければなりません。

特に、役付き職員増加による弊害を解決することや縦割り行政を解消するためにも、グループ制を導入する以外に解決できないと思います。先ほどの同僚議員の答弁に、課長補佐を中心に5部門によって組織再編を行ったと。グループ制の議論はなかったのか、グループ制の計画があったが導入しない理由は何かお伺いします。

**市長（本田修一君）** 下平議員の御質問にお答えいたします。

組織再編計画で、役付き職員増加による弊害や、課・係間の縦割りによる業務執行上の弊害を解決するため、課・係の統廃合やフラットな組織としてグループ制の導入を推進することが示してあったところでございます。

グループ制の導入によるメリットとして、事務事業の実施に合わせて職員の流動化が図れる。係間の壁が取り払え、複数の職員での共同体制が取れる。課長補佐職を実務担当者に組み込むことで、意思決定階層のフラット化が図れるなどのメリットがあります。

また、デメリットとして、業務の目標管理、進行管理が不徹底であると業務の空白が起こる可能性がある。また、グループ制の導入効果を意識していない課では効果が出ない恐れがあるなど、効率的な行政サービスの提供の阻害となる要因を持っております。

今回の見直し計画を検討する中で、組織見直し検討チームでグループ制の導入についても議論いたしました。現状の組織体制が課・係で事務処理の単位を階層的に定め、各々の所掌事務を明確に規定しており、長所としては、指揮命令系統がはっきりしており、責任・権限が明確であり職務の一貫性が保ちやすいなどの理由が挙げられ、今回、グループ制の導入については見送ったところであります。

近隣でもグループ制を導入した自治体がありますが、職員意識の相違から一部見直しが必要な

事例も見受けられますので、先進自治体と本市の現状を比較しながら、平成24年度から一部の課について試行的に導入できるように調査研究してまいります。

**2番（下平晴行君）** 今市長の方で、グループ制のメリットとデメリットということで答弁がありました。

私も実はこのグループ制をしている市を調査をしてきたところであります。その担当者が言うにはですね、以前、こういう志布志市の体系、いわゆる縦型、縦割り型という対応からグループ制にしたと。市長がその中で三つほどメリットをおっしゃいました。この事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と繁閑が調整されると。この繁閑、それから職員の流動化が図れる、ここがですね、例えば、先ほども市長から、いわゆる5年先は50人削減、10年先には100人職員を削減していかなきゃいけないというような話がありました。

このグループ制にしますと、今まで二人と三人の二つの係があったものを一つのグループにして事務配分の調整を行い、そのことによって4人体制でできるようになると。また、係間での事務量の格差も少なくなると。

それから、2番目に、係間の壁が取り払われる、そして複数の職員での協業体制が取れるということであります。これは、集団型の組織になるため従来あった係間の壁が取り払われて、そういう協業が進んでグループ内での職務間の補完が生まれると。そして、一人で頭を悩ませながら考えていたことが、複数の職員で企画・協議をすることによってアイデアも出てくると。実は職員から実際に聞いた話ですが、現在でも、縦型の、縦割り型の業務でありますと、自分の仕事として仕事をしているわけですね。手伝いましょうかと、手伝おうかと言っても、いや私の仕事ですからいいですと、そして自分で責任を取って夜遅くまで仕事をしている、残業を取っているか取っていないかは別として。旧志布志町でもそういう事例があったわけです。責任があるために一人で悩んで、そしてうつになったというケースもあります。

そして、3番目に、意思決定の迅速が図られます。これは、課長補佐職を実務担当者に組み込むこととなりますので、係長・課長補佐・課長という意思決定が今度はグループリーダーと課長という2階層になるわけです。いわゆる意思階層のフラット化及び意思決定時間の短縮が図られると、こういうメリットがあるわけです。

それから、グループ制は課長のリーダーシップの発揮が強く求められるシステムであるということでもあります。これは、グループの内容、職員数、これを構成する課はいわゆる課長に委ねられている権限と、いわゆる課長のリーダーシップが強く求められる、発揮が強く求められるということになるわけでありまして。課長は、事務事業の問題点の把握や解決について自ら考え、事務事業執行体制の組織づくりに積極的に努めなければならなくなると。言い換えれば、課長がリーダーシップを発揮することによって組織全体の活力が高まる。それだけではなくて、視野の広い行政が推進されるということになります。

それから、行政評価制度、いわゆる事務事業の見直しをされたわけでありまして、実際そのことがどれだけ効果があったのかというと、私、決算でもあまり効果はなかったのじゃないかなと

いう気がしております。このグループ編成では、事務事業の必要性を検討してスクラップの洗い出し等もすると。そういうグループの中で真剣に、必要な事業、必要でない事業、そういうものも取り組みをすることができるということでもあります。

24年度からということではありますが、私はこの今の取り組みの在り方というのが、どうも逆じゃないのかなという気がしてなりません。この組織再編という形をつくって、そして人員を配置するというようなことであるわけですね。私、それじゃなくて、事務分掌を確立して、そしてその具体的な事務事業、その中で必要な人員配置ということではなければ、先ほど同僚議員も質問しておりましたとおり、いわゆる事務量の把握がまだできていない、これから自己申告を取って人員配置をします。これは本当に、そういう態勢で見直しができるのかなというふうに大変私は疑問に思っているところであります。

そういうことで今回も質問したわけではありますが、24年度から市長はモデルとして取り組むというようにありますけども、もう1回、後で縦割り行政ということも関連がありますのでちょっと申し上げますが、今の体制では係制が係ごとに、いわゆる事務分掌に基づいて、市長辞令を受けた係長が係に指揮監督をして仕事を進めていくという、縦型ですね。これでは私は縦割り行政の弊害というのは解消されないというふうに思うわけです。それに比較して、グループ制は、課全体の事務分掌。今は係での事務分掌であるわけです。これを個別の事務事業に整理分類するとともに、職員を配置したグループを編成することによって、横型の仕事、いわゆる横型の体制になるというようにあります。先ほど市長もメリット・デメリットの中で説明がありましたとおりであります。私はこのことが本当に、この見直し計画の素案でありますように、本当にこのことが解消できるのかなと。

それから、引き続き住民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置に努めると。努めると、これからですね。私は、この努めるというのを書いてある、今から本当にこの整理をしていくのかなという、ここが疑問にあったんですよ。先ほど言いましたように、本来であれば事務分掌があって、そして具体的な事務事業があって、そこに人を投入すると、これが本来の流れではないのかなという気がするわけでもあります。

また、この行政評価制度、事務事業見直しの推進による組織の再編・スリム化と。これは単純に言いますと、本庁では、いわゆるブランド推進課と都市計画課を増やして関係する係を持ってきて再編、志布志支所と松山支所については、課を統合したことでスリム化したと、こういうことなのかなと。そのことで住民サービスを安定的に供給すると、そのための適正な人員を配置するということでもあります。

市長、この縦割り行政についてはもう答弁はいいんですが、もう一遍ですね、この住民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置、これに努めるとあるが、これまでの人員配置の違いというのは全然見えてこないんですが、お願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

グループ制の導入につきましては、当初から行財政改革の中で、当然人員が削減されていくと

いう中で、その導入というのは考えられていた内容でございます。しかしながら、現実的にこのような形がとれなかったということについては、私自身少し反省するところがあるところでございます。

実際、さまざまな事業を取り込もうとするとき、新たな事業を取り入れようとするときに、その業務を担う人材というものがどこにあるのかということがいつも討議されて、自分の所ではない自分の所ではないというような形の押し付け合いがあるというような状況もあったところでございます。その際どのような形で対応すればいいかということを考えたときに、グループ制というような形の組織体制が図られていれば新たな事業についても柔軟に対応できるのではないかなというふうには考えていたところでございます。

しかしながら、私どもは毎年毎年人員が削減される中で、削減された分について、そのものを担うものはどこになるのかという観点から組織が再編されてきたというようなことで、今回についても、そのような観点から組織の見直しがされてきたというふうにと考えるとございませう。

そのようなことで、グループ制の導入については図られなかったということについて、今後積極的にそのことについては研究しながら、できる限り早い形で対応をしまいたいというふうには考えるところでございます。そして、そのことが住民サービスを安定的に供給するための組織体制になるというふうには私自身は思っているところでございますので、このことにつきまして各課、各係等のヒアリングを更に努めて、意識の統一化を図りながら進めてまいりたいと考えます。

**2番(下平晴行君)** はい、大体分かりました。

これから、いわゆる事務量の把握をして、自己申告を取って対応をするという、このことをちょっとお聞きしますけども、もうあと3か月ですよね。その流れをです、どういうふうにやられるのかです、そこをちょっとお願いします。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

事務量の把握につきましては、先ほど別の議員でもお話しましたように、その所属する課長ないしは補佐の方で、その職員の担っている業務が適当か、あるいは過度なのか、あるいは不足しているのかということについては把握ができていというふうにと考えるとございませう。

そして、その上に自己申告をしていただきまして、その本人が実際どういったふうに感じているのかというものも併せて聴取しながら、新たな組織の中に対応をしていきたいというふうにと考えるとございませう。

**2番(下平晴行君)** 自己申告、私も何回かこのことについては一般質問しております。ただ、自己申告が100%ではないと、あるいはそのことが100%また取り組みができるかという、そうでもないわけです。半分、あるいは3分の1でもできたらいいのかなというふうにと思うわけですが、これを逆に市長のとり方もできるわけです。例えば、その仕事から、あるいはそういう業務から自分に向いていないと、だからほかの仕事をと。これが本当に、真剣にそういうことであればです、これは問題ないというふうにと思うわけですが、そのところまで踏み込んだ中身

の調査ができるのかどうか、ちょっとまだ恐らく分からないというふうに思うわけではありますが、そういうグループ制の取り組みを今後していくということでもありますので、次にいきたいと思います。

2番目の、市民の要請、要望の対応についてであります。

市民からいろんな要請、要望があるわけではありますが、課や係によって事務事業が現場であったり、文書であったり、いろいろ市民に対する対応が違ふと思いますが、その対応があまりにも遅いこと、また横柄な言葉や態度、あいさつをしないなどについて、何とかならないのかと、そういう相談がありましたから、今回このような質問をするところでもあります。

すぐ対応する課ももちろんあります。ほとんどの職員の皆さんは頑張っておられるわけですが、しかし一部の職員がそうであれば全体がそのように見られるわけでもあります。

私に相談があった一例であります。お願いしたことが2週間たっても、3週間たっても何の連絡もない。その方が待ち切れずに直接電話でやかましく言ったら、その日のうちに対応したと。このような対応では、市民も怒るって、怒るのは当然であります。

あいさつの問題も含めて、市長、このような対応をどのように思われますか。お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本当にそのような職員がいるということにつきましては、残念に思うところでありますし、また御迷惑をお掛けしました市民の皆様方におわび申し上げたいと思います。

私自身、本当に市長になって以来いつもいつも、この市民の方々に対応する応対については、親切、丁寧、そして迅速かつ的確に果たすようにということを常々話をしているところでございます。当然そういうことを心掛けておれば、連絡が遅れるとか、あるいは横柄な態度をとるとかいうことは決してないかというふうには思っているところでございます。

しかしながら、今お話がありますように、そのようなことで、非常に不興になられた市民の方がおられたということについては、本当に残念に思うところでございます。

いつも各課においては、朝のあいさつ運動にも取り組んでいただいております。そのようなことで随分と合併当初からすると、対応等についてはよくなってきたのではないかなというふうには感じているところでございますが、今後はそのようなことがないように、更に職員に対しまして指導をしてまいりたいと考えます。

**2番（下平晴行君）** どうしても回答が、あるいは通知が遅れる場合は、このような理由で、あるいは法的に関係があればそういう法ではこういうことであると、このような内容で何日ぐらい遅れますと一報ぐらい入れるとですね、市民の待っている方も理解すると思います。

私は、課によって対応の違いがあるとすれば、これはその課長の考え方、指導によって違うというふうに思います。

先ほど市長がそういう指導はちゃんとしているんだとおっしゃいますけども、強いて言えば市長の考え方が課長の考え方に、そして担当職員へと、本来であればこういう形で流れる、流れなきやいけないわけですね。あなたが今そういうふうな指導をしているとおっしゃいましたので、



それはいいんですが、一つはですね、市役所の役割はこうなんだというような指導がどのようにされているのかですね、そこをお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは、市役所の職員としまして、私自身は特に市長といたしまして、市民の目線に立った市民のために役立つ市長ということに努めているところでございます。そしてまた、さまざまな御意見等があればすぐ承りまして、それについては対応するという心を心掛けているところでございます。

このようなことで、私自身が信条としていることを職員に対しても、このような形で取り組みをいただきたいというふうに基本的にはお願いするところでございますが、特に対応については、先ほども言いましたように、親切、丁寧、そして迅速、的確ということをお願いしているところでございます。このような心積もりでされとなれば、また次の本当に親切な形で出るとなれば、笑顔というものも出てくるかと思えます。そのような形で対応ができるとなれば、仕事については、もう皆さん方の仕事は80%は成功なんですよということのお話をしているところでございます。仮にそのことで待遇が悪くて、その時点で不興を得るような形になってしまうとなれば、仕事が倍も3倍も膨らんでくるんですよということの話をいつもしているところでございます。

そのようなことで、今ありましたようなケースについても、十分そのことに対応した職員につきましては反省をして、今後はそのことがないような形で努めるというふうに思いますので、私自身も更にそのような具体的ケースの話を職員全体にして、このようなことが今後ないようにということの指導を重ねたいと思います。

**2番（下平晴行君）** やはり市民の皆さんが、今市長がおっしゃいましたように、職員の皆さんがここまで一生懸命対応してくれる、一生懸命頑張ってくれていると、こういうふうに思うようになりますよね、自分たちができること自分たちでやると、そういうふうになったときに私は初めて市の活性化が始まる、いわゆる自治が始まるというふうに思うわけであります。

昨日の同僚議員のポイ捨ての問題について、市長は自らポイ捨てごみに取り組んでおられると、朝晩拾っていると、このことを職員にもお願いしたいと言われました。職員の通勤時や勤務時など、気にかけていたらできること、すること、いっぱいあると思います。

そのようなことで、職員が動きだしたら本当にまちも変わるし、市民も変わってくると思います。そこはどうか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

昨日の一般質問でのやり取りについて、改めてまたそうなんだというふうに自覚をしたところでございますが、私自身はとにかく市民の方々にまちをきれいにしようよということの話を直接的にしているところでございます。そのような私が、汚い状況を見逃して通り過ぎるとするならば、これは私がただ通り一遍で言っているというようなふうに見られるということでございますし、また私自身もそのような光景を見たら本当に嫌な思いをしているところでございますので、すぐさま対応をしているところでございます。

そのようなことから、私どもは市役所の職員としまして、市のさまざまな行政全般について市民に対して協力を呼び掛け、そして一緒になってまちづくりをしていただくという立場でございますので、そのことでもって、まず率先して範を垂れていくことが必要というようなふうには考えているところでございますので、昨日申しましたような件につきましては、早速課長会等で通達しながら取り組みを始めたいというふうに思います。

そしてまた、今回改めて、情報通信基盤整備事業、あるいは国勢調査が始まるということで、集落担当員制を職員の中に敷いたところでございます。このことにつきましては、本当に慣れない職員がいて大変だなというふうには思うところでございますが、このことがきっちりとなされるとなれば、それぞれの職員がそれぞれの集落において愛される職員になるんじゃないかなというふうに感じるところでございます。ぜひそういった立場までそれぞれの職員がなれるようになれば、今おっしゃったようにこのまち全体は本当に、行政と住民が一体となった光輝くまちが実現できるというふうにその面からも信じているところでございます。

**2番（下平晴行君）** 職員だけじゃなくて、私どもも同じようにやはり取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思います。

次に、雇用促進対策についてお伺いしたいと思います。

市の厳しい経済及び雇用情勢の中、市の活性化、市民の雇用の拡大を図るために、多業種を対象に新規雇用など、雇用促進を図る考えはないかお伺いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

市では、平成21年度から23年度までの3か年ではありますが、県のふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業特例基金事業を活用しまして、観光、建設、農業、管理事務など、平成21年度において10事業、雇用者数38人、平成22年度においては13事業、雇用者数76人の事業を実施しており、平成23年度も引き続き基金事業を活用した事業を計画しております。

また、ハローワークの大隅公共職業安定所の情報によりますと、新規求職者は増加している一方、新規求人減少しており、10月末までの有効求人倍率、鹿児島県におきましては0.45%、管内におきましては0.57%と低水準で推移するなど厳しい状況にあります。

市としましては、今後更にふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業特例基金事業に積極的に取り組んでいくとともに、企業誘致活動の推進、地場産業の振興、新規創業・経営革新の支援、農林水産業における新規就業者の確保・育成、観光産業の振興、医療・福祉・介護分野における新たな雇用開発を推進していくことが必要であり、国・県など関係機関と連携を図り、地域における継続的な雇用機会の創出を図っていきたいと考えております。

**2番（下平晴行君）** 私、霧島市と伊佐市ですか、ちょっと行って調べてみました。

霧島市が今年度から、市内に事業所を新設、増設する、または移転し、市民5人以上を新規雇用する農商工業者などに対し補助金を交付する、新規雇用促進補助事業を単独で実施しております。地元雇用では1人20万円交付し、限度額を1事業所500万円。これに該当しない事業所は、風俗営業、複合サービス事業、政治・経済・文化団体などで、ほとんどの業種に幅広く雇用対策事

業を進めております。4月からの新規雇用者が11月4日現在で104名、予定が3事業で35人、合わせますと139人の雇用をすることになります。職種は、福祉・介護関係、飲食店、農業、小売業、製造業、こういう関係であります。

先ほど市長の方でも、これからいろんな事業を取り組んでいくということですが、私はもっと単独でこのような多業種に新規雇用が図れるような取り組みはできないか伺いたいと思います。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

雇用対策につきましては、リーマンショック以降の世界的な経済危機の影響を受けまして、本議会におきまして、平成20年12月25日に「緊急経済・雇用対策を求める決議」をされております。

これを受けまして、市においては志布志市緊急経済雇用対策会議を設置しまして、相談窓口を設置しまして、市単独事業として、市道の環境整備事業や施設管理作業等の嘱託パート職員を広く雇用する平成21年度の緊急経済対策事業を実施したところ、この事業が事業としての採択を受けたところでございます。

現在、平成21年度から実施しております県の雇用創出基金事業を活用しまして、施設の維持事業、就業支援事業、高所伐採交通安全対策事業、口てい疫対策の消毒事業などを実施しており、この補助事業が平成23年度までとなっていますので、次年度におきましてこの事業を活用し、雇用を創出してまいりたいというふうに考えております。

市単独での雇用促進対策につきましては、企業立地促進補助金の中で工場等を新設、増設した企業に対して、地元雇用者5人以上が創出される場合、一人当たり年額12万円の補助金を3年間交付する制度がございますので、こちらの方を活用していただければというふうに考えるところでございます。

**2番（下平晴行君）** 市長、こういう霧島市、もう一つ伊佐市をちょっと。伊佐市は、この前の9月議会で、10月から実施しておりますが、同じ多業種の補助対象拡大要件緩和を盛り込んだ企業誘致等に係る条例を制定しております。

ここは地元雇用で一人当たり今まで10万円を30万円に、パートにも5万円補助をしております。それから、設備投資額を1億円から2,700万円に緩和しております。従来は土地購入、建物建設も必要であったが、賃借も可能にして、用地取得補助30%。それから、空き工場取得時の解体費用も補助としております。このような取り組みをしてですね、新規雇用を図っているということでございます。

先ほど市長が企業立地促進ということで、年12万円、これを3年間というようなことでの取り組みをしているということでもありますけれども、私は一つは、新しいいわゆる工場、新設ですね、事業所の新設、あるいは増設を図るためには、やはりこれぐらいの投資と申しますか、これをやらないと、今市長は、一時的な雇用では、このまちの活性化は図れないというふうに思うわけです。もちろんプレミアム商品券、これもいわゆる商工業者の地域活性化に十分になっているとい

うふうに思うわけでありますが、先ほど言いましたようにこのことをもうちょっと幅広く、そして事業所も新設する、あるいは増設するようなそういう取り組みをですね、ただ単純に雇用というんじゃないで、そこら辺はもう1回考えられませんか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市は、別の議員でもありましたように、工業団地等もありまして、その団地に企業を立地させるべく誘致活動をしているところがございます。そのような中で、そのような立地の促進が図れるための補助については、各地で、今伊佐市の事例等もお話がありましたように、あるところがございます、それらの事例等は十分に参考にさせていただきながら現在の補助制度になっているということがございます。そのようなことで、もし他の地域にまだこの点が不足するということがあるとなれば、私どもは他の地域に負けない形の誘致をしなければならないということになるかと思いますので、その誘致を望まれる業種がいかなるものかということも併せて、今後他の地域の研究もさせていただければというふうに思います。

**2番（下平晴行君）** ぜひですね、他のこういう先進地事例、先進というのかどうか分かりませんが、私はもう先進地じゃないかなというふうに思うわけでありますが、十分研究されて、やはり市の活性化というのが基本でありますので、そういうことも含めて雇用を図ることによって市の活性化と、ここを十分認識して対応していただきたいというふうに思います。

次に入ります。

観光施設の管理についてということであります。

これは本当は課で対応できるというふうに思ったわけですが、機関車については、維持管理に国鉄のOBの方々が一生懸命されていると。ディーゼルカーについては、商工会、観光協会、それからまちづくり公社等々の方々が存続してくれというようなことで、市としては解体するというのであったわけですが、保存をしていくという流れの背景で一般質問をしております。

ディーゼルカーの維持管理は、実際言って市もしていない、改修したらそのまま、改装したらそのままというような状況ですよ。

この今の現状を見ますと、海岸の方がもうずうっと腐食しているんですよ。ひび割れて、通告にありますように、相当割れが進んでいると。その前にまず、そこを見られましたか、市長。

**市長（本田修一君）** 先日イルミネーションの点灯式がありまして、改めて鉄道記念公園にまいったところがございます。その行った時間帯的には早い時間で行ったので、まだ明るいうちに蒸気機関車、あるいはディーゼルカーの状態について確認をしたところがございます。

それ以前にも、蒸気機関車のSL保存会の方々に対しまして前国土交通大臣から感謝状が届いております、その感謝状の贈呈式にも立ち会いまして、お礼を申し上げながら、蒸気機関車の保存状態あるいはディーゼルカーの保存状態については、観察したところがございます。

状況を確認しましたところ、ひび割れが生じているということについて、そしてまた、そのひび割れにつきましては一部水が入って、損傷が激しいなというふうには感じたところがございます。

**2番（下平晴行君）** まあ全体像を見た、そんな感じですね。当初、やはり基礎部分を改修となると1,000万円かかるというところを、恐らく400万円ぐらいだったと思うんですが、改修した。これは市長、このままで置くのか。それとも、やはり観光施設として商工会等が言うのであれば、やはり、これは2番目のディーゼルカー、機関車の維持管理、今後の取り組みと併せて話をしますけれども、相当私は経費がまたかかるんじゃないかというふうに思うわけです。

市長がおっしゃいましたように、亀裂が入ってそこから水が入っているという状況ですと、より早く腐食が進むということになります。この取り組みを内部で今後どのようにするという、すぐ入るのか、それともそのまま置くのか、どういう議論があったのかお伺いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

このディーゼルカー「キハ52」というものは、昭和62年に国鉄が廃止され、その後、公園が開設された平成6年に展示されておりまして、SLと同じく鉄道ファンをはじめ多くの皆さんに親しまれている、そしてまた、この「キハ52」なるものが極めて貴重なディーゼルカーであるというふうに聞いているところでございます。

そのようなことから、鉄道記念公園という中に配置されております蒸気機関車並びにディーゼルカーでございますので、今後とも本市の観光資源として位置付けていきたいというふうには考えるところでございます。

ということで、応急的に現在のひび割れの箇所につきましては下地処理を行い、来年度におきまして塗装を含めた修繕の計画をしたいと思っております。

**2番（下平晴行君）** 分かりました。

ディーゼルカーについてはその対応をします。

もう一つは、先ほど言いましたように、市長、やはり商工会、観光協会、それからまちづくり公社とあと1社だったですね。そういうことで保存の願いがあったわけですので、やはり一緒になって取り組み、いわゆる維持管理の取り組みをしていくべきだというふうに思います。そこら辺もぜひ協議をしていただきたいというふうに思います。

それから、機関車の維持管理については、お陰さまで国鉄のOBの方々が維持管理をさせていただいて保存ができていう状況であります。話によりますと年々高齢化が進んで大変なようであります。60歳代が5人、70歳代が7人、80歳代が7人。この中で仕事ができる人が15人ぐらいだそうです。本当に心配されているのは、五、六、七年先は本当にできるのかなというようなことあります。

そして、機関車の方も年々傷みがひどくなって、腐食部分、これをやはり改装、自分たちで鉄板を切って改装をされているようであります。ところが年間19万円のいわゆる維持管理費であるということで、月に換算しますと2万円もないというようなことであるわけですが、この辺もですね、ぜひ検討していただいて、機関車の管理についてはそういうOBの方が一生懸命して下さるわけで、それが当たり前と思うんじゃないかとですね、そこ辺のやはり御苦労賃と申しますか、そういうのと併せて、その腐食部分の改修、そこ辺も考えてほしいというふうに思うんですが、

そこ辺はどうですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は率直に申し上げまして、このS L保存会の方々が蒸気機関車を管理、清掃していただけるということであるので、ディーゼルカーもそのような形でしていただければ有り難いものになあというふうに思うところでございますが、そのS L保存会の皆様方は、特別に誇りがあって愛着があるということで、蒸気機関車のみをされているというような状況であります。

ということで、できればこの方々にディーゼルカーの維持管理についても、清掃等についてもお願いできれば、その分だけでも上増しした形でというようなふうには考えるところでございます。そのようなことも含めて相談を申し上げたいと思います。

**2番（下平晴行君）** 市長がおっしゃいましたように、ぜひですね、お願いすればOBの方々もやはりディーゼルカーの方も併せて維持管理はしていただけるというふうに思いますので、ぜひその維持管理費も含めた対応をしていただきたいと思います。

終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

**議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から21日までは、委員会等のため休会とします。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時20分 散会

## 平成22年第4回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成22年12月22日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第66号 志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第5 議案第71号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第72号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第7 議案第74号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 議案第75号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第76号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 陳情第14号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書
- 日程第11 議案第78号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第12 議案第79号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第13 発議第11号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第12号 「国立大隅青少年自然の家」の国運営存続を求める意見書の提出について
- 日程第15 議員派遣の決定
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

### 出席議員氏名(24名)

1番 平野 栄作	2番 下平 晴行
3番 西江園 明	4番 丸山 一
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇一
9番 毛野 了	10番 立平 利男
11番 本田 孝志	12番 立山 静幸
13番 小野 広嗣	14番 長岡 耕二
15番 金子 光博	16番 林 勇作
17番 岩根 賢二	18番 東 宏二
19番 小園 義行	20番 上村 環
21番 鬼塚 弘文	22番 丸崎 幹男
23番 福重 彰史	24番 野村 公一

### 欠席議員氏名(0名)

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田 修一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝秀	総務課長 中崎 秀博
情報管理課長 徳満 裕幸	企画政策課長 溝口 敏久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏史	税務課長 外山 文弘
福祉課長 山下 修一	保健課長 木佐貫 一也
農政課長 上原 登	耕地林務水産課長 立山 広幸
畜産課長 中崎 章文	建設課長 中迫 哲郎
松山支所長 白坂 照雄	志布志支所長 小辻 一海
水道局長 井手 佐喜雄	会計管理者 楠川 昭博
農業委員会事務局長 堀苑 智之	教育総務課長 五代 豊一
学校教育課長 金久 三男	生涯学習課長 津曲 兼隆

### 議会事務局職員出席者

事務局長 今井 善文	次長兼議事係長 徳田 弘美
調査管理係長 坂元 正知	議事係 武田 賢一郎



午前10時00分 開議

**議長（上村 環君）** これから本日の会議を開きます。

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

### **日程第2 報告**

**議長（上村 環君）** 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から調査が終了した旨、報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

### **日程第3 議案第66号 志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長（上村 環君）** 日程第3、議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、12月7日に委員会を開催し、本議案における審査方法について協議した結果、市民への影響が大きい案件であるため、連合審査が適当であるとの結論に達し、文教厚生常任委員長並びに産業建設常任委員長へ連合審査の申し出を行い、結果として連合審査と決定したところです。

連合審査会を12月14日に開催し、総務課長及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑として、ブランド推進課の職員体制は、また、グループ制導入との関係はとただしたところ、5人程度と理解している。ブランド推進課のことで四つの作業部会の延べ18回の会議で、政策は除き、ブランド推進係と物産流通係に絞っていくべきという方向性を見た。

グループ制導入は、組織再編で係の統合がなかなかできない状況で、来年は厳しい。市長が24年度からモデル的に導入を図ると答弁しているので、各課と連携・協議しながらグループ制導入をしていきたいとの答弁でありました。

次に、なぜ都市政策課を新たに設置しなければならなかったのか、建設課で対応ができないのか、組織機構見直しで逆に課が増えているがとただしたところ、建設課の事務量のこともある。

都市計画区域の中に市内人口の約半分が集中し、志布志港と一帯となったまちづくりの必要性から、法的規制を伴う建築・住宅行政、市営住宅の維持管理を含め設置するものであるとの答弁でした。

また、住民サービスのため水道局も志布志に置かないといけないと言ってきたが、移転理由はとただしたところ、志布志地区が松山・有明地区の4倍程度、一番ピーク時の3月、4月は本庁から応援をもらっている状況である。事務量の調整を図るため、水道局からも要望しているとの答弁でした。

また、議案が出て以降、職員の反対意見が相当ある。検討会や課長会でも反対意見があったと思うが、市長の思いとかなりのギャップが出ている。そういう声はなかったかとただしたところ、窓口部門については、課が減少することで課長の職責が重くなるという意見は聞いている。市長と窓口の課長が最終的な協議をして、現状の職員数を減らさず、課長が減になることで了承を得て、今回の上程になったとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、この案件については、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、志布志支所の課をなくすことによる年間の財政効果はどれくらいかとただしたところ、統廃合で課長ポストが28から26になる。管理者職手当が二人分減と、来年度、定員適正化計画で4人減となる。この職員数の減と管理職手当の減額が考えられるとの答弁でした。

また、この計画が住民の要求に応えていくため、十分に議論されたベストな状態の提案だったのかとただしたところ、議案については1年がかりで内部検討を重ねて、今回提案した形になっている。最大の視点は、市民サービスに低下を来さないことである。

今後、グループ制の導入、次年度に向けての人員削減も視野に入れ、新しい組織再編、見直しをしなければと考えるが、現段階ではこの形が最良のものと提案するところであるとの答弁でした。

また、総合支所方式から支所方式に移行することになると、なし崩し的に支所機能が低下していくと思う。人口の多い町の支所はどうあるべきか、地域性を十分勘案した中での支所というものを考え、今の段階で拙速に支所方式に移行することがいいのか、十分議論すべきと思うがどうかとただしたところ、現段階で合併時からすると、50人職員が減っている。部長職を廃止し、課長制に移行し、課長職も削減していく中で、地域の人々の思いと心情を十分尊重しながら、そのことについては取り組みをしていきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、連合審査会を閉会しました。

翌12月15日、討論を行いました。

反対討論として、今回の議案は組織機構の再編計画に基づき提出されたと思うが、6月に否決され、それをクリアするだけの環境整備がなされないままのブランド推進課の提案である。

事務事業や事務量の把握がなされないまま、窓口利用の多い志布志支所の福祉課、市民課をな

くし、係に留め置く。この状況は、市民から元気を奪っていく政策である。行政が市民の側に立っての提案ではない。

ブランド推進課は5人程度必要だという市長答弁は、やってもらう仕事が係ごとにどれだけ必要だということが分かった上で、確信的に提言されなければならないが、それもなされてない。

また、グループ制の導入も24年度には視野に入れ、窓口一本化も考えていくといった政策が目前に迫っている。その整合性も全然取れないままの提案である。

別途、事務量を考えて水道局を志布志支所に移し、水道課にする。この提案はよく理解するが、その観点で福祉課、税務課等に対する視点を置いての提案ならば理解できたと思う。

今回、まだ煮詰まっていないブランド推進課を出してきて、志布志の福祉課、市民課を本庁に据え替えるこういった提案には、とても賛成できる状況にない。

以上の理由で反対であるとの討論がありました。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、賛成者なしで否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第66号に対する所管委員長の報告は、否決であります。したがって原案について採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（上村 環君）** 起立少数です。したがって、議案第66号は、否決されました。

#### **日程第4 議案第69号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について**

**議長（上村 環君）** 日程第4、議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過

と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

**総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まずはじめに、財務課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、平成23年度計画として、非常用放送設備の老朽化に伴う更新事業に704万6,000円、本庁舎空調設備更新事業に7,900万円、また、27年度に太陽光発電システム設置事業に1,900万円を計上している。

このシステムは、本庁舎にソーラーパネルを124枚設置し、年間発電量を2万3,687kW予想しており、CO<sub>2</sub>削減効果がCO<sub>2</sub>に換算して8,527kg、森林面積で4.2ha相当分になることが見込まれるとの説明がありました。

質疑として、太陽光発電システムを松山と志布志支所へ設置する計画はないのか。なぜ27年度か、前倒しはできないのか。また、県内の状況も参考にし、ブランド化とも絡ませ検討してもらいたいとただしたところ、支所への導入も考えている。財源等の問題によるが、3か年の実施計画で、財政状況によっては前倒しも可能である。

県内では霧島市が取り組むと把握している。ブランド化との絡みでの協議はなかったので、再度横の協議をしたいとの答弁でした。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、ブランド推進事業で全国へ地場商材を情報発信し、コミュニティバス運行事業で交通弱者の利便性向上を図る。

歴史の街づくり活用計画による志布志市街地東部地区の活性化を図る事業。

また、自治会統合推進事業補助事業や自治会活性化共生協働事業等、行政と自治体のパイプ役として各自治会に市職員を配置し、自治会活動の支援に当たる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、コミュニティバス運行事業が試験的に1路線、24年度計画されているが、23年度はどのような準備作業があるのか。また、ほかの2路線は27年度まで事業ができないのか、前倒しの可能性はとただしたところ、3ルート計画したが、路線方式で乗り手が少なく赤字が明らかである。24年度に向けて隣接地の検証が必要である。また、基本的には1路線だが、追加も可能であるので、県とも協議しながら検討していきたいとの答弁でした。

また、しおかぜ公園の利活用で、スポーツ誘致と生涯スポーツとの関係の場内での調整、協議はどうなっているのか。役所内での総合調整をしてほしいとただしたところ、しおかぜ公園は県

の施設の公園で、あくまでも多目的広場で、体育施設ではない。管理は教育委員会ではしているが、市の施設ではないので使用料は取れない。

緑地1の方にトイレや250台ほどの駐車場が整備されると、今後大きな大会等、多様な利活用が広がっていくので、教育委員会だけでなくいろいろな主催側や関係課とも連携し、協議しながら議論をしていきたいとの答弁でした。

次に、総務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、消防・防災体制の強化については、大隅地域消防広域化や南部消防署移転、また、非常備消防団の再編や消防車両、資器材等の計画など、問題があるが、計画的に、年次的に防災対策のための事業を推進していく。さらに、自主防災組織の結成の促進や防災行政無線の更新事業等、地域情報通信基盤整備推進交付金事業で整備される行政告知端末と連動した情報伝達に努める。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、自治会担当職員の中でパイプ役として一生懸命な職員と、全然関わらない者がいるが、職員の認識はどうなっているのか。また、名簿はどうするのかとただしたところ、行政と自治会のパイプ役として、全ての職員を自治会担当職員にお願いしている。特に今回は、情報基盤整備事業について活動してもらっている。地元以外の職員も多いが、職員ごとの取り組みに差がないよう協力をお願いしている。

また、名簿は自治会には配布していないが、自治会長に担当職員名をお知らせしているとの答弁でした。

次に、自主防災組織への取り組みは、行政自らが実効性のある組織の在り方を検討し、真剣に取り組んでほしいが、どのように考えているか。また、高齢化を考え、援護できる校区単位の結成が必要ではとただしたところ、組織率向上を目指し、基本的には自治会単位で結成している。組織はあるが、訓練が少ない状況である。本年度から校区単位でも結成できるよう、4校区にお願いしている。高齢化・過疎化への援護体制を考えると、校区単位の結成も必要であるとの答弁でした。

また、農村部での火災は初期消火が重要で、非常備消防団頼みである。統合の前に現消防団確保のための条件整備の構築が先に必要ではないか、組織統合の考え方はとただしたところ、非常備消防の一番の問題点として団員不足があるが、農村部は定数を確保している。

平日昼間火災時に団員の結集ができない分団があることから、再編計画を策定中である。60歳定年制の見直しを幹部会で検討している。資材・器材・車両などの更新や詰め所の整備を再編と併せて、年次的に図る。自主防災組織と地域の消防団と年1回ぐらいは訓練を実施し、連携して取り組んでもらうために在り方を検討していかないといけないとの答弁でした。

次に、防災訓練実施は難しいので、防災マップの図上訓練を実施してほしいとただしたところ、図上訓練を当初予算に計上したいとの答弁でした。

また、行政告知端末の状況はとただしたところ、自治会加入は12月14日現在で95%、未加入で

28%程度の加入率である。未加入については、2回目の通知書を10日付けで発送し、17日から5日間、職員でローラー作戦を予定しているとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、企業誘致関連事業や総合観光案内事業、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金事業、地元購買促進対策事業、農商工連携事業、イベント支援事業、観光振興計画策定など港湾商工振興や観光振興に関する事業計画であるとの説明でありました。

質疑として、観光振興計画策定に向けての体制は、広く意見を拾い上げることについてはどうやっていくのか。また、策定完了は24年3月辺りを考えてよいかとただしたところ、専門業者を交え、庁内の検討委員会や、市民の声が拾えるパブリックコメントを取り入れ作成していきたい。観光戦略会議やこれまでのいろいろな協議会での提言や意見等をまとめて、さらに市長の公約等を合わせ積み上げて、広く意見を聞き、24年3月までには作り上げていきたいとの答弁でした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、家屋全棟調査委託業務は、27年度全棟調査に向けた準備事業で、今松山地区を実施している。

地籍図根点再設置及び保護事業は、松山・有明地区を実施予定している。

航空写真画像作成業務、また新築家屋調査業務委託は、毎年400万円計上して事業を継続している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、地籍情報システムの運用として、庁内では横断的にどこまで利活用されているのか。また、図根点は明記されているのかとただしたところ、基本的に地籍情報を底のデータに、航空写真もデータとして載せている。それぞれの申請に応じ、道路図面など地籍図ではなく航空写真で担当課の画面で見られるよう、幅広く利活用されている。図根点は明記されている。容量が多い場合は、CDを渡しているとの答弁でした。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、情報格差解消に向けたインフラ整備として、地域情報通信基盤整備推進交付金事業に取り組み、光ファイバーケーブルを敷設し、ケーブルテレビサービスの実施や、ブロードバンドゼロ地域、テレビ難視聴地区及び携帯電話不感地帯解消のための整備事業を進める。

概略、以上のような説明がありました。

質疑として、ブロードバンド整備の各地区説明会での地域の温度差がある。志布志町では進んでいないが、現状はとただしたところ、ケーブルテレビとインターネットは事業者が有明地区から重点的に加入推進に回っており、12月から松山地区、あと志布志地区へということであるとの答弁でした。

また、市職員が熱心に回っている所もあり、差が生じる。難しい問題だが、どう考えるかとただしたところ、市民チャンネルの行政放送の件もあり、勧める例があった。職員間で温度差があ

ったとの答弁でした。

以上で各所管課への質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となっております議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、この計画は、基本方針、現況と問題点、その対策及び事業計画から構成されており、その対策について説明を受けました。

高齢者等の保健並びに福祉の向上及び増進については、高齢者福祉、保健予防対策、母子保健の推進、医療の確保及び医療の充実について説明を受け、このうち医療の充実については、市内の医療機関及び曾於郡医師会と連携し、また不足する診療科目対策のため、都城市及び鹿屋市と定住自立圏の協定を締結し、医療の確保に取り組んでいく。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、開業医の高齢化が進み、自然減となっていくが、医師の確保についてただしたところ、郡医師会、都城市、鹿屋市等と連絡を取り、医師の確保について要望しているとの答弁でありました。

曾於郡医師会の内科医・外科医の充実を図るべきではないかとただしたところ、協議しているが、今後も努力するとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、高齢者福祉については生きがいづくりの推進、児童福祉については保育サービス、児童虐待の防止等、障害福祉については、障害のある子どもと家庭への支援や在宅福祉サービスの充実等について説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中学生までの医療費負担の改正は考えていないかとただしたところ、制度を開始したばかりであり、今のところ現行どおりと考えているとの答弁でありました。

精神的障害者の状況についてただしたところ、精神保健福祉手帳の取得者はそれほど増えていないが、精神的な病気で通院している人は増加傾向にあるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、下水道施設等については、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による生活雑排水の水質汚染防止を図る。

廃棄物処理施設については、ごみの資源化への取り組み、また火葬場については、老朽化に対応した整備に努め、将来に向けた施設の検討も行う。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ごみ出し困難者の状況についてただしたところ、約30人であるとの答弁でありました。

火葬場の施設の老朽化が著しいが、建設計画についての議論はあるのかとただしたところ、必要性の話題はあるが、建設に向けての具体的な議論は今までのところないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、教育総務課、学校教育課及び給食センター分について報告いたします。

まず、教育総務課の説明によりますと、学校施設の耐震診断の結果に関して、43棟中20棟は強度が保たれている。残り23棟中4棟は工事が完了しているので、その残り19棟について対策を講じなければならない。

次に、学校教育課の説明によりますと、学校教育には、知育・徳育・体育の調和の取れた児童生徒を育成することが求められており、その実現に向けて学校と連携を深めながら取り組む計画である。その対策として、学力向上や児童生徒を地域ぐるみで育てることの目的や、不登校、いじめ等の未然防止等について説明がありました。

次に、給食センター分について、市内の特産品である牛肉、黒豚、はも等を学校給食の材料に提供する事業について説明がありました。

以上、教育総務課、学校教育課、給食センターの概略説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学校の耐震工事の今後の計画についてただしたところ、平成27年度で完了予定であるとの答弁でありました。

ふれあい教室は、現在の場所が適当なのかという議論がなされているのかとただしたところ、不登校の児童・生徒には学校の近くでない方がよく、運動ができる場所も必要であり、多角的な議論が必要であり、市内の施設に適地があるのか検討したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課及び図書館分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、老朽化が進んでいる施設については、緊急度や必要性に応じ年次的に整備を、家庭・地域教育については、体験活動や地域の行事を伝承しながら教育力の向上を図る。

青少年育成では、海外派遣研修や県外交流事業を継続して実施する。

また、歴史的遺産の保護面では、国・県・市指定の歴史的遺産や天然記念物を活用した計画的なまちづくりを進める。



概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在の山城発掘調査はあとどのくらいかかるのかとただしたところ、本丸地区は5年計画しており、あと5年くらいかかるとの答弁でありました。

次に、麓庭園の公有化についてただしたところ、天水、福山、平山の3庭園は老朽化が進み、公有化して整備すべきだが、具体的には進んでいない。補助事業は、前年度に計画してからの申請であるので、早急な整備は厳しいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となっています議案第69号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員全員の出席の下、執行部から関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査順に従い、建設課分について御報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、道路については、国・県が進める選択と重点投資、市の独自のローカルルールなど新たな視点から道路整備を進め、活性化を図っていくこととしている。

具体的には、国道については、国道220号の大崎・鹿屋方面から臨港地区への新たなバイパスの検討、市街地における歩道の拡幅、バリアフリー化を推進する。

県道については、現在進めている路線の整備完了を目指しながら、志布志福山線の整備促進、地域から強い要望のある柿ノ木志布志線、日南志布志線、志布志有明線、その他未整備路線区間についてもより実現性の高い1.5車線、局部改良などの手法を検討しながら早期効果に努める。

市道については、真に必要な道路を選択して集中投資し、また市独自のローカルルールに基づきコストの縮減を図り、短期間で効果が見られるような地域の実情に合った道路整備及び適正な維持管理に努めるとともに、生活関連道路、集落内道路の整備については、地域住民主導による共生・協働・自立のまちづくりを尊重して、引き続き支援整備をしていく。

都城志布志道路、東九州自動車道については、志布志港を中心としたネットワークを形成するための重要な路線であるため、早期完成に向けた取り組みを行っていくこととしている。

生活環境の整備については、市営住宅の木造住宅は老朽化の著しい狭小住宅が多く、建て替え等の整備が急務となっていることから、公営住宅ストック活用計画を基本に、地域の活力と定住促進のための整備を進めることとしている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、担当課として示されているうちのどれくらいの事業ができるという見通しを持っているのかとただしたところ、22年度分を今後の事業費の参考にして、道路事業等が6億2,000万円から3,000万円で推移していくとした場合、全体事業費50～51億円ぐらいのうち、35億円から36億円ぐらいのことは何とかできるのではないかと考えているとの答弁でありました。

住宅の整備について、若者の居住地点としての今後の見通しをただしたところ、志布志市地区は若浜住宅と松波住宅、有明地区は通山住宅と肆部合住宅ということで、1年に2団地程度ずつ建て替える計画である。松山地区は、旧町時代から住宅政策が非常に進んでおり、解体という状態の建物ではなく、維持保全と位置付けられた住宅がほとんどで、昨年度から維持保全に基づいた外壁改修、屋根の塗装・改修等を行っているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、基本的な発展の方向について、本市は農業が基幹産業であり、農家経営の安定を基本に活力ある農村社会の建設に向けて、恵まれた自然条件を十分に生かした産業基盤の下、消費活動を的確に捉え、地域の特性を生かした農業振興を図ることとしている。

現状と問題点の対策として、園芸については、台風に強い被覆施設や暖房機等の整備などにより、生産性の安定を図ること。露地野菜については、農地集積、高性能作業機の導入推進によりコスト低減を図り、経営効率を高めること。茶については、土地の集積を進めながら防霜施設等を整備し、安定した高品質茶の生産に努めることとしている。

また、農業後継者や新規就農者などの担い手確保・育成のため、農業公社の研究制度等を活用した新規参入者の受け入れに努め、さらに効率的な営農を目指した地域共同による取り組みを促進し、地域農業の担い手を確保していくこと等を述べている。

なお、事業費には、22事業、総額26億30万1,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、計画にある本物づくりを農政課としてどのように考えているのかとただしたところ、地域に根ざした付加価値の高い農産物、まず安心・安全、環境、循環、有機をキーワードに、これらを志布志市のブランドとして育てていきたいということが現在の市を挙げた取り組みである。環境にやさしい農産物を総称し、志布志市の本物ということで消費者にアピールできるものについて推進していきたいとの答弁でありました。

お茶については、現状として価格面、一方生産過剰という面もあるようだが、やはり新植を進めていく考えなのかとただしたところ、昨年非常に価格低迷を迎えた中で、右肩上がりの茶の生産というものは厳しい状況が来るのではないかと考えている。改植期間中の所得補償なりも現在国会で議論が始められているので、面積の更なる拡大よりも新植から改植へ次第にシフトしていかなければならない時期なのではと考えているとの答弁でありました。

志布志市として新しい作物の取り組みはないのかとただしたところ、国の指定産地であるピーマンに続く作物を模索しなければならないが、水を使った有利な作物について何か取り組みがで

きないかということで、現在、技連会、農協、畑かんセンター等で模索しているところである。今のところまだこれということに決めて進められていないので、近いうちにその推進作物を明確にし、農家、農協と一体となって取り組みをしていけたらと思っているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

次に、畜産課分について報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、現況と問題点の対策として、肉用牛については、優良種畜確保、パドック式牛舎等の設置助成による環境保全や省力化、多頭経営化・後継者育成の推進による経営基盤強化や、平成24年の全国和牛能力共進会への取り組み。酪農については、優良種畜確保や分べん監視カメラ、発情発見器導入による飼養管理の効率化・省力化への取り組み。養豚、ブロイラーについては、地域住民に受け入れられる農家の育成。防疫対策としては、迅速な情報把握と提供等の体制づくりや飼養衛生管理基準の遵守等、日常の防疫対策強化と疾病防止の徹底。さらに、日本一の和牛生産、日本一の和牛肥育産地を目指した本市のブランドづくりの取り組みについて述べている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、日本一の和牛生産、日本一の肥育牛生産地の裏付けになるような計画はどれかとただしたところ、日本一の和牛生産を目指すためには、優良種畜の導入が非常に大きな取り組みになることから、優良種畜保留導入事業による支援、24年度に向けた全共出品強化対策事業等が直接的には貢献すると思うが、関連するほかの事業についてもそれなりに有機的に効果が出てくると思う。

肥育についても、素（もと）畜の品質向上が図られていくと優秀な産子が出てくるので、連動して肥育にも貢献すると思う。また、飼育経営安定対策貸付金、あるいは、現在肥育農家の素（もと）畜導入に対する地域内一貫経営に支援をしているが、こういったものも肥育農家の技術向上、経営向上に貢献して、ひいては日本一の肥育牛生産地につながっていくと思うとの答弁でありました。

酪農家に整備した分べん監視カメラ等について、和牛への計画はないのかとただしたところ、酪農家の状況等を見極めながら対応していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

次に、耕地林務水産課分について御報告を申し上げます。

主な質疑として、特用林産生産対策事業の事業内容についてただしたところ、毎年5ha、6年で30ha増反する計画で、苗木導入に3分の1の補助をするものであるとの答弁でありました。

うなぎについての記述があまりないが、日本でも有数の生産地と言われており、ブランド化が一番近いのではないかと感じる。担当課としてうなぎ養殖についてどのような立場なのか。また、うなぎの完全養殖に成功した市内の施設と連携を取って、うなぎ養殖に生かす計画等はないのかとただしたところ、養鰻業者との関係については、施設整備等に関する補助事業等もなく、業者が独自で借り入れ等をして施設整備等もされており、河川に対する汚染の関係等で問題が生じた

際に協議をしていく程度のものしかない。世界で初めてうなぎの完全養殖に成功したことについては、まだ研究室でのことであり、即しらすうなぎの量産に持っていける状態ではないのが現実であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農業委員会分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、現況と問題点の対策として、農地については、農地の貸し付けや譲渡を希望する農家や、耕作放棄されている農地を的確に把握し、規模拡大を希望する農家への集積を図るため、農地の貸し借りを推進し、優良農地の確保と団地化を図っていくとしている。

事業については、耕作放棄地解消事業としてよみがえる農地復元対策事業を引き続き実施し、新規として、農地法の改正に対応するために、農家台帳システム導入事業を計画したところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、よみがえる農地復元対策事業とは、具体的にどのようなことをするのかとただしたところ、国による農振地域内の耕作放棄地解消の事業を補完するため、市単独で農振地域外の耕作放棄地の解消を21年度から実施している事業であるとの答弁でありました。

農家台帳システム導入事業についてただしたところ、農地法改正により仕事量が1.7倍ほどになったと言われている、定員適正化計画等により人員を増やせない状況なので、何とかこれを導入し、カバーしていこうと考えているとの答弁でありました。

以上、質疑と答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、水道局分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の計画では、上水道事業と全ての簡易水道事業の統合を行い、次々と更新時期を迎える老朽管の改修、そして予備水源としての井戸の確保を行い、安定した水道水の供給と維持管理の節減を目指すこととしている。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、水道水の品質はどういったレベルかとただしたところ、基準内には入っているが、亜硝酸値が少し高い井戸が2か所ほどあるが、全てほかの井戸と希釈しているので、基準値をまだ相当下回るために何ら問題はないとの答弁でありました。

局が課になること、志布志支所に移るということについて、計画に影響は特にないかとただしたところ、局が課になることについては、何ら問題はない。

志布志支所に移るということについては、2年ぐらい前からの懸案事項であり、水道の休止・開始の事務量だけでも、有明と松山を足して、志布志が4倍くらいある。毎年3月から4月は本庁の水道局が応援してしているという観点から、志布志に移って対応しなければ、志布志にいる職員が非常に難儀をしている現状なので、理解していただければとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、志布志

市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## **日程第5 議案第71号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について**

**議長（上村 環君）** 日程第5、議案第71号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第71号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、12月14日、委員全員出席の下、港湾商工課長並びに担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

付議案件説明資料などによる補足説明の後、質疑として、株式会社休暇村サービスから有限会社大黒への引き継ぎ問題をお客様サービスの観点からも含めてどう考えているかとただしたところ、休暇村は特にスポーツ合宿で目覚ましい実績を残している。それを引き継ぎ、大黒も国民宿舎ダグリとしての特徴を生かし運営していくとのことである。休暇村と綿密な引き継ぎ計画を立てながら、4月稼働がスムーズにいくように行政からも両方をお願いをしながらやっていこうと考えているとの答弁でした。

また、休暇村が引き継いだ時、風評被害や実質被害を受けて、身に染みて体験している。引き

継ぎ問題で危惧するようなことがあってはならない。経験を踏まえ、しっかりと大黒に引き継ぐよう指導してほしいが、どうかとただしたところ、休暇村は、納付金も協定どおり納め、今後指定管理者に誰がなろうとも、今持っているノウハウ、情報等、またダグリの特徴であるスポーツ合宿等を中心に、宿泊客の取り込み方等良いところはそのまま後に引き継がれると考えているとの答弁でした。

また、職員は引き続き雇用することが大前提となるのかとただしたところ、希望する者は全員引き続き雇用しながら運営改善していくと大黒がはっきり言われたので、間違いはないかと思うとの答弁でした。

また、選定委員会で納付金が6,500万円から4,500万円に下がった点に対する議論はなかったのかとただしたところ、特に質疑はなかったが、それ以上あまり下げないような形をお願いできればという意見があったとの答弁でした。

次に、納付金4,500万円を3年間ということだが、例えば、鳥インフルエンザや口てい疫等、また思わぬ災害で集客数が減ったときに対する行政側の対応を協定書にうたう余地はないのかとただしたところ、今年口てい疫が発生したが、休暇村との間でも納付金はそのまま納めてもらう。今後についても、3年間は協定書の中で4,500万円きっちりお願いをする形になる。3年後の募集時には、経済状況、経営状況等を勘案しながら検討することになると思うとの答弁でした。

また、修繕は100万円以上と思うが、年に何回など件数をうたっているのか、基本的な考え方は。また、維持管理していく補修も含めた長期的な改修計画は持っているのかとただしたところ、件数はうたっていない。基本的には、今ある現状の施設をそのまま使ってもらい、それが指定管理者の責任でない形で修繕が必要な場合、100万円以上、以下という金額にかかわらず、行政がする。

また、しっかりとした計画はできていないので、指定管理者と協議しながら計画的に整備や修繕をしていくというような作業中であるとの答弁でした。

また、大黒に来る客層とダグリの客層は違う。スポーツ合宿等スポーツ振興に取り組む姿勢が指定管理の4,500万円に反映していくと思うが、どう考えるかとただしたところ、サッカーフェスティバルについても、効率的なやり方はないか、宿泊など運営の在り方を教育委員会等と詰めながら、効果の上がるような取り組みを当初予算でと、準備を進めている。併せて、テニス、柔道等ほかのスポーツも、施設、宿泊を隣接市町村と連携、協議し、広域的な運用を考えている。具体的なものについては3月に相談したいとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、この案件については、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至り、市長、副市長出席の上、改めて質疑に入りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、休暇村が指定管理を引き受けた時、全員雇用の約束事が結果的には9人辞められた経緯がある。その時に、生活設計や人生設計が狂ったという声を受けた。設置者としての公的責任がある自治体、こういったことに対しての市長の自覚がどこにあるのか。今回受ける予定の大黒の経営理念に今の人たちが相いれない可能性がある。努力しても無理なことがあるが、行政がサジ

エストしてあげるべきだ。そこらの配慮は自治体の設置者として責任がある、どう考えるかとただしたところ、面接を何回か受けられて、相談に来られたというケースがあったと聞いている。初めてのケースだったので、慎重に対応してきたつもりである。また、休暇村にもその職員の要望等も聞きながら、採用は全面的な対応をお願いしたいと重ねて言いながらしてきたつもりである。

また、可決された場合、大黒の面接の際、職員確保については引き続きの雇用が前提条件となっているので、採用は前向きにされると思うが、職員で少し自分としては合わないという人も出てくるのではと考える。十分内容等を把握しながら対応したいとの答弁でした。

また、大黒の経営理念に従わない人に対して、厳しく当たる部分も出てくる可能性がある。ついていけなくて辞める、そういった情報は逐一握り、間に入ってあげるなどしっかりやってほしいが、どう考えるかとただしたところ、今回会長が、大黒は地元の企業で、地元の貴重な観光資源の財産だから参画すると述べられたので、地元の人材活用は十分考えられる。会長の指導で一生懸命な大黒式の従業員になっていくのではと考える。大量に辞めると経営的に厳しい状況になるので、避ける形で始められると思う。経営については、慎重に見守り、意見が寄せられれば率直に会長に伝え、従業員の職場確保に配慮したいとの答弁でした。

概略、以上のような答弁でした。

以上で質疑を終結し、翌12月15日、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第71号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第71号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## **日程第6 議案第72号 損害賠償の額を定め、和解することについて**

**議長（上村 環君）** 日程第6、議案第72号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第72号、損害賠償の額を定め、和解することについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からは、議案上程時と同様な説明を受け、早速質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公用車の免責額についてただしたところ、保険会社との契約で1万円以下は保険対象外になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## **日程第7 議案第74号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）**

**議長（上村 環君）** 日程第7、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過



と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

**総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まずはじめに、財務課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入は、款18、繰入金、目1、財政調整基金繰入金を4,851万9,000円増額し、目5、地域づくり推進基金繰入金を57万円減額している。

歳出では、款2、総務費、目3、財産管理費の570万円は、志布志支所庁舎非常用放送設備及び火災報知器設備受信機更新移設等事業で、組織再編に伴う庁舎水道局分室壁撤去も含む工事請負費である。

地方債の当該年度末現在高の見込み額は、238億5,352万1,000円となり、前年度末より1,976万6,000円の増額となる見込みであるとの説明がありました。

質疑として、課設置条例の一部を改正する条例の影響があるのは、庁舎水道局分室壁撤去の費用の60万円のみか。また、570万円全体が機構改革に重なっているのか、内容はとただしたところ、庁舎水道局分室壁撤去工事請負費は、60万円である。地域振興課が3階から2階に移ることで組織再編に絡むが、過疎計画では23年度に予定していたが、志布志支所の放送設備と火災報知器設備受信機が老朽化し、不具合が生じているので、今回前倒しして補正をお願いした。

併せて、組織再編計画に基づき旧施設をそのまま移設すれば、経費が二重になる可能性もある。施設の更新は組織再編とは関係なくお願いをしたい。更新に410万円、それに伴う移設工事費に100万円程度が入っているとの答弁でした。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳出はなく、款18、繰入金、目15、ふるさと志基金繰入金335万1,000円は、ふるさと納税を口てい疫対応に充てるため、款6、農林水産業費、目6、畜産業費の口蹄（てい）疫施設等整備事業の備品購入費に充当するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、総務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入は、款15、県支出金、項3、県委託金の総務費県委託金9万9,000円は、当初6万円計上していたが、本年度重点市に指定されたため増額するものである。

歳出では、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の節11、需用費、9万9,000円は、自衛官募集の立て看板費用、節12、役務費の250万円は、口てい疫関係の通知書発送や地域情報通信基盤整備推進事業に係る文書等通信運搬費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、自衛官募集の立て看板を立てる場所はどこか。また、効果があると思うかとただしたところ、古くなった志布志支所分を立て替える。「広報しぶし」を活用しPRしている、自衛官に興味を持ってもらうように、旧町ごとに目に付く正面入り口に設置しているとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入の款15、県支出金、項2、県補助金、目10、商工費県補助金1,638万4,000円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で、口蹄(てい)疫対策消毒作業事業の終結により、緊急雇用で要した補助金の確定のため、前回との差額分を増額補正するものである。

歳出の款7、商工費、目3、観光費は、県主体で実施の宝満寺公園整備事業が2,000万円かけて散策道の境界石やあずまや、ベンチ、椅子等を整備するが、対象外の照明灯や配電盤等電気工事部分を市単独で並行して実施するための430万円である。3月までには完成予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、款2、総務費、目1、税務総務費の30万円は、公用車6台分の燃料費である。

目2、賦課徴収費、節23、償還金利子及び割引料170万円は、税還付金で市民税関係を当初800万円見込んでいたが、既に700万円近く還付しており、あと170万円ほど不足する分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、年金から住民税が引かれているが、理解されていないのではとただしたところ、去年から65歳以上の人は年金から住民税を特別徴収として社保庁から直接天引きしている。期別ごとに案内してはいるが、なぜ特別徴収なのかも含めて誤解のないように案内を工夫したいとの答弁でした。

以上で各所管課への質疑を終結し、小野委員から、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第9号)に対する修正案が提出されました。

修正案の理由として、議案第74号の財産管理費の補正額、570万円の増額については、議案第66号、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてに伴う経費である。当委員会としては、この議案第66号を否決すべきと決定したので、歳出の款2、総務費、項1、総務管理費、目3、財産管理費の570万円を減額し、併せて、歳出の款14、予備費、項1、予備費、目1、予備費を570万円増額するものであるとの説明がありました。

修正案に対する質疑、討論に入りましたが、質疑、討論ともなく、採決を行い、起立採決の結果、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第9号)のうち、総務常任委員会に付託となった所管分につきましては、全会一致をもって、お手元にお配りしてあります修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決を行い、起立採決の結果、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第9号)のうち、総務常任委員会に付託と

なった所管分につきまして、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となっております議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

また、12月14日は、議案第74号に対する討論、採決を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費国庫補助金は、小規模福祉施設のスプリンクラー整備、民生費県補助金は、小規模多機能型創設に伴うものである。

歳出の主なものは、社会福祉総務費の賠償金は、先ほど報告いたしました議案第72号に係る損害賠償金6,000円である。

老人福祉費の負担金補助及び交付金は、歳入で説明いたしました二つの施設への補助金である。

また、予防費の扶助費は、本年度から実施している小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成であり、当初対象者の20%を見込んでいたが、接種率が高く、これを40%に見込んで増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小規模多機能型創設に伴う経費は開設に伴う準備経費だが、額の決定の根拠をただしたところ、国の算出基準に基づき、夜間病床数が9床であるので、一床当たり60万円を掛けて540万円であるとの答弁でありました。

小児用肺炎球菌ワクチンの接種率が4割になったことをどのように捉えているかとただしたところ、当初、対象者を860人、接種回数による延べ人数を1,770人で、このうち2割の354人を見込んでいたが、10月までに370人が接種しており、今後の推移を4割とした。また、大人への感染予防等を考えると全員の接種が望ましいが、接種事故も考えられるので、納得した上での接種をお願いしているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金及び県支出金のうち、社会福祉費負担金は、自立支援費の扶助費、児童福祉費負担金は保育所の扶助費に充当するものである。

また、県補助金の児童福祉費補助金の主なものは延長保育事業で、保育所運営費へ充当するものである。

歳出の主なものは、民生費の自立支援費は、大崎町の社会福祉法人が志布志町に通所施設を開設したことから、利用者が増加したことによる扶助費である。

保育所費は、延長保育促進事業の補助基準額の変更に伴う補助金の増額で、扶助費は入所児童の増加によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所運営事業の増額が大きいのが、各保育所の推移についてただしたところ、当初と比較して城南がプラス14人、双葉がマイナス6人、ひばりがマイナス5人、志布志がマイナス7人、安楽がプラス2人、たちばながプラス2人、おおぞらがプラス3人、有明がプラス5人、蓬原がプラス16人、伊崎田がプラス6人、通山がプラス16人、西光がマイナス1人、のがみがプラス10人、広域がプラス2人であり、総体的に2歳児以下が増えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金及び県支出金の保健衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業の増設等に伴うものである。

また、雑入で、昨年度分の再商品化合理化拠出金の確定により186万9,000円を増額するものである。

歳出の主なものは、衛生費の報償費は、歳入で説明しましたように再商品化合理化拠出金の確定に伴い、資源ごみ分別奨励金を増額するものである。

また、し尿処理費の負担金補助及び交付金は、公共用水域保全事業と合併処理浄化槽設置事業を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、再商品化合理化拠出金の内訳で、低減額配分と品質配分についてただしたところ、低減額配分は、再資源化となるごみの量に対して配分されるものである。品質配分については、国が定めた基準の95%以上をクリアしたものに対して配分されるものであるが、特に本市はプラスチックなどを洗ってから出しているのが、品質が良いということで配分されるものであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、教育総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入はなく、歳出の主なものは、小学校費の賃金は森山小学校の養護助手の退職に伴い臨時職員を雇用するものであり、中学校費の賃金は、有明中学校の司書補の退職に伴い臨時職員を雇用する分、いずれも予算の組み替えである。

また、教育振興費は、八野小学校の閉校記念行事に係る経費の補助金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、八野小学校の閉校記念行事への50万円の補助金の算出根拠について

ただしたところ、実行委員会から記念碑や記念誌を主として131万円の計画が示されたので、先例等を調査し、50万円を限度とした2分の1以内という考え方で、また実行委員会からも50万円ぐらいという相談も受けたので、この額に決めたとの答弁でありました。

また、この記念行事には市は関与しないのかとただしたところ、先例等を調査したところ、閉校の際は地域の思いを入れるため実行委員会が設立されていて、八野小については、学校・教育委員会と協議し、役割分担を決めているとの答弁でありました。

また、閉校記念式典の開催予定時期についてただしたところ、3月20日の日曜日、午前中に卒業式を行い、その後、式典等を計画しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課及び図書館分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、特定寄附金のうち50万円は、歴史資料館建設の一部に役立ててほしい寄附があったものである。

地域づくり推進基金繰入金は、青少年研修事業海外派遣分の参加者負担金の見直しによる減額を行うものである。

歳出の主なものは、文化財保護費で大クスの維持管理に要する経費を、積立金は歴史のまちづくり事業推進基金へ積み立てをするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定寄附金を歴史のまちづくり基金に積み立てるのではなく、すぐ事業として活用すべきでないかとただしたところ、旧志布志町に展示館がないのはおかしいので、そのためにとの意向であったので、具体的活用計画が決まるまでは、とりあえず基金としたとの答弁でありました。

青少年研修事業の参加者負担が3割から4割になっているが、これはいつ決まったのかとただしたところ、教育委員会外部評価により負担見直しの指摘があり、実行委員会で協議し、了承されたとの答弁でありました。

外部評価で子供の負担を増やすような議論になったのはなぜかとただしたところ、負担率が周りの自治体に比べ恵まれていることもあって、そのような議論になったと理解しているとの答弁でありました。

外部から言われてそれを受け入れるのはどうか、子供の夢を奪うことではないかとただしたところ、当初予算を議会で認めていただいた後に変更したことは反省しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

その後、生涯学習課分の青少年教育費の減額補正については、市長、教育長への総括質疑を行う必要があるということになり、引き続き総括質疑を行いました。

まず、委員長の方から生涯学習課分の委員会での質疑等の経緯を説明し、教育長、市長の意見を求めました。

教育長は、実行委員会の審議の中で周囲の補助金を話題にして、見直しを決めたことはおわびする。年度を決めて議論すべきであった。

次に、市長は、提案どおり執行すべきものと反省する。青少年健全育成のために取り組む内容で、このような措置が取られたことは残念である、陳謝したい。

以上のような市長、教育長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の減額は6月議会でもできることであり、せっかく市長が提案し、可決後に教育委員会が勝手に外部の意見を取り入れていることは、子供たちに世界を見て育ってほしい事業の趣旨からも夢を砕くような執行である。来年度以降の負担はどのように考えているのかとただしたところ、まず教育長は、軽率な判断でおわびする。来年度以降は、財政担当課とも協議し、よりよい事業になるよう努めたい。

次に、市長は、このことを十分検証し、実行委員会にも協議し、今後のことは教育委員会に任せたいとの答弁でありました。

次に、市長の政策を教育委員会が理解せずに行ったことは疑問を感じる。市長は、今後職員に純粹に執行するよう厳正に課長会等で言うべきではないかとただしたところ、予算は十分審議されたものであり、それを最大限尊重して執行するよう全職員に話したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、この日は委員会を閉会しました。

そして、12月14日に開会して、丸山委員から、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案が提出されました。

修正案の理由として、青少年教育費の補正額57万円の減額については、青少年海外研修の自己負担の割合が当初予算の説明と執行時において異なっていることから生じたものであり、これを認めることは適当でないと考えるので、歳出の10款、教育費、5項、社会教育費、3目、青少年教育費57万円を増額し、併せて、歳入の18款、繰入金、1項、基金繰入金、5目、地域づくり推進基金繰入金を57万円増額するものであるとの説明がありました。

早速、質疑に入りましたが、質疑はなく、引き続き討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

委員会の審議の中でも、厳しい時代の中で保護者も子供のために海外研修を計画された中、予算審議では個人負担が3割であったものが、後々議会に諮ることなく執行の段階で負担を4割にしたことは、議会の決定を無視していると思う。よって、今提案された修正案に賛成することでありました。

ほかに討論もなく、討論を終結し、採決を行い、起立採決の結果、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、お手元にお配りしてあります修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決を行い、起立採決の結果、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、文教厚生常任委員会に付

託となりました所管分につきましては、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となっています議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過と概要について報告を申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員全員の出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず建設課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、土木費関係で1,348万7,000円の追加補正としており、その主なものとしては、道路維持費の委託料で、市単独の雇用対策事業として、主要幹線市道を中心に道路伐採、高所伐採委託を1,000万円、都市計画総務費のその他補助金、危険廃屋解体撤去事業について、おおむね10か所分、300万円を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、市単独道路維持事業の1,000万円の増額についてただしたところ、現在行っている高所伐採は、県の100%補助で6人ぐらい雇用しているが、1月半ば頃で切れてしまい、3月までが失業となるので、景気浮揚対策も含んで新たに市の単独で主要幹線を中心に高所伐採を増やしたところであるとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業について、畜舎、倉庫等についても適用できるような方策を検討できないかただしたところ、この事業はおおむね3年間を目標にしているので、他の自治体等を見ながら検討していきたいとの答弁でありました。

また、補足して、12月6現在の申し込み状況が、約50件、そのうち該当であろうというものが27件で、当初20件を想定していたが、それ以上の申し込みがあったので、今回10件の補正計上をお願いしたとのことでありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によると、今回の補正は、農業振興費の負担金補助及び交付金の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金を16万8,000円増額するもので、志布志産の冬～春なす、青果用かんしょ、秋～冬ねぎ、かぼちゃ、にがうりの出荷予約数量が増加したため、不足を生じる見込みとなったので補正をお願いした。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、畜産課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の増額として、口蹄（てい）疫防疫施設等整備事業で道路用消毒ゲートをはじめ、防疫対策用の動力噴霧器等の備品やブルーシート等の消耗品を備蓄するこ

とにより、悪性伝染病発生時の初動防疫体制の強化を図ることとしている。なお、この財源としては、ふるさと志基金の口蹄（てい）疫義援金335万1,000円と、県から交付される口蹄（てい）疫被害義援金276万7,000円を充当している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、口蹄（てい）疫防疫施設等整備事業について、これだけのものを動かすとなると相当な薬剤が必要になると思うが、早急に対応できるのか。また、盗難に遭うような品物ばかりだが、保管場所はどこかとただしたところ、薬剤等については、曾於家畜保健衛生所が大隅半島分をストックしておくので、それを使いながら補充していくことになろうと思う。

保管場所については、そお鹿児島農協の安楽事業所に空き倉庫があるということで、現在相談をしている状況であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地林務水産課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、林業振興費の負担金補助及び交付金、特用林産生産対策事業133万4,000円の増額は、シキミ等の植栽は4月よりも2月が適していることから、次年度分の5haを繰り上げて実施するものである。

歳入の主なものとして、不動産売払収入のその他の不動産売払収入で、立木売り払い代金1,155万8,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、特用林産生産対策事業について、自己負担はないのかとただしたところ、1本200円の苗木購入で、3分の2が自己負担、3分の1が市の補助である。5ha合計で269万円が自己負担、133万4,000円が市の補助となるとの答弁でありました。

立木売り払い代金の面積等についてただしたところ、2か所で合計8.1ha、3,752m<sup>3</sup>であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号に対する総務常任委員長及び文教厚生常任委員長の報告は、修正であります。

また、産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

まず、総務常任委員会の修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。総務常任委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、総務常任委員会の修正案は、可決されました。

次に、文教厚生常任委員会の修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。文教厚生常任委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、文教厚生常任委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

お諮りします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案は、可決されました。

**議長(上村 環君)** お諮りします。

ただいま議決されました議案第74号の計数等の整理につきましては、議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、計数等の整理につきましては、議長に委任することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

## **日程第8 議案第75号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)**

**議長(上村 環君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第75号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

**文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第75号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金並びに国庫補助金の調整交付金は、保険給付費の増によるものであり、県補助金は介護手当申請者の増によるものである。

また、基金繰入金は、執行残等繰り入れるものである。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費は、要介護の人を対象とする給付である。また、介護予防サービス等諸費は、要支援の人を対象とする給付である。

高額介護サービス等費は、一月の居宅サービス利用料が一定額を超える場合に支給するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護手当はどのくらい増えたのかとただしたところ、当初100人の予定が110人になる見込みで、現在の分と増になる分を含めての計上になるとの答弁でありました。

これに対して、施設にいた人が在宅になったことによる増ではないのかとただしたところ、地区の民生委員への周知、及び介護度が変わったときも、民生委員経由で通知していることから増えたと考えられるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

**日程第9 議案第76号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）**

**議長（上村 環君）** 日程第9、議案第76号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第76号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、下水道使用料の現年度分を150万円増額するものである。

歳出の主なものは、蓬原中継ポンプ、蓬原浄化センターほか2か所のインバーター等の修繕経費として、総務費の修繕料を150万円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、各浄化センターを同時に修繕しなければならないのかとただしたところ、常に点検はしており、たまたま今回重なってしまったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

**日程第10 陳情第14号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書**

**議長（上村 環君）** 日程第10、陳情第14号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書を議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となりました陳情第14号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員全員の出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

当陳情に対する執行部の意見を求めたところ、地域主権改革を進めるため、地域主権戦略大綱が6月22日に閣議決定されている。地域主権の方向性として、国の出先機関の原則廃止やひも付き補助金の一括交付金化など4項目について、平成24年夏をめどに地域主権推進大綱を策定することになっているようであり、先の臨時国会で地域主権関連3法案が継続審議になっている。

この陳情については、平成21年の議会においても議題になり、本地域には大隅河川国道事務所や志布志港湾事務所があり、重要な社会基盤である東九州自動車道や志布志港の整備を担っている事務所であり、また九州地方整備局には要望活動を行っており、地方の出先機関は存続をお願いしたいと意見を述べて、採択されている。

21年と同様、現時点では、市としては存続を求める陳情をお願いしたいということで意見をまとめたとのことでありました。

執行部に対する質疑はなく、討論を行ったところ、やはり我が市は、まだ大きな課題を抱えているし、国際バルク戦略港湾の指定にしても市民全体で取り組んでいる事業なので、存続をしていただいて、地元活性化につなげていきたいとの賛成討論があり、採決の結果、陳情第14号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第14号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第11、議案第78号、及び日程第12、議案第79号の2件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第78号及び議案第79号の2件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

#### **日程第11 議案第78号 損害賠償の額を定め、和解することについて**

**議長（上村 環君）** 日程第11、議案第78号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、農道の管理瑕疵（かし）に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年9月3日、午後10時30分頃、広域農道の有明大橋東側手前付近で、路側帯に車止めとして設置していたU字溝の1個が何者かによって車線の中央に移動させられ、志布志市方向から曾於郡大崎町方向に走行していた宮崎県都城市の川野明弘氏が所有し、同氏の子が運転する普通乗用車が当該U字溝に衝突し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、市がU字溝を他者によって移動させられないよう固定する等の措置を講じていなかったため、及び同氏の前方確認が不十分であったためであり、過失割合を市が50%、同氏が50%とし、同氏の所有する普通乗用車の原形復旧に要する費用54万9,885円のうち、50%の

27万4,943円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**2番（下平晴行君）** 四、五点、質疑をしてみたいと思います。

はじめに、まず1点目でございますが、9月3日に事件があったということではありますが、このことが、今なぜ議案として上がってきたのか。それも追加議案ということでもあります。そのことをお願いします。

2点目に、和解の申し出があったのはいつなのか。そして検証はいつ実施されたか。

それから、3点目に、事故当時に、和解の相手方、親は同乗していたのか。この子は何歳なのか。

3点目に、50%の根拠、今この要旨に書いてありますが、その根拠が分かりません。そのことについてお願いいたします。

4点目に、弁護士に依頼されたのか。これは、個人と個人ではありません、事件は。甲と公の事件であります。

それから、5点目に、文章の中で最初は、甲の子が運転すると。ところが、同じ文言の中で甲の前方不注意が不十分であったと。どっちが本当なのかですね、この5点をお願いしたいと思います。

**耕地林務水産課長（立山広幸君）** お答えいたします。

9月3日に事件が発生して、なぜ今の追加議案かということでございますが、9月3日、事故の報告を受けてすぐ私どもは警察署とも協議をいたしました。その後、総務課が加入している全国町村会総合賠償保険のことについて総務課とも協議をいたしまして、相手方とも協議をしたところでございますが、その中で今回に至った最大の原因は、保険会社の回答が遅れたということでございます。

これにつきましては、保険会社といたしましてもさまざまな角度から協議をなされたということを知っておりますが、似たような事案が平成11年に神戸でございまして、裁判になりまして、やはり市の過失があるということを受けまして、回答を得るまで時間がかかったということでございます。最終的な回答を得たのは、11月中旬ぐらいだったと記憶しているところです。それから、その後におきまして相手方と示談の交渉に入りましたので、今回になったということでございます。

それから、2点目の和解の申し出につきましては、最終的に決まったのが、12月の下旬、日にちはちょっと確認をしておりますが、下旬でございました。

それから、3点目の、甲の子供が運転ということで、同乗しておったのかということでございますが、甲の子供一人で運転をしておったということで、年齢は43歳でございます。

それから、50%の市の過失割合でございますが、先ほども申し上げましたように、神戸市の裁判の判例を見ながら保険会社の弁護士の見解だということで、保険会社の方から指示をいただい

たところでございます。

それから、5点目の甲の前方確認が不十分ということでございますが、これにつきましては、議員の御指摘のとおり甲の子の前方不注意ということでございます。

以上でございます。

[ 何事か呼ぶ者あり ]

**耕地林務水産課長（立山広幸君）** 現場検証につきましては、本人、警察を含めての現場検証をしたところでございます。9月4日に、これは現場検証はしております。

弁護士は、その検証の中には入っておりません。

この事故を受けまして、すぐさま保険会社の方に報告をいたしておりますので、その間は1週間もかかっていないと思います。保険会社に依頼をして、保険会社は弁護士の回答を待つこちらの方に回答をしたということになりますので、すぐさま保険会社の方が弁護士と対応を取っているところでございます。

[ 何事か呼ぶ者あり ]

**耕地林務水産課長（立山広幸君）** 総務課の行政係といたしましても、一人の弁護士でなく、こちらが依頼している法テラスの方にも相談に行って、いろいろ協議をさせていただいたところでございます。

**2番（下平晴行君）** まず1点目であります。

やはり、今までもそうではありますが、事件が発生したら、9月議会があるわけですから、こういうことはちゃんと報告すべきであろうということでもあります。もちろんその内容がしっかり分かっていなかったということは理解できるわけですが、これはずっとこういう案件が出た場合、ほとんどこのような状況で追加議案であるんじゃないかなというふうに思います。

私が和解の申し出があったのはいつかと聞いたことと、検証はいつかと聞いたのは、いわゆる検証は9月4日、和解は12月上旬ということであるわけではありますが、この写真を見ても、ブレーキ痕が全くないんですね。それと併せて、この車体の破損が本当に54万9,885円かかったのかどうか、その見積もりを確認したのかですね、ここをもう1点。

それから、ブロックの破損、9月4日に検証したというのであれば、ブロックはどのような状況になっていたのかですね、お願いしたいと思います。

それから、子供は43で、同乗者はいなかったと。これは当然当事者が和解の申し込みをすべきであり、これは下手をすると父親が子供に要求、請求して、二重請求できる可能性が十分あるんですね、これは、逆に思うと。ですから、そこ辺をどうこれは認めたのかどうか。

それから、この50%の根拠、これは神戸市の判例ということではありますが、これは私は、これが人だとするとどうなるんですか。市長、この提案でですね、私はどうも不思議でならないのが、もう頭から道路の管理瑕疵（かし）に伴うと。もう頭から、いわゆるこの瑕疵（かし）というのは、完全な状況を備えてない状況という、辞書を引いてみますとそうでありますよね。もう頭から自分たちが悪かったんだと、市が悪かったんだと。そういうことも含めて、この根拠がですね、

私は明確でないと思います。

このことは、いわゆる前方不注意と5対5ということでありますけれども、これは国道、県道、市町村道、他市町村道、こういう状況というか、ブロックを置いてますよ、ほとんどの道路が。これをこういう形で認めてしまうとですね、固定はできないはずですよ。相当な費用がかかります、もしするとなればですよ。逆に言うと市は被害者なんですよ。であるとすれば、これは私は氏名不詳で刑事告訴するべきであるのではないかというふうに思うんですよ。こんないいかげんな和解でいいのかということですね。

それから、弁護士に依頼したという、絶えず課長が保険会社との連携と。保険会社はそれはしますよ、そういう示談であるわけですからね。私は保険会社で保険が、金が出ようとも、やはり市の公金というのには変わりありません。そこ辺があまりにも安易じゃないのかなという気がしてならないわけでありまして。まして個人個人ではありません。公と個人との和解関係です。

これは、今までの損害賠償の和解、額を定め和解するというのとは、全然違うんですよ、中身が。こんなのを認めてしまうと、これは次から次へ出てきますよ、こういうことが。前例になってしまうと、おそれがあるというふうに思うわけでありまして。

その見積もりを確認したのか。それと、実際その破損状況がどうだったのかですね。

それと、今言ったその43歳の息子が、当事者がなぜそういう和解申請をしなかったのか。

それから、根拠。この神戸市の判例じゃなくてですね、判例はいろいろあるんですよ。市は市として、やはりちゃんとした弁護士に依頼して、お願いして、やっぱりやるべきじゃないのかなという気がしてならないわけですよ。お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本件につきましては、事件発生がされた後、直ちに報告を受けて私自身も驚がくしたところでした。これは、何者かが悪意を持ってブロックを道路中央に置き去りにして、置き去りにした直後にこの車が衝突したという内容でございまして、当然今お話のように私自身としましては、この悪質な犯人に対しまして、告訴をすべきだというふうに判断したところでした。

そのような観点からこの件については取り組みをしたところではございますが、ただいま課長の方から説明がありましたように、さまざまな事案等を保険会社等から聞いたりしまして、そしてまた当方も法テラスとも相談したりしました結果、設置者の責任があるということもありましたので、このことについては、ただいま提案しているような形で被害された方とお話をして、和解に至ったということではございます。

警察の方にも、そのようなことで、改めて告発というような形を取らせていただきたいという話をしたところですが、実況の見分が警察の方でされておりますので、この内容については告発と同じ取り扱いになっているという説明でございましたので、今後犯人等が見つければ、その犯人に対しまして当然賠償の責任等を問うということになるかというふうには思うところではございます。そういった前提で私どもはこのことについては取り組みをしてきたところでございます。



結果的には、ただいま申しましたように、今御提案する内容で御審議いただくということでございます。

**耕地林務水産課長（立山広幸君）** 車体修理の見積もりを取ったのかということでございますが、見積もりを取っております。その金額が54万9,885円ということでございます。

それから、ブレーキ痕が付いていないということでございますが、ブレーキはもうかける暇がなかったということでございます。それで、エアバッグも出まして、写真では外傷はないようでございますが、下部の所が非常に傷んでおりまして、ラジエーターとかそういうようなことで下の方は破損が大きかったということでございます。

それから、ブロックの状況でございますが、もう粉々に吹っ飛んでいたということでございます。

それから、父の方と和解をしたということでございますが、これにつきましても、車検の名義がお父さんの名義でございまして、所有者とやはり和解をしていかなければいけないということで行政係との協議をしたところでございます。

交渉については、運転をしていた息子さんとずっと交渉してまいったところでございますが、やはり示談の相手方としては所有者でなければいけないということで、このようなお父さんの方と和解をするということになったところでございます。

私ども、本当に今議員から話がございましたように、ちょうど9月でございましたので、議会の方にも報告をすべきでございましたが、いろいろ調査等がございまして、はっきりした数字等が確認ができなかったため、報告が遅れたことをおわびいたしたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

**2番（下平晴行君）** 市長、いわゆるですよ、この事実関係もはっきりしないですよ、これを認めると言ったら、あなたがそんな言い方をすると、さっき言ったようにこれは前例となつて、これはここに置いてなくても、ほかから持ってくる可能性も十分あるんですよ。だから、余計このことは真剣に取り組みをしないと、おかしいですよ、これ。市長の答弁になってないですよ、そんなの。それでいいんですか。

それと、ブレーキをかける間がなかったとすれば、相当飛ばしてますよ、これ。人だったらどうします、人だったら。即死ですよ。前方不注意、道路交通法であるじゃないですか。これが例えば90対10とかですね、80対20とか、そういうんであればいいんですよ。この事実関係がしないであって、いいかげんでありながら、これを50・50ですること自体が公のすることじゃないでしょ、これ、基本的に。おかしいですよ、これ。これと言うとあれですけど、おかしいですよ、この案件。

それから、さっき課長の答弁で、甲の、こんないいかげんでいいんですか、この文章。これ、おかしいですよ、これも。甲の子の前方不注意でしょ。

これ、実は私、ある弁護士にこの文章も見せたわけですけども、文章というかお願いというか、相談したわけです。公でこのような事件があるが、こういう判例、そういうものはないのか、こ

ういう時にどういふ対処をすればいいのか。これは全くですね、今市長が答弁するよなことじゃないですよ。こいふのはあり得んと言っていますよ。

これをよくこいふ形で、課長の方で遅くなつた理由はよく理解するわけでありませんが、その中で提案理由として、先ほど言いました、管理瑕疵（かし）と。もう頭から自分たちが悪いと認めているという状況で出しているわけじゃないですか。おかしいですよ、これ。市長、もう1回お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

本件につきましては、先ほどもお話ししましたように、私自身も当初この事故の原因については、U字ブロックを動かした何者かに責任があるというふうにして、そのよな形での対応、処理を命じたところでした。

しかしながら、本来こいふよな道路につきまして、何らかの物を置くということになれば、その物がきっちり動かないよな形にするべき内容のものだったというよなことがございまして、そのよな意味からブロックを置いた者の責任というよなものも問われるということを知らされまして、現在お話ししているよな形での御提案ということになったところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、このことをした、いたずらなのか悪意なのか分からないですが、直接の原因はこの者だということ、告発はすべきだということにして、そのよな対応を命じたところでございますが、警察の方では、実況見分をしているので内容的には同じであるというよなことで、そのことで捜査をしていただきたいということをお願いしているところではございます。

そしてまた、この事件につきまして私どもにもそのよな瑕疵（かし）責任があるということでございますので、事故を起こされた方の損害の復旧が保険で対応できるということでございますので、保険会社とも協議をしながら、こいふよな形にしたところでございます。スリッ痕がなかったということ等も併せて50・50になったというよなふうにして考えるとございまして。

**2番（下平晴行君）** 市長、保険で対応できるからというふうにして聞こえてしまうんですよ。それはおかしいんじゃないですか。だからもうちょっと、本当に真剣にですよ、事実関係を調査して、そして警察はどっちかという和解ということ、示談という方向性もするわけですから、告訴ということであるのかどうか、私はそれじゃないというふうにして理解するんですよ。やはり、市がちゃんと弁護士に依頼して、先ほど言いましたように氏名不詳としての刑事告発、告訴、やっぱりそいふことをちゃんとして、その間決定しないんですよ。市も、市長、被害者ですよ、これ、はっきり言って。それを保険会社がどうこうという、これは全くもって私は理由にならないというふうにして思うわけです。

そこに置いてあったのを持ってきたと。先ほど言いましたように、ほかから持ってくる可能性も十分あるわけですよ。だから、このことだけじゃないんですよ。このことだけで50%・50%してしまつたらおかしいって思われませんか？

例えば、汽車の線路の上に石を置いたということも含めて、一緒ですよ。ですから、これな

んかも本当に誰がどうしたのかという部分では、やはりこれは本当に、調査する。事実痕がどうなのかということでは、誰がしたのかという調査をするというふうに思うわけですね。これは、全く道路も一緒だというふうに思うわけです。ですから、市長が、そういういろんな判断、いろんな状況を踏まえてというようなことでの答弁であるわけですが、私はどうもこのことについてはですね、理解ができないというか、この和解の根拠、どうもおかしいというふうに思うわけがあります。

そして、相手方が親、所有者は親でいいんですよ、これはいいんですけども、車の件に対しては所有者であろうというふうに、これは理解できます。しかし、和解そのものの内容については、本人、当事者ですよ。このことについても、やはりこれはおかしいと。この和解の相手方が、私が確認したのは、子供の年齢が恐らく未成年者じゃないかなということで、そうだろうというふうに理解していたんです。なぜ年齢を聞いたかということ、そういうことも含めてあったもんですからね、聞いたんですけども。

このことについては、やはり私は軽々に判断するんじゃないで、もうちょっと真剣に、何回も言うようではありますが、事実関係をもっと調査して対応すべきであると。ただ、市長、保険で対応というそのことだけはですね、これはおかしいですよ、その答弁は。そこをもう1回お願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来何回もお話しますように、もう私自身もこの件については本当に憤慨というか、とんでもない内容だというふうに当初考えて対応してきたところでした。

お話がありましたように、もし死亡事故になっていたらと、人身事故になっていたらということを見ると、本当に未恐ろしい内容だというふうに思って、直ちにこれは犯人を突き止めて、そして犯人に責めを負わせるべき内容というようなふうには考えたところでございます。

しかしながら、当方でも法テラスとも相談し、そしてまた先方の弁護士との話もあり、そしてまた、判例等もあり、そのようなことも勉強をしていく中で、改めてこのことについては、U字溝をその地に設置した当方に責任があるというようなことが考えられたところでございます。仮に置くにしてもブロックが動かないようなモルタルで、セメントで固定するような形で置くべき内容だったのかなというふうには考えたところでございます。

このような不心得者がいるとすれば、例えば、ほかの市の所有物を何らかの形で放置して逃げ去って、そのことにより事件が起きる、事故が起きるという可能性もあるわけでございますので、このことにつきましては、直ちに本市の道路周辺につきまして点検をいたしまして、このようなことが今後発生するものについては、そのことがないような措置をさせたところでございます。

賠償金につきましては、保険金で支払われるというような内容であるということで、そのようなふうには発言しているところでございますが、本来はその犯人を見つけ出して、犯人にも賠償を請求していく内容だというふうには十分思っているところでございます。

[ 下平晴行君「議長、すみません、あと1回」と呼ぶ ]

**議長（上村 環君）** はい、特に許可します。

**2番（下平晴行君）** 市長、二度とという、今答弁でおっしゃいましたよね。二度とじゃないんですよ。これ、1回したら二度、三度、ずっとあるんですよ。

今このことの和解のけじめをちゃんとしておかないと、だって先ほど市長がおっしゃったじゃないですか。前方不注意という、もし人だったら、私も言いましたけど、死んでしまうと。死亡事故ですよ、これ。ですから、この判例がどうこうじゃないんですよ。志布志市としてどうなのかというものを。二度とっておっしゃったじゃないですか。二度と起こさないためにも、このことをちゃんとしておかないと、二度、三度起きるんですよ、これは。起こるんですよ。

そこも踏まえてですね、もう本当に私はこれは、何と云うか、答弁はまたそういう同じ答弁でしようけれども、二度と言うんであれば、もう1回、ここで和解、合意するんじゃないんですよ、本当に真剣に事実関係を調査する必要があるというふうに思うわけです。

もう1回、そこ辺をもう1回お願いします。事実調査をする、しないというか、そこをちょっともう1回お願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

事実関係につきましては、今後また警察にも、そしてまた弁護士とも相談しながら、更に追求してまいりたいというふうに思います。

やはり本案件につきましては、議員がおっしゃいますように、今後の影響がかなり大きい事案だというふうには感じておりますので、そのようなふうに変更させていただければと思います。

[ 何事か呼ぶ者あり ]

**議長（上村 環君）** ここで、議案差し替えを求めたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後2時05分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**市長（本田修一君）** 差し替えのお願いをいたします。

議案第78号、損害賠償の額を定め、和解することについての議案について、2ページ目の差し替えをお願いします。

先程来ありますように、和解の内容の要旨の中の「事故の原因は」の段の部分の「甲の前方確認」の所を「甲の子の前方確認」と訂正するものであります。

よろしく申し上げます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**18番（東 宏二君）** 今2番議員の方から出ていますが、大変悪質な事件ということで認識をしておりますが、市が管理している市道、農道、林道など、こういうU字溝とか、構築物が置い

である箇所はどのぐらいあるのか。

それと、今後の対応ですね。またこういうことが起きるやもしれない、心配されるわけです。

それと、3点目が、なぜ設置しなければいけないか。ある程度分かっているんですが、このこともお聞きしたいと思います。

それと、県道、国道、63号線、特に柿ノ木線、いろいろU字溝とか置いてあるわけですが、その辺のこういう事故が起きた、事件が起きたということをやはり県なり、国なりにも市側の方から、そういう連絡はしたのか、その辺をお聞かせください。

**耕地林務水産課長（立山広幸君）** 農道につきましては、この事故があった広域農道だけであるというふうに把握をしておりますが、その後すぐ撤去いたしまして、処置をしたところでございます。

それから、設置目的は何かということでございますが、私どもの広域農道につきましては、ちょうど休憩場所になっております関係上、ポイ捨てが多かったということで、ポイ捨て防止のために設置をしておりましたが、トラフを撤去した後については、職員間で現場近くの事業に出るときは見回りをして、ポイ捨てがないように今現在心掛けているところでございます。

県道、国道につきましても、この事件が発生した時にすぐ関係機関に連絡をいたしまして、こういう事案があつてこうこうだと、県道・国道の設置箇所についてはどうですかということは連絡を取ったところでございます。

農道関係については以上でございます。

**建設課長（中迫哲郎君）** 市が管理する市道の箇所でございますが、5か所ほどございます。目的は、やっぱりごみの不法投棄の防止というのと、あと信号の近くに旧道が残っておりまして、信号を通らずに近道をするような所に通行止めの意味ということで、設置した箇所が1か所ほどございます。

この箇所につきましては、これに代わり得る強固なものということで、今取り替えるということで準備をしているところでございます。

**18番（東 宏二君）** 設置しなければいけないというのは、やはり不法投棄、いろんなポイ捨てということでございますが、県の方も国の方もそうだろうと思います。

しかしながら、我がまちはポイ捨て防止条例を制定しておりますね。そのことで、やはりそういう所にはですよ、看板なりいろんなものを出してですね、やはり市民の方々、また市外の方々に周知することも必要ではないかということなんです。

12月議会でも出ました。ポイ捨ては、条例はしているけれども、ポイ捨てが多いということで質問もあったわけですが、その辺の考え方ですよね。

前の委員会の中でも言いました。やはりそういうポイ捨てをしないためにそういう大きな事故が起きて、人であれば即死状態のような事故だということでございますが、やはりその辺もですよ、当局側としてはその辺の取り組みも必要ではないかと思うんですが、その辺の考え方はどう思われますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

設置いたしました目的が、不法投棄が多い場所になっているということで地域の方から要望があったりしまして、このような形でU字溝等を設置して、車両が進入できないような、また休憩ができないような形にさせていただいてきたところであります。

今回のような事件が発生したということで、今後は仮に車両が進入しないような、駐車しないような形を取るとすれば、別途強固な形の措置をしていきたいというふうに思います。

そしてまた、そのような措置を取らないとなれば、また不法投棄、ポイ捨てが多発すると考えられますので、その点につきましては、今後導入が予定されます不法投棄の監視カメラ等を設置したり、議員御提案の看板等も設置したりしまして、そのことの防止に努めてまいりたいと思います。

**18番（東 宏二君）** ちょうど志布志にも志布志警察という警察署が、管轄の警察があるわけでございます。やはり警察の方にもですよ、やはりパトロールをされるわけでございますので、特にそういう設置物が置いてある所などはですね、やはり行政の方からお願いをして、二度とこういう事故が起きないように。先ほどもありましたが、起きる可能性もあるわけでございますので、その辺をですよ、市長なり総務課長なり、やはり警察の方にですね、お願いをして、やはり犯人もしっかりと捜査していただいて、二度とこういうことがないような形でですね、大きく市報でも取り上げてですね、やはり市民にそういう事件を促すようなこともですよ、必要ではないかと思いますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

**市長（本田修一君）** 今回の件につきまして、非常に多くのことを考えさせられる内容だったというふうに思います。

特に、何者が不届き者がいた結果、こういったことが生じたということでございますので、そのような者がまた再び起こさないような形というものについてどのようなふう呼び掛けをしていくかということについては、今回このことについて和解がなりましたので、その上でまた改めて市民にも広報をしながら、そしてまたお互いに見守っていただけるような形の広報というものにしていきたいというふうに考えるところでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**23番（福重彰史君）** 今回のこのことは、第三者が起こした事件であるというふうに思うわけでございますけれども、ところが今回提案されているこれを見ても、両者50%、50%の負担割合ということで、結局痛み分けと。事件であるにもかかわらず痛み分けというような形になっているわけでございますけれども、やはり先程来市長がいろいろ述べられておりますけれども、市長も事件というような認識をされているようでございますので、それであるのであれば、やはり事件としてしっかりとこれは究明、解明していく必要があるのではないかと。

やはりそういうことからいったときに、現在どのような捜査状況であるのか、その点をまずお聞かせをいただきたい。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは、この事件が発生いたしまして、担当の方から警察にも、このことについて捜査をお願いしたいというような形をお願いしているところでございます。その後の捜査の状況についての報告は、いただいているところではございません。

**23番(福重彰史君)** やはり、9月3日の発生ですから、3か月と20日はもうたってますよね。事件であるというようなふうに捉えているのであればですよ、もう3か月と20日ですよ、その間の状況がどのようになっているかということをしかりとやはり警察にも報告を求めるべきであるし、その状況等も市として把握しておくべきことではないかなというふうに思うわけですが。

それと併せてですね、先ほど農道については、この構造物はもう撤去したと。市道については、5か所あるが、強固なものに取り替える準備をしているということでございますけれども、市はですよ、市というよりも執行部としては、過失割合50%、現時点ではそれを認めているわけですよ、過失があったということですよ。それが、もう3か月と20日もたっているのに、過失があるというものを認めているにもかかわらず、まだその準備段階であると、市道においては。その辺りの対応というものはどうなんですか。

これを自分たちがそういうふうにして過失があるというふうに認めているのであれば、速やかにその対応をすべきであって、その間にこういうような事故が起こってもおかしくないわけじゃないですか。

そういうことを考えたときに、今回のこの事故というものを本当に真剣に考えているのかということが今問われるんじゃないかというふうに思うわけですが、いかがですか。

**建設課長(中迫哲郎君)** この事件につきましては、耕地林務水産課長の方から報告を受けまして、市の管理の箇所の調査に当たったところでございます。各支所にも連絡をしまして、撤去の方向でということで指示をしたところでございますが、松山の方は既に撤去が終わっているということで、あと残りの5か所につきましては、今、先ほど答弁いたしましたように、強固な道路付属物、ガードレールもしくは縁石等そういうので、強固な形での対応をするような準備を進めているところでございます。

少し対応が遅れていることにつきましては、反省しているところでございます。

**23番(福重彰史君)** 市長ですよ、松山は撤去したと。残り5か所については、強固なものに取り替える準備をしている、対応が少し遅れているというような今おわびもありましたけれども、しかし、本当にこの事件を真剣に考えたときに、先程来出てますがね、これは車だったからあれですけども、これがバイクやら自転車だったらどうなっているのか。あるいは、自動車でもいろんな自動車があるわけですから。今回はそういうけがやらそういうものについての分が出ておりませんけれども、これがもしそういうような人身事故につながるようなことになった場合に、今のような対応でですね、どうなるかと。本当に今回のこの事件を真剣に考えているのであれば、今のような答弁というのはないと思うんですよ。速やかな対応を起さされると思うんですよ。

実際、50%は自分たちにも過失があったんだということを認めているわけですよ。その辺り、もうちょっとですね、物事は真剣に全て考えないといけないですよ。

もう1回答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

御指摘のとおりだと思います。

ただ、私どもとしましては、今回このような特異なケースがあって事故が発生したということにつきましては、本当、初めてのケース、また、それこそ近隣でもないようなケースということでした。

そしてまた、本市の市民というものを考えたときに、本当にそんな悪質な人がいるんだろうかというような思いもあって、少し今おっしゃるように油断というか、対応が遅れたということは、今反省するところでございます。

直ちにこの件については、改善の取り組みをしてまいりたいと思います。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

**2番（下平晴行君）** この議案については、過失割合を市が50%で和解することになっておりますが、国道、県道、他市町村道、これは同じ条件であります。

先ほどからU字溝の撤去と、それで問題解決というようなことでありますが、その問題だけでなく、持ち込み等も考えられるわけであります。

よって、この案件を安易に認めてしまうと、これが前例となり、このような事件が増える可能性もありますので、軽々に和解するのではなく、事実関係をもっと調査すべきであります。

以上。

**議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号は、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（上村 環君）** 起立多数であります。したがって、議案第78号は、可決されました。

## **日程第12 議案第79号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第11号）**

**議長（上村 環君）** 日程第12、議案第79号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。



議案第79号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、農道の管理瑕疵（かし）に伴う事故による損害賠償金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億9,088万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の諸収入は、農道の管理瑕疵（かし）に伴う事故に係る保険金を27万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の農林水産業費は、農道の管理瑕疵（かし）に伴う事故による損害賠償金を27万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第79号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました議案第79号の計数等の整理につきましては、議長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、計数等の整理につきましては、議長に委任することに決定しました。

**議長（上村 環君）** 日程第13、発議第11号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

**日程第13 発議第11号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について**

**議長（上村 環君）** 日程第13、発議第11号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

**産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となりました発議第11号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第14号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書につきましては、産業建設常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会において採択すべきものと決定をいたしました。それを受け、産業建設常任委員会として、意見書提出の議案を提出するものであります。

提出の理由としましては、本市を含め九州地方においては、風水害、土砂災害の発生する割合が多く、自然災害に対する早急な対策が必要となっています。

また、高速交通基盤の整備が遅れている地域では、人口や所得等の伸びに格差が見られるため、地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要であり、さらに地震や津波などに対する防災対策や危機管理体制の拡充も急務となっていることから、国民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理について国が責任を持って実施するよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、次の事項について関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

1、地方分権（地方主権）については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。

2、防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。

3、現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は、国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

提出先は、内閣総理大臣 菅直人、国土交通大臣 馬淵澄夫でございます。

以上、趣旨説明を終わります。どうぞ、御賛同方、お願いを申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は、原案のとおり決定されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第11号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第14、発議第12号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第12号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

#### **日程第14 発議第12号 「国立大隅青少年自然の家」の国運営存続を求める意見書の提出について**

**議長（上村 環君）** 日程第14、発議第12号、「国立大隅青少年自然の家」の国運営存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**3番（西江園 明君）** ただいま議題となりました発議第12号、「国立大隅青少年自然の家」の国運営存続を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会総務常任委員長、鶴迫京子議員、同じく産業建設常任委員長、毛野了議員であります。

提出の理由としましては、国立青少年自然の家が経済的な合理性など画一的な見地から、自治体・民間への移管や廃止・統合されることなく、全国的に教育の機会均等を保障するとの観点か

ら、次代を担う青少年にとって学校外での自然体験活動による健全育成の場として今後も活用されるために、国による継続的な運営が存続されることを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長 西岡武夫、内閣総理大臣 菅直人、総務大臣 片山善博、行政刷新担当大臣 蓮舫、文部科学大臣 高木義明、財務大臣 野田佳彦でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は、原案のとおり決定されました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第12号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

## 日程第15 議員派遣の決定

**議長（上村 環君）** 日程第15、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

## 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

**議長（上村 環君）** 日程第16、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**議長（上村 環君）** 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成22年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時36分 閉会